明治二十五年二月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十四年三月八日

○第百八十回国会 衆議院会議録 第八号（一）

平成二十四年三月八日（木曜日）

議事日程　第五号

平成二十四年三月八日

午後一時開議

第一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第百七十四回国会、内閣提出）

○本日の会議に付した案件

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

日程第一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第百七十四回国会、内閣提出）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

福島復興再生特別措置法案（内閣提出）

午後四時三分開議

○議長（横路孝弘君）　これより会議を開きます。

○太田和美君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算、平成二十四年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

平成二十四年度一般会計予算
平成二十四年度特別会計予算
平成二十四年度政府関係機関予算

○議長（横路孝弘君）　平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算、平成二十四年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長中井洽君。

平成二十四年度一般会計予算及び同報告書
平成二十四年度特別会計予算及び同報告書
平成二十四年度政府関係機関予算及び同報告書

〔本号（二）に掲載〕

〔中井洽君登壇〕

○中井洽君　ただいま議題となりました平成二十四年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月二十四日本委員会に付託され、三十日安住財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二月九日から質疑に入り、基本的質疑四日間、約二十二時間、一般的質疑七日間、約三十一時間、集中審議五日間、約三十四時間、締めくくり質疑約三時間、計約八十九時間の対政府質疑を行ったほか、いわゆる地方公聴会、参考人質疑、公聴会、分科会審査を行い、本日、討論、採決を行いました。

次に、予算三案の概要について申し上げます。

平成二十四年度一般会計予算の規模は九十兆三千三百三十九億円であり、前年度当初予算に対し二・二％の減少となっております。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は六十八兆三千八百九十七億円であり、前年度当初予算に対し三・五％の減少となっております。

歳入のうち、公債の発行額は四十四兆二千四百四十億円で、公債依存度は四九・〇％となっております。

特別会計予算については、東日本大震災復興特別会計を創設することとしており、同特別会計の規模は三兆七千七百五十四億円となっております。

同特別会計を含めた十八の特別会計では、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は百九十兆五千二百五十四億円となっております。

政府関係機関予算については、株式会社日本政策金融公庫など四機関の予算を計上しております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十七兆六千四百八十二億円で、前年度当初計画に対し一八・四％の増加となっております。

審査におきましては、財政・金融政策、社会保障と税の一体改革、外交・安全保障政策、高校授業料無償化等政策効果の検証、年金制度改革、東日本大震災復興支援、ＴＰＰ、公務員制度改革、原発事故除染対策、雪害対策など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

本日、質疑を終局いたしましたところ、自由民主党・無所属の会、日本共産党及びみんなの党から、それぞれ、平成二十四年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び各動議について討論、採決を行いました結果、各動議はいずれも否決され、平成二十四年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

この予算三案につきましては、本年度第四次補正予算の審査を終えてからの審査という事情もあって、審査日程の確保の点で苦慮する場面もありましたが、各党の理事、委員の皆さんの御理解、御協力のおかげで、円満に審査、採決を終えることができましたことに対し、委員長として心から感謝申し上げ、御報告といたします。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　平成二十四年度一般会計予算外二案に対しては、石原伸晃君外三名から、三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。塩谷立君。

平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算及び平成二十四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

〔本号（二）に掲載〕

〔塩谷立君登壇〕

○塩谷立君　自由民主党の塩谷立でございます。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算及び平成二十四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議に関して、趣旨を説明申し上げます。（拍手）

東日本大震災から一年がたとうとしています。改めて、震災によって亡くなられた方々に対して哀悼の意を表しますとともに、いまだ続く被災された皆さんの御労苦に対し、心からお見舞い申し上げます。

さて、民主党政権になって二年半、野田政権が発足して半年がたちます。この間、日本経済はさらに低迷し、政治不信はかつてないほど高まっています。もはや、民主党政権には予算を編成する能力も実行する能力もないことは、誰の目にも明らかであります。

予算は、漫然と過去の政策の継続を行うのではなく、直面する課題と将来の目標を見据えて、今何をすべきかを明確に示しつつ編成しなければならないことは、言うまでもありません。しかし、政府案は全くそれを示していません。

今やるべきことは明確です。自民党は、予算について優先順位を明確にしております。

第一は、震災復興の加速化と国土強靱化です。

我が党は、復興を最優先課題と位置づけ、復興の加速に必要な予算を十分に確保すべきであると考えております。同時に、強くてしなやかな国づくりを目指し、事前防災の観点から、国土強靱化を図ります。

第二は、デフレからの脱却と日本経済の再生です。

長引くデフレ、超円高によって、日本経済が深刻なダメージを受けています。デフレ、円高からの脱却に向けて、欧米先進国並みの物価目標二％程度を政府・日銀アコードで定めるとともに、日銀の国債管理政策への協調などにより、大胆な金融緩和を断行すべきです。

第三は、徹底した行財政改革と財政規律の確立です。

我が党は、国会議員の定数削減と同時に、国と地方の公務員の人件費を削減し、国費ベースで一兆五千億のスリム化を提案しています。これら徹底した歳出削減に努めつつ、消費税を含む税制抜本改革の実施により、持続可能な財政の確立を目指します。

第四は、自助を基本とする、安定した社会保障制度の確立です。

我が党は、汗が報われる社会を目指し、自助を基本とし、共助、公助を組み合わせた、安心できる持続可能な社会保障制度を構築します。この基本方針のもと、生活保護費については、不正受給に厳格に対処し、就労を促進し、大幅に削減します。

そして最後に、我が国の直面する政策課題や財政状況を正直に国民に開示し、うそのない予算を編成することこそ肝要であると考えております。

我々は、これらを前提として予算の組み替えを求めるものでありますが、政府案の問題点を三点指摘いたします。

第一の問題点は、粉飾予算であることです。

平成二十四年度一般会計予算の規模は九十・三兆円であり、この点について、政府・民主党は、前年度比で六年ぶりに減になったと胸を張っています。さらに、中期財政フレームに基づいて、歳出大枠約七十兆円、新規国債発行約四十兆円を堅持したと言っています。

我々は、本来二十四年度当初予算に計上すべき多くの予算が、平成二十三年度四次補正予算へのつけかえによって、二十四年度予算の規模を表向き小さく見せようと偽装していることを批判してまいりました。

さらに、基礎年金の国庫負担割合二分の一への引き上げの財源に交付国債二・六兆円を充てた借金隠しの予算であるとともに、本来なされるべき削減努力を放棄した形で将来へのツケを回した予算としている点は、大きな問題であります。まさに平成二十四年度予算は、粉飾予算であり、国民の目を欺くものであります。

第二点は、マニフェスト破綻予算であることです。

民主党のマニフェストが総崩れになっていることは、誰の目にも明らかであります。やらないと言っていた消費税の増税は声高に主張する一方で、無駄の削減と予算の組み替えで財源を捻出すると言っていた約束はすっかり忘れています。無駄の削減を諦め、消費税の増税を言い出したことは、民主党の財源論が完全に破綻したことの証左であります。さらに、後期高齢者医療制度の廃止や国家公務員人件費の二割削減など、マニフェストで約束した政策は全て先送りであります。

第三点は、ばらまき政策を見直すとした三党合意違反の予算であります。

我々は、民主党の看板政策である、子ども手当、高校授業料無償化、農業者戸別所得補償制度、高速道路無料化のばらまき四K政策については、かねてより一貫して撤回を求めてきましたが、自民党、民主党、公明党の協議の結果、昨年の八月に合意がなされたことは御承知のとおりであります。しかしながら、二十四年度予算において、民主党はこの合意を見事にほごにしたのであります。

子ども手当については、検討事項とされていた法案の名称が、略せば子ども手当法となるような法案が提出され、また、所得制限を設けることで合意していながら、年収九百六十万円以上の所得制限世帯へも五千円を支給することを一方的に決めてきました。これらは明らかに三党合意を無視するものであります。

また、高校授業料無償化と戸別所得補償制度については、三党合意において、政策効果の検証をもとに必要な見直しを検討し、平成二十三年度第三次補正予算並びに平成二十四年度予算の編成プロセスに当たり誠実に対処するとされていました。

しかし、高校授業料無償化については、全く見直し作業が行われないまま、無償化予算が計上されました。農業者戸別所得補償制度についても、民主党から示されたものは決して検証と呼べるものではなく、協議に入ったら、いきなり、もう時間がないとそのまま予算計上するなど、三党合意を無視したのと同然でありました。

政治の要諦は信頼であることは言うまでもありません。民主党の対応は公党間の信頼をことごとく裏切る行為であり、内閣支持率の低下を見るまでもなく、これらの行為はそのまま国民の政治不信につながっていることは明らかであります。

以上、政府予算の問題点を申し述べましたが、以下、編成替えの具体的な内容について申し上げます。

まず、復興予算についてであります。

東日本大震災の復旧復興のために、数次にわたる補正予算が我が党などの賛成により成立していますが、この予算を執行する民主党政権下の不手際により、瓦れき処理や道路、鉄道等の生活インフラの復旧などは一向に進まず、一年がたとうとする今日に至っても、被災者の生活再建、被災地の復興の展望はいまだ開けていない状況が続いております。

我が党は、これまでのような後手後手の轍を二度と踏まないためにも、先月スタートした復興庁については、総合調整にとどまらず、与えられた権限を十二分に発揮し、実施機関として、被災地の実情に即して迅速かつ十分な対応を行うべきと考えております。

先日、三月三日から四日にかけて、我が党の谷垣総裁が被災三県を訪れ、現地において、復興加速への十の方策を発表いたしました。復興への決意を新たにしたところであります。

復興の規模について、政府の目算は大きく狂っています。政府は、復興事業を平成二十七年度末までの五年間の復興集中期間で十九兆円を見込んでいますが、これまでの数次にわたる補正予算に

二十四年度予算を加えると、復興に必要な枠はほとんど残りません。

被災者に寄り添うなどと言いながら、来年からの復興事業はどうするのですか。これでは、本格的な復興はもとより、後述するような国土強靱化のための全国防災への対応は到底おぼつきません。我々は、復旧復興事業については特別会計で必要な予算を十分に確保すべきと考えており、復興計画を早急に見直すべきであります。

次に、デフレからの脱却と日本経済の再生に関する予算であります。

日本経済を持続可能な成長軌道に乗せ、国民生活の基礎である雇用を安定させるためには、大胆かつきめ細かい成長戦略を立てて、集中的に予算を投入すべきです。

例えば、世界の頭脳を日本に集めるための研究環境の整備や、国際競争力を持ち海外展開する企業が世界じゅうで大きく活動し、その成果を日本に還元するような仕組みを整備します。また、震災でその重要性が改めて認識されたサプライチェーンを強化するため、これまでにない大胆な政策をパッケージで提示し、実施します。強固なエネルギー供給体制の確立や資源確保戦略の推進を国家プロジェクトで行うことも重要であることは、言うまでもありません。

他方、中小・小規模事業者への対策を強化する観点から、資金繰り対策とともに、新製品や新たな技術の開発などを促進し、円高等に負けない足腰の強い経営体質をつくっていくために、中小企業関係予算を政府案よりも約三百億円程度増額すべきであると考えます。

農林水産業関係の政府案は、農業農村基盤整備などをなおざりにしています。加えて、自助を前提としない農業者戸別所得補償制度は、米価の低落を招来するとともに、米など土地利用型農業偏重で、地域の特性を無視した全国一律単価の採用により、多様性豊かな農業の展開を著しく阻害しております。

これに対して、我が党は、自助を前提に、頑張る農家に報いる農政、地域のきずなを強める農政の実現を目指しています。

一つは、農業者戸別所得補償制度の固定部分は、農地を農地として維持することに対して対価を支払う直接支払い制度に振りかえ、金額も約三千五百億円に拡充します。変動部分は、農家の拠出を伴う収入減少影響緩和対策に振りかえ、拡充を図ります。

二つ目は、多様な担い手を育成、確保するため、経営移譲円滑化制度の創設なども含む担い手新法を制定する、約五百億円などの農業者を支える政策を打ちます。

三つ目は、土地利用型作物に限らない日本型直接支払い制度を創設する多面的機能直接支払い法を制定するなど、農業地域を元気にする政策を打ちます。

四つ目は、地域の実態に合った農地集積加速化事業を復活するなど、規模拡大のための期限つきの目標を掲げて、大胆な優良な農業用地を確保する約六千四百億円の政策を打ちます。

林業については、災害対策に資する治山事業の拡充や林業経営の基盤強化、さらに、路網整備や機械整備のための森林整備加速化・林業再生事業など、約一千六百億円の増額を行います。

水産関係については、東日本大震災からの復興は言うに及ばず、我が国周辺水域、内水面の資源状況の悪化、燃油高騰の長期化でコスト増による経営の悪化、生産、流通の悪化など、衰退に歯どめがかかっていません。そこで、これらに対応するための関係予算を拡充し、衰退に歯どめをかけます。

地方を活性化させる予算も重要であります。

地方がみずからの実情に合った事業を独自の財源だけで行うことは昨今の経済状況から見ても難しい状況にあり、日本再生の鍵は地方経済にありとの観点に立って十分な資金を確保し、地方の活性化を大胆に推進いたします。

他方、地方自治体が特色ある政策を着実に実施できるよう、経済対策や雇用創出事業に活用できる地域経済対策特別交付金、地域雇用創出緊急交付金、各五千億円を創設し、地域からの日本経済再生の支援を行います。

他方で、公共事業費の過度の削減により、防災対策を初めとする社会資本整備に重大な支障が生じております。東日本大震災や各種自然災害への対応力の脆弱さが露呈し、さらに、地域経済や災害時の応急・緊急対応の役割を担っている地方建設業の経営を圧迫、地方の危機管理が限界に来ています。

そこで、我々は、予算を国土強靱化元年にふさわしい内容として、真に必要な公共事業を緊急に行う観点から、政府案約四・六兆円から増額し、約八・三兆円を確保すべきであると考えております。

大震災等により、多くの国民がとうとい命を奪われるとともに、国土に破滅的な被害が生じ、その復旧復興に巨額な支出を余儀なくされたことを甘受するのではなく、事後復興に必要な額よりもはるかに少ない額で事前に計画的な投資を行い、大災害等の被害を大幅に減額する、国土の強靱化を全国レベルで行うという事前復興への発想の転換であります。

この事前復興の考え方に基づき、近い将来に発生が予想されている大震災等の被害を最小限に抑えるため、早急に実施すべき事業として約三兆円を東日本大震災復興特別会計に計上いたします。

次に、社会保障関係予算であります。

年金、医療、介護は世代を超えた国民生活の基盤であり、社会保障制度の崩壊は国民生活の崩壊につながります。今こそ、高齢化の進展等に対応し、自助自立を基本に、安心できる社会保障制度の構築を目指すべきであると考えます。

基礎年金国庫負担割合の二分の一への引き上げは当然の前提として、その財源については、交付国債の発行による年金積立金の取り崩しによるものではなく、一般会計予算において必要な財源を確保します。

生活保護の受給者が急増しています。生活保護は、最後の安全網として機能は確保しつつも、手当より仕事を基本に、不正受給に対してより厳格に対処するとともに、就労の一層の促進、現金給付から現物給付、例えば、住宅確保、食料回数券の活用等への移行、医療扶助の適正化など、必要な見直しを行い、国費ベースで八千億円を減額します。

子供に対する手当に関しては、三党合意に則して、年収九百六十万円以上の所得制限世帯への支給五千円は行わないこととする。なお、年少扶養控除については、今後さらに議論を深めていく考えであります。

次に、教育です。

教育の目的は、我が国の次代を担う人材を育てることであります。改正教育基本法の理念を実現するために、我が党政権下で初めて教育振興基本計画が作成されましたが、民主党政権は、高校授業料無償化の財源に充てるため、基本計画関連予算を軒並み削減しました。

高校授業料無償化については、三党実務者協議においても、具体的な合意には至りませんでした。我が党としては、所得制限を設けることによって二千億円を捻出し、その財源で、より優先度の高い低所得者への給付型奨学金約一千億円の創設や公私間格差の是正を早急に行うべきであると考えております。

また、東日本大震災を受けて、学校耐震化、防災拠点化の要望が三千三百五十億円にも上っております。確実な予算措置が必要であります。

さらに、科学技術やスポーツ、文化芸術分野については、中長期的に安定した予算の確保が必要であり、特に、我が国の成長や復興の原動力となる科学技術については、将来への投資として重点的な予算配分が必要であります。

外交・防衛予算も見直しが必要であります。

外交力を抜本的に高めていくため、大使館体制と人員の強化など、外交基盤の整備を強力に推進します。特に、南スーダンへのＰＫＯ派遣については武器使用基準の緩和を検討するとともに、在南スーダンの大使館を早急に開設すべきであります。

また、国を守る観点から、予算・人員削減が明記された防衛大綱、中期防を新たに策定し直します。大震災への対応を見ても、自衛隊の人員、装備など、充実が必要であり、これ以上の防衛予算の縮減に歯どめをかけるとともに、震災で被害を受けたＦ２戦闘機の修復などのために、約八百億円の増額を行う必要があります。

さらに、近年、サイバーテロの脅威が、静かに、しかし着実に増しています。米国はサイバー空間を第五の戦場と位置づけ、その対応の強化を行っています。我が国においても、サイバーテロへの対応を含めたサイバーセキュリティーの対策強化を早急に進めるべきであります。

一方で、徹底した行財政改革が必要です。

我が党は、これまで、行財政改革に果敢に取り組んでまいりました。例えば、国家公務員の削減に関しては、十年で国家公務員を二〇％、八万一千人純減する計画を平成十七年に決定し、その後四年間で約四万五千人の純減を達成いたしました。今後、我が国財政の危機的状況を克服していくためにも、国家公務員の純減を前倒しするなどにより、国・地方公務員の人件費を削減し、国費ベースで一兆五千億円のスリム化を行います。

また、無駄遣いの撲滅については、平成二十一年度予算において、徹底した支出の見直しを行い、広報経費、委託調査費や公益法人への支出について約三、四割の削減をしたほか、政策の棚卸しにより、一般会計約五千五百億円、特別会計約三千三百億円を削減しました。

引き続き、無駄遣いの撲滅に向け不断の努力を行い、効果や優先順位、適正規模等の視点から個々の政策をゼロベースで総点検することにより、合計で五千億円程度の見直しを行います。

以上、我々は、復興予算はもちろん、経済再生、地域活性化策、農業再生など、真に必要な分野については重点的に予算を上乗せします。一方、高校授業料無償化など民主党のマニフェスト関連予算の見直し、公務員人件費の削減、生活保護費の抑制などによって、歳出を大幅に削減します。また、基礎年金国庫負担割合二分の一への引き上げの財源については、隠れ借金ではなく、正直に赤字国債で対応すべきであると考えております。

このように、我が党が提案する組み替えによる予算の総額は、基礎年金国庫負担引き上げ分を含め、総額九十一・八兆円となります。政府予算と同じ基準で比較するため、国庫負担引き上げ分を差し引けば、八十九・二兆円であり、政府の予算総額の九十・三兆円よりも一・一兆円スリム化した予算となります。

今、我が国は、未曽有の国難に直面しています。我が党は、このときこそ、ばらまきや偽りではなく、国民に対して真実を語り、厳しい政策も勇気を持って示してまいります。私は、政府・民主党に申し上げたい。国民をだますことはもうやめませんか。うそはマニフェストだけで十分ではありませんか。

我が党は、日本再生に向けて、被災者の皆さんや国民が希望を持てる将来ビジョンを掲げ、その実現のための組み替え予算をここに示しました。粉飾、マニフェスト違反、三党合意違反の予算は、即刻撤回すべきであります。

最後にこのことを強く申し上げ、編成替え動議の趣旨説明とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　これより、予算三案に対する討論と、動議に対する討論とを一括して行います。順次これを許します。若井康彦君。

〔若井康彦君登壇〕

○若井康彦君　民主党の若井康彦です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十四年度予算案に賛成し、自由民主党・無所属の会提出の組み替え動議に反対する立場から討論を行います。（拍手）

まず冒頭、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故、さらには、この冬の豪雪で被害に遭われた皆様、避難を続けておられる皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、我が国が直面する最大の課題は、言うまでもなく、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故からの一日も早い復興であります。これまで、政府においては、四度にわたる補正予算や予備費の活用などを通じ復興を推し進めてまいりましたが、本予算は震災後初の本予算であり、被災地からは大きな期待を寄せられております。

また、欧州債務危機、長引く円高や不安定な為替相場、タイ洪水被害など、産業の根幹をなしている製造業を中心に、日本経済は今なお大きな打撃を受けており、景気対策を担う積極果敢な経済政策も求められております。

他方で、我が国の財政状況に目を転じれば、国債発行に依存することのない財政運営の実現を強く求められております。昨年閣議決定した中期財政フレームにより、本年度予算では四十四兆円以下に国債発行額を抑制し、また、一昨年、政府が閣議決定した財政運営戦略において定めた、二〇一五年度までに二〇一〇年度の基礎的財政収支赤字額対ＧＤＰ比を半減する、二〇二一年度までに黒字化するという目標に照らし、極めて微妙なバランス感覚に基づいた予算編成が必要であります。

復興を確かなものとしつつも、経済成長と財政健全化の両立も含めた三つの目標に同時に道筋をつけていくためには、限られた予算を重点的、効率的に配分することが必要であります。本予算案では、日本再生重点化措置として、各省庁の政策的経費について昨年度当初予算比で一律一割の削減を求め、その部分を新たに提案させ、絞り込みをかけることで重点化を実現しております。

具体的には、新たなフロンティア及び新成長戦略、教育・雇用などの人材育成、地域活性化、安心・安全社会の実現の四分野を対象とし、総合特区等も活用して、新産業の創出と雇用促進により内需拡大を実現し、デフレからの脱却を目指すための諸施策に予算を重点配分しています。また、沖縄県については、新たに一括交付金を設けました。

また、本予算案の編成と並行して、社会保障の安定化と財政健全化を目指した社会保障と税一体改革大綱を閣議決定するとともに、行政の一層のスリム化を進めるため、政府においては独立行政法人の統廃合、特別会計の再整理を進め、党においては行政改革実行法案の提出を準備するなど、さまざまな抜本的な改革に着手することで、決して無駄を許さない姿勢を明確に示しております。

具体的に、東日本大震災からの復興や防災対策予算を見ますと、ハード事業を幅広く一括化し、自由度を高くした復興交付金、原発事故の影響で避難を余儀なくされている皆様の早期帰還を実現するための費用、被災した公共施設の復旧や耐震化、鉄道の早期復旧の支援、授業料の減免、児童生徒の被曝防止やモニタリングの強化、災害廃棄物の迅速な処理、被災中小企業等の資金繰り支援など、復興を実現するために欠かすことのできない予算が盛り込まれております。

さらに、復興予算については、国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理するため、既に衆議院で審議を進めております特別会計法改正案を通じて、新たな特別会計を設けることで、流用を防止する措置を講じることとなっております。

その他、中退率の低減などで大きな効果を上げております高校の実質無償化のための諸経費、大学卒業後、一定の所得を得られるまで返済を猶予

される新たな奨学金の創設、電力需給対策や再生可能エネルギー活用に向けた技術開発、農業者戸別所得補償制度、農山漁村の六次産業化に向けたファンドの創設、待機児童の解消などに向けた保育サービスの拡充、自殺・うつ病対策の推進、求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援なども盛り込まれております。

今回の予算審議におきましては、直接被災地へ赴かれた委員諸君から現場での実感に基づく質問が多く交わされ、大変建設的な議論がなされたと実感をしております。

これまで申し上げたように、本予算案は、子供たちを放射線から守り、被災地での雇用の担い手となる企業の復興を助け、被災者の方々の足となる鉄道や道路を復旧し、原発被災で避難されている全ての皆様に一日でも早く故郷へ帰還していただくなど、復興を進める上で決して欠かすことのできないさまざまな予算、ベストの予算であると確信をしております。与野党の壁を越えて御賛同いただき、一日も早い成立を図ることこそが、今課せられた政治家の責務であると信じてやみません。

なお、自由民主党・無所属の会提出の組み替え動議につきましては、残念ながら、見解を異にするものであり、賛成はいたしかねます。

何とぞ本予算案に御賛同いただきますようお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　三ッ矢憲生君。

（三ッ矢憲生君登壇）

○三ッ矢憲生君　自由民主党の三ッ矢憲生でございます。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、平成二十四年度予算政府案には反対、自由民主党・無所属の会提出の編成替えを求める動議に賛成の立場で討論を行います。（拍手）

なお、我が党は、復興特別会計を含む復興関係予算には賛成であります。このため、一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算の分割採決を主張しましたが、残念ながら政府に応じていただけなかったため、結果、予算全体に反対することとなった経緯を一言申し添えます。

あの三月十一日から一年がたとうとしております。討論の前に、震災によって亡くなられた方々に対して改めて哀悼の意を表しますとともに、いまだ続く被災された皆さんの御苦労に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、各種世論調査の最近のトレンドとして、支持政党なしが過半数に迫りつつあります。それは、物事が決まらない、決められない、前に進まない政治のていたらくに、国民の不満、不信、そして無関心が日を追うごとに高まっている証左にほかなりません。

普天間基地移設問題、一票の格差の問題等々、何も決まらない、決められない事例には枚挙にいとまがありません。税と社会保障の一体改革に至っては、首相の空元気ばかりが目立ち、具体的な議論が進みません。一日も早く党内をまとめ、具体的な法案の提出をお願いしたい。そうすれば、我々は堂々と議論いたします。

それでは、我が党が政権を奪還したならばどうするのか。予算の編成替えから始まる日本新生への我が党の政策ビジョンはいかなるものなのか。本論に入る前に、大きく四点ほど申し上げたいと存じます。

第一は、東日本大震災からの迅速かつ本格的な復興についてであります。

我が党は、昨年、持てる力の全てを投入し、復旧復興に協力してまいりました。しかしながら、復興のおくれは明らかです。一年がたとうという今日に至っても、被災者の生活再建、被災地の将来への展望はいまだ開けない状況が続いていることを肝に銘じなければなりません。我が党は、三月十一日を前にして、復興加速への十の方策を提案しており、今後とも全力で取り組む覚悟であります。

二つ目は、デフレ、円高からの脱却と日本経済の再生についてであります。

デフレからの早期脱却を果たすため、ＧＮＩ、国民総所得ベースで、実質三％、名目四％の成長を巡航速度とし、海外の経済成長を国内雇用の維持発展に取り込む新たな国家経済モデル、すなわち、貿易立国であり投資立国でもある双発型のエンジンを持つ強い国家をつくります。

また、雇用の創出と持続的成長を実現するため、財政健全化の着実な進展を世界に発信するとともに、デフレ、円高からの脱却に向けて、欧米先進国並みの物価目標二％程度を政府、日銀の協定で定めるとともに、日銀の国債管理政策への協調などにより、大胆な金融緩和を断行します。

同時に、東日本大震災被災地復興事業や国土全体の強靱化事業などを起爆剤として、民需主導による有効需要の創出を図るとともに、大胆かつきめ細かい成長戦略を強力に、かつスピード感を持って推進することにより、日本経済を持続的な成長軌道に乗せます。

三つ目は、自助自立を基本とした、安心できる社会保障制度の構築についてであります。

我が国の社会保障費は、高齢化や医療技術の進歩などに伴い年々増加し、今後、さらに増大するとともに、社会保障の必要性が多様化することも予想されます。

我が国の社会経済の現状や将来の姿を見据え、党綱領に示すとおり、自助自立を第一とし、共助、さらには公助を適正に組み合わせるという基本的な考え方に立って、持続可能な形へ、受益と負担の両面にわたり必要な見直しを行います。

最後は、日本を強くしなやかな国へ、国土の強靱化についてであります。

東日本大震災や相次ぐ台風被害等で国土の脆弱性が露呈し、我が国は、防災面だけでなく、政治、経済、文化、社会のあらゆる面の見直しを強いられています。

このような大震災等により、多くの国民のとい命が奪われ、国土に破滅的な被害が生じた後に、その復旧復興に巨額な支出を余儀なくされることを甘受する事後復興の考え方を改め、事後復興よりもはるかに少ない額で計画的かつ賢明な投資を行い、大震災等の被害の額を大幅に縮減する、事前復興の考え方をとることとします。

我が党は、ハード、ソフト両面で災害に強い国、都市、町をつくり、バックアップ機能を強化した国土を形成するために、国土強靱化を予算の根本に据えます。近い将来発生することが予想される巨大地震、津波などに十分耐え、なおかつ、すぐに回復可能な、強くしなやかな国土をつくり上げます。

以上が、我が党が提示する主な政策ビジョンであります。これらの考え方のもと、我が党の提出する予算組み替えを御説明いたします。

平成二十四年度政府提出予算には、先ほど塩谷総務会長が指摘したように、見せかけだけの粉飾予算であること、マニフェスト破綻予算であること、さらに、三党合意違反予算といった根本的な問題があります。加えて、デフレ・円高対策の無策ぶりや地方への配慮の欠如など、問題点満載であります。

我が党は、政権交代を果たし、予算をつくり直していくとの立場から、平成二十四年度予算の編成替えを求める動議を提出いたしました。

そのポイントを申し上げれば、一、復興予算はもちろん、国土強靱化元年にふさわしい、真に必要な社会資本整備を進めるための公共事業関係費を確保する、二、地域から日本経済再生の支援を行う地域経済対策特別交付金と地域雇用創出緊急交付金を創設する、三、農業の戸別所得補償制度を改め、頑張る農家に報いる農政、地域のきずなを強める農政の実現を目指す農業予算にかえる、四、高校授業料無償化を改め、給付型奨学金の創設や公私間格差の是正を図る、五、国を守る観点から、防衛予算の縮減に歯どめをかけ、予算の増額を図るとともに、サイバーセキュリティー対策

を強化するなど、真に必要な分野については重点的に予算を配分する考えであります。

その一方で、民主党のマニフェスト関連経費の見直しや、国と地方公務員の人件費削減によって国費ベースで一兆五千億円のスリム化を行い、不断の無駄撲滅で五千億円程度、また、生活保護費の抑制により、国費ベースで八千億円等を削減いたします。

また、我が党は、将来への投資に大胆に取り組むとともに、持続可能な財政の確立にも責任を持って対応します。

二〇一〇年の参議院選挙公約では社会保障を支えるための消費税率一〇％を約束しましたが、正直に真実を語ることが、政治を行う上での大前提であると考えています。その意味でも、基礎年金国庫負担割合二分の一への引き上げの財源については、交付国債によるのではなく、特例公債を発行して財源を確保すべきと考えます。

以上、我が党が考える組み替えによる予算の総額は、基礎年金国庫負担引き上げ分を含め、総額九十一・八兆円であります。国庫負担引き上げ分を差し引けば、八十九・二兆円であり、予算の追加重点配分を行っても、政府の予算総額の九十・三兆円よりも一・一兆円減額した予算となります。

なお、我が党の提案する経済成長戦略の実施や大胆な金融緩和政策の断行により、デフレから早期に脱却し、その結果、景気回復と税収増を図り、赤字国債の発行額をさらに削減することが可能であることも申し添えたいと思います。

我々の提案する、一人一人を強く豊かにするための正直に真実を語る予算、これは絶対に必要な編成替えであります。本当に国民生活を第一に考えるのであれば、政府・与党の皆さんには、我々の動議の内容を真摯に受けとめ、賛成の意思をぜひとも示していただきたいと思います。

ローマは一日にして成らずと言われますが、ローマは一日にして崩壊してしまったと言っても過言ではありません。どうしてそうなってしまったのか。

ローマは、勢力の盛んなときにどんどん版図を拡大し、植民地をふやしていった。その植民地から安い穀物がローマに流れ込み、貧富の差が拡大するとともに、本来のローマ市民の中核である自作農は、自活能力を失い、都市に流れ込んでくるようになりました。それらの都市流民に対し政府が行ったのは、パンとサーカスの提供だったわけです。

結果、何が起こったのか。

あのローマ帝国を支えた強靭な市民性は惰弱なものとなり、兵役の義務さえ怠るようになり、国防は傭兵任せとなってしまい、蛮族の侵入により、ローマはあっけなく崩壊してしまいました。どこかの国の今の状況に酷似しているではありませんか。

聞くところによると、今、若い世代の間でデフォルト待望論が蔓延しつつあるそうです。一旦リセットしてほしい、そう考えているのです。資産や年金を初めとする社会保障など世代間の不公平、そして、仕事や所得の面での世代内の不公平、こうした不満や不安が大きく渦巻いているのです。これは、民主主義の根底を揺るがしかねない、ゆゆしき事態です。

福沢諭吉は、一身独立して一国独立すると言っております。今、我々がなすべきことは、正直に真実を語り、真の社会正義を実現し、国民一人一人に自立を促すことではないでしょうか。政府はそのための手助けをすべきなのであります。

今や、政治に対する信頼も地に落ちています。最大の原因は、政治家が、言うこととやることが違うからなんです。政治は、その責任として、早急に信のある政権をつくり直さなければなりません。

全ての政党がもう一度国民の審判を受けて、政治を、前に、次のステージに動かそうではありませんか。そのことを強く申し上げ、私の討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　高木陽介君。

〔高木陽介君登壇〕

○高木陽介君　私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十四年度予算案に対して、反対の立場から討論をいたします。（拍手）

討論に入る前に、一言申し上げます。

間もなく、三・一一、東日本大震災から一年を迎えます。改めまして、震災によってとうとい命を落とされた方々に対し哀悼の意を表するとともに、地震・津波被害、原発事故被害から立ち上がろうと懸命に取り組んでおられる被災者の皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

本年二月、復興庁が立ち上がりました。今月五日よりは、事業者の二重ローン問題解決に向け、東日本大震災事業者再生支援機構が業務を開始いたしました。福島復興再生特別措置法案の年度内成立にもめどが立ちつつあります。

しかし、このように体制は整ってきても、現実の復興、生活再建に向けては、さまざまな課題が山積みしていることも事実です。

公明党は、これからも、被災地、被災者の方々の視点に立って、支援のための立法を初め、体制整備に努めていきます。とともに、被災者の生活再建、瓦れきの処理、除染、賠償問題など、日々直面する課題が一日でも早く解決するよう、復興庁を初め行政府に対し、言うべきことは言い、また、協力すべきは全面的に協力しながら、復興を推し進めてまいります。

私たちは、三・一一を決して忘れません。決して風化させません。公明党全国会議員、地方議員一丸となって、復興元年のことしを日本再建の確かな一歩とするため、全力で取り組んでまいることをお誓い申し上げます。

さて、民主党政権下で、三人目の総理大臣による三回目の予算編成となった平成二十四年度予算案。

政権交代から二年と半年が過ぎましたが、この間、民主党政権による、国民不在、あるいは裏切りの政治が続き、政権の正統性すら疑われています。もはや民主党には、日本経済をデフレ脱却に導くことも国民生活を守ることもできないと言っても過言ではありません。

私は、平成二十四年度予算案について、このように申し上げたい。

第一に、マニフェスト総崩れ予算、第二に、粉飾的な手法を用いた取り繕い予算、第三に、政党間協議の信頼を損ねる不誠実予算、そして第四に、デフレ、円高からの脱却への戦略なき予算、以上四つであります。

以下、これらの四つの視点から、順次反対理由を申し述べます。

まず、第一のマニフェスト総崩れ予算であるについてであります。

八ツ場ダム建設中止、二万六千円の子ども手当、高速道路無料化などなど、マニフェストの主要政策のほとんどが、見直し、破棄されてしまいました。また、歳出削減や予算の組み替えで十六・八兆円の財源を捻出するとの公約も全く成果が上がっていません。

しかも、野田総理は、あろうことか、主要マニフェストの公約違反だけではなく、やらないと公言してきた消費税増税だけはやみくもに推し進めようとする、全く支離滅裂、国民だましそのものであります。

マニフェスト総崩れは、誰が見ても明らかです。にもかかわらず、民主党からは、国民に対して、具体的な釈明、説明も、そして明確な謝罪もないことは、まことに遺憾であります。

私は、民主党の政権公約は、三回目となる今回の予算案において、完全に崩壊したと断言するものであります。

第二に、粉飾的な手法を用いた取り繕い予算である点についてであります。

本予算案は、三年続けて新規国債発行が税収を上回る、異常な予算となりました。また、一般会

計規模は、中期財政フレームの歳出の大枠である基礎的財政経費六十八・四兆円を達成したかのように装っていますが、詳細に見れば、本来二十四年度当初予算に計上すべき経費を二十三年度第四次補正予算に前倒し計上させ、結果、小さく見せているだけです。また、九十・三兆円の一般会計の規模も、前年度比で減ったようには見せているものの、本来一般会計に計上すべき基礎年金国庫負担二分の一への引き上げのための費用を加えるならば九十二・九兆円規模になるなど、幾重にもごまかしが施されております。

民主党が政権の座に着いてからは、国の一般会計の歳出はむしろ膨れ上がってきており、この三年間で平均して年八兆円も水膨れ。マニフェストに固執し、財源の手当ても不十分なまま、やみくもに国家財政を肥大化させ、財政規律をゆがませてしまった責任は、極めて重いと言わざるを得ません。

きわめつけは、基礎年金の国庫負担二分の一への引き上げのための財源二・六兆円を、一般会計に計上せず、年金交付国債で対応し、表面上、普通国債発行額を抑えるという、こそくな手法を用いていることです。

政策実行のための財源、税源が確保できないならば普通国債を計上し対応する、これが本来のあるべき財政の姿であり、今般の年金交付国債の発行に見るような粉飾的な手法は、根源的にあってはなりません。財政の透明性や健全性を損ねるもので、言語道断であります。

しかも、年金交付国債の償還財源は、実際上は将来の消費税増税分ですが、閣内あるいは与党内での議論もばらばら、消費税増税を含む一体改革の法案が出せるかも不透明です。仮に消費税増税が実現しなければ、結局は、年金積立金が取り崩されるなど、年金財政に支障を来しかねません。ある意味、国民の重要な年金資産を人質にして増税を迫るという、まさにおどしに近いものがあります。

安住財務大臣は、いい選択だとは私も思っていない、大変申しわけないと思うと答弁されているならば、直ちに撤回すべきと強く申し上げるものであります。

第三に、昨年来の、政党間、なかんずく民主、自民、公明の三党協議の信頼を損ねる不誠実予算である点についてであります。

公明党は、昨年の三・一一の東日本大震災の発災などの事態を受け、震災からの復旧復興のための政策、施策の実行に向けては、与野党の立場を超えて、全面的に政府に協力してきました。また、二十三年度の子ども手当の見直しや税制関連法案なども、協議の上、誠実に対応してきました。

一方で、歳出の見直しに関しては、民主、自民、公明三党の合意に基づき、二十四年度以降の農業戸別所得補償や子どものための手当のあり方などについては、平成二十四年度予算編成プロセスで誠実に対処するとしていたにもかかわらず、公党間の協議への対応も不誠実なままで、みずからの都合を優先し、予算案を計上したのであります。

農業の戸別所得補償制度については、昨年の八月の時点で、「政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する」として三党で確認したにもかかわらず、予算編成過程において政策効果の検討作業もないがしろにしてきたばかりか、予算への反映が難しくなったという身勝手な自己都合により、協議を打ち切りました。

子どものための手当についても、二十四年度以降は従前の児童手当法の改正で対応することを決めましたが、特に名称は子ども手当に近いものを残そうと固執しており、信義にもとる対応であったと言わざるを得ません。

一部では三党間での協議が再開されつつあるものの、予算編成過程におけるこうした態度は、公党間の信頼にかかわる問題であり、かつ、そのまま国民への不誠実さを示すもので、まことに遺憾であると強く申し上げるものであります。

第四に、デフレ・円高からの脱却への戦略なき予算である点であります。

予算案の内容を見ても、景気回復や経済再生に向けた成長戦略を初めとする対策はどれも中途半端であり、デフレ・円高対策なども、経済対策と合わせた戦略が見えません。国難とも言える日本をどこに導こうとしているのか、民主党政権のビジョンやメッセージは伝わってきません。

本予算案の唯一と言ってもよい目玉である日本再生重点化措置についても、アフガニスタン支援、自衛隊の艦艇、航空機等の燃料費など、全く重点化措置に合致しない内容も含まれており、到底、デフレからの脱却も、力強い景気の回復への期待も、抱かせるものではありません。

デフレからの脱却と歴史的な円高への対応に当たっては、政府と日銀が連携をとりつつ、まさに車の両輪として経済財政運営を図っていかなければなりません。

日本銀行は、先月十四日に、「中長期的な物価安定の目途」の導入などの金融緩和の強化を発表いたしました。日本経済がデフレから抜け出すための一歩踏み出したメッセージとして、一定の評価をいたします。

それに比べ、政府の動きは全く鈍い。政府・民主党からは、司令塔不在のまま、一向にその方策が示されていない。これでは、日本経済の再生はできません。リーマン・ショック以降、需要喚起に対する施策は出そろっています。実行力こそが問われているのです。

公明党は、まず、今回の大震災を契機に、首都直下型地震などの大災害に対応するべく、防災・減災ニューディールとして、安心、安全な国づくりを加速的に進めつつ、国内需要を喚起するべきであると考えています。

以上、主な反対理由を申し述べました。

民主党政権は、一体どこに向かおうとしているのでしょうか。

民主党政権の現状を国民を乗せたバスの運転で例えてみると、一年半前、民主党バスは、マニフェストに示された道しるべに沿って、我が道を進もうといたしました。財源という燃料も、無駄を削れば大丈夫と信じて出発したものの、一年目で既に燃料切れが発覚し、途中でガス欠。そこで道を変更すればいいものを、それもできない。この間、運転手は、二人かわって、今や三人目。それでもその場に立ち往生を余儀なくされ、乗車した国民にはバスがとまっている事情の説明すらせず、あげくには、三人目の運転手は当初の道しるべになかった方向に行こうとしているが、乗務員たちの間ではいがみ合いが続いていて、一向にバスは発車しない。ざっと申し上げれば、このような状況です。こんな民主党バスからは、早くおりなければなりません。

この国をどこに導こうとしているのか、そのかじ取りができない政党に、これ以上政権運営を任せるわけにはいきません。民主党政権が国民の安心、安全を守る能力を持っていないのであれば、潔く我々野党に政権運営を任せるべきであると申し上げ、私の反対討論を終わります。

なお、自由民主党・無所属の会から提出された組み替え動議については、野田内閣の財政運営、財政政策に対する意見、考え方に関しては認識を共有する部分があるものの、総合的に勘案し、反対いたします。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君　私は、日本共産党を代表して、二〇一二年度総予算三案に反対の討論を行います。（拍手）

第一は、消費税増税を前提とした予算だからです。

野田内閣は、社会保障・税一体改革と称して消費税一〇％への大増税を進めようとしていますが、これは、国民生活に深刻な打撃を与え、経済も財政も破壊するものです。本予算は、基礎年金

国庫負担二分の一に必要な財源に交付国債を充てることとし、その償還財源を消費税増税で賄うとしているのであります。このようなやり方は、到底許されません。

社会保障の財源は、証券優遇税制の廃止、新たな法人税減税の中止など、富裕層や大企業を優遇する不公平税制の是正を行うこと、八ツ場ダムや東京外環道などの大型開発や、軍事費など、歳出の無駄にメスを入れることによって確保すべきであります。

第二に、社会保障切り捨ての予算となっていることです。

野田内閣は、消費税増税は社会保障のためと言いますが、一体改革は切り捨てのメニューがメジロ押しです。

年金支給額は、特例水準の解消、物価スライドを口実に、過去最大の削減となります。この四月から、後期高齢者医療制度、介護保険制度の保険料がともに大幅に値上げされます。これらは、高齢者の生活を直撃するものです。

民主党の看板政策だった子ども手当を廃止し、手当を大幅削減しています。その一方で、年少扶養控除廃止による住民税の増税が実施され、児童扶養手当も削減されるなど、子育て世代に厳しい予算となっているのであります。

国民に消費税増税を押しつけ、社会保障は削減する、まさに一体改悪と言わなければなりません。今求められていることは、医療、年金、介護、障害者福祉、失業対策、生活保護など、あらゆる分野で大きく崩された社会保障の再生に踏み出すことです。

第三に、国民の生活を支え、長期にわたり低迷、後退に陥った日本経済を立て直す予算とはなっていません。

外需依存の成長戦略、大企業の利益最優先の経済政策は、既に破綻しています。今必要なことは、国民の所得をふやし、内需主導の経済政策に転換することです。人間らしい労働のルールの確立、本格的な中小企業振興策の実施、食料自給率の向上と農林漁業の再生など、抜本的な対策を進めるべきです。

日本の農業に壊滅的打撃を与え、地域の雇用と経済を破壊するＴＰＰへの参加はやめるべきです。

アメリカは、交渉を通じて、郵政完全民営化、金融、保険、医療、食品安全基準、公共事業など、あらゆる分野での規制緩和、市場開放を求めています。これは、国民の生活と安全を脅かすものであり、断じて認められません。

また、労働者派遣法が、昨日の厚生労働委員会で、民主、自民、公明の三党修正によって全くの骨抜きにされ、この本会議で採決されようとしています。

政府案は、製造業派遣、登録型派遣の原則禁止を言いながら、常用雇用や専門二十六業種を除外するなど、大きな抜け穴がありました。その極めて不十分な政府案ですら、アンチビジネスなどと言って反対する財界の言いなりになり、国民への公約を投げ捨てた民主党政権の責任は、極めて重大です。

第四に、沖縄の米軍普天間基地問題で、辺野古への新基地建設を沖縄県民の総意を踏みにじって押しつけようとしていることは、断じて認められません。しかも、政府が強行した環境影響評価書は、その内容が極めてずさんなだけでなく、その事業そのものにも重大な疑惑があります。グアムへの米軍基地建設経費の負担は中止すべきであります。

武器輸出を全面禁止した国会決議を、一片の内閣官房長官談話で覆し、武器の国際共同開発・生産に道を開くことは、憲法の平和の理念を踏みにじるものであり、断じて許されません。

第五に、東京電力福島第一原発事故から一年たった今も、東電と国は被災者への全面賠償に背を向け、除染も遅々として進んでいません。根拠もなく収束宣言をした政府に対し、多くの国民、被災者から不信と憤りの声が上がっているのは当然であります。

原発事故の収束、損害の全面賠償、電力の安定供給と再生可能エネルギーの急速な普及のためには、東電とメガバンクなど利害関係者に責任と負担を求めるべきであります。地域独占体制と、ブラックボックスの総括原価方式に全面的なメスを入れ、電気代の大幅値上げはやるべきではありません。原発を再稼働するなど、断じて認められません。原発からの撤退こそ、今、政治決断すべきなのであります。

間もなく三月十一日を迎えます。東日本大震災の被災地では、懸命な努力が続けられています。復興への展望を本格的に切り開くためには、そのかなめである働く場の確保、農林水産業の再建など、被災者の生活となりわいの再建に、国がその責任を果たし切らなければなりません。

以上を強調し、討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　小林正枝さん。

〔小林正枝君登壇〕

○小林正枝君　新党きづなの小林正枝でございます。

新党きづなを代表して、平成二十四年度政府予算三案に反対する立場から討論いたします。（拍手）

私たち新党きづなは、今国会に提出が予定されている消費税増税法案には反対することを表明しています。

予算関連法案である国民年金法改正案には、年金交付国債が盛り込まれています。この交付国債は、新規国債発行額を、見かけ上、四十四兆円にとどめるためだけに編み出された奇策であり、実に巧妙と言いたいところですが、体裁にこだわった割には、余りにも見え見えで、不健全、品格に欠けています。

かつて、国債発行三十兆円枠の公約を守れなかった小泉元総理は、この程度の約束を守らないことは大したことではないと開き直りました。体裁にこだわり、見えないところに隠してしまうより、実際は見えていますが、開き直って表に出す方がまだましな気さえいたします。

泥の中にすむドジョウは体裁にこだわらないものと思っていたら、とんでもない間違いでした。泥に潜って隠れたつもりでも、尻尾は見えています。

そして、この交付国債は、消費税引き上げ後に増税分で償還されることが明言されています。言いかえると、この予算案に賛成するということは、暗黙のうちに消費税増税法案に賛成したとみなされても仕方のない予算です。まさに、消費税増税に向けての踏み絵予算です。

まだ法案提出もされていない消費増税を約束手形に、年金を人質にとって消費増税にひた走る野田内閣、総選挙で約束したことには後ろ向きで、消費税増税のみ不退転の決意が感じられる野田内閣は、もはや、財務省、官僚機構に完全にのみ込まれてしまったようであります。財務省という大きなサギに、ドジョウの尻尾は見つかってしまったのでしょう。サギにおいしく食べられ、消化され、サギの餌食となってしまったかのようです。

また、被災地の復興は大幅におくれています。地場の水産加工業の復旧のおくれで、雇用は悪化したままです。東北の沿岸部は首都圏に比べて可処分所得は低く、増税のメッセージは被災者の生きるモチベーションを減退させます。今は、被災地の皆さん、安心してください、被災地にもとの活気が戻るようあらゆる手段をとっていきますというメッセージが必要なのですが、本予算からは、被災地に寄り添う姿勢も読み取れません。

民主党への政権交代は、高度経済成長期につくられた制度、仕組みにとらわれ、既得権益でがんじがらめになった日本を大転換してほしいという、国民の絶大なる期待を背景に実現しました。

政治主導により国家の統治の仕組みを変える、予算をゼロベースで編成する、国の金庫をひっくり返し、特別会計と一般会計の枠を取っ払って大

きな構造的な無駄を省く、これからの時代を見据えた社会保障をつくる、デフレから脱却し、疲弊した地域経済の活性化を図る、そういった政策を実現し、身を切る改革を実施した上で、どうしても財源が足りない場合、消費税を含めた負担を国民にお願いするというのが、現政権が国民と交わした約束です。

しかし、本予算案からは、国民と約束した理念すら感じ取ることができません。予算の骨格は、これまでどおり、各省からの積み上げと、財務省を中心とした官僚主導で編成され、政治主導が感じ取れるのは、肉づけ部分にかいま見える程度です。

国民との約束をほごにし、言ったことはやらないで、言っていないことをやるという、まさに主権者国民を裏切る、裏切りの予算と言っても過言ではありません。このような予算案で、国民に消費増税をお願いすることはできません。

日本国の主権者は国民です。国民は、選挙でその主権を行使し、国会議員に委ねます。その主権者を裏切るような行為は、民主主義の精神にも、日本国憲法の精神にも反する、許されざる行為です。

民主党の中にも、国民との約束は地球よりも重いと思っている方はたくさんいるはずです。裏切りの予算ではなく、約束の予算をつくるために、今こそ決起しましょう。

野党の皆さんの中にも、私たちと同じ政治理念を持つ方はいるでしょう。同じ理念を持つ同志の皆さん、今こそ、私たち国会議員が勇気を持って、これまでの既成の枠組みを超え、日本の未来のために新しい一歩を踏み出そうではありませんか。そのことを強く訴えまして、私の反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　服部良一君。

〔服部良一君登壇〕

○服部良一君　私は、社会民主党・市民連合を代表して、二〇一二年度政府予算案並びに自民党・無所属の会提出の動議に反対する立場から討論を行います。（拍手）

冒頭、三月十一日から一年を前に、改めて、東日本大震災の犠牲者の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回、民主党政権三回目の本予算編成ですが、そもそも、政権交代での国民との約束はどこへ行ったのでしょうか。競争ありきの新自由主義から決別し生活再建が、総選挙で示された民意でした。

消費税を上げないと約束しながら増税法案の成立を目指すことは公約違反です。対等な日米関係と東アジア共同体を目指すとしながら、ＴＰＰに前のめり。普天間移設は、最低でも県外と言いながら、結局は辺野古。武器輸出三原則の緩和、憲法審査会の始動など、いつ、どこで約束しましたか。

郵政改革法案はいまだ成立せず、派遣法改正は全くの骨抜き。非正規労働者の比率は、政権交代後もふえ続けています。不況のしわ寄せは弱者を直撃し、このままでは、所得、富の偏りが拡大する、九九対一の社会になります。後期高齢者医療制度と障害者自立支援法の廃止、交通基本法や地球温暖化防止法の制定など、多くの約束が実現していません。生活再建の政策の実現にこそ、ネバー、ネバー、ネバーギブアップではないですか。

社会保障・税一体改革大綱では、再分配機能の回復、全世代対応型など、言葉は躍っていますが、具体的なのは消費増税のスケジュールばかりです。予算では、年金交付国債という奇策を用い、年金財源を人質にして、消費税引き上げに道筋をつけようとしています。

低所得者対策を講じると言いますが、逆進性の高い消費税で、本当に困窮する人の生活が楽になるのですか。本当に必要な人にお金が使われるのですか。金持ちから応分に税を取る、所得税の累進性をしっかりと強化することが先です。法人税減税も撤回すべきです。

消費増税の前に、無駄の削減や埋蔵金への切り込みはできたのですか。八ツ場ダムや大都市圏環状道路、仕分けされたスーパー堤防の復活など、人からコンクリートへ逆転していませんか。

消費税を売り値に転嫁できない中小零細企業はどうなるのですか。消費増税でデフレ脱却ができるのですか、景気がよくなるのですか。ノーです。

加えて、今回の予算案は、官民連携による海外プロジェクトの推進など、財界の求める新成長戦略に手厚く応えるものになっています。

一体、誰のための政治なのですか。

防衛予算は、動的防衛力の構築を目指すとし、復興関係を含めれば、実質増へ転じました。米軍への思いやり予算もそのままです。これこそ、国民生活軽視の無駄遣いです。辺野古関連予算も二十二億円増となっていますが、この期に及んでまだ辺野古に固執するのですか。

三・一一福島第一原発事故の深刻さに直面した日本にとって、進むべき道は、脱原発と自然エネルギーの飛躍的拡大です。大規模集中型から小規模分散型のエネルギー構造への抜本的転換、発送電分離を初めとする電力改革も急務です。

しかし、野田政権は原発再稼働へまっしぐら。「もんじゅ」や核燃料サイクルからの撤退もいまだ決断できずにいます。予算案は、エネルギー・原子力予算の大胆な見直しからはほど遠い内容です。

今、何よりも、東北の復興、被災者の生活再建や雇用確保が決定的に重要です。しかし、復興庁は査定庁とやゆされ、復興交付金は、ふれ込みとは違い、極めて使い勝手が悪く、また、原子力災害に事実上適用されないという欠陥もあり、自治体側から不満が噴出しています。潤うのが、公共事業や、特区、規制緩和で復興需要をつかむ企業ばかりとなってはなりません。

阪神大震災後の孤独死は千人近くに上りました。一人の被災者も取り残さない、人間の復興こそ最優先です。

野田総理は分厚い中間層という言葉がお好きですが、貧困に苦しみ孤立する人たちが生活や仕事の安定を得て生き生きと暮らせる社会を目指すことこそ政治の責任です。今こそ、命を大切にする政治が必要です。

以上を強く申し上げ、反対討論を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（横路孝弘君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（横路孝弘君）　これより採決に入ります。

まず、石原伸晃君外三名提出、平成二十四年度一般会計予算外二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

石原伸晃君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立少数。よって、石原伸晃君外三名提出の動議は否決されました。

次に、平成二十四年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（横路孝弘君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（横路孝弘君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

（事務総長報告）

投票総数　四百七十六

可とする者（白票）　二百九十八

否とする者（青票）　百七十八

○議長（横路孝弘君）　右の結果、平成二十四年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成二十四年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安住　淳君　阿久津幸彦君　岡本　英子君　岡本　充功君　杉本かずみ君　菅川　洋君　早川久美子君　原口　一博君

阿知波吉信君　相原　史乃君　奥田　建君　奥野総一郎君　鈴木　克昌君　仙谷　由人君　伴野　豊君　樋口　俊一君

青木　愛君　赤松　広隆君　加藤　学君　園田　康博君　樋高　剛君　平岡　秀夫君

東　祥三君　網屋　信介君　奥村　展三君　加藤　公一君　田島　一成君　空本　誠喜君　平野　博文君　平山　泰朗君

荒井　聰君　五十嵐文彦君　鹿野　道彦君　田嶋　要君　福嶋健一郎君　福島　伸享君

井戸まさえ君　池田　元久君　柿沼　正明君　田名部匡代君　福田　昭夫君　福田衣里子君

石井　章君　石井登志郎君　梶原　康弘君　田中眞紀子君　藤井　裕久君　藤田　一枝君

石毛　鍈子君　石関　貴史君　笠原多見子君　田中美絵子君　三日月大造君　藤田　憲彦君

石田　勝之君　石津　政雄君　勝又恒一郎君　田村　謙治君　三村　和也君　古川　元久君

石原洋三郎君　石森　久嗣君　金子　健一君　高井　崇志君　三井　辨雄君　細川　律夫君

石山　敬貴君　泉　健太君　金森　正君　高井　美穂君　皆吉　稲生君　本多　平直君

磯谷香代子君　市村浩一郎君　神山　洋介君　高野　守君　宮島　大典君　前原　誠司君

糸川　正晃君　稲富　修二君　川内　博史君　高橋　英行君　村井　宗明君　牧野　聖修君

稲見　哲男君　今井　雅人君　川口　浩君　高橋　昭一君　村越　祐民君　松崎　公昭君

打越あかし君　生方　幸夫君　川越　孝洋君　高松　和夫君　本村賢太郎君　松野　頼久君

江端　貴子君　枝野　幸男君　川端　達夫君　高山　智司君　森本　和義君　松宮　勲君

大泉ひろこ君　大串　博志君　菅　直人君　滝　実君　山井　和則君　三日月大造君

大島　敦君　大谷　啓君　木村たけつか君　竹田　光明君　山本　剛正君　水野　智彦君

大谷　信盛君　大西　健介君　城井　崇君　玉木　朝子君　湯原　俊二君　宮島　大典君

大西　孝典君　大畠　章宏君　菊田真紀子君　玉城デニー君　横光　克彦君　村井　宗明君

大山　昌宏君　太田　和美君　岸本　周平君　樽床　伸二君　吉川　政重君　村越　祐民君

逢坂　誠二君　岡島　一正君　京野　公子君　津村　啓介君　吉田　公一君　室井　秀子君

岡田　克也君　岡田　康裕君　北神　圭朗君　辻元　清美君　横山　北斗君　森岡洋一郎君

工藤　仁美君　熊田　篤嗣君　寺田　学君　矢崎　公二君　森山　浩行君

楠田　大蔵君　熊谷　貞俊君　道休誠一郎君　柳田　和己君　谷田川　元君

熊谷　貞俊君　黒岩　宇洋君　富岡　芳忠君　山尾志桜里君　柚木　道義君

桑原　功君　小泉　俊明君　中井　洽君　山岡　賢次君　吉田おさむ君

小泉　俊明君　小平　忠正君　中川　正春君　山口　和之君

小林　興起君　小宮山泰子君　中塚　一宏君　山口　壯君

小宮山洋子君　小室　寿明君　中根　康浩君　山崎　摩耶君

小山　展弘君　古賀　一成君　中野　寛成君　山崎　誠君

古賀　敬章君　後藤　斎君　中野渡詔子君　山田　正彦君

後藤　祐一君　郡　和子君　中林美恵子君　山井　和則君

近藤　和也君　近藤　昭一君　中屋　大介君　山本　剛正君

近藤　洋介君　佐々木隆博君　仲野　博子君　湯原　俊二君

斉木　武志君　斉藤　進君　長尾　敬君　横光　克彦君

齋藤　勁君　坂口　岳洋君　長島　一由君

阪口　直人君　笹木　竜三君　長妻　昭君

階　猛君　篠原　孝君　長安　豊君

柴橋　正直君　下条　みつ君　仁木　博文君

城島　光力君　白石　洋一君　西村智奈美君

神風　英男君　首藤　信彦君　野木　実君

瑞慶覧長敏君　末松　義規君　野田　国義君

萩原　仁君

橋本　博明君

畑　浩治君

花咲　宏基君

浜本　宏君

吉田　統彦君　笠　浩史君
和嶋　未希君　和田　隆志君
若井　康彦君　若泉　征三君
鷲尾英一郎君　渡辺　周君
渡部　恒三君　亀井　静香君
下地　幹郎君　田中　康夫君
中島　正純君　松下　忠洋君
浅野　貴博君　石川　知裕君
松木けんこう君　土肥　隆一君

否とする議員の氏名

あべ　俊子君　安倍　晋三君
逢沢　一郎君　赤澤　亮正君
秋葉　賢也君　麻生　太郎君
甘利　明君　井上　信治君
伊東　良孝君　伊吹　文明君
石田　真敏君　石破　茂君
石原　伸晃君　稲田　朋美君
今津　寛君　今村　雅弘君
岩屋　毅君　江渡　聡徳君
江藤　拓君　遠藤　利明君
小里　泰弘君　小野寺五典君
小渕　優子君　大島　理森君
大野　功統君　加藤　勝信君
加藤　紘一君　梶山　弘志君
金子　一義君　金子　恭之君
金田　勝年君　鴨下　一郎君
川崎　二郎君　河井　克行君
河村　建夫君　木村　太郎君
城内　実君　岸田　文雄君
北村　茂男君　北村　誠吾君
小池百合子君　小泉進次郎君
小泉　龍司君　古賀　誠君
後藤田正純君　河野　太郎君
高村　正彦君　近藤三津枝君
佐田玄一郎君　佐藤　勉君
齋藤　健君　坂本　哲志君
塩崎　恭久君　塩谷　立君
柴山　昌彦君　新藤　義孝君
菅原　一秀君　田野瀬良太郎君
平　将明君　高木　毅君
竹本　直一君　武部　勤君
棚橋　泰文君　谷垣　禎一君
谷畑　孝君　中川　秀直君
中村喜四郎君　長島　忠美君
二階　俊博君　西野あきら君
額賀福志郎君　野田　毅君
浜田　靖一君　平井たくや君
福井　照君　古川　禎久君
保利　耕輔君　町村　信孝君
松野　博一君　三ッ矢憲生君
村上誠一郎君　望月　義夫君
森　英介君　森山　裕君
山口　俊一君　山本　幸三君
山本　有二君　赤松　正雄君
池坊　保子君　石田　祝稔君
漆原　良夫君　下村　博文君
菅　義偉君　田中　和徳君
田村　憲久君　高市　早苗君
竹下　亘君　武田　良太君
橘　慶一郎君　谷　公一君
谷川　弥一君　徳田　毅君
中谷　元君　永岡　桂子君
長勢　甚遠君　丹羽　秀樹君
西村　康稔君　野田　聖子君
馳　浩君　林　幹雄君
平沢　勝栄君　福田　康夫君
古屋　圭司君　細田　博之君
松浪　健太君　松本　純君
宮腰　光寛君　村田　吉隆君
茂木　敏充君　森　喜朗君
柳本　卓治君　山本　公一君
山本　拓君　吉野　正芳君
井上　義久君　石井　啓一君
稲津　久君　江田　康幸君
遠藤　乙彦君　佐藤　茂樹君
坂口　力君　高木　陽介君
遠山　清彦君　西　博義君
古屋　範子君　笠井　亮君
佐々木憲昭君　塩川　鉄也君
宮本　岳志君　石田　三示君
内山　晃君　小林　正枝君
中後　淳君　三輪　信昭君
渡辺　義彦君　重野　安正君
中島　隆利君　吉泉　秀男君
江田　憲司君　山内　康一君
園田　博之君　衛藤征士郎君
中島　政希君　与謝野　馨君
大口　善徳君　斉藤　鉄夫君
高木美智代君　竹内　譲君
富田　茂之君　東　順治君
赤嶺　政賢君　穀田　恵二君
志位　和夫君　高橋千鶴子君
吉井　英勝君　内山　晃君
斎藤やすのり君　豊田潤多郎君
渡辺浩一郎君　阿部　知子君
照屋　寛徳君　服部　良一君
浅尾慶一郎君　柿澤　未途君
渡辺　喜美君　平沼　赳夫君
佐藤ゆうこ君　鳩山　邦夫君
横粂　勝仁君

日程第一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第百七十四回国会、内閣提出）

○議長（横路孝弘君）　日程第一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長池田元久君。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔池田元久君登壇〕

○池田元久君　ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年、労働者派遣事業をめぐりさまざまな問題が生じていることに鑑み、常時雇用する労働者以外の派遣及び物の製造の業務に対する派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護の充実を図る等所要の措置を講じようとするものです。

その主な内容は、

第一に、法律の目的に派遣労働者の保護を明記するとともに、法律の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改めるものとすること、

第二に、常時雇用する労働者でない者について、いわゆる専門二十六業務を除き、労働者派遣を禁止すること、

第三に、物の製造の業務について、常時雇用する労働者の場合を除き、労働者派遣を禁止すること、

第四に、日々または二月以内の期間を定めて雇用する労働者について、専門的な知識等を必要とする業務を除き、労働者派遣を禁止すること等です。

本案は、第百七十四回国会に提出され、継続審査となっていたものです。

今国会においては、昨日、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党より修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

修正案の主な内容は、労働者派遣が禁止される

日雇い労働者とは、日々または三十日以内の期間を定めて雇用される労働者をいうこととするとともに、日雇い派遣労働の禁止の例外を追加すること、物の製造の業務についての労働者派遣の禁止に関する規定及び常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止に関する規定を削除すること等です。

次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第です。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○太田和美君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君）　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長原口一博君。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔原口一博君登壇〕

○原口一博君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案は、自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据え置き特例を廃止しつつ平成二十四年度の評価がえに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の算定に係る単位費用等の改正、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の総額の確保等を行うほか、当せん金付証票の電磁的記録による作成の導入、当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和、児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月二十一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、三月一日川端総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、六日から質疑に入り、本日、野田内閣総理大臣に対する質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○太田和美君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君）　特別会計に関する法律の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長海江田万里君。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔海江田万里君登壇〕

○海江田万里君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第十七条第一項の規定を踏まえ、東日本大震災復興特別会計を設置し、その目的、管理及び経理等について定めるものであります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、国税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、国際課税等について所要の措置を講ずるものであります。

両案は、去る二月二十一日当委員会に付託され、二十九日安住財務大臣から提案理由の説明を

聴取した後、三月二日から質疑に入り、本日、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うなど慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　これより採決に入ります。

まず、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○太田和美君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、福島復興再生特別措置法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

福島復興再生特別措置法案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君）　福島復興再生特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長古賀一成君。

福島復興再生特別措置法案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔古賀一成君登壇〕

○古賀一成君　ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めようとするものであります。

本案は、去る三月五日本委員会に付託され、六日平野復興大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨日質疑に入り、本日民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、新党きづな、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の六派共同提案により修正案が提出されました。

その修正案の内容は、法の目的に、福島の復興及び再生が、これまでの原子力政策推進に伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきであることを追加し、健康増進等を図るための施策を支援するための措置として、財政上の措置を明示すること、国は、住民の健康を守るために福島県が設置する基金に、必要な財政上の措置を講ずることなどであります。

同修正案について提出者から趣旨の説明を聴取し、次いで、原案及び修正案に対して質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長（横路孝弘君）　本日は、これにて散会いたします。

午後六時十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	野田　佳彦君	防衛大臣	田中　直紀君
総務大臣	川端　達夫君	国務大臣	岡田　克也君
法務大臣	小川　敏夫君	国務大臣	自見庄三郎君
外務大臣	玄葉光一郎君	国務大臣	中川　正春君
財務大臣	安住　淳君	国務大臣	平野　達男君
文部科学大臣	平野　博文君	国務大臣	藤村　修君
厚生労働大臣	小宮山洋子君	国務大臣	古川　元久君
農林水産大臣	鹿野　道彦君	国務大臣	松原　仁君
経済産業大臣	枝野　幸男君		
国土交通大臣	前田　武志君		
環境大臣	細野　豪志君		

○議長の報告

（議決通知）

一、去る一日、鬼塚事務総長から小沢裁判官訴追委員会委員長及び橋本参議院事務総長宛て、本院は、裁判官訴追委員予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員予備員

第二　山花　郁夫君（寺田学君の補欠）

一、去る一日、本院は、国家公務員倫理審査会会長に池田修君を、同委員に前田新造君、草野忠義君及び羽入佐和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、総合科学技術会議議員に平野俊夫君、青木玲子君及び中鉢良治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に近藤卓史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、再就職等監視委員会委員長に羽柴駿君を、同委員に伊東研祐君、篠原文也君、番敦子君及び笠京子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、公正取引委員会委員に小田切宏之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、国家公安委員会委員に長谷川眞理子君を任命することに同意した旨内閣

に通知した。

一、去る一日、本院は、電波監理審議会委員に原島博君及び松﨑陽子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に上村達男君、作田久男君、宮城惠理子君及び松下雋君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、中央更生保護審査会委員に北村節子君及び増田暢也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、公安審査委員会委員に橋本五郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、宇宙開発委員会委員に青木節子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、労働保険審査会委員に山本通子君及び宮﨑公男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に関原健夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、社会保険審査会委員に森俊介君及び矢野隆男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、調達価格等算定委員会委員に植田和弘君、辰巳菊子君、山内弘隆君、山地憲治君及び和田武君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤抱一君及び佐脇浩君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

（報告書受領）

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。

平成二十三年度第三・四半期における予算使用の状況

平成二十三年度第三・四半期における国庫の状況

（理事補欠選任）

一、去る一日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　高木　陽介君（理事高木陽介君去る一日委員辞任につきその補欠）

一、去る二日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生労働委員会

理事　長尾　敬君（理事中根康浩君去る二月十日委員辞任につきその補欠）

経済産業委員会

理事　川口　博君（理事渡辺浩一郎君去る一月十一日委員辞任につきその補欠）

理事　稲富　修二君（理事中山義活君去る一月二十四日委員長就任につきその補欠）

環境委員会

理事　矢﨑　公二君（理事篠原孝君去る二日理事辞任につきその補欠）

決算行政監視委員会

理事　向山　好一君（理事三輪信昭君去る一月十一日委員辞任につきその補欠）

一、去る六日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　野田　国義君（理事京野公子君去る六日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　後藤　祐一君　杉本かずみ君　山田　良司君

補欠　石井登志郎君　磯谷香代子君　谷田川　元君

予算委員

辞任　打越あかし君　江端　貴子君　櫛渕　万里君　佐々木隆博君　杉本かずみ君　馬淵　澄夫君　山岡　達丸君　湯原　俊二君　伊東　良孝君　橘　慶一郎君　馳　浩君　高木　陽介君　東　順治君　笠井　亮君　内山　晃君　阿部　知子君　山内　康一君　松木けんこう君　網屋　信介君　磯谷香代子君　樋口　俊一君　稲富　修二君　柿沼　正明君　玉城デニー君　山本　剛正君　高邑　勉君　城内　実君　金子　健一君

補欠　網屋　信介君　田島　一成君　大島　敦君　磯谷香代子君　山本　剛正君　玉城デニー君　和嶋　未希君　柿沼　正明君　丹羽　秀樹君　下村　博文君　梶山　弘志君　池坊　保子君　富田　茂之君　穀田　恵二君　斎藤やすのり君　服部　良一君　柿澤　未途君　浅野　貴博君　高橋　英行君　樋口　俊一君　稲富　修二君　川村秀三郎君　高邑　勉君　城内　実君　金子　健一君　中屋　大介君　川越　孝洋君　藤田　大助君　山口　和之君　福島　伸享君　木内　孝胤君　後藤　祐一君　吉川　政重君　杉本かずみ君　湯原　俊二君　山田　良司君

議院運営委員

辞任　小泉進次郎君　齋藤　健君　あべ　俊子君　柴山　昌彦君

補欠　柴山　昌彦君　あべ　俊子君　齋藤　健君　小泉進次郎君

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　高井　崇志君　橋本　博明君　畑　浩治君　福島　伸享君　湯原　俊二君　井戸まさえ君　桑原　功君　坂口　岳洋君　瑞慶覧長敏君　柳田　和己君

補欠　桑原　功君　瑞慶覧長敏君　坂口　岳洋君　杉本かずみ君　佐々木隆博君　山岡　達丸君　打越あかし君　高橋　英行君　田島　一成君　江端　貴子君　馬淵　澄夫君　櫛渕　万里君　藤田　大助君　山口　和之君　福島　伸享君　木内　孝胤君　後藤　祐一君　吉川　政重君　梶山　弘志君　和嶋　未希君　樋口　俊一君　稲富　修二君　大島　敦君　金子　健一君　斎藤やすのり君　服部　良一君　柿澤　未途君　浅野　貴博君　松木けんこう君　馳　浩君　橘　慶一郎君　丹羽　秀樹君　池坊　保子君　富田　茂之君　穀田　恵二君　笠井　亮君　内山　晃君　阿部　知子君　山内　康一君　高邑　勉君　城内　実君　高木　陽介君　東　順治君　伊東　良孝君　畑　浩治君　橋本　博明君　柳田　和己君　井戸まさえ君　湯原　俊二君　高井　崇志君　瑞慶覧長敏君　福島　伸享君

法務委員

辞任

大谷　啓君　　補欠　大山　昌宏君
小室　寿明君　　高井　崇志君
大山　昌宏君　　大谷　啓君
高井　崇志君　　小室　寿明君

財務金融委員

辞任

江端　貴子君　　補欠　磯谷香代子君
大串　博志君　　熊谷　貞俊君
近藤　和也君　　中屋　大介君
鈴木　克昌君　　福嶋健一郎君
平岡　秀夫君　　相原　史乃君
古本伸一郎君　　柿沼　正明君
齋藤　健君　　あべ　俊子君
竹本　直一君　　小野寺五典君
磯谷香代子君　　奥野総一郎君
熊谷　貞俊君　　勝又恒一郎君
中屋　大介君　　柳田　和己君
奥野総一郎君　　永江　孝子君
勝又恒一郎君　　山本　剛正君
柳田　和己君　　後藤　祐一君
後藤　祐一君　　橋本　勉君
永江　孝子君　　稲富　修二君
山本　剛正君　　熊田　篤嗣君
稲富　修二君　　工藤　仁美君
相原　史乃君　　平岡　秀夫君
柿沼　正明君　　古本伸一郎君
工藤　仁美君　　江端　貴子君
熊田　篤嗣君　　大串　博志君
橋本　勉君　　近藤　和也君
福嶋健一郎君　　鈴木　克昌君
あべ　俊子君　　齋藤　健君
小野寺五典君　　竹本　直一君

文部科学委員

辞任

瑞慶覧長敏君　　補欠　磯谷香代子君

河村　建夫君　　長島　忠美君
磯谷香代子君　　瑞慶覧長敏君
長島　忠美君　　河村　建夫君

厚生労働委員

辞任

大西　健介君　　補欠　後藤　祐一君
樋口　俊一君　　浜本　宏君
山口　和之君　　瑞慶覧長敏君
江田　憲司君　　柿澤　未途君
浜本　宏君　　大西　健介君
瑞慶覧長敏君　　山口　和之君
柿澤　未途君　　樋口　俊一君
後藤　祐一君　　江田　憲司君

経済産業委員

辞任

斉木　武志君　　補欠　福嶋健一郎君
高松　和夫君　　川越　孝洋君
花咲　宏基君　　浜本　宏君
山崎　誠君　　福田衣里子君
川越　孝洋君　　高松　和夫君
浜本　宏君　　花咲　宏基君
福田衣里子君　　斉木　武志君
福嶋健一郎君　　山崎　誠君

国土交通委員

辞任

石井　章君　　補欠　大山　昌宏君
畑　浩治君　　石山　敬貴君
亀井　静香君　　下地　幹郎君
石山　敬貴君　　畑　浩治君
大山　昌宏君　　石井　章君
下地　幹郎君　　亀井　静香君

環境委員

辞任

空本　誠喜君　　補欠　水野　智彦君
水野　智彦君　　空本　誠喜君

安全保障委員

辞任

木村　太郎君　　補欠　松野　博一君

松野　博一君　　木村　太郎君

予算委員

辞任

大西　健介君　　補欠　奥野総一郎君
岸本　周平君　　阪口　直人君
馬淵　澄夫君　　平　智之君
湯原　俊二君　　本村賢太郎君
笠井　亮君　　宮本　岳志君
内山　晃君　　石田　三示君
山内　康一君　　柿澤　未途君
中島　正純君　　田中　康夫君
松木けんこう君　　浅野　貴博君
阪口　直人君　　相原　史乃君
平　智之君　　髙邑　勉君
石田　三示君　　三輪　信昭君
浅野　貴博君　　石川　知裕君
相原　史乃君　　磯谷香代子君
髙邑　勉君　　橋本　勉君
磯谷香代子君　　岸本　周平君
奥野総一郎君　　大西　健介君
橋本　勉君　　馬淵　澄夫君
本村賢太郎君　　湯原　俊二君
宮本　岳志君　　笠井　亮君
三輪　信昭君　　内山　晃君
柿澤　未途君　　山内　康一君
山内　康一君　　中島　正純君
田中　康夫君　　松木けんこう君
石川　知裕君

決算行政監視委員

辞任

稲富　修二君　　補欠　熊田　篤嗣君
岡田　康裕君　　石井登志郎君
斉木　武志君　　井戸まさえ君
井戸まさえ君　　斉木　武志君
石井登志郎君　　岡田　康裕君
熊田　篤嗣君　　稲富　修二君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

岸本　周平君　　補欠　三宅　雪子君
花咲　宏基君　　玉城デニー君
馬淵　澄夫君　　玉置　公良君
橘　慶一郎君　　河野　太郎君
阿部　知子君　　照屋　寛徳君
玉置　公良君　　初鹿　明博君
小里　泰弘君　　柴山　昌彦君
金田　勝年君　　あべ　俊子君
照屋　寛徳君　　中島　隆利君
玉城デニー君　　阪口　直人君
渡部　恒三君　　空本　誠喜君
伊東　良孝君　　秋葉　賢也君
東　順治君　　高木美智代君
中島　隆利君　　服部　良一君
打越あかし君　　矢崎　公二君
三宅　雪子君　　本村賢太郎君
河野　太郎君　　橘　慶一郎君
野田　毅君　　城内　実君
内山　晃君　　斎藤やすのり君
山内　康一君　　柿澤　未途君
玉木雄一郎君　　平　智之君
橋本　博明君　　小野塚勝俊君
金子　一義君　　小野寺五典君
高木美智代君　　遠山　清彦君
斎藤やすのり君　　小林　正枝君
阪口　直人君　　道休誠一郎君
空本　誠喜君　　藤田　大助君
遠山　清彦君　　赤松　正雄君
小林　正枝君　　渡辺浩一郎君
服部　良一君　　重野　安正君
柿澤　未途君　　山内　康一君
道休誠一郎君　　磯谷香代子君
山岡　達丸君　　石山　敬貴君
山崎　誠君　　中林美恵子君
秋葉　賢也君　　伊東　良孝君
杉本かずみ君　　緒方林太郎君

藤田　大助君　後藤　祐一君　佐田玄一郎君　永岡　桂子君　井上　信治君　野田　毅君　柿沼　正明君
本村賢太郎君　橋本　勉君　古屋　範子君　江田　康幸君　永岡　桂子君　佐田玄一郎君　川村秀三郎君
城内　実君　井上　信治君　塩川　鉄也君　吉井　英勝君　長島　忠美君　山本　幸三君　山尾志桜里君
赤松　正雄君　石田　祝稔君　神山　洋介君　皆吉　稲生君　丹羽　秀樹君　金子　一義君　伊東　良孝君
石山　敬貴君　岡本　英子君　後藤　祐一君　向山　好一君　大口　善徳君　東　順治君　農林水産委員
小野塚勝俊君　菅川　洋君　北村　茂男君　丹羽　秀樹君　赤嶺　政賢君　辞任　山田　正彦君
柴山　昌彦君　小里　泰弘君　吉井　英勝君　宮本　岳志君　豊田潤多郎君　笠井　亮君　補欠　川越　孝洋君
石田　祝稔君　稲津　久君　石田　三示君　内山　晃君　石川　知裕君　松木けんこう君　山田　正彦君
笠井　亮君　穀田　恵二君　吉泉　秀男君　服部　良一君　一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。　予算委員
渡辺浩一郎君　渡辺　義彦君　石原洋三郎君　森山　浩行君　総務委員　辞任　補欠　辞任　補欠
磯谷香代子君　井戸まさえ君　岡本　英子君　髙邑　勉君　後藤　祐一君　柿沼　正明君　櫛渕　万里君　岡本　充功君
橋本　勉君　長島　一由君　櫛渕　万里君　高橋　英行君　杉本かずみ君　馬淵　澄夫君　畑　浩治君　畑　浩治君
初鹿　明博君　熊田　篤嗣君　小室　寿明君　小山　展弘君　磯谷香代子君　室井　秀子君　室井　秀子君　川村秀三郎君
稲津　久君　大口　善徳君　永江　孝子君　長島　一由君　福田衣里子君　伊東　良孝君　伊東　良孝君　小山　展弘君
穀田　恵二君　笠井　亮君　森山　浩行君　高橋　英行君　中屋　大介君　塩崎　恭久君　小里　泰弘君　森本　和義君
緒方林太郎君　柿沼　正明君　矢崎　公二君　皆吉　稲生君　高井　崇志君　齋藤　健君　齋藤　健君　山尾志桜里君
小室　寿明君　小室　寿明君　宮本　岳志君　柴橋　正直君　湯原　俊二君　平　将明君　平　将明君　伊東　良孝君
平　智之君　坂口　岳洋君　内山　晃君　山本　剛正君　加藤　学君　橘　慶一郎君　服部　良一君　浅野　貴博君
中林美恵子君　山崎　誠君　向山　好一君　江田　康幸君　大口　善徳君　山本　幸三君　照屋　寛徳君　照屋　寛徳君
室井　秀子君　石原洋三郎君　北村　茂男君　服部　良一君　阿部　知子君　丹羽　秀樹君　櫛渕　万里君　江田　憲司君
山本　幸三君　近藤三津枝君　吉井　英勝君　畑　浩治君　畑　浩治君　斎藤やすのり君　岡田　康裕君　阿部　知子君
笠井　亮君　高橋千鶴子君　石田　三示君　小山　展弘君　伊東　良孝君　伊東　良孝君　岡本　充功君　服部　良一君
熊田　篤嗣君　浜本　宏君　内山　晃君　高橋　千鶴子君　赤嶺　政賢君　赤嶺　政賢君　中屋　大介君　塩崎　恭久君
大口　善徳君　稲津　久君　東　順治君　髙邑　勉君　中屋　大介君　中屋　大介君　山本　幸三君　中屋　大介君
高橋千鶴子君　佐々木憲昭君　笠井　亮君　吉泉　秀男君　斎藤やすのり君　斎藤やすのり君　東　順治君　小泉進次郎君
渡辺　義彦君　中後　淳君　柿沼　正明君　石原洋三郎君　後藤　祐一君　後藤　祐一君　平　将明君　馬淵　澄夫君
菅川　洋君　神山　洋介君　後藤　祐一君　森山　浩行君　柿沼　正明君　柿沼　正明君　服部　良一君　岡田　康裕君
あべ　俊子君　金田　勝年君　向山　好一君　矢崎　公二君　馬淵　澄夫君　馬淵　澄夫君　岡本　充功君　中屋　大介君
小野寺五典君　北村　茂男君　小室　寿明君　宮崎　岳志君　櫛渕　万里君　櫛渕　万里君　櫛渕　万里君　馬淵　澄夫君
稲津　久君　古屋　範子君　山本　剛正君　赤嶺　政賢君　大串　博志君　大串　博志君　小泉進次郎君　齋藤　健君
古屋　範子君　塩川　鉄也君　江田　康幸君　豊田潤多郎君　小山　展弘君　小山　展弘君　橘　慶一郎君　小山　展弘君
佐々木憲昭君　神山　洋介君　長島　一由君　石川　知裕君　川村秀三郎君　川村秀三郎君　齋藤　健君　森本　和義君
塩川　鉄也君　金田　勝年君　笠井　亮君　松木けんこう君　山尾志桜里君　山尾志桜里君　小里　泰弘君　山本　幸三君
石田　祝稔君　北村　茂男君　皆吉　稲生君　石井登志郎君　山本　幸三君　山本　幸三君　伊東　良孝君
中後　淳君　古屋　範子君　後藤　祐一君　加藤　勝信君　伊東　良孝君　伊東　良孝君　大山　昌宏君
重野　安正君　吉泉　秀男君　向山　好一君　加藤　勝信君　丹羽　秀樹君　丹羽　秀樹君　鈴木　克昌君
吉泉　秀男君　山内　康一君　山内　康一君　山内　康一君　山内　康一君　山内　康一君　山内　康一君
柿澤　未途君　柿澤　未途君　柿澤　未途君　柿澤　未途君　柿澤　未途君　柿澤　未途君　柿澤　未途君
山内　康一君　山尾志桜里君　山尾志桜里君　山尾志桜里君　山尾志桜里君　山尾志桜里君　山尾志桜里君
井戸まさえ君　井戸まさえ君　井戸まさえ君　井戸まさえ君　井戸まさえ君　井戸まさえ君　井戸まさえ君
坂口　岳洋君　山本　剛正君　山本　剛正君　山本　剛正君　山本　剛正君　山本　剛正君　山本　剛正君
浜本　宏君　永江　孝子君　永江　孝子君　永江　孝子君　永江　孝子君　永江　孝子君　永江　孝子君
近藤三津枝君　長島　忠美君　吉田　統彦君　馬淵　澄夫君　鈴木　克昌君　鈴木　克昌君　浅野　貴博君

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石山　敬貴君
金子　健一君
園田　康博君
橋本　博明君
福嶋健一郎君
福田衣里子君
矢崎　公二君
湯原　俊二君
長島　忠美君
井戸まさえ君
川越　孝洋君
木村たけつか君
空本　誠喜君
中野渡詔子君
宮島　大典君
大西　孝典君
柴橋　正直君
道休誠一郎君
川口　博君
高橋　英行君
野木　実君
京野　公子君
石井登志郎君
稲富　修二君
金森　正君
川村秀三郎君
小室　寿明君
斉木　武志君
丹羽　秀樹君

補欠

中野渡詔子君
川越　孝洋君
空本　誠喜君
井戸まさえ君
木村たけつか君
宮島　大典君
稲富　修二君
小室　寿明君
丹羽　秀樹君
石井登志郎君
道休誠一郎君
斉木　武志君
柴橋　正直君
大西　孝典君
皆吉　稲生君
川口　博君
金森　正君
川村秀三郎君
高橋　英行君
野木　実君
京野　公子君
橋本　博明君
矢崎　公二君
園田　康博君
金子　健一君
石山　敬貴君
湯原　俊二君
福嶋健一郎君
福田衣里子君
長島　忠美君

財務金融委員

辞任

中林美恵子君
平岡　秀夫君

補欠

小室　寿明君
玉木雄一郎君

厚生労働委員

辞任

大西　健介君
初鹿　明博君
福田衣里子君
三宅　雪子君
江田　憲司君
石井登志郎君
勝又恒一郎君
柴橋　正直君
稲富　修二君
柿沼　正明君
斉木　武志君
空本　誠喜君
中野渡詔子君
大西　孝典君
皆吉　稲生君
川口　博君
高橋　英行君
野木　実君
京野　公子君
橋本　博明君
矢崎　公二君
園田　康博君
金子　健一君
石山　敬貴君
湯原　俊二君
福嶋健一郎君
福田衣里子君
小室　寿明君
丹羽　秀樹君

補欠

石井登志郎君
熊谷　貞俊君
川口　浩君
柴橋　正直君
川口　博君
稲富　修二君
大山　昌宏君
三宅　雪子君
大西　健介君
柴橋　正直君
初鹿　明博君
江田　憲司君
柿沼　正明君
勝又恒一郎君
柿澤　未途君
中林美恵子君
平岡　秀夫君

予算委員

辞任

玉木雄一郎君
仁木　博文君
湯原　俊二君
小里　泰弘君
東　　順治君
遠山　清彦君
吉井　英勝君
笠井　　亮君
小原　　舞君
岡田　康裕君
奥野総一郎君
平　　智之君
藤田　大助君
あべ　俊子君
玉木雄一郎君
小里　泰弘君
東　　順治君
遠山　清彦君
吉井　英勝君
笠井　　亮君

補欠

藤田　大助君
岡田　康裕君
小原　　舞君
あべ　俊子君
仁木　博文君
湯原　俊二君
平　　智之君
奥野総一郎君
吉井　英勝君
遠山　清彦君
東　　順治君
小里　泰弘君
笠井　　亮君
玉木雄一郎君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

永江　孝子君
高橋　英行君
坂口　岳洋君
三宅　雪子君
村上　史好君
畑　　浩治君
長尾　　敬君
白石　洋一君
若泉　征三君

補欠

白石　洋一君
長尾　　敬君
畑　　浩治君
山口　和之君
若泉　征三君
坂口　岳洋君
高橋　英行君
永江　孝子君
三宅　雪子君
村上　史好君
山口　和之君
若泉　征三君

一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

後藤　祐一君
道休誠一郎君
高橋　昭一君
金子　健一君
奥野総一郎君
室井　秀子君
樋口　俊一君
小室　寿明君
永岡　桂子君
高松　和夫君
若泉　征三君
石津　政雄君
石原洋三郎君
辻元　清美君
中野渡詔子君
森本　和義君
谷田川　元君
若井　康彦君
加藤　勝信君

補欠

石津　政雄君
石原洋三郎君
辻元　清美君
森本　和義君
谷田川　元君
若井　康彦君
加藤　勝信君
樋口　俊一君
福田衣里子君
奥野総一郎君
金子　健一君
中野渡詔子君
小室　寿明君
永岡　桂子君
高松　和夫君
後藤　祐一君
高橋　昭一君
若泉　征三君
道休誠一郎君
谷田川　元君
室井　秀子君
加藤　勝信君

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

石山　敬貴君
谷田川　元君
若泉　征三君
阪口　直人君
川越　孝洋君
瑞慶覧長敏君
谷田川　元君
高井　美穂君
石山　敬貴君
若泉　征三君
川口　博君
道休誠一郎君
小原　舞君
谷田川　元君
長尾　敬君
階　　猛君
菊池長右ェ門君
石山　敬貴君
道休誠一郎君
中屋　大介君

補欠

川越　孝洋君
阪口　直人君
瑞慶覧長敏君
高井　美穂君
石山　敬貴君
若泉　征三君
谷田川　元君
階　　猛君
菊池長右ェ門君
石山　敬貴君
若泉　征三君
瑞慶覧長敏君
阪口　直人君
若泉　征三君
川越　孝洋君
谷田川　元君
高井　美穂君
石山　敬貴君
若泉　征三君
瑞慶覧長敏君
谷田川　元君
長尾　敬君
階　　猛君
高松　和夫君
道休誠一郎君
石山　敬貴君
若泉　征三君

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

石山　敬貴君
菊池長右ェ門君
高松　和夫君
瑞慶覧長敏君
今井　雅人君
浜本　　宏君
金森　　正君
勝又恒一郎君
中屋　大介君
高井　崇志君
皆吉　稲生君
阿知波吉信君
向山　好一君
花咲　宏基君
奥野総一郎君
加藤　　学君
川口　　博君
道休誠一郎君
小原　　舞君
谷田川　元君
長尾　　敬君
高井　崇志君
高松　和夫君
道休誠一郎君
中屋　大介君

補欠

松岡　広隆君
高松　和夫君
瑞慶覧長敏君
今井　雅人君
浜本　　宏君
金森　　正君
勝又恒一郎君
中屋　大介君
高井　崇志君
皆吉　稲生君
阿知波吉信君
向山　好一君
花咲　宏基君
奥野総一郎君
加藤　　学君
川口　　博君
道休誠一郎君
小原　　舞君
谷田川　元君
長尾　　敬君
階　　猛君
菊池長右ェ門君
石山　敬貴君
若泉　征三君

（両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領）

一、去る五日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛て、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　江崎　孝君　補欠　徳永　エリ君

一、去る六日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛て、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　徳永　エリ君　補欠　江崎　孝君

（議案提出）

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案

（議案受領）

一、去る二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

少年院法案

少年鑑別所法案

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（議案付託）

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

福島復興再生特別措置法案（内閣提出第二三号）

東日本大震災復興特別委員会　付託

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、内閣の重要政策に関する事項

二、栄典及び公式制度に関する事項

三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

四、国民生活の安定及び向上に関する事項

五、警察に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十四年三月二日

内閣委員長　荒井　聰

衆議院議長　横路　孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文部科学行政の基本施策に関する事項

二、生涯学習に関する事項

三、学校教育に関する事項

四、科学技術及び学術の振興に関する事項

五、科学技術の研究開発に関する事項

六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十四年三月二日

文部科学委員長　石毛　鍈子

衆議院議長　横路　孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十四年三月二日

厚生労働委員長　池田　元久

衆議院議長　横路　孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十四年三月二日

経済産業委員長　中山　義活

衆議院議長　横路　孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国土交通行政の基本施策に関する事項

二、国土計画、土地及び水資源に関する事項

三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項

四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
六、北海道開発に関する事項
七、気象及び海上保安に関する事項
二、調査の目的
国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十四年三月二日
国土交通委員長　伴野　豊
衆議院議長　横路　孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、環境の基本施策に関する事項
二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項
三、循環型社会の形成に関する事項
四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項
五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項
六、公害紛争の処理に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十四年三月二日
環境委員長　生方　幸夫
衆議院議長　横路　孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十四年三月二日
安全保障委員長　東　祥三
衆議院議長　横路　孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、歳入歳出の実況に関する事項
二、国有財産の増減及び現況に関する事項
三、政府関係機関の経理に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項
二、調査の目的
決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十四年三月二日
決算行政監視委員長　新藤　義孝
衆議院議長　横路　孝弘殿

国政調査承認要求書

一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、農林水産関係の基本施策に関する事項
二、食料の安定供給に関する事項
三、農林水産業の発展に関する事項
四、農林漁業者の福祉に関する事項
五、農山漁村の振興に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十四年三月六日
農林水産委員長　吉田　公一
衆議院議長　横路　孝弘殿

（質問書提出）

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
内閣府原子力委員会の小委員会が見解をまとめた「原子力発電所の使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルの在り方」に関する質問主意書（木村太郎君提出）
国土交通省の八ッ場ダム治水効果の検証に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問主意書（中島政希君提出）
今冬の豪雪を踏まえ「建設産業の再生と発展のための方策二〇一一」の対策実施を求めることに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
郵政民営化法の評価と課題に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
餓死者対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
郵政事業の関連法人の整理・見直し等に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
国産リンゴの輸出に関する質問主意書（木村太郎君提出）
一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
漁業に深刻な被害を与える大型クラゲに関する質問主意書（木村太郎君提出）
一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ホームレスの公民権保障等に関する質問主意書（服部良一君提出）
シルバー人材センターに関する質問主意書（木村太郎君提出）
中国の在新潟総領事館による土地取得に関する質問主意書（小野寺五典君提出）

普天間飛行場の補修に関する質問主意書（小野寺五典君提出）

（答弁書受領）

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橘慶一郎君提出「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎君提出鳩山内閣より野田内閣に至る三代の内閣における閣僚の平均在任期間に関する質問に対する答弁書

衆議院議員今津寛君提出野田内閣の北方四島に係る現状認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出若年層における選挙の低投票率に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出電子投票制度の導入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員服部良一君提出大阪市職員に対するアンケート調査等の違憲性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員服部良一君提出大阪府及び大阪市教育基本条例（案）の違憲性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出都道府県における賃金格差の拡大に関する質問に対する答弁書

衆議院議員加藤勝信君提出平成二十四年度における基礎年金国庫負担割合に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム（ＣＷＴ）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出マニフェストで廃止を掲げた障がい者自立支援法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤澤亮正君提出内閣総理大臣による国民への丁寧な説明に関する質問に対する答弁書

平成二十四年二月二十一日提出

質問第八七号

「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問主意書

提出者　橘　慶一郎

「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問主意書

野田内閣は平成二十四年二月十七日、「社会保障・税一体改革大綱」（以下、「大綱」という。）を閣議決定したが、これは去る一月六日に閣議報告された「社会保障・税一体改革素案」（以下、「素案」という。）を概ね踏襲する形となり、この間に政府内で検討が深まらなかったことは疑問である。また、素案は社会保障部分と税部分で書きぶりに大きな差があり、大綱の社会保障部分については、当然、書きぶりを精緻なものとするべきであったと考える。大綱は閣議決定文書としては異例な形になっているのではないかという見方から、以下六項目にわたり質問する。

一　大綱の社会保障部分と税部分との間で、書きぶりがかなり異なっているが、その理由を伺う。

二　大綱の社会保障部分における「○」「☆」「・」の使い分けの考え方を確認する。

三　大綱第３章の「２．医療・介護等①」では、柱立てが「（１）」、「ⅰ」の順であるのに、「４．年金」では、「Ⅰ」、「（１）」の順になっている旨確認する。また、両者で柱立ての符号の使い方が異なることは、適当ではないと思われるが、内閣の見解を確認する。

四　大綱の文書審査は、内閣のどのセクションでなされたのか、伺う。

五　四のセクションでは、公文書の基本的な書き方に従って審査をしたと言えるのか、内閣の見解を確認する。

六　大綱は、書きぶりの不統一からして、閣議決定としては不適切であり、内容的にもより充実を期すべきものと考えるが、内閣の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第八七号

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問に対する答弁書

一及び六について

「社会保障・税一体改革大綱」（平成二十四年二月十七日閣議決定。以下「大綱」という。）においては、社会保障・税一体改革における個々の施策について、その検討状況や内容等に応じて記述したところであり、政府としては、「閣議決定としては不適切であり、内容的にもより充実を期すべきもの」との御指摘は当たらないものと考える。

二について

大綱の社会保障部分については、改革の内容を国民に分かりやすく示す観点から、「☆」、「○」、「・」等の符号を使用している。お尋ねの符号の使い分けについては、おおむね、「☆」は施策に係る法案の提出時期や施策の実施時期等を示すもの、「○」は施策の内容を説明するもの、「・」は「○」と比較してより具体的な施策の内容を説明するものとなっている。

三について

大綱の「４．年金」においては、「２．医療・介護等①」と異なり、「新しい年金制度の創設」と「現行制度の改善」という二つの大きな柱立てにより項目を整理する必要があったため、「Ⅰ」等の符号を用いており、「両者で柱立ての符号の使い方が異なることは、適当ではない」との御指摘は当たらないものと考える。

四及び五について

大綱の表記については、内閣官房内閣総務官室において、大綱の性格等を踏まえつつ審査したところである。

平成二十四年二月二十一日提出

質問第八八号

鳩山内閣より野田内閣に至る三代の内閣における閣僚の平均在任期間に関する質問主意書

提出者　橘　慶一郎

鳩山内閣より野田内閣に至る三代の内閣における閣僚の平均在任期間に関する質問主意書

平成二十一年九月十六日の鳩山内閣発足以来、これまで三代の内閣にわたり二年五ヶ月が経過したが、この間、様々な事情により閣僚の平均在任期間が短くなっている。とりわけ内閣府に属する「担当大臣」については、七、八代に及ぶ事例も見受けられ、平均在任期間が四ヶ月程度のポストも見受けられる。このことは事務引き継ぎから始まって行政の継続・発展の為には決して好ましいことではないと思料する。ついては以下六項目にわたり質問する。

一　現時点において、鳩山内閣から野田内閣に至る三代の内閣における閣僚の平均在任期間を伺う。

二　一について、特に内閣府に属する「担当大臣」に絞って伺う。

三　この間、消費者担当大臣は、松原大臣で八代目とのことであるが、六代目以上となっているポストについて具体的に示されたい。

四　大臣交代の際に、行政庁において通常発生する事務（事務引き継ぎ、所管事項説明、職員挨拶等）について、どの程度の日数を要している

のか、伺う。

五　行政の効率性・継続性の観点からも閣僚の平均在任期間は一定程度必要であるものと思うが、野田内閣の見解及び今後の対処方針を伺う。

六　現状、女性閣僚は一人となっているが、男女共同参画の観点から、野田内閣の見解及び今後の対処方針を伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第八八号
平成二十四年三月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出鳩山内閣より野田内閣に至る三代の内閣における閣僚の平均在任期間に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員橘慶一郎君提出鳩山内閣より野田内閣に至る三代の内閣における閣僚の平均在任期間に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの内閣における内閣総理大臣により任命された国務大臣の平均の在任期間は、平成二十四年三月二日時点で、鳩山内閣が約二百十八日及び野田内閣が約百三十一日である。

二について

お尋ねの内閣における内閣府特命担当大臣の平均の在任期間は、平成二十四年三月二日時点で、鳩山内閣が約二百二十三日、菅内閣が約百八十九日及び野田内閣が約百三十一日である。

三について

各府省の大臣又は内閣法（昭和二十二年法律第五号）第三条第二項に規定する大臣（以下「各府省等の大臣」という。）のうち、鳩山内閣が発足した平成二十一年九月十六日から平成二十四年三月二日までの期間に各府省等の大臣に就任した者（国務大臣が辞職したことにより臨時代理に指定され又は事務代理を命じられたものを含む。）の延べ人数が六人以上となっているものは、法務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、内閣府特命担当大臣（行政刷新）、公務員制度改革担当大臣及び拉致問題担当大臣である。

四について

各府省等の大臣が交代した際には、新任の大臣は、前任の大臣からの事務引継ぎや所属職員に対する挨拶等を数日内に行うとともに、所管事項について事務方から説明を受けるのが通例である。所管事項の説明に要する日数については、新任の大臣の意向や日程上の制約等もあることから、大臣によって様々である。

五について

行政運営に当たっては、行政の効率性及び継続性の観点は重要であると考えているが、閣僚の任命については、任命権者である内閣総理大臣が、適材適所の考え方から行っているものである。

六について

野田内閣においては、各府省の政務三役に計六名の女性を任命しているところである。今後とも、男女共同参画の観点から、あらゆる分野で女性の参画の拡大が進むよう、しっかりと取り組んでまいりたい。

平成二十四年二月二十一日提出
質問第八九号

野田内閣の北方四島に係る現状認識等に関する質問主意書

提出者　今津　寛

野田内閣の北方四島に係る現状認識等に関する質問主意書

外務省のホームページでは、平成二十三年二月十二日付の「前原外務大臣のロシア訪問（結果概要）」において、「北方四島における共同経済活動について、日本の法的立場を害しない前提で何ができるかを日露双方のハイレベルで議論していくこととなった。」とされている。その後の議論の経緯は明らかでないが、去る平成二十四年一月二十八日、玄葉外務大臣とラヴロフ外相の会談が行われ、北方四島における共同経済活動については進展がなかったと報じられている。これを踏まえ、以下質問する。

一　北方四島と同様、我が国の固有の領土が他国に実効支配されている竹島の現状について、野田佳彦内閣総理大臣は、「法的根拠のない形で占拠されていると認識をしています」との答弁をしている（平成二十三年十一月十五日参議院予算委員会）。他方、平成二十二年八月十日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七五第二一号）においては、「ロシア連邦が北方四島を不法に占拠している」との現状認識が示されている。

1　北方四島の現状について、現時点において、野田内閣としてどのように認識しているか。竹島と同様に「法的根拠のない形で占拠されている」との認識なのか、先の政府答弁書のように「不法占拠」との認識なのか。

2　北方四島の現状認識についても、竹島と同様に、かつての政府答弁と異なる表現（「法的根拠のない形で占拠されている」）を用いるとすれば、そのことについて何らかの政策的判断があるはずである。この政策判断は、どのような要素が考慮された結果であるのか、具体的かつ網羅的に明らかにされたい。

3　従来通り「不法（に）占拠」という表現を用いる場合には、竹島をめぐる認識との差異は何に由来するものであるか。

二　外務省のホームページ中の平成二十四年一月二十八日付の「玄葉外務大臣とラヴロフ外相の日露外相会談（概要）」においては、前原元外務大臣のロシア訪問（平成二十三年二月）において日露双方のハイレベルで議論していくこととなった北方四島における共同経済活動についての記載がない。

1　この会談において、共同経済活動についての議論は行われたのか。

2　この会談で共同経済活動についての議論が行われたのであればその内容について、議論が行われていないのであればその理由について、具体的に明らかにされたい。また、これに関する現段階での進捗状況はどのようになっているのか。

3　北方四島における我が国の主権はゆるぎないものであるが、その一方で、北方四島がロシアに不法占拠され、平成十八年には歯舞諸島貝殻島周辺海域において我が国の漁船がロシア警備艇に銃撃・拿捕され、現地「裁判所」において船長に対する「裁判」の「判決」が言い渡されているという状況がある。この現実を踏まえ、政府としては、仮に、今後共同経済活動が実施されるとした場合、共同経済活動に従事する我が国国民による北方四島における商行為及び犯罪行為について、いずれの国の法律が適用されると考えているか。

4　日本固有の領土である北方四島における我が国国民による商行為及び犯罪行為について、我が国以外の国の法律を適用することは、「日本の法的立場を害しない前提で」可能であると考えるか。可能であるとすれば、その範囲及び根拠を明確に示されたい。

5　3のほか、共同経済活動が実施されるとした場合の法的な問題について、現時点で政府が把握しているものを詳細に列挙されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第八九号
平成二十四年三月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員今津寛君提出野田内閣の北方四島に係る現状認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今津寛君提出野田内閣の北方四島に係る現状認識等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、北方四島はロシア連邦に法的根拠のない形で占拠されていると認識しているが、御指摘のいずれの表現であっても、北方四島の置かれた状況についての政府の法的評価は一貫しており、北方領土問題に関する政府の法的立場に変わりはない。どのような場でどのような表現を使うかについては、例えば、領土問題は相手国との交渉等を通じて解決すべきものであるということ、相手国との関係全般等を考慮した結果として行われる、その時々の政策的判断により異なり得るものである。

二の1及び2について

御指摘の会談においては、北方四島における共同経済活動についても議論が行われ、引き続き議論を行っていくこととなったが、外交上の個別のやり取りに係る詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり差し控えたい。なお、同会談後の共同記者会見においては、ロシア側から、ロシア連邦の法令の範囲内で北方四島における経済活動に我が国が参加することを歓迎する旨の発言が、日本側から、北方四島における共同経済活動は北方四島の帰属の問題の解決に資するものでなければならず、我が国の法的立場を害さないことが重要である旨の発言があった。

二の3から5までについて

北方四島における共同経済活動については、我が国の法的立場を害さないという前提で、何ができるかについて検討を続けているところである。お尋ねについては、今後の検討及びロシア側との調整次第であり、現時点でお答えすることは困難である。

平成二十四年二月二十一日提出
質問第九〇号

若年層における選挙の低投票率に関する質問主意書

提出者　馳　浩

若年層における選挙の低投票率に関する質問主意書

他の世代に比べ、若年層の選挙の投票率が低いことが顕著になっており、特に二〇代の投票率は毎回、全世代を下回っている。これは今に始まったことではなく、以前からも同じような現象が続いており、年齢による社会的な要因や政治意識、政治との関わり、政治不信、情報不足等が要因とされる。

しかし、少子高齢社会が進む中、投票数で見ると、若年層とその他の世代の格差は大きく広がっていることになり、若年層が抱える問題や意見が政治に反映されにくい状況になっていると指摘される。

一方で、ブログやツイッター、フェイスブック等、インターネットを通じて、以前よりも若年層にとって政治が身近に感じられる機会が多くなってきたことも事実である。

政治による世代間格差を生じさせないためにも、多種多様な世代からの様々な声を受け止め、政策に反映させていく為に、若年層の選挙への参加を促すような環境づくりが必要であり、若年層の投票率の上昇こそが全体の投票率の底上げに繋がっていくものと考える。

右を踏まえ、以下の事項について質問する。

一　現在の若年層の低投票率に関し、政府はどのように認識され、問題があるとお考えか見解を示されたい。

二　投票率が低いことで、若年層自身がどのような不利益を受けるものと考えられるか、政府の見解を示されたい。

三　若年層の政治への関心の低さについて、その原因をどのように分析し、投票率を上げるにはどのような取組みが必要だと認識しているか、見解を示されたい。

四　先進諸国の若年層投票率と比較し、日本の若年層の投票率が低い理由についてどのように認識しているか示されたい。

五　若年層投票率が高い他国にて行われているような義務投票制度や郵便投票制度、電子投票制度等といった取り組みに関して、どのように認識しているか、見解を示されたい。

六　若年層では、特に選挙期間における情報量が少なく、インターネットを利用した情報公開を望む声が多く聞かれる。現在は公職選挙法で禁止されているインターネットの利用を選挙運動で解禁した場合、若年層の投票率は上昇するものと考えられるか、政府の見解を示されたい。

七　日本では教育において、政治経済社会の仕組みに関する学習は行ってきたが、いわゆるシティズンシップ教育と呼ばれる、政治参加や社会参加、ディベート、他者との合意形成の有り方等といった学習様式は、あまり実践されてこなかった。このイギリスでも導入されているシティズンシップ教育について政府の見解は如何。

八　国の政策や政治家の行動において、若年層投票率が低いことにより、若年層が期待するような政策の優先順位が後回しにされ、より投票率の高い、高齢世代に対する施策が充実されてきたと一般的には言われているが、この投票率が及ぼす、政策的な意思決定への影響について政府はどのように認識されているか、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九〇号
平成二十四年三月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出若年層における選挙の低投票率に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出若年層における選挙の低投票率に関する質問に対する答弁書

一について

若年層の投票率については、例えば、平成二十一年に執行された衆議院議員総選挙においては全体の投票率が六十九・二八パーセントとなっているところ、選挙後に総務省が行った抽出調査（以下「抽出調査」という。）では二十歳から二十四歳までの投票率は四十六・六六パーセントとなっており、また、平成二十二年に執行された参議院議員通常選挙においては全体の投票率が五十七・九二パーセントとなっているところ、抽出調査では二十歳から二十四歳までの投票率は三十三・六八パーセントとなっており、いずれも他の世代に比較して低い投票率となっている。若年層の投票率を含め一般に投票率が低いということについては、民主主義の健全な発展の観点から、遺憾なことであり、憂慮すべきことと受け止めている。

二及び八について

年代による投票率の違いによる若年層への「不利益」や「政策的な意思決定への影響」について一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、国民全体の福祉の向上に取り組むべきものと考えている。

三について

総務省が平成二十三年四月から十二月までに開催した「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告書においては、二十歳代の有権者の投票率を踏まえて、「若い有権者の投票率が低いのは、他の世代に比べて、政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が低いからであると考えられ、・・・その一因として、有権者になる前の学校教育においては、政治や選挙の仕組みは教えても、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、関心を持たせたり、判断力を養成するような教育がほとんど行われていないことが挙げられる」と指摘され、「国として取り組むべき具体的方策の例」として、「選挙事務への協力の拡大」や「大学との連携の推進」等により「若者の政治意識の向上」を図ることや、「出前授業・模擬投票の推進」等により「将来の有権者である子どもたちの意識の醸成」を図ること等が提言されている。

政府としては、今後、若年層の投票率向上のために、このような取組を積極的に進めてまいりたいと考えている。

四について

若年層の投票率を含め選挙の投票率については、国によって政治や選挙の制度が異なることなどから、各国間で単純に比較できないものであり、お尋ねにお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「義務投票制度」については、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定する憲法第十五条との関係からも、慎重な検討を要するものと考えられるが、いずれにせよ、お尋ねの「若年層投票率が高い他国にて行われているような義務投票制度や郵便投票制度、電子投票制度等といった取り組み」については、選挙手続の中核である投票方法の在り方の問題であることから、各党各会派において十分に議論していただくべきものと認識している。

六について

選挙の投票率については、選挙時の政治状況、有権者の政治的関心の度合いなど、様々な要因が影響するものであることから、お尋ねの「インターネットの利用を選挙運動で解禁した場合、若年層の投票率は上昇するものと考えられるか」について、一概にお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「シティズンシップ教育」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、我が国においては、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うため、学習指導要領に基づき、小学校、中学校、高等学校等を通じ、主に社会科や特別活動等で、民主政治の仕組みや選挙の意義について理解させるとともに、ボランティア活動等の社会参加や、学級活動や生徒会活動等における課題解決等の活動を行うこととしているほか、各教科等を通じて、説明や論述、討議などの言語活動を重視しているところである。

平成二十四年二月二十一日提出
質問第九一号

電子投票制度の導入に関する質問主意書

提出者　馳　浩

電子投票制度の導入に関する質問主意書

電子投票制度は無効票が無くなり、開票時間も大幅に縮小するなどメリットがある反面、導入コストが高く、自治体にとって重い負担となることから、新規導入が停滞している。電子投票に対する国の消極的な姿勢に業を煮やし、電子投票から撤退を決めた自治体も続出していることからも、電子投票制度に対し、国の立場を明確にすることが求められている。

右を踏まえ次の事項について質問する。

一　野田政権は電子投票制度について、どのような立場にあり、今後推進していく考えはあるのか、見解を示されたい。

二　現在、電子投票を導入している自治体数について、また今後導入を検討している自治体はあるのか、政府の把握するところを示されたい。

三　電子投票の導入が進まない原因について政府はどのように認識しているか、見解を示されたい。

四　通常の自書式投票に対し、電子投票は特別地方交付税の交付金を差し引いても自治体にとって大きな負担になると言われるが、導入にあたりどれくらいの経費負担が必要になるものと認識しているか、政府の見解を示されたい。

五　電子投票を取りやめた自治体によると、電子投票は利便性の向上等、優れた手段であるが、国が積極的に電子投票を推進しない姿勢に対し、抗議の意味も込めて撤退したことを理由として明らかにしている。政府の不明瞭な方針に自治体は困惑しているが、政府の責任についてどのように認識しているか見解を示されたい。

六　前回衆議院総選挙の民主党マニフェストでは「地方選挙においてのみ実施可能となっているタッチパネルの電子投票機等を用いて投票する電子投票制度を、国政選挙にも導入することを目指します」と電子投票を推進することを項目に掲げていたが、何ら前進が見られない。マニフェストとの矛盾について整合性を問う。

七　電子投票導入に際する機器のコストが高額であり、電子投票を普及させるには自治体の経費負担を軽減することが必要不可欠と見る。機器そのものについても撤退する業者が多いことから適正な競争原理が働いていない現状も踏まえて、政府の見解を示されたい。

八　電子投票は一般的に三段階の投票方式に分類され、その第一段階が現在導入されている、選挙人が指定された投票所において電子投票機器から投票する方式、第二段階は指定された投票所以外の投票所から投票する方式、第三段階として個人の所有するコンピューター端末を使用して投票する方式がある。これら三つの方式について、実用可能な段階はどこまでの範囲になると認識しているか見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九一号
平成二十四年三月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出電子投票制度の導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出電子投票制度の導入に関する質問に対する答弁書

一について

電磁的記録式投票機を用いて行う投票（以下「電磁的記録式投票」という。）については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）において、地方公共団体が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（以下「地方公共団体の選挙」という。）に導入することができることとなっており、政府としては、電磁的記録式投票を実施する地方公共団体に対して、技術的支援や財政的支援を行い、電磁的記録式投票の普及に努めているところである。

国政選挙への電磁的記録式投票の導入については、選挙手続の中核である投票方法の在り方の問題であり、また、国政選挙に電磁的記録式投票を導入する法案が過去において議員立法と

して提案された経緯もあり、各党各会派において十分に議論していただきたいと考えている。

二について

平成二十四年二月二十七日現在、電磁的記録式投票に関する条例を制定している地方公共団体は、七団体（うち条例改正により条例の適用を停止している地方公共団体は、三団体）である。

また、今後導入を検討している地方公共団体は、平成二十二年十月一日現在の調査で二十三団体である。

三について

地方公共団体の選挙への電磁的記録式投票の導入を予定していない地方公共団体における主な理由としては、導入経費が高額であることや国政選挙において導入されていないこと、電磁的記録式投票における投票に対する不安があることなどであると認識している。

国政選挙への導入については、一についてで述べた法案についての国会における議論において、電磁的記録式投票における投票の信頼性をいかに確保するか、参議院の比例代表選出議員の選挙における名簿登載者をいかに公平に表示するかや、導入経費が高額であることなどの課題が指摘されたと承知している。

四について

地方公共団体の選挙における電磁的記録式投票の導入に要する経費については、選挙人名簿登録者や投票所の数により差があるが、これまでに電磁的記録式投票を実施した十団体においては、平均約千七百六万四千円である。

五について

政府としては、電磁的記録式投票を実施する地方公共団体に対して、技術的支援や財政的支援を行い、電磁的記録式投票の普及に努めているところであるが、電磁的記録式投票を地方公共団体の選挙に導入しない理由として、国政選挙において導入されていないことを挙げる地方公共団体も多い。

国政選挙への電磁的記録式投票の導入については、一についてで述べたとおり、各党各会派において十分に議論していただきたいと考えている。

六について

国政選挙への電磁的記録式投票の導入については、一についてで述べたとおり、各党各会派において十分に議論していただきたいと考えている。

なお、政府としては、民主党が作成した「民主党政策集インデックス二〇〇九」の内容について、お答えする立場にない。

七について

地方公共団体の選挙への電磁的記録式投票の導入については、電磁的記録式投票を実施する地方公共団体に対して、導入に伴い増加する投・開票所経費について特別交付税措置を講じているところであり、このような財政的支援や技術的支援を通じ、電磁的記録式投票を実施する地方公共団体の支援に引き続き努めてまいりたい。

八について

既に地方公共団体において実施されている電磁的記録式投票は、当該選挙人が属する投票区の投票所において電磁的記録式投票機から投票するいわゆる「第一段階」である。

当該選挙人が属する投票区の投票所以外からも投票できるいわゆる「第二段階」については、選挙人名簿や候補者の情報をいかにネットワーク化し、投票所間で共有するかなどが、個人の所有するコンピュータ端末等を使用して投票するいわゆる「第三段階」については、本人確認をいかに行うかや第三者の立会いがない中での自由な意思による公正な投票環境をいかに確保するかなどが、課題として挙げられるものと考えている。

平成二十四年二月二十二日提出

質問第九二号

大阪市職員に対するアンケート調査等の違憲性に関する質問主意書

提出者　服部　良一

大阪市職員に対するアンケート調査等の違憲性に関する質問主意書

大阪市は二月一〇日から一六日の間、同市職員に対して、政治活動及び組合活動等についてのアンケート調査を実施した。また、同市は、市長部局の全職員を対象に、市役所のサーバに保存されている内部メールの点検調査に着手したと報じられている。同市特別参与の弁護士からの要請により、既にサーバからメールデータが取り出されたとされるが、対象職員に対する事前通知はなされていないという。さらに、同市特別顧問の弁護士は市に対して、外部との送受信記録の提供も求めているという。よって、以下の事項につき内閣の見解を質問する。

一　本アンケート調査は、各職員の思想・良心の自由（憲法一九条）、プライバシー権（同一三条）、労働基本権（同二八条）、政治活動の自由（同二一条）等を侵害し、又はその行使を事実上阻害するものであり、憲法に違反するのではないか。

二　本アンケート調査は即時中止し、これまでに回収された回答は、開封、集計等を一切せず、すべて廃棄すべきではないか。

三　今回実施されている内部メール調査は、個人情報保護に係る法令、規範、慣行等に抵触するとともに、一で例示した職員の諸権利及び自由を侵害し、又はその行使を事実上阻害するものではないか。また、外部との送受信記録が提供された場合も同様ではないか。

四　同内部メール調査は手続きに瑕疵があり、既に取り出されたデータは即時廃棄すべきでないか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九二号

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員服部良一君提出大阪市職員に対するアンケート調査等の違憲性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員服部良一君提出大阪市職員に対するアンケート調査等の違憲性に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねについては、個別の地方公共団体の内部の事案に関するものであり、当該地方公共団体において、憲法、法律、条例等に基づき適切に判断し、対応されるべきものと考える。

平成二十四年二月二十二日提出

質問第九三号

大阪府及び大阪市教育基本条例（案）の違憲性に関する質問主意書

提出者　服部　良一

大阪府及び大阪市教育基本条例（案）の違憲性に関する質問主意書

大阪府議会では、昨年九月定例会に教育基本条例案が提出され、閉会中継続審査となっていたところ、松井一郎知事は二月二三日開会の定例会にその修正案を提案する予定となっている。大阪市議会においても、橋下徹市長が二月二八日開会の定例会に教育基本条例案を提案する予定である。よって、以下の事項につき内閣の見解を質問する。

一　大阪府及び大阪市の教育基本条例（案）に盛り込まれる、首長による教育目標の設定、教育委員の罷免及び教職員の処分等の規定は、思想・良心の自由等の保障、教育への公権力の介入の抑制といった要請に反し、憲法に違反することとなるのではないか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九三号
平成二十四年三月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員服部良一君提出大阪府及び大阪市教育基本条例（案）の違憲性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員服部良一君提出大阪府及び大阪市教育基本条例（案）の違憲性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、地方公共団体の議会が審議する条例案に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十四年二月二十二日提出
質問第九四号

都道府県における賃金格差の拡大に関する質問主意書

提出者　木村　太郎

都道府県における賃金格差の拡大に関する質問主意書

これまで現政権は、「製造業への派遣は原則禁止」「CO2は一九九〇年比二五％削減」「最低賃金一、〇〇〇円」など、日本の雇用を空洞化させる政策を行ってきた。このため、景気の先行き不透明感から企業は所定内給与の引き上げに慎重であり、未だリーマン・ショック以前の水準には戻っていない上に大震災の影響が重なり、デフレの長期化、急激な円高など産業の空洞化は益々深刻な事態である。そして「子ども手当」「高速道路無料化」「戸別所得補償」「高校無償化」などの理念なきバラ撒き政策が行われてきたため、我が国の経済状況、中でも雇用状況は、一向に改善されないままである。特に現政府の地方切捨て政策は、本年一月十一日に厚生労働省が発表した「平成二十三年賃金構造基本統計調査（都道府県別速報）」を見ると如実に表れており、増加地域は二年連続で減少地域を上回ったものの、二十三道府県で減少し、賃金格差において、最も高かった東京都と最も低かった我が青森県で月十五万円超となり五年ぶりに拡大している。

地方の雇用の受け皿となっている中小・小規模事業者なくして強い日本経済の再生はあり得ない。デフレ脱却に向けての大胆な金融緩和政策はもとより、空洞化を回避するため、国内に本社機能、研究開発機能、マザー工場を堅持するとともに、中小企業のサプライチェーンを維持するための施策を講じるなど精緻にしてダイナミックな予算投入を行うことが最も重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一　今回の厚生労働省が発表した賃金構造基本統計調査（都道府県別速報）について、どのように分析しているのか、また今後どのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

二　一に関連し、我が青森県においては、直近の有効求人倍率全国四十六位、今回の調査での所定内給与の平均額は全国最下位である。このような雇用・失業情勢の毎回弱い地域における今後の対応をどのようにしていくのか、野田内閣の見解如何。

三　二に関連し、当該地域において、特に青森県など冬季における極寒地域では、自動車のタイヤも履き替えなければならず、また、灯油は生活必需品である。特に外的要因による価格高騰は著しく家計を圧迫する。このように家計にとっては必要以上の出費を余儀なくされる上、所定内給与の平均額は全国最下位である現状に、国としてどのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

四　二～三に関連し、当該地域において、各分野に亘る中小企業等は、円高などで企業業績が低迷すれば更に格差が広がる可能性があるが、国としてどのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

五　経済問題におけるデフレ脱却に向けての大胆な金融緩和政策はもとより、産業の空洞化を回避するため、国内に本社機能、研究開発機能、マザー工場を堅持するとともに、中小企業のサプライチェーンを維持するための施策を講じるなど精緻にしてダイナミックな予算投入を行うことが最も重要と考えるが、野田内閣の施策如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九四号
平成二十四年三月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出都道府県における賃金格差の拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出都道府県における賃金格差の拡大に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十四年一月十一日に厚生労働省が公表した賃金構造基本統計調査の都道府県別速報によると、平成二十三年の所定内給与額は、前年と比べて、二十四都府県で増加し、二十三道府県で減少している。また、当該所定内給与額について、最も高い東京都の三十七万二千九百円を百とした場合、最も低い青森県が六十となっている。

同省としては、同県を含め、雇用失業情勢が厳しい地域における雇用機会の創出を図るため、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条の規定に基づき、雇用開発促進地域において事業所を設置し、又は整備して当該地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対する助成等を行うほか、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第四号の規定に基づき、地域の特性をいかして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野で創業する事業主に対し、当該創業に係る経費及び労働者の雇入れについて、地域再生中小企業創業助成金を支給する等の施策を実施しており、引き続き、こうした施策の着実な実施に努めていきたい。

また、賃金の低廉な労働者の生活不安を払拭するため、賃金の引上げは重要な課題であると認識しており、同県を含め、引き続き、雇用や経済の影響にも配慮し、労使関係者との調整を行いつつ、最低賃金の引上げにも取り組んでいきたい。

四について

政府としては、中小企業が地域経済の柱となり、我が国の経済の基盤を形成しているものであることに鑑み、中小企業の経営基盤が強化されることが重要であるとの観点から、円高等の影響により、資金繰りに支障を来している中小企業者に対する株式会社日本政策金融公庫による低利融資を始めとする資金繰り対策、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の厳格な運用等による取引の適正化を図るための施策等の中小企業に関する施策を、引き続き、講じていきたい。

五について

政府としては、産業の空洞化を回避し、国内における雇用を維持していく観点から、平成二十三年度第三次補正予算において、サプライ

チェーンに不可欠な部品及び素材分野並びに雇用を支える成長分野における生産拠点及び研究開発拠点の国内での立地を推進するための経費として、五千億円の予算を計上したところである。

平成二十四年二月二十二日提出
質問第九五号

平成二十四年度における基礎年金国庫負担割合に関する質問主意書

提出者　加藤　勝信

平成二十四年度における基礎年金国庫負担割合に関する質問主意書

政府は、平成二十四年二月十日、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」（第百八十回国会閣法第二十六号。以下「今回の法案」という。）を国会に提出した。今回の法案は、平成二十四年度について、交付国債により、基礎年金国庫負担割合二分の一と三十六・五パーセントの差額を負担すること等を内容とするものであるが、今回の法案に関する論議の前提として、次の事項を質問する。

一　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第十六条の二は、二分の一と三十六・五パーセントの差額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとしているが、今回の法案は、同条に規定する法制上の措置を講じようとするものか。

二　平成十六年改正法附則第十六条の二は、同条に規定する法制上の措置が講ぜられることにより初めて二分の一と三十六・五パーセントの差額が国庫の負担となるという趣旨の規定か。

三　仮に一及び二を肯定するのであれば、今回の法案が成立しない場合には、平成二十四年度における基礎年金国庫負担割合は三十六・五パーセントとなるのか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九五号
平成二十四年三月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員加藤勝信君提出平成二十四年度における基礎年金国庫負担割合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤勝信君提出平成二十四年度における基礎年金国庫負担割合に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第十六条の二第一項に規定する必要な法制上の措置を講ずるため、平成二十四年二月十日に国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）を今通常国会に提出した。改正法案による改正後の平成十六年改正法附則第十四条の三では、平成二十四年度について、国庫は、基礎年金の給付に要する費用について二分の一の国庫負担割合に基づく負担額と三分の一に千分の三十二を加えた率の国庫負担割合に基づく負担額との差額（以下単に「差額」という。）に相当する額を負担することとし、当該額の負担については、改正法案による改正後の平成十六年改正法附則第十四条の四に規定する国債（以下「年金交付国債」という。）の発行及び交付により行うこととしている。

また、当該年金交付国債の償還については、平成二十三年十二月二十二日に財務大臣と厚生労働大臣との間で合意した「平成二十四年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について」では「償還は、税制抜本改革の実施後において、毎年度、予め定める一定額を限り行うことができる」としている。これを踏まえ、今通常国会に必要な法案を提出する予定である。

二について

平成十六年改正法附則第十六条の二第一項は、平成二十四年度から税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度として別に法律で定める年度の前年度までの各年度について、差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずることを義務付ける趣旨であると理解している。

三について

改正法案が成立しない場合、平成十六年改正法附則第十三条第七項に基づき、国庫は、平成二十四年度における基礎年金の給付に要する費用について、三分の一に千分の三十二を加えた率の国庫負担割合に基づく負担額を負担することになる。

平成二十四年二月二十三日提出
質問第九六号

米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム（ＣＷＴ）に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム（ＣＷＴ）に関する質問主意書

沖縄県における米軍人・軍属等による事件・事故防止のために、二〇〇〇年十月より「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」（以下、ＣＷＴという）会合が設置されている。

しかしながら、ＣＷＴ会合設置後も沖縄県における米軍人・軍属等による事件・事故は多発しており、一向に改善が見られない。はたして、ＣＷＴ会合設置によって米軍人・軍属等による事件・事故の未然防止の効果が目に見える形で表れているのか、大いに疑問がある。

以下、質問する。

一　二〇〇〇年十月に設置されたＣＷＴ会合の設置目的、構成メンバー（機関）、会合参加者の役職を明らかにされたい。

二　ＣＷＴ会合の構成メンバーにおいて、同会合事務局はいずれの機関が担っているのか、その役割と併せて明らかにされたい。

三　会合が設置された二〇〇〇年十月以降、各年毎に同会合の開催日時、参加メンバー（機関）、参加者の役職、議題を明らかにされたい。

四　ＣＷＴ会合の開催要件や開催基準を明らかにされたい。そのうえで、係る要件や基準の設定根拠が妥当であると考えるか、その根拠と併せて政府の見解を明らかにされたい。

なお、ＣＷＴ会合の名称は「米軍人・軍属等」となっているが、その家族が惹起した事件・事故も会合開催の理由となり得るか、政府の見解を明らかにされたい。

五　外務省沖縄事務所作成の資料によると、ＣＷＴ会合は、二〇一〇年六月の第十九回会合を最後に二年近く開催されていない。この間、ＣＷＴ会合が開催されなかった理由を明らかにされたい。そのうえで、沖縄における米軍人・軍属等による事件・事故が多発しているにもかかわらず、政府が会合を開催しないのは、その必要性がなかったとの認識か、それとも別の理由によるものか明らかにされたい。

六　ＣＷＴ会合開催の要件や基準となる米軍人・軍属等の事件・事故とは、具体的に何を指すのか。たとえば、殺人や強盗等の一般刑法犯、交通事件、米軍機に起因する爆音被害や電波受信障害、米軍機からの部品落下、基地内からの燃

料油等の流出や民間地域への物質飛来、基地内での違法構造物設置など多種多様なケースが想定されると考えるが、その対象となる事件・事故の具体例を列挙されたい。

七　二〇〇八年度以降、在沖米軍関係者に対し「沖縄理解増進セミナー」が実施されていると承知している。二〇〇八年度から二〇一〇年度における同セミナーの実施数及びそのために要した費用総額を各年別に明らかにしたうえで、同セミナーの効果によって在沖米軍関係者による事件・事故は減ったとの認識か、政府の見解を示されたい。

また、同セミナーの受講対象者は、米軍人・軍属に限られるのか、それとも家族らも含まれるのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九六号
平成二十四年三月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム（ＣＷＴ）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム（ＣＷＴ）に関する質問に対する答弁書

一及び三について

「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」（以下「ＣＷＴ」という。）は、米軍人・軍属等による事件・事故の防止を図ることを目的としており、外務省沖縄事務所、防衛省沖縄防衛局及び内閣府沖縄総合事務局、在沖縄米軍及び在沖縄米国総領事館、沖縄県、関係市町村並びに関係団体の実務者で構成されている。ＣＷＴの会議は、これまでに、平成十二年十月十日、同月二十六日、同年十一月十三日、同月三十日、同年十二月二十日、平成十三年二月二十日、同年六月七日、同年十二月十九日、平成十四年四月二十四日、同年九月二十日、平成十五年五月二十八日、平成十六年七月二十一日、平成十七年八月三十一日、平成十八年八月三十一日、平成十九年八月二十九日、平成二十年三月七日、同年九月十一日、平成二十一年七月二十八日及び平成二十二年六月十四日の計十九回開催されており、議長を務める外務省沖縄事務所副所長のほか、各機関からしかるべき者が出席し、米軍人・軍属等による事件・事故に関する対策を協議・調整している。

二について

ＣＷＴの事務局は、外務省沖縄事務所が務めており、ＣＷＴの会議の日程や議題の調整等を行っている。

四及び六について

ＣＷＴの会議は、構成員の要請に基づき、外務省沖縄事務所において日程調整を行った上で、開催されている。また、ＣＷＴが協議の対象としている事件・事故には、例えば、米軍人・軍属等による刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条や道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条に違反する事案が該当し、これには米軍人・軍属の家族によるものも含まれ得る。

五について

ＣＷＴの会議については、開催頻度は定められていないが、一及び三についてで述べたとおり、これまで計十九回開催されており、現在、可能な限り早期に次回の会議を開催できるよう調整を行っているところである。

七について

お尋ねの「沖縄理解増進セミナー」は、米軍人・軍属及びその家族に対し、沖縄の歴史・社会・文化に関する講演等を行うことにより、沖縄に対する敬意を涵養（かん）するとともに、コミュニティ意識を高めることを目的として、平成十八年度から開催している。政府としては、同セミナーの開催により、米軍人・軍属等の沖縄に対する理解を深めることを通じ、米軍人・軍属等による事件・事故が予防されることを期待している。

同セミナーは、平成二十年度から平成二十二年度までの間、計三十四回開催されており、その開催に要した費用は、平成二十年度が六十二万円、平成二十一年度が七十三万円、平成二十二年度が三十六万九千六百円である。

平成二十四年二月二十三日提出
質問第九七号

マニフェストで廃止を掲げた障がい者自立支援法に関する質問主意書

提出者　木村　太郎

マニフェストで廃止を掲げた障がい者自立支援法に関する質問主意書

現在与党である民主党は、マニフェスト２０１０において後期高齢者医療制度を直ちに廃止、また、障がい者自立支援法についても廃止にするとしていたが、二つとも未だ廃止となっていない。

特に、障がい者自立支援法に関しては、当時の長妻厚生労働大臣が障がい者による訴訟を受け、廃止を約束した経緯もある。この二つを通じても、国民を愚弄するものと考える。

従って、次の事項について質問する。

一　民主党政権野田内閣はマニフェスト通り、障がい者自立支援法を廃止するのか、野田内閣の見解如何。

二　一に関連し、当時の長妻厚生労働大臣が、訴訟を受けた際、和解の基本合意文書に廃止を約束しているが、どのように対応するのか、野田内閣の見解如何。

三　今後の社会情勢や障がい者の実態を勘案し、時に障がい者に対する制度を検証・見直しをし、必要に応じて障がい者自立支援法を改正することは大切なことと思うが、自公政権時にスタートした障がい者自立支援法に代わる法律としてこれに伴う制度を、基本的に実行できると考えているのか。加えて、自公政権時にスタートした障がい者自立支援法についてどのような評価をしているのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九七号
平成二十四年三月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出マニフェストで廃止を掲げた障がい者自立支援法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出マニフェストで廃止を掲げた障がい者自立支援法に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、関連法案を今国会に提出するための検討を踏まえて結論を得るべきものと考えている。このため、現時点でお答えすることは困難であるが、厚生労働省としては、引き続き、「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書」（平成二十二年一月七日公表）等を踏まえ対応していきたい。

なお、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）については、障害福祉サービス（法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の利用者数の増加に伴い、介護給付費、訓練等給付費等に係る予算額については、法の施行後、毎年増加し、障害福祉サービスの提供体制の整備も進ん

でいると認識している。また、法の問題として指摘されているもののうち、支給決定障害者等（法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを利用した場合の負担については、当該支給決定障害者等の家計の負担能力に応じたものとすることを原則とすることとするなど、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）により、所要の改正が行われたところである。

平成二十四年二月二十三日提出
質問第九八号

内閣総理大臣による国民への丁寧な説明に関する質問主意書

提出者　赤澤　亮正

内閣総理大臣による国民への丁寧な説明に関する質問主意書

私が提出した質問主意書（内閣衆質一八〇第六八号、以下「答弁書」とする。）がある。これを踏まえ、以下質問する。

一　過去の歴代総理大臣の中から野田内閣総理大臣までで「ぶら下がり」取材に応じた回数を総理大臣ごとに明示されたい。また、在任日数、「ぶら下がり」取材に応じた回数、在任日数を「ぶら下がり」取材に応じた回数で除して得られる「ぶら下がり」の頻度についても同様に明示されたい。

二　答弁書で「ぶら下がり」を原則として行わない理由として「記者会見等において報道機関との間でしっかりと丁寧に受け答えを行うことにより」とあるが、野田総理大臣が「ぶら下がり」取材でしっかりと丁寧に受け答えできない理由は何か。

三　答弁書について本年二月二十二日付産経新聞に「野田首相は就任後一貫して内閣記者会によるぶら下がり取材復活要請を拒否し続けている」との記事があるが、引用した部分は事実か。

四　野田総理大臣の記者会見は頻度が高いだけであって、自らが言いたいことがあるときだけ行っているのではないか。これで国民へ丁寧な説明を行っていると言えるのか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九八号
平成二十四年三月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員赤澤亮正君提出内閣総理大臣による国民への丁寧な説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤澤亮正君提出内閣総理大臣による国民への丁寧な説明に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる「ぶら下がり」取材については明確な定義がなく、内閣総理大臣ごとに報道機関への接し方は様々であることから、お尋ねにお答えすることは困難である。

二について

野田内閣総理大臣は、報道機関との間では、時間の制約のある形でやり取りを行うのではなく、記者会見等において時間をかけて落ち着いた形でしっかりと丁寧に受け答えを行うべきであると考えていることから、いわゆる「ぶら下がり」取材には原則として応じないこととしている。

三について

御指摘の記事にあるような要請が永田クラブ（内閣記者会）からあったことは事実であるが、政府としては、同クラブに対し、記者会見の頻度を上げること等を通じて国民への説明責任を果たしていくとの考えを説明しているところである。

四について

野田内閣総理大臣は、臨時国会閉会や内閣改造の際など重要な節目において記者会見を行っており、その際には、国政全般にわたる報道機関からの質問にもお答えしているところである。

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橘慶一郎君提出地域において消防団が今後担うべき役割に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出日豪ＥＰＡと日豪によるＴＰＰ事前協議との関連性等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖危機に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出特定のメディアに対する会見出席拒否に関する質問に対する答弁書

平成二十四年二月二十四日提出
質問第九九号

地域において消防団が今後担うべき役割に関する質問主意書

提出者　橘　慶一郎

地域において消防団が今後担うべき役割に関する質問主意書

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）は、第一条において、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする」と規定し、同法第九条において、市町村は、その消防事務を処理するために消防団を設けることができるとしている。消防団員は、通常は非常勤で、他の職業に従事しながら、地域の安全安心のために活動されており、火事・災害の際の出動では、危険を冒しながら地域住民を守って頂いている。今般の東日本大震災では多数の団員が殉職され、改めてその尊い活動を重く受け止めさせられたところである。相次ぐ災害の発生や、人口減少、少子高齢化の進展など、今日の地域を見舞う厳しい変化の下で、消防団が担うべき役割はますます重要なものとなってきているものと考える。内閣の現状認識及び見解について、以下五項目にわたり質問する。

一　消防団の役割として、火災の鎮圧に加えて災害の防除、被害の軽減も重要性を増しているものと思うが、消防庁の見解を伺う。

二　東日本大震災において、消防団員が多数殉職された事態に鑑み、団員の安全確保も重要な課題となっているものと思うが、消防庁の見解及び取り組みを伺う。

三　地域において、消防団員のなり手が不足しがちであるとの声も聴くが、消防庁の取り組みを伺う。併せて、一般職公務員の消防団への参加について総務省の見解を伺う。

四　地域において設立を促している自主防災組織と消防団との望ましい連携の在り方について、消防庁の見解を伺う。

五　消防団員の処遇及び公務災害補償については、その果たす役割に鑑み、できる限り手厚い対応が望まれるが、消防庁の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第九九号
平成二十四年三月六日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出地域において消防団が今後担うべき役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出地域において消防団が今後担うべき役割に関する質問に対する答弁書

一について

消防団の役割については、社会環境の変化に伴い、東日本大震災での活動などにも見られるように、消火活動といった従来重点的に取り組んでいた活動に加え、住民の避難支援や救助、平常時における災害予防の啓発といった活動に対する期待も高まっていると認識している。

二について

消防団員の安全確保については、政府としても重要な課題であると考えており、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成二十三年度第三次補正予算において、消防団安全対策設備整備費補助金として約二十億円を計上し、消防団員の活動時の安全確保に必要な装備の整備を促進しているほか、現在、消防庁において、津波災害時の消防団員の安全確保策について検討を進めているところである。

三について

消防団への入団促進については、消防庁において、「消防団員入団促進キャンペーン」の実施などの広報を展開しているほか、消防団の活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」などの取組を進めているところである。また、国家公務員及び地方公務員についても、兼業の許可を受けて消防団に入団することは可能であり、消防庁としては、これまでもこれらの者の入団を推奨してきたところである。

四について

消防団と自主防災組織の活動については、消火訓練や防火啓発はもとより、災害時を想定した救助、救出等の訓練についても日頃から連携しながら取り組むことによって、災害時において効果的な防災活動が行える体制を整備することが重要であると考えている。

五について

消防団員の処遇については、報酬や出動手当の充実について地方公共団体に対して要請を行うとともに、報酬や出動手当、公務災害補償制度に係る経費など消防団の維持運営に関して市町村が負担している経費に対し地方交付税による措置を講じているところであり、今後ともその充実が図られるよう努めてまいりたい。

平成二十四年二月二十四日提出
質問第一〇〇号

原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する再質問主意書

提出者　秋葉　賢也

原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する再質問主意書

前回私が提出した質問主意書（平成二十四年二月六日提出質問第四九号）に対する答弁書は極めて不誠実で、要領を得ず、誠に遺憾である。私は地元住民の方々の切実なる実情を詳しく申し上げた上で三問を個別に質問したが、答弁は、ひとまとめにしたうえ、質問の前提として重々承知している自主的避難等対象区域の設定基準に触れるのみで、何ら回答になっていない内容である。国民の負託を受けた国会議員が、国民のために誠意ある政府の対応を求めたのに対して、このような答弁は到底納得できるものではなく、国民に対する説明責任を政府は果たしているとは、到底、言いがたい。よって、敢えて再度同内容の質問をするので、誠意をもって一問ごとに個別に詳しい答弁を求める。

原子力損害賠償紛争審査会の指針において賠償対象として具体的に明記されるか否かは、原子力被害の適切な賠償を受ける上で極めて重大な違いが生じる。被害者が迅速、公平かつ適切に賠償を受けるためには、指針によって自動的に賠償手続が進む必要がある。現時点では、指針の賠償対象区域に入らなかった多くの被害者が、原子力被害に加えて、賠償請求を巡って苦労するという二重の被害に遭っている。政府は紛争審査会に指針の作成を委任しているが、最終的な責任は政府にあり、具体的には文部科学大臣が状況に応じて賠償対象区域を大局的に判断すべきである。以下、宮城県伊具郡丸森町と亘理郡山元町を賠償対象区域に入れなかったことの問題点について質問する。

一　紛争審査会は、「発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府等から公表された放射線量に関する情報、自主的避難の状況等を総合的に勘案して」賠償対象区域を決めたとしている。しかし、実態は、県という行政区域で画一的に賠償対象区域を区切っている。宮城県南部の中でも、特に、宮城県伊具郡丸森町と亘理郡山元町については、原発からの距離、方角、放射線量のいずれについても、賠償対象区域に指定された福島県内の市町村と同等以上の実情であるにもかかわらず、不合理にも賠償対象区域に含まれていない。福島原発事故の発生から既に約十一か月が経過するにもかかわらず、紛争審査会が、宮城県伊具郡丸森町と亘理郡山元町を賠償対象区域に入れなかった客観的理由、科学的理由は何か明らかにされたい。

二　紛争審査会の指針において賠償対象であることが具体的に明記されなければ、被害者が東京電力から原子力被害の適切な賠償を受けることは極めて困難である。紛争審査会には、福島県以外の地域における自主的避難者などの原子力被害者に対する賠償が迅速、公平かつ適正に行われるよう、常に賠償対象区域の見直しを行う責務があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三　紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する法律第十八条に基づき、「原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため」に文部科学省に置かれているものであるが、現在の指針は、宮城県伊具郡丸森町と亘理郡山元町の原子力被害者にとっては自主的な解決に資する指針とはなっておらず、宮城県、福島県の多くの関係者から、「判断基準に照らせば賠償対象区域とされるべきである」など、様々な指摘、批判が顕在化している。原子力損害賠償制度を所管する文部科学大臣は自ら考え方を示すなどして、紛争審査会に対し賠償対象区域の追加を行わせるなど、然るべき対応をとるべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一〇〇号
平成二十四年三月六日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する再質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成二十四年二月十四日内閣衆質一八〇第四九号）一から三までについて述べたとおり、原子力損害賠償紛争審査会では、

法律、医療及び原子力工学その他の原子力関連技術に関する学識経験を有する者が、公正中立な立場から審議を行い、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）に基づき賠償されるべき損害の範囲等についての指針を示してきたところであり、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（平成二十三年十二月六日原子力損害賠償紛争審査会決定。以下「中間指針追補」という。）においては、原子力発電所からの距離、「避難指示等対象区域」との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、住民の自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案して、「自主的避難等対象区域」を設定している。中間指針追補においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故発生時に「自主的避難等対象区域」に居住していた者等に少なくとも共通に生じた損害を示し、これを賠償の対象とするとともに、その他の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得るとしており、政府としては、中間指針追補等の趣旨を踏まえ、今後とも東京電力株式会社に対して被害の実態に沿った適切な賠償金の支払を促してまいりたい。

平成二十四年二月二十四日提出
質問第一〇一号

日豪ＥＰＡと日豪によるＴＰＰ事前協議との関連性等に関する質問主意書

提出者　浅野　貴博

日豪ＥＰＡと日豪によるＴＰＰ事前協議との関連性等に関する質問主意書

我が国はオーストラリアと過去幾度に渡り、経済連携協定（ＥＰＡ）の締結に向け、交渉を重ねてきていると承知する。我が国が同国とＥＰＡ交渉を進めた理由並びにこれまでの交渉の推移等、その詳細を説明されたい。

二　本年二月十四日から十七日まで、第十四回目となる日豪ＥＰＡ交渉が日本で行われたものの、米、小麦、牛肉、乳製品の四品目を関税撤廃の自由化対象から除外したい我が国と、あくまで右の自由化を主張するオーストラリアの主張がかみ合わず、具体的な合意をするには至らずに終わったと承知する。右の詳細を改めて説明されたい。

三　本年二月二十一日、政府はオーストラリアとの環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に向けた事前協議を行ったものの、同月二十二日、玄葉光一郎外務大臣は、オーストラリアからＴＰＰ交渉参加への支持は得られなかった旨、記者会見において話していると承知する。我が国が同国から支持を得られなかった理由は何か。政府の見解如何。

四　政府として、日豪ＥＰＡ交渉において具体的に何を訴え、どのような成果を得ることを目指しているのか説明されたい。

五　政府として、オーストラリアとのＴＰＰ交渉参加に向けての事前協議において具体的に何を訴え、どのような成果を得ることを目指しているのか説明されたい。

六　日豪ＥＰＡとＴＰＰへの参加を政府が同時に目指している理由は何か。両者の間にはどのような整合性があり、政府として何を得ることを想定して両者を同時に進めているのか、具体的に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一〇一号
平成二十四年三月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出日豪ＥＰＡと日豪によるＴＰＰ事前協議との関連性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員浅野貴博君提出日豪ＥＰＡと日豪によるＴＰＰ事前協議との関連性等に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

我が国とオーストラリアは、戦略的利益を共有するパートナーとして、政治・安全保障、経済などを中心として広範な協力関係を構築しており、我が国とオーストラリアとの経済連携協定（以下「日豪ＥＰＡ」という。）はこうした戦略的関係の更なる強化に資するものと考え、平成十八年十二月に、日豪ＥＰＡ交渉を開始することに合意したものである。

日豪ＥＰＡ交渉は、平成十九年四月に第一回会合を開催して以来、これまで十四回の会合を行っており、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、政府調達、エネルギー、鉱物資源、食料の安定供給等の幅広い分野を対象として議論を行い、全体として着実に進展してきていると考えている。平成二十四年二月十四日から十七日まで開催された第十四回会合においては、これらの幅広い分野について協議を行い、物品貿易の分野では、農林水産品及び鉱工業品に関し、これまでの会合を踏まえ、日豪双方の関心事項について議論を行ったところである。

日豪ＥＰＡ交渉について、政府の交渉方針ややり取りの詳細を具体的に示すことは、交渉の帰趨に関する予断を招き、我が国の交渉上の立場を損なうおそれがあることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

交渉に際しては、政府としては、「包括的経済連携に関する基本方針」（平成二十二年十一月九日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、全ての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指している。

三及び五について

政府は、関係府省の担当者を派遣し、平成二十四年二月二十一日（現地時間）にオーストラリア政府の環太平洋パートナーシップ（以下「ＴＰＰ」という。）協定交渉担当者との間で、ＴＰＰ協定交渉参加に向けた協議を行ったところである。当該協議において、我が国から、ＴＰＰ協定交渉参加に向けて関係国との協議に入ることとした旨を説明し、オーストラリア側からは、我が国のＴＰＰ交渉参加について引き続き検討が必要であるとの立場が示され、日豪双方は、引き続き緊密に連絡を取り合うこととしている。政府としては、オーストラリアを含む関係国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って、ＴＰＰについての結論を得ていくこととしている。

六について

政府としては、日豪ＥＰＡを含む二国間のＥＰＡは、相手国との経済関係を基礎として、両国の経済連携を強化する取組である一方、ＴＰＰ協定は、こうした二国間の要素を含みつつ、アジア太平洋地域における二十一世紀型の貿易・投資ルールの形成を目指す取組であり、我が国として重視しているアジア太平洋自由貿易圏（ＦＴＡＡＰ）を包括的な自由貿易協定として追求していく上で一つの基礎となるものであると考えている。このような認識の下、ＴＰＰ協定については、交渉参加に向けて関係国との協議を進めているところである。また、二国間の経済連携関係に関しては、「基本方針」、「日本再生の基本戦略」（平成二十三年十二月二十四日閣議決定）等に基づき、経済的観点、さらには外交戦略上の観点から総合的に判断の上、積極的に取り組むこととしており、日豪ＥＰＡについては、交渉を推進することとしている。

平成二十四年二月二十七日提出
質問第一〇二号

イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖危機に関する再質問主意書

提出者　馳　浩

イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖危機に関する再質問主意書

前回提出した質問主意書への答弁を踏まえ、イラン情勢の緊張度が増していることから、更なる政府の認識を確認したく、次の事項について質問する。

一　前回質問主意書二に対する答弁で、我が国のイラン産原油の輸入量について、これまでの経緯から今後も削減されていく方向であるとの認識を示されたが、今後のイラン産原油輸入の削減量及びスケジュールについて見通しを示されたい。

二　日本がイラン産原油輸入削減の制裁措置を執ることによって、イラン経済及びイランの強行的な姿勢に対して、どのような影響を与えるものとお考えか、見解を伺う。

三　前回質問主意書六にて、ホルムズ海峡が封鎖された場合の日本への影響について政府の見解を質したところ、国際エネルギー機関加盟国と協調しつつ国内備蓄している石油を放出するなどの措置を講ずることにより、石油の安定供給の確保を図る、との認識を示した。国内での原油備蓄量はどの程度存在し、どの程度の期間賄えるか、またその備蓄量で充分対応できるものとお考えか示されたい。

四　前回質問主意書七において、不測の事態に備えた原油の代替調達先への働きかけについて質したが、政府は最悪の事態を想定しているのか。イランは英仏の石油会社への原油輸出停止を行い、イラン産原油依存度が高い各国が代替調達先の確保に向けて奔走するなか、日本の対応は鈍すぎるのではないか、政府の認識を示されたい。

五　ホルムズ海峡が封鎖されることを想定し、政府はペルシャ湾への海上自衛隊派遣の可能性について検討を始めたとされる。タンカーの護衛や機雷の除去などが主な役割として考えられているようだが、政府はペルシャ湾での海上自衛隊の活動は可能だとお考えか見解を示されたい。

六　五に関連して、イラン情勢やホルムズ海峡がどのような状態になった時に、海上自衛隊が派遣されるものと想定しているか、政府の見解を示されたい。

七　前項に関連して、今後、ペルシャ湾への海上自衛隊派遣を想定し、法改正も視野に入れ検討されているか、政府の認識を示されたい。

八　玄葉外務大臣は会見にて、ホルムズ海峡が封鎖された場合の迂回パイプラインを活用した原油輸入を検討している考えを明らかにした。迂回パイプラインは選択肢として活用可能であるのか、また輸送能力はどの程度になると見積もられているか、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一〇二号
平成二十四年三月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖危機に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖危機に関する再質問に対する答弁書

一について

我が国のイラン産原油の輸入は過去五年間で約四十パーセント削減されており、政府としては今後も削減されていく方向であると認識している。

イラン産原油の輸入への対応については、国際社会の対応及びこれを受けたイランの情勢を注視しつつ、また、原油市場や我が国の経済に与える影響をできる限り回避することが重要であるとの認識の下、適切に対応していく考えである。

二について

我が国によるイラン産原油の輸入への対応がイラン経済等に与える影響について、現時点で予断することはできないと認識しているが、我が国はイランの核問題に対する国際社会の深刻な懸念を共有しており、国際社会と連携し、イランに対して外交的に圧力を加えつつ、同問題の平和的な解決に向けて努力していく考えである。

三について

御指摘の「充分」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十三年十二月末現在の我が国の原油の備蓄について、国家備蓄に係る原油の保有量が五千十二万キロリットル、民間備蓄に係る原油の保有量が千七百七十二万キロリットルであり、前年の石油の一日当たり純輸入量の百二十六日分に相当する。これは、昭和四十九年十一月十八日に国際エネルギー機関第一回理事会において採択された「国際エネルギー計画に関する協定」に基づき、同機関加盟国が維持すべきとされる前年の石油の一日当たり純輸入量の九十日分の備蓄を上回る水準にある。

四について

御指摘の「最悪の事態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国は、エネルギーの安定供給の確保の観点から、産油国に対して、相手国の要望に応じた投資促進、技術協力等を行い、良好な二国間関係の構築に努めている。

例えば、本年一月に、玄葉光一郎外務大臣及び柳澤光美経済産業大臣政務官（当時）がそれぞれサウジアラビア等の中東産油国を訪問し、再生可能エネルギー、省エネルギー等のエネルギー分野における協力等について意見交換を行うとともに、エネルギーの安定供給の確保に向けた働きかけを行い、また、本年二月に開催された第十一回日サウジアラビア合同委員会において、原油の安定供給を含むエネルギー分野における両国間の協力の継続を確認するなどの対応を行っている。

五から七までについて

イランの核問題をめぐる情勢への対応については、平和的・外交的解決に向け、国際社会と協調し、政府全体としてこれに当たるべきであると考えており、現段階において自衛隊が何らかの対応を行う必要がある状況にあるとは認識していないが、仮に、そのような必要が生じた場合には、過去の事例や諸情勢を踏まえつつ、適切に対応することとなると考えている。お尋ねについては、前提となる現地の具体的な状況や我が国周辺の情勢等も踏まえて検討することとなる。

八について

ホルムズ海峡を迂回する原油の輸送手段として現在使用されているパイプラインとしては、サウジアラビアのアブカイクと紅海を結ぶ東西パイプラインがあると承知している。

米国エネルギー情報局によれば、同パイプラインの現在の輸送量は日量約二百万バレルと推定されているが、ホルムズ海峡が封鎖された場合に同パイプラインの輸送量がどの程度になるかは必ずしも明らかでない。

明治二十五年二月二十一日　第三種郵便物認可

平成二十四年二月二十七日提出
質問第一〇三号

特定のメディアに対する会見出席拒否に関する質問主意書

提出者　馳　浩

特定のメディアに対する会見出席拒否に関する質問主意書

報道によると、民主党の政調会長である前原氏は産経新聞の報道内容を理由に、記者会見への出席を拒否した。報道内容についてペンの暴力であると主張し、事実に基づかない悪口を書き、受容の範囲を超えた、と述べたとされる。

事実であれば、公の会見で特定のメディアに対し、自らの批判をする報道内容を理由に排除を行うことは報道の自由への侵害であり、まして政権与党の政調会長である前原氏がこのような言動を取ったことは、極めて問題で、謙虚さが足りないと言わざるをえない。政府として前原氏の言動に対してどのような見解か以下質問する。

一　前原氏が産経新聞に対して、記者会見での取材を拒否したことに関する事実関係、経緯について、政府として把握するところを示されたい。

二　前原氏が指摘をする「事実に基づかない悪口」とは、産経新聞の報道のどの表現のことを指しているのか、政府として把握するところを、具体的に示されたい。

三　前原氏が特定のメディアに対する取材拒否を行ったことに対して、政府はどのような見解か示されたい。

四　今回の産経新聞への会見出席拒否は前原氏個人としての考えか、それとも民主党としての対応なのか、政府の見解を示されたい。

五　今後も産経新聞に対する、会見への出席拒否は続けていく考えなのか、政府として把握するところを示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一〇三号
平成二十四年三月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出特定のメディアに対する会見出席拒否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出特定のメディアに対する会見出席拒否に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねについては、政党の役員が行う記者会見に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

明治二十五年三月十一日 第三種郵便物認可

官報（号外）

官報 号外 平成二十四年三月八日

第一八〇回国会 衆議院会議録 第八号(一)

〔本号(一)参照〕

平成二十四年度一般会計予算

右

国会に提出する。

平成二十四年一月二十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

平成24年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　平成24年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ90,333,931,511千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成24年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第5条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（公債発行の限度額）

第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成24年度において公債を発行することができる限度額は、5,909,000,000千円とする。

2　「平成24年度における公債の発行の特例に関する法律」（仮称）の規定により公債を発行することができる限度額は、38,335,000,000千円とする。

3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成22年11月1日から平成23年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4　第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、独立行政法人国立公文書館施設整備費、地域再生推進費、地域自主戦略推進費、沖縄政策費（沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。）、沖縄振興交付金事業推進費（沖縄振興公共投資交付金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、船舶建造費、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、独立行政法人情報通信研究機構施設整備費
	消防庁	消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費（施設施工旅費及び施設施工庁費に限る。）
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、放射能調査研究費（船舶建造費に限る。）、研究振興費（特定先端大型研究施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造費、独立行政法人科学技術振興機構施設整備費、独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費、独立行政法人理化学研究所施設整備費、独立行政法人
		防災科学技術研究所施設整備費、公立文教施設整備費、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	独立行政法人国立美術館施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存事業費（史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立文化財機構施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費、独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費、独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費、ハンセン病資料館施設費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、児童福祉施設整備費、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費、水道施設整備事業調査諸費、水道施設災害復旧事業費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、食の安全・消費者の信頼確保対策費（食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金に限る。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、国産農畜産物・食農連携強化対策費（国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金に限る。）、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、農業・食品産業強化対策費、農業経営対策費（農業経営対策地方公共団体整備費補助金及び農業経営対策整備交付金に限る。）、農業生産

		基盤保全管理等推進費（農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金に限る。）、農業生産基盤保全管理・整備事業費、農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農山漁村６次産業化対策費（農山漁村６次産業化対策整備費補助金に限る。）、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、都市農村交流等対策費（都市農村交流等対策整備交付金に限る。）、海岸事業費、農地等保全事業費、農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、農山漁村地域整備事業費、海岸事業調査諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、治山事業費、治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備事業費（森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、森林居住環境整備事業費補助、水源林造成等事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興整備交付金に限る。）、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、治山事業調査諸費、森林整備事業調査諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入、山林施設災害関連事業費、山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入
	水産庁	水産庁施設費、船舶建造費、独立行政法人水産大学校施設整備費、海岸事業費、水産基盤整備費、水産業強化対策費（水産業強化対策整備交付金に限る。）、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省施設費、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費、地域経済活性化対策費（地域企業立地促進等共用施設整備費補助金に限る。）、工業用水道事業費
	経済産業局	経済産業局施設費
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策諸費（住宅建設事業調査費に限る。）、海岸環境整備事業費、水資源開発事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、急傾斜地崩壊対策等事業費、災害対策等緊急事業推進費、治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、海岸事業費、独立行政法人航空大学校施設整備費、鉄道安全対策事業費、総合的物流体系整備推進費（港湾機能高度化施設整備費補助金に限る。）、港湾事業費、港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、都市・地域づくり推進費（集落活性化推進事業費補助金に限る。）、都市再生・地域再生整備事業費、鉄道網整備事業費、都市・地域交通整備事業

		費、道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、独立行政法人航海訓練所船舶建造費、社会資本総合整備事業費、官民連携基盤整備推進調査費、離島振興費（離島振興特別事業費補助金、離島流通効率化事業費補助金、奄美群島産業振興等補助金及び小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定地域連携事業推進費、独立行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費、独立行政法人電子航法研究所施設整備費、官庁営繕費、水資源開発事業調査諸費、急傾斜地崩壊対策等事業調査諸費、海岸事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	国営公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費（環境保全施設整備費補助金に限る。）、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費（水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。）、環境調査研修所施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成24年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第10条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
財務省	政府資産整理収入	国有財産処分収入	東日本大震災復興国有財産売払収入
経済産業省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金

２　前項に規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は平成23年度の一般会計補正予算（第３号）に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（国債の発行及び交付による基礎年金国庫負担等の差額相当額）

第11条　「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」による改正後の「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）に基づく国債の発行及び交付により国庫が負担する平成24年度における基礎年金の給付に要する費用等の２分の１に相当する額と３分の１に1,000分の32を加えた率を乗じて得た額との差額に相当する額は、2,487,905,624千円とする。

2　「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」による改正後の「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第130号）に基づく国債の発行及び交付により国が負担する平成24年度における基礎年金拠出金の納付に要する費用の２分の１に相当する額と３分の１に1,000分の32を加えた率を乗じて得た額との差額に相当する額は、67,219,650千円とする。

3　「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」による改正後の「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第131号）に基づく国債の発行及び交付により国が補助する平成24年度における基礎年金拠出金の額の２分の１に相当する額と３分の１に1,000分の32を加えた率を乗じて得た額との差額に相当する額は、29,040,839千円とする。

（損失補償契約等の限度額）

第12条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成24年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区　　分	限　　度　　額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円　2,228,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　31,680
「農業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成24年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　63,010
「農業改良資金融通法」第９条第３項の規定による金額の限度	平成24年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額　3,736,508
「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	平成24年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額　3,378,950
「漁業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成24年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000
「地域再生法」の規定による金額の限度	平成24年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　252,000
「総合特別区域法」第28条第２項の規定による金額の限度	平成24年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　616,000
「総合特別区域法」第56条第２項の規定による金額の限度	平成24年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　277,200
「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」第５条の規定による金額の限度	約定評価額総額の合計額　675,000,000

2　「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第２条の規定により平成24年度において国際農業開発基金に拠出することができる金額の限度は、5,930,003千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第13条　次の表の左欄に掲げる法人が平成24年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債　　務	根　拠　規　定	金　額　の　限　度
１　株式会社日本政策金融公庫 次に掲げる社債に係る債務		
(1)　「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号イに係る業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額110,000,000千円及び(3)に掲げる社債のうち、指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係るものにあっては発行限度額200,000,000千円、その他のものにあっては額面総額900,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号ハに係る業務に関するもの	同　項	
(3)　「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号ニに係る業務に関するもの	同　項	
２　株式会社国際協力銀行 国際協力銀行業務社債のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が211,500,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	

官　報（号外）

3　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務 (1)「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2) 危機対応業務に関するもの (3) 金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4) 金融機能強化業務に関するもの	「預金保険法」第42条の2 「預金保険法」第126条第2項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
4　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
5　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」	元本金額540,000,000千円及びその利息に相当する金額
6　株式会社企業再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社企業再生支援機構法」	額面総額及び元本金額の合計額1,699,000,000千円並びにその利息に相当する金額
7　原子力損害賠償支援機構 原子力損害賠償支援機構債及び借入金に係る債務	「原子力損害賠償支援機構法」第61条	額面総額及び元本金額の合計額4,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
8　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額500,000,000千円並びにその利息に相当する金額
9　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第3項	元本金額89,917,647千円及びその利息に相当する金額
10　独立行政法人農林漁業信用基金 林業等資金寄託業務に関する借入金に係る債務	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条	元本金額3,491,000千円及びその利息に相当する金額
11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額55,218,000千円並びにその利息に相当する金額
12　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額2,043,400,000千円並びにその利息に相当する金額
13　独立行政法人環境再生保全機構 借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」附則第9条	元本金額2,800,000千円及びその利息に相当する金額
14　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額2,286,000,000千円並びにその利息に相当する金額

15 「保険業法」第265条の9第2項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第2項第1号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の2	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
16 新関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」第19条第1項	額面総額23,000,000千円及びその利息に相当する金額
17 日本環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「日本環境安全事業株式会社法」第12条	元本金額42,000,000千円及びその利息に相当する金額
18 株式会社日本政策投資銀行 イ 社債及び日本政策投資銀行債(ロに掲げるものを除く。)に係る債務	「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第1項	額面総額200,000,000千円及びその利息に相当する金額(ロに係る債務からイに係る債務に振り替えたときは、当該振り替えた金額を加算した金額を額面総額とみなす。)
ロ 社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務	同 項	
(1) 外貨をもって支払われるもの		(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が150,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額(ただし、ロに係る債務150,000,000千円については、150,000,000千円の範囲内で減額し、当該減額した金額をイに係る債務に振り替えることができる。)
(2) 本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの		
19 株式会社産業革新機構 社債及び借入金に係る債務	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第30条の31の2	額面総額及び元本金額の合計額1,800,000,000千円並びにその利息に相当する金額
20 「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第9条及び附則第16条第2項 「都市再生特別措置法」第80条第2項	額面総額及び元本金額の合計額113,806,000千円並びにその利息に相当する金額
21 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第4条第1項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第8条第1項	額面総額73,100,000千円及びその利息に相当する金額
22 社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務		

(1) 老人保健関係業務に関するもの	「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)において、なおその効力を有することとされた「老人保健法」第73条	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額28,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額130,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額200,000,000千円、(4)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額260,000,000千円、(5)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額460,000,000千円並びに(6)に掲げる社会保険診療報酬支払基金借入金にあっては元本金額90,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2) 退職者医療関係業務に関するもの	「国民健康保険法」	
(3) 介護保険関係業務に関するもの	「介護保険法」	
(4) 高齢者医療制度関係業務((5)に掲げるものを除く。)に関するもの	「高齢者の医療の確保に関する法律」	
(5) 高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの	同　法	
(6) 特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関するもの	「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」附則第４条第３項	
23 地方公共団体金融機構地方公共団体金融機構債券に係る債務	「地方公共団体金融機構法」附則第16条第１項	額面総額1,030,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号、第２号、第12号から第14号までの各号、第16号から第18号までの各号、第20号、第21号若しくは第23号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額を増額することができる。

3　第１項第１号から第４号までの各号、第６号から第８号までの各号、第11号、第12号、第14号、第16号、第18号から第23号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額が増額された場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(予算の移替え等)

第14条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第15条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	総合特区推進調整費、地域再生推進費、地域自主戦略推進費、災害対策総合推進調整費、沖縄振興交付金事業推進費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部連携促進特別振興事業費、沖縄振興推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費
財務省	財務本省	公務員宿舎施設費(国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。)、特定国有財産整備費(「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。)
文部科学省	文部科学本省	科学技術戦略推進費、放射能調査研究費、南極地域観測事業費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、災害対策等緊急事業推進費、奄美群島園芸振興費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定地域連携事業推進費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費

環境省	環境本省	環境研究総合推進費、地球環境保全等試験研究費
防衛省	防衛本省	防衛施設安定運用関連諸費

（予算の移用）

第16条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
１　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費）
２　農林水産省	農林水産本省（農業生産基盤保全管理・整備事業費、海岸事業費、農地等保全事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費）
３　国土交通省	イ　国土交通本省（国営公園等事業費）と地方整備局（国営公園事業工事諸費） ロ　国土交通本省（北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道開発事業費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第２表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
１　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費の各項の間
２　農林水産省	農林水産本省 地方農政局	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 海岸事業工事諸費と農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費
	林野庁	山林施設災害復旧事業費、山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入の各項の間
	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
３　国土交通省	国土交通本省	イ　海岸環境整備事業費、海岸事業費及び治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入の各項の間 ロ　海岸環境整備事業費、海岸事業費及び港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入の各項の間 ハ　河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
４　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費
５　防衛省	防衛本省	施設整備費と防衛施設安定運用関連諸費

第３表　各組織の間又は各項の間の移用

1	予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2	予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（経済危機対応・地域活性化予備費の使用）

第17条　「甲号歳入歳出予算」に計上した経済危機対応・地域活性化予備費は、次に掲げる経費及び第７条に掲げる経費であって、地域経済の活性化、雇用機会の創出又は国民生活の安定に資するもの以外には使用しないものとする。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	地域活性化政策費、防災政策費、沖縄政策費、沖縄振興交付金事業推進費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部連携促進特別振興事業費、沖縄保健衛生諸費
	警察庁	生活安全警察費、警察活動基盤整備費
総務省	総務本省	地方行政制度整備費、地域振興費、情報通信技術研究開発推進費、情報通信技術高度利活用推進費、情報通信技術利用環境整備費
	消防庁	消防防災体制等整備費
法務省	法務本省	日本司法支援センター運営費
財務省	財務本省	政策金融費
文部科学省	文部科学本省	生涯学習振興費、初等中等教育等振興費、高等教育振興費、育英事業費、私立学校振興費、科学技術・学術政策推進費、研究振興費、研究開発推進費、スポーツ振興費
	文化庁	文化振興費、国際文化交流推進費
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費、医療従事者等確保対策費、医療従事者資質向上対策費、医療情報化等推進費、医療安全確保推進費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、医薬品承認審査等推進費、医薬品安全対策等推進費、医薬品適正使用推進費、血液製剤対策費、医薬品等研究開発推進費、医療提供体制基盤整備費、医療保険給付諸費、医療費適正化推進費、地域保健対策費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、食品等安全確保対策費、水道安全対策費、麻薬・覚せい剤等対策費、化学物質安全対策費、生活衛生対策費、労働条件確保・改善対策費、中小企業最低賃金引上げ支援対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入、就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者等職業能力開発支援費、男女均等雇用対策費、保育所運営費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、母子家庭等対策費、子ども・子育て支援対策費、生活保護費、地域福祉推進費、災害救助等諸費、社会福祉諸費、障害保健福祉費、高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費
	検疫所	検疫所共通費、検疫業務等実施費、輸入食品検査業務実施費
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費、労働条件確保・改善対策費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、高齢者等雇用安定・促進費、男女均等雇用対策費
農林水産省	農林水産本省	食の安全・消費者の信頼確保対策費、国産農畜産物・食農連携強化対策費、農業経営対策費、優良農地確保・有効利用対策費、農業生産基盤保全管理等推進費、環境保全型農業生産対策費、農山漁村６次産業化対策費、都市農村交流等対策費、農村地域資源等保全推進費、農山漁村活性化対策費、農林水産業地球環境対策費、風水害等対策費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所
	農林水産技術会議	農林水産業研究開発費
	林野庁	森林整備・保全費、独立行政法人農林漁業信用基金出資、森林整備・保全費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備事業費、林業振興対策費、林産物供給等振興対策費、森林整備・林業等振興対策費
	水産庁	水産資源回復対策費、漁業経営安定対策費、漁村振興対策費、水産業強化対策費

経済産業省	経済産業本省	産業人材育成費、技術革新促進・環境整備費、ものづくり産業振興費、サービス産業強化費、コンテンツ産業強化費、地域経済活性化対策費、温暖化対策費、情報セキュリティ対策推進費、まちづくり推進費、化学物質管理推進費、消費者行政推進費、産業保安費
	資源エネルギー庁	鉱物資源安定供給確保費
	中小企業庁	経営革新・創業促進費、中小企業事業環境整備費、経営安定・取引適正化費、まちづくり推進費
国土交通省	国土交通本省	住宅対策諸費、住宅市場整備推進費、道路環境等対策費、水環境対策費、地球温暖化防止等対策費、公共交通等安全対策費、道路交通安全対策費、総合的物流体系整備推進費、景観形成推進費、都市・地域づくり推進費、鉄道網整備推進費、地域公共交通維持・活性化推進費、道路交通円滑化推進費、不動産市場整備等推進費、建設市場整備推進費、国土調査費、海事産業市場整備等推進費、国土形成推進費、地理空間情報整備・活用推進費、離島振興費、奄美群島園芸振興費、北海道総合開発推進費
	観光庁	観光振興費
環境省	環境本省	地球温暖化対策推進費、廃棄物・リサイクル対策推進費、生物多様性保全等推進費、環境保健対策推進費、環境・経済・社会の統合的向上費、環境政策基盤整備費、環境研究総合推進費
	地方環境事務所	地方環境対策費

（俸給予算等の制限）

第18条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第19条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金日本郵政共済組合負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）

厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、医療保険給付諸費（臨時老人薬剤費特別給付金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金に限る。）、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入（基礎年金年金特別会計へ繰入に限る。）、介護保険制度運営推進費（全国健康保険協会介護納付金補助金、国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境本省	環境本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

官報（号外）

甲号　歳入歳出予算

歳　入

主管	部	款	項	金額（千円）	
国会	雑収入			1,526,939	
		国有財産利用収入		1,455,552	
			国有財産貸付収入	1,452,647	
			国有財産使用収入	2,869	
			利子収入	36	
		諸収入		71,387	
			弁償及返納金	14,077	
			物品売払収入	31,915	
			雑入	25,395	
裁判所	雑収入			25,197,663	
		国有財産利用収入		860,367	
			国有財産貸付収入	853,391	

		国有財産使用収入	6,976	
		納付金	59,790	
		法科大学院設置者納付金	59,790	
		諸収入	24,277,506	
		許可及手数料	1,756,158	
		懲罰及没収金	146,967	
		弁償及返納金	115,752	
		物品売払収入	84,073	
		雑入	22,174,556	
会計検査院	雑収入		23,321	
		国有財産利用収入	19,159	
		国有財産貸付収入	19,100	
		国有財産使用収入	59	
		諸収入	4,162	
		弁償及返納金	1,670	
		物品売払収入	724	
		雑入	1,768	
内閣	雑収入		977,300	
		国有財産利用収入	29,417	
		国有財産貸付収入	28,039	
		国有財産使用収入	1,378	
		諸収入	947,883	
		許可及手数料	218	
		弁償及返納金	923,119	
		物品売払収入	1,392	
		雑入	23,154	
内閣府	官業益金及官業収入		43,765	
		官業収入	43,765	

			病院収入	43,765	
	政府資産整理収入			3,517,845	
		国有財産処分収入		407,845	
			国有財産売払収入	407,845	
		回収金等収入		3,110,000	
			貸付金等回収金収入	3,110,000	
	雑収入			22,278,862	
		国有財産利用収入		869,118	
			国有財産貸付収入	841,560	
			国有財産使用収入	27,388	
			利子収入	170	
		納付金		20,656,388	
			雑納付金	20,656,388	
		諸収入		753,356	
			特別会計受入金	134,604	
			許可及手数料	18	
			弁償及返納金	335,082	
			物品売払収入	203,212	
			雑入	80,440	
			計	25,840,472	
総務省	雑収入			103,724,945	
		国有財産利用収入		149,371	
			国有財産貸付収入	149,368	
			利子収入	3	
		納付金		29,521,909	
			雑納付金	29,521,909	
		諸収入		74,053,665	
			許可及手数料	1,147,259	

			弁償及返納金	1,112,701	
			物品売払収入	11,587	
			電波利用料収入	71,584,374	
			雑入	197,744	
法務省	雑収入			109,444,945	
		国有財産利用収入		726,127	
			国有財産貸付収入	725,900	
			利子収入	227	
		諸収入		108,718,818	
			許可及手数料	41,255,426	
			懲罰及没収金	60,152,227	
			弁償及返納金	1,134,729	
			物品売払収入	168,593	
			矯正官署作業収入	4,903,814	
			雑入	1,104,029	
外務省	雑収入			13,799,792	
		国有財産利用収入		585,072	
			国有財産貸付収入	565,404	
			国有財産使用収入	55	
			利子収入	19,613	
		納付金		2,825,252	
			雑納付金	2,825,252	
		諸収入		10,389,468	
			許可及手数料	5,286,545	
			弁償及返納金	4,990,962	
			物品売払収入	44,979	
			雑入	66,982	

官　報（号外）

財務省	租税及印紙収入			42,346,000,000	
		租税		41,314,000,000	
			所得税	13,491,000,000	
			法人税	8,808,000,000	
			相続税	1,430,000,000	
			消費税	10,423,000,000	
			酒税	1,339,000,000	
			たばこ税	945,000,000	
			揮発油税	2,611,000,000	
			石油ガス税	11,000,000	
			航空機燃料税	44,000,000	
			石油石炭税	546,000,000	
			電源開発促進税	329,000,000	
			自動車重量税	417,000,000	
			関税	910,000,000	
			とん税	10,000,000	
		印紙収入		1,032,000,000	
			印紙収入	1,032,000,000	
	政府資産整理収入			140,710,842	
		国有財産処分収入		99,270,615	
			国有財産売払収入	97,754,195	
			特定国有財産売払収入	16,420	
			東日本大震災復興国有財産売払収入	1,500,000	
		回収金等収入		41,440,227	
			特別会計整理収入	22,633,404	
			政府出資回収金収入	18,806,823	
	雑収入			2,496,733,056	

		国有財産利用収入		48,351,307
			国有財産貸付収入	36,612,992
			国有財産使用収入	43
			利子収入	595,129
			配当金収入	11,143,143
		納付金		294,928,484
			日本銀行納付金	275,200,000
			独立行政法人造幣局納付金	3,117,232
			雑納付金	16,611,252
		諸収入		2,153,453,265
			特別会計受入金	2,097,287,083
			許可及手数料	2,540,829
			受託調査試験及役務収入	10,145,704
			懲罰及没収金	259,021
			弁償及返納金	2,251,518
			物品売払収入	41,189
			文官恩給費特別会計等負担金	2,043,594
			雑入	38,884,327
	公債金			44,244,000,000
		公債金		44,244,000,000
			公債金	5,909,000,000
			特例公債金	38,335,000,000
			計	89,227,443,898
文部科学省	雑収入			26,050,029
		国有財産利用収入		585,893
			国有財産貸付収入	566,018
			国有財産使用収入	19,875
		納付金		8,871,102

官報（号外）

			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	7,108,800
			雑納付金	1,762,302
		諸収入		16,593,034
			許可及手数料	25,566
			弁償及返納金	8,849,991
			物品売払収入	23,473
			雑入	7,694,004
厚生労働省	官業益金及官業収入			1,289,111
		官業収入		1,289,111
			病院収入	1,280,807
			診療所収入	8,304
	政府資産整理収入			1,936,864
		回収金等収入		1,936,864
			貸付金等回収金収入	1,936,864
	雑収入			291,725,298
		国有財産利用収入		464,602
			国有財産貸付収入	463,947
			国有財産使用収入	430
			利子収入	225
		納付金		893
			雑納付金	893
		諸収入		291,259,803
			特別会計受入金	22,097,005
			授業料及入学検定料	184,207
			許可及手数料	53,169
			受託調査試験及役務収入	196,652
			弁償及返納金	263,347,482

			物品売払収入	3,169,338
			雑入	2,211,950
			計	294,951,273
農林水産省	雑収入			398,950,504
		国有財産利用収入		577,746
			国有財産貸付収入	577,514
			国有財産使用収入	232
		納付金		213,911,112
			日本中央競馬会納付金	212,806,000
			雑納付金	1,105,112
		諸収入		184,461,646
			特別会計受入金	30,552,018
			公共事業費負担金	110,510,967
			許可及手数料	2,111
			受託調査試験及役務収入	1,157,000
			懲罰及没収金	21,106
			弁償及返納金	40,452,059
			物品売払収入	178,292
			雑入	1,588,093
経済産業省	政府資産整理収入			3,342,720
		回収金等収入		3,342,720
			特別会計整理収入	200
			貸付金等回収金収入	3,342,520
	雑収入			23,571,673
		国有財産利用収入		108,535
			国有財産貸付収入	106,795
			国有財産使用収入	1,740
		納付金		10,661,210

官報（号外）

			特定アルコール譲渡者納付金	10,661,210	
		諸収入		12,801,928	
			東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金	2,000,000	
			許可及手数料	20,931	
			弁償及返納金	7,401,331	
			物品売払収入	53,895	
			雑入	3,325,771	
			計	26,914,393	
国土交通省	政府資産整理収入			2,073,001	
		国有財産処分収入		670,510	
			国有財産売払収入	670,510	
		回収金等収入		1,402,491	
			貸付金等回収金収入	1,402,491	
	雑収入			27,407,425	
		国有財産利用収入		3,493,845	
			国有財産貸付収入	1,295,844	
			国有財産使用収入	2,197,965	
			利子収入	36	
		諸収入		23,913,580	
			特別会計受入金	3,903,846	
			公共事業費負担金	12,277,721	
			許可及手数料	74,711	
			受託調査試験及役務収入	53,381	
			懲罰及没収金	21,667	
			弁償及返納金	4,732,089	
			物品売払収入	122,399	
			雑入	2,727,766	
			計	29,480,426	

環境省	雑収入			3,430,489
		国有財産利用収入		722,382
			国有財産貸付収入	516,632
			国有財産使用収入	205,750
		諸収入		2,708,107
			許可及手数料	102
			弁償及返納金	2,691,786
			物品売払収入	1,672
			雑入	14,547
防衛省	官業益金及官業収入			15,350,160
		官業収入		15,350,160
			病院収入	15,350,160
	政府資産整理収入			610,065
		国有財産処分収入		185,997
			国有財産売払収入	185,997
		回収金等収入		424,068
			貸付金等回収金収入	307,878
			事故補償費返還金	116,190
	雑収入			30,214,897
		国有財産利用収入		10,781,463
			国有財産貸付収入	10,777,991
			国有財産使用収入	2,237
			利子収入	1,235
		諸収入		19,433,434
			授業料及入学検定料	3,520
			許可及手数料	350
			受託調査試験及役務収入	11,060
			弁償及返納金	13,719,381

			物品売払収入	2,259,567	
			雑入	3,439,556	
			計	46,175,122	
歳入総計				90,333,931,511	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)	
皇室費		内廷費	324,000	
		宮廷費	5,579,959	
		皇族費	291,275	
		計	6,195,234	
国会	衆議院	衆議院	64,943,575	
		衆議院施設費	9,118,418	
		衆議院予備経費	7,000	
		計	74,068,993	
	参議院	参議院	39,169,065	
		参議院施設費	5,380,526	
		参議院予備経費	5,000	
		計	44,554,591	
	国立国会図書館	国立国会図書館	17,876,639	
		国立国会図書館施設費	1,662,832	
		計	19,539,471	
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	123,220	
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	106,461	
	国会所管合計		138,392,736	
裁判所	裁判所	最高裁判所	78,239,568	
		下級裁判所	200,510,986	

		検察審査費	367,246
		裁判費	20,303,126
		裁判所施設費	15,235,758
		裁判所予備経費	8,000
		計	314,664,684
会計検査院	会計検査院	会計検査院	16,579,562
		会計検査院施設費	49,414
		計	16,628,976
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	22,650,485
		内閣官房施設費	437,027
		情報収集衛星業務費	62,483,159
		情報収集衛星施設費	518,948
		安全保障会議	413,435
		計	86,503,054
	内閣法制局	内閣法制局	1,065,131
	人事院	人事院	10,949,940
	内閣所管合計		98,518,125
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	23,878,928
		内閣本府施設費	579,742
		公文書等管理政策費	16,268
		独立行政法人国立公文書館運営費	1,983,399
		独立行政法人国立公文書館施設整備費	253,428
		政府広報費	4,063,342
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	20,786,997
		経済財政政策費	621,825
		地域活性化政策費	2,012,668
		総合特区推進調整費	13,840,000

官　報（号外）

		地域再生推進費	55,800,000	
		地域自主戦略推進費	675,439,128	
		科学技術政策費	342,165	
		宇宙開発利用政策費	10,751,792	
		防災政策費	3,633,011	
		災害対策総合推進調整費	220,000	
		沖縄政策費	14,432,725	
		沖縄振興交付金事業推進費	157,455,674	
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	2,607,497	
		沖縄北部連携促進特別振興事業費	2,500,000	
		沖縄振興推進調査費	90,000	
		沖縄教育振興事業費	1,909,905	
		沖縄保健衛生諸費	13,606	
		沖縄開発事業費	40,473,872	
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,500,000	
		共生社会政策費	2,301,286	
		栄典行政費	2,554,158	
		男女共同参画社会形成促進費	240,668	
		食品安全政策費	359,210	
		公益法人制度改革推進費	83,534	
		経済社会総合研究所	2,248,260	
		迎賓施設運営費	835,664	
		沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	55,187	
		沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	20,000	
		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,464,440	

		沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	31,698,000
		沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	13,573,898
		沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,056,868
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	5,308,000
		計	1,100,005,145
	北方対策本部	北方対策本部	508,124
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,320,799
		計	1,828,923
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	651,188
	日本学術会議	日本学術会議	986,672
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	215,240
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,307,165
		沖縄海岸事業調査諸費	3,700
		沖縄治水事業工事諸費	2,050,560
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,418,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	907,234
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	143,000
		沖縄国営公園事業工事諸費	184,057
		沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	726,301
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,883
		計	10,743,900
	宮内庁	宮内庁	10,543,444
	公正取引委員会	公正取引委員会	8,742,030

	警察庁	警察庁共通費	88,377,018
		警察庁施設費	11,125,959
		生活安全警察費	78,841
		刑事警察費	598,855
		組織犯罪対策費	81,730
		交通警察費	13,922,947
		警備警察費	11,957,807
		皇宮警察本部	8,013,251
		船舶建造費	313,102
		犯罪被害給付費	1,623,149
		情報技術犯罪対策費	223,945
		科学警察研究所	1,967,222
		警察活動基盤整備費	101,675,538
		計	239,959,364
	金融庁	金融庁共通費	19,894,333
		金融機能安定確保費	712,154
		投資者等保護費	2,409,142
		金融機能円滑化推進費	82,721
		計	23,098,350
	消費者庁	消費者庁共通費	4,076,145
		消費者政策費	1,977,340
		独立行政法人国民生活センター運営費	2,814,069
		計	8,867,554
	内閣府所管合計		1,405,641,810
総務省	総務本省	総務本省共通費	40,920,263
		総務本省施設費	76,781
		人事管理推進費	115,249

			行政管理実施費	120,411	
			行政評価等実施費	148,302	
			地方行政制度整備費	3,558,097	
			地域振興費	1,113,515	
			地方財政制度整備費	37,903	
			地方交付税交付金	16,466,543,600	
			地方特例交付金	127,467,000	
			地方税制度整備費	35,457	
			選挙制度等整備費	101,362	
			電子政府・電子自治体推進費	13,222,371	
			情報通信技術研究開発推進費	8,152,930	
			独立行政法人情報通信研究機構運営費	29,665,999	
			独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	57,922	
			情報通信技術高度利活用推進費	4,837,354	
			情報通信技術利用環境整備費	6,265,233	
			電波利用料財源電波監視等実施費	63,772,782	
			情報通信国際戦略推進費	2,868,287	
			郵政行政推進費	421,320	
			一般戦災死没者追悼等事業費	756,893	
			恩給費	543,725,205	
			統計調査費	23,840,137	
			独立行政法人統計センター運営費	8,846,388	
			政党助成費	32,037,791	
			国有提供施設等所在市町村助成交付金	26,740,000	

官報（号外）

		施設等所在市町村調整交付金	6,800,000
		計	17,412,248,552
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	14,266,742
		行政評価等実施費	600,405
		計	14,867,147
	総合通信局	総合通信局共通費	8,405,122
		情報通信技術高度利活用等推進費	37,731
		電波利用料財源電波監視等実施費	4,127,254
		計	12,570,107
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	526,078
	消防庁	消防庁共通費	2,192,091
		消防防災体制等整備費	10,202,129
		計	12,394,220
	総務省所管合計		17,452,606,104
法務省	法務本省	法務本省共通費	129,274,459
		基本法制整備費	133,026
		司法制度改革推進費	16,055,669
		日本司法支援センター運営費	14,350,700
		検察企画調整費	43,414
		矯正企画調整費	151,661
		更生保護企画調整推進費	282,991
		債権管理回収業審査監督費	10,017
		人権擁護推進費	1,679,176
		訟務費	1,805,864
		出入国管理企画調整推進費	2,796,609
		法務省施設費	22,563,627

		法務行政情報化推進費	958,700
		計	190,105,913
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,711,485
		法務調査研究費	30,834
		国際協力推進費	161,084
		計	1,903,403
	検察庁	検察官署共通費	97,981,260
		検察費	4,808,590
		検察運営費	3,587,180
		計	106,377,030
	矯正官署	矯正官署共通費	158,821,950
		矯正管理業務費	4,866,540
		矯正収容費	48,182,565
		矯正施設民間開放推進費	15,704,682
		計	227,575,737
	更生保護官署	更生保護官署共通費	11,972,585
		更生保護活動費	11,407,562
		計	23,380,147
	法務局	法務局共通費	73,609,788
		登記事務処理費	49,588,903
		国籍等事務処理費	1,979,051
		人権擁護活動費	1,539,571
		計	126,717,313
	地方入国管理官署	地方入国管理官署共通費	24,554,934
		出入国管理業務費	17,828,532
		計	42,383,466
	公安審査委員会	公安審査委員会	62,599
	公安調査庁	公安調査庁共通費	11,900,757

官報（号外）

			破壊的団体等調査費	2,101,300
			計	14,002,057
		法務省所管合計		732,507,665
外務省	外務本省		外務本省共通費	47,257,231
			外務本省施設費	401,167
			地域別外交費	3,255,042
			分野別外交費	2,458,488
			広報文化交流及報道対策費	2,031,145
			独立行政法人国際交流基金運営費	12,691,794
			領事政策費	11,898,265
			経済協力費	165,034,334
			独立行政法人国際協力機構運営費	145,378,845
			国際分担金其他諸費	113,690,332
			計	504,096,643
	在外公館		在外公館共通費	104,168,117
			在外公館施設費	4,090,984
			地域別外交費	479,494
			分野別外交費	87,700
			広報文化交流及報道対策費	682,899
			領事政策費	2,711,552
			経済協力費	933,347
			計	113,154,093
		外務省所管合計		617,250,736
財務省	財務本省		財務本省共通費	114,955,045
			財務本省施設費	130,359
			財政健全化推進費	11,554,261
			税制企画立案費	168,011

	資産債務管理費	3,325,927	
	国債費	21,944,217,387	
	公務員宿舎施設費	6,589,533	
	特定国有財産整備費	332,982	
	貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	15,213,739	
	関税制度等企画立案費	1,329,977	
	経済協力費	86,267,294	
	政策金融費	70,704,241	
	国家公務員共済組合連合会等助成費	56,921,188	
	復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	550,734,325	
	経済危機対応・地域活性化予備費	910,000,000	
	予備費	350,000,000	
	計	24,122,444,269	
財務局	財務局共通費	45,713,104	
	財務局施設費	75,026	
	財務局業務費	13,460,786	
	計	59,248,916	
税関	税関共通費	65,540,127	
	税関施設費	3,666,774	
	税関業務費	27,670,489	
	船舶建造費	331,513	
	計	97,208,903	
国税庁	国税庁共通費	583,696,521	
	国税庁施設費	2,585,225	
	税務業務費	112,554,234	
	国税不服審判所	5,055,658	

		独立行政法人酒類総合研究所運営費	992,313
		計	704,883,951
	財務省所管合計		24,983,786,039
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	109,428,328
		文部科学本省施設費	28,816
		生涯学習振興費	18,370,693
		独立行政法人国立科学博物館運営費	3,034,019
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	546,755
		初等中等教育等振興費	496,793,060
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	9,322,578
		独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	200,000
		独立行政法人教員研修センター運営費	1,025,328
		独立行政法人教員研修センター施設整備費	155,433
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	988,509
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	23,345
		義務教育費国庫負担金	1,557,528,000
		高等教育振興費	70,475,837
		独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	1,371,268
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,937,297
		独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	350,760
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	433,135

		育英事業費	122,900,934
		私立学校振興費	513,016,917
		科学技術・学術政策推進費	46,687,763
		科学技術戦略推進費	6,970,000
		放射能調査研究費	1,169,645
		放射線障害防止等対策費	219,363
		研究振興費	319,732,885
		国立大学法人施設整備費	54,569,632
		国立大学法人船舶建造費	3,500,000
		国立大学法人運営費	1,136,611,690
		独立行政法人日本学術振興会運営費	29,229,437
		研究開発推進費	87,020,068
		独立行政法人科学技術振興機構運営費	100,646,191
		独立行政法人科学技術振興機構施設整備費	111,851
		独立行政法人物質・材料研究機構運営費	13,481,876
		独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	60,000
		独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	10,664,855
		独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	166,000
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	121,100,000
		独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	50,589,375
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	1,895,097
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	119,758,445

官　報（号外）

		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	7,095,963
		南極地域観測事業費	3,711,617
		独立行政法人海洋研究開発機構運営費	35,114,135
		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	113,000
		独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	128,091
		独立行政法人理化学研究所運営費	58,076,117
		独立行政法人理化学研究所施設整備費	90,000
		独立行政法人防災科学技術研究所運営費	7,096,000
		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	125,000
		スポーツ振興費	10,401,590
		公立文教施設整備費	58,199,450
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	5,493,695
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	2,963,352
		文化振興費	857,500
		国際交流・協力推進費	26,803,029
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	15,118,635
		計	5,304,502,359
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	3,568,695
		科学技術政策研究所	854,767
		日本学士院	618,867
		文部科学本省所轄研究所施設費	7,655
		計	5,049,984

	文化庁	文化庁共通費	2,586,724
		文化振興費	16,511,466
		日本芸術院	498,904
		独立行政法人国立美術館運営費	7,783,702
		独立行政法人国立美術館施設整備費	5,347,281
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	10,062,159
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	114,398
		文化財保存事業費	42,163,769
		文化財保存施設整備費	667,621
		独立行政法人国立文化財機構運営費	7,602,157
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費	6,883,691
		国際文化交流推進費	2,116,788
		文化振興基盤整備費	861,572
		計	103,200,232
	文部科学省所管合計		5,412,752,575
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	91,840,823
		厚生労働本省施設費	640,440
		医療提供体制確保対策費	4,492,936
		医療従事者等確保対策費	5,600,807
		医療従事者資質向上対策費	16,028,963
		医療情報化等推進費	922,980
		医療安全確保推進費	459,128
		独立行政法人国立病院機構運営費	28,622,699
		独立行政法人国立がん研究センター運営費	8,203,663

		独立行政法人国立循環器病研究センター運営費	5,090,943	
		独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,761,340	
		独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	450,000	
		独立行政法人国立国際医療研究センター運営費	7,321,097	
		独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費	100,000	
		独立行政法人国立成育医療研究センター運営費	4,404,978	
		独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費	450,500	
		独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費	3,851,736	
		感染症対策費	59,839,231	
		特定疾患等対策費	41,294,020	
		ハンセン病資料館施設費	224,663	
		移植医療推進費	2,483,627	
		原爆被爆者等援護対策費	147,835,523	
		医薬品承認審査等推進費	2,046,211	
		医薬品安全対策等推進費	3,485,225	
		医薬品適正使用推進費	202,076	
		血液製剤対策費	921,795	
		医薬品等研究開発推進費	5,715,071	
		医療提供体制基盤整備費	30,027,043	
		独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	344,049	
		医療保険給付諸費	8,671,643,806	
		健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	14,860,287	
		医療費適正化推進費	25,800,382	

		地域保健対策費	1,958,045
		保健衛生施設整備費	883,000
		健康増進対策費	19,606,969
		健康危機管理推進費	114,015
		食品等安全確保対策費	1,313,740
		水道安全対策費	144,117
		水道施設整備費	20,081,000
		麻薬・覚せい剤等対策費	1,210,083
		化学物質安全対策費	481,841
		生活衛生対策費	2,416,395
		労働条件確保・改善対策費	216,488
		中小企業最低賃金引上げ支援対策費	3,524,549
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	485,093
		労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	317,336
		職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	4,290
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	426,889
		高齢者等雇用安定・促進費	12,539,259
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	171,368,500
		就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	28,515,775
		職業能力開発強化費	3,457,992
		若年者等職業能力開発支援費	2,039,109
		障害者等職業能力開発支援費	5,221,296
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	872,931
		男女均等雇用対策費	103,855

		保育所運営費	396,241,173	
		子どものための金銭の給付年金特別会計へ繰入	1,285,831,771	
		児童虐待等防止対策費	93,635,355	
		母子保健衛生対策費	26,911,763	
		母子家庭等対策費	185,638,346	
		子ども・子育て支援対策費	30,796,733	
		児童福祉施設整備費	2,700,000	
		生活保護費	2,831,886,823	
		地域福祉推進費	24,234,981	
		災害救助等諸費	541,500	
		社会福祉諸費	34,056,949	
		遺族及留守家族等援護費	24,836,038	
		戦没者慰霊事業費	2,033,789	
		中国残留邦人等支援事業費	1,750,574	
		恩給進達等実施費	424,353	
		障害保健福祉費	1,281,210,733	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,976,653	
		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	7,698,275	
		社会福祉施設整備費	6,930,340	
		独立行政法人福祉医療機構運営費	3,570,878	
		公的年金制度運営諸費	278,835	
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	8,094,503,433	
		企業年金等健全育成費	22,947	
		企業年金等適正運営費	1,596,258	
		高齢者日常生活支援等推進費	70,035,695	

		介護保険制度運営推進費	2,353,696,059
		業務取扱費年金特別会計へ繰入	211,808,437
		国際機関活動推進費	10,676,628
		国際協力費	630,929
		厚生労働科学研究費	44,092,656
		独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	667,116
		独立行政法人医薬基盤研究所運営費	7,334,605
		独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費	1,482,780
		水道施設整備事業調査諸費	2,000
		水道施設災害復旧事業費	350,000
		計	26,507,354,014
	検疫所	検疫所共通費	6,777,021
		検疫業務等実施費	669,374
		輸入食品検査業務実施費	1,803,980
		計	9,250,375
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	18,329,854
		国立ハンセン病療養所施設費	4,859,757
		国立ハンセン病療養所運営費	10,792,158
		計	33,981,769
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	7,510,347
		厚生労働本省試験研究所施設費	96,197
		血清等製造及検定費	511,162
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	3,560,410
		計	11,678,116

官　報（号外）

	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	6,150,959
		国立更生援護機関施設費	34,535
		国立児童自立支援施設運営費	169,995
		国立更生援護所運営費	2,033,997
		計	8,389,486
	地方厚生局	地方厚生局共通費	14,020,423
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,679,361
		医師等国家試験実施費	376,740
		麻薬・覚せい剤等対策費	519,947
		医療観察等実施費	103,000
		計	16,699,471
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	87,084,448
		都道府県労働局施設費	247,011
		労働条件確保・改善対策費	897,810
		個別労働紛争対策費	84,338
		職業紹介事業等実施費	80,980
		高齢者等雇用安定・促進費	9,782,736
		男女均等雇用対策費	106,616
		計	98,283,939
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,304,133
		労使関係等安定形成促進費	382,184
		計	1,686,317
	厚生労働省所管合計		26,687,323,487
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	84,155,884
		農林水産本省施設費	368,459
		食の安全・消費者の信頼確保対策費	10,881,546

		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,860,623	
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	263,885	
		国産農畜産物・食農連携強化対策費	82,880,214	
		牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費	64,246,748	
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	1,631,162	
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,651,003	
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	108,527	
		独立行政法人家畜改良センター運営費	7,444,125	
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	279,157	
		農業・食品産業強化対策費	2,093,192	
		食料安全保障確立対策費	12,921,701	
		食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	93,800,000	
		農業経営対策費	705,896,326	
		独立行政法人農業者年金基金運営費	3,340,700	
		農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	56,755,432	
		共済掛金国庫負担金等農業共済再保険特別会計へ繰入	51,700,522	
		優良農地確保・有効利用対策費	22,377,154	
		農業生産基盤保全管理等推進費	28,643,412	
		農業生産基盤保全管理・整備事業費	63,754,437	

官　報（号外）

農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	14,111,000
環境保全型農業生産対策費	3,403,475
農山漁村６次産業化対策費	10,962,165
独立行政法人種苗管理センター運営費	3,025,923
独立行政法人種苗管理センター施設整備費	244,022
都市農村交流等対策費	1,449,496
農村地域資源等保全推進費	50,762,641
海岸事業費	2,865,989
農地等保全事業費	15,072,353
農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	3,561,000
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	18,289,943
農山漁村活性化対策費	13,575,140
農山漁村地域整備事業費	8,570,000
農林水産政策研究所	972,730
農林水産業地球環境対策費	113,769
農林水産統計調査費	3,363,204
風水害等対策費	63,000
受託工事費及換地清算金	1,196,521
海岸事業調査諸費	3,900
農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	1,146,195
農業施設災害復旧事業費	7,990,124
農業施設災害関連事業費	169,584
計	1,462,966,383

	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	14,627,049
		農林水産本省検査指導所施設費	463,767
		計	15,090,816
	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,705,520
		農林水産技術会議施設費	64,878
		農林水産業研究開発費	14,856,798
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	41,180,902
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	252,707
		独立行政法人農業生物資源研究所運営費	6,819,926
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	215,906
		独立行政法人農業環境技術研究所運営費	2,845,147
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	134,204
		独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,518,604
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	44,133
		計	72,638,725
	地方農政局	地方農政局	74,566,065
		地方農政局施設費	152,142
		海岸事業工事諸費	337,111
		農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	18,590,072
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	1,844
		計	93,647,234

官　報（号外）

	北海道農政事務所	北海道農政事務所	4,736,316
	林野庁	林野庁共通費	5,462,961
		林野庁施設費	34,469
		森林整備・保全費	6,967,723
		独立行政法人農林漁業信用基金出資	880,000
		森林整備・保全費国有林野事業特別会計へ繰入	43,804,219
		治山事業費	23,353,032
		治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	26,113,000
		森林整備事業費	47,806,396
		森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	62,260,000
		林業振興対策費	6,792,884
		林産物供給等振興対策費	1,694,144
		森林整備・林業等振興対策費	623,377
		独立行政法人森林総合研究所運営費	9,659,767
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	95,104
		治山事業調査諸費	9,968
		森林整備事業調査諸費	14,604
		山林施設災害復旧事業費	4,098,533
		山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入	1,260,467
		山林施設災害関連事業費	4,582,878
		山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入	32,122
		計	245,545,648
	水産庁	水産庁共通費	7,419,091

		水産庁施設費	32,415
		食料安全保障確立対策費	701,057
		水産資源回復対策費	20,263,715
		船舶建造費	446,766
		漁業経営安定対策費	42,579,495
		保険料国庫負担金等漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入	16,186,558
		独立行政法人水産大学校運営費	1,989,961
		独立行政法人水産大学校施設整備費	269,361
		漁村振興対策費	2,221,472
		海岸事業費	684,200
		水産基盤整備費	29,928,353
		水産業強化対策費	4,475,047
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	15,606,324
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	201,000
		海岸事業調査諸費	5,800
		水産基盤整備事業工事諸費	52,647
		漁港施設災害復旧事業費	1,102,448
		漁港施設災害関連事業費	9,000
		計	144,174,710
	農林水産省所管合計		2,038,799,832
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	42,325,781
		経済産業本省施設費	1,938,402
		産業人材育成費	180,726
		技術革新促進・環境整備費	4,254,172

独立行政法人産業技術総合研究所運営費	60,078,300
独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	837,136
登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	17,124
工業標準・知的基盤整備費	3,020,187
独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	6,828,800
独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	55,000
新事業創出促進対策費	132,267
独立行政法人経済産業研究所運営費	1,447,039
情報技術利活用促進費	5,221,694
経済産業統計調査費	2,043,092
ものづくり産業振興費	10,690,343
情報産業強化費	734,995
サービス産業強化費	4,969,928
コンテンツ産業強化費	933,851
地域経済活性化対策費	2,338,988
工業用水道事業費	198,000
通商政策推進費	2,755,141
独立行政法人日本貿易振興機構運営費	22,376,670
貿易投資促進費	3,263,495
再保険費貿易再保険特別会計へ繰入	1,600,000
経済協力費	8,230,621
貿易管理費	451,099
温暖化対策費	2,004,956

	資源循環推進費	48,019	
	環境経営・競争力強化費	271,885	
	情報セキュリティ対策推進費	2,271,409	
	独立行政法人情報処理推進機構運営費	3,875,636	
	まちづくり推進費	250,586	
	化学物質管理推進費	689,805	
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	22,411,162	
	消費者行政推進費	518,774	
	産業保安費	3,244,043	
	計	222,509,126	
経済産業局	経済産業局共通費	14,494,316	
	経済産業局施設費	51,098	
	経済産業統計調査費	117,999	
	計	14,663,413	
産業保安監督官署	産業保安監督官署共通費	2,790,118	
	産業保安費	77,279	
	計	2,867,397	
資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	3,897,249	
	鉱物資源安定供給確保費	1,981,188	
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,849,596	
	石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	430,100,000	
	電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	115,100,000	
	計	554,928,033	

官　報（号外）

	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,289,779
		経営革新・創業促進費	33,990,271
		中小企業事業環境整備費	27,461,164
		経営安定・取引適正化費	855,527
		まちづくり推進費	2,412,521
		独立行政法人中小企業基盤整備機構出資	3,400,000
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	19,206,534
		計	89,615,796
	経済産業省所管合計		884,583,765
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	123,897,809
		国土交通本省施設費	33,108
		住宅対策諸費	60,812,430
		住宅市場整備推進費	22,306,932
		総合的バリアフリー推進費	18,687
		海洋環境対策費	125,579
		海岸環境整備事業費	2,000
		道路環境等対策費	1,158,087
		水資源対策費	181,583
		水資源開発事業費	10,091,186
		緑地環境対策費	160,000
		国営公園等事業費	19,194,988
		水環境対策費	336,085
		都市水環境整備事業費	250,000
		下水道事業費	5,420,184
		地球温暖化防止等対策費	18,943,570
		災害情報整備推進費	9,129

		住宅・市街地防災対策費	424,110
		住宅防災事業費	84,160,000
		都市公園防災事業費	3,275,000
		下水道防災事業費	379,000
		水害・土砂災害対策費	182,851
		河川管理施設整備費	108,202
		急傾斜地崩壊対策等事業費	16,000
		災害対策等緊急事業推進費	21,300,000
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	519,397,530
		北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	66,022,000
		離島治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,501,000
		海岸事業費	17,287,093
		公共交通等安全対策費	2,210,493
		独立行政法人航空大学校運営費	2,073,694
		独立行政法人航空大学校施設整備費	131,916
		鉄道安全対策事業費	494,000
		道路交通安全対策費	404,115
		総合的物流体系整備推進費	4,126,087
		港湾事業費	11,224,000
		港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	125,454,681
		北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	10,627,000
		離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	4,270,000
		景観形成推進費	103,000

官　報（号外）

		整備新幹線建設推進高度化等事業費	7,020,000	
		整備新幹線整備事業費	70,600,000	
		空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	24,971,549	
		北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,009,000	
		離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	219,000	
		航空機燃料税財源空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	32,599,451	
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	3,481,000	
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	543,000	
		都市・地域づくり推進費	1,307,466	
		都市再生・地域再生整備事業費	14,055,200	
		鉄道網整備推進費	308,125	
		鉄道網整備事業費	22,586,000	
		地域公共交通維持・活性化推進費	30,730,490	
		都市・地域交通整備事業費	60,000	
		道路交通円滑化推進費	214,246	
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,054,619,000	
		北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	148,726,000	
		社会資本整備・管理効率化推進費	1,268,866	
		不動産市場整備等推進費	4,722,348	
		建設市場整備推進費	538,825	

		国土交通統計調査費	679,044	
		国土調査費	12,247,472	
		自動車運送業市場環境整備推進費	3,812	
		海事産業市場整備等推進費	665,707	
		独立行政法人航海訓練所運営費	5,552,128	
		独立行政法人航海訓練所船舶建造費	450,000	
		独立行政法人海技教育機構運営費	2,481,869	
		国土形成推進費	1,478,751	
		社会資本総合整備事業費	1,350,203,000	
		官民連携基盤整備推進調査費	727,000	
		地理空間情報整備・活用推進費	1,498,122	
		離島振興費	2,336,827	
		奄美群島園芸振興費	73,297	
		離島振興事業費	44,304,000	
		北海道総合開発推進費	386,489	
		北海道開発事業費	123,574,697	
		北海道特定特別総合開発事業推進費	600,000	
		北海道特定地域連携事業推進費	7,629,000	
		技術研究開発推進費	1,541,203	
		独立行政法人土木研究所運営費	8,464,385	
		独立行政法人土木研究所施設整備費	457,900	
		独立行政法人建築研究所運営費	1,733,287	

官　報（号外）

		独立行政法人建築研究所施設整備費	90,915	
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	451,505	
		独立行政法人交通安全環境研究所運営費	752,986	
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	45,000	
		独立行政法人海上技術安全研究所運営費	2,705,904	
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	95,000	
		独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,275,742	
		独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	148,883	
		独立行政法人電子航法研究所運営費	1,450,877	
		独立行政法人電子航法研究所施設整備費	39,200	
		情報化推進費	2,191,795	
		国際協力費	1,218,008	
		官庁施設保全等推進費	111,173	
		官庁営繕費	16,841,956	
		水資源開発事業調査諸費	2,814	
		急傾斜地崩壊対策等事業調査諸費	14,500	
		海岸事業調査諸費	67,500	
		都市開発事業調査諸費	28,800	
		住宅建設事業調査諸費	109,570	
		国営公園等事業調査諸費	36,775	
		下水道事業調査諸費	103,816	
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	16,361	

		河川等災害復旧事業費	42,125,926
		住宅施設災害復旧事業費	100,000
		河川等災害関連事業費	10,906,080
		河川管理費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,100,772
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	454,001
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	8,193,570
		北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	3,948,000
		離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	3,076,000
		離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	146,000
		計	4,222,630,114
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	2,989,830
		国土技術政策総合研究所施設費	67,509
		技術研究開発推進費	594,706
		計	3,652,045
	国土地理院	国土地理院共通費	5,547,500
		国土地理院施設費	63,104
		災害情報整備推進費	579,318
		地理空間情報整備・活用等推進費	2,672,774
		技術研究開発推進費	113,235
		計	8,975,931
	海難審判所	海難審判所共通費	890,044

		海難審判費	32,011
		計	922,055
	地方整備局	地方整備局共通費	32,104,824
		地方整備推進費	949,582
		国営公園事業工事諸費	1,873,237
		道路災害復旧事業工事諸費	17,798
		計	34,945,441
	北海道開発局	北海道開発局共通費	9,053,436
		北海道開発局施設費	266,609
		北海道開発行政推進費	225,757
		北海道治水海岸事業工事諸費	10,238,000
		北海道道路整備事業工事諸費	19,773,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	4,206,000
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,737,000
		北海道国営公園事業工事諸費	83,259
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	10,473,113
		北海道災害復旧事業等工事諸費	17,892
		計	56,074,066
	地方運輸局	地方運輸局共通費	20,783,125
		地方運輸行政推進費	1,044,932
		計	21,828,057
	地方航空局	地方航空局共通費	1,973,477
		地方航空行政推進費	34,686
		計	2,008,163
	観光庁	観光庁共通費	1,013,121

		観光振興費	7,955,522
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,884,439
		計	10,853,082
	気象庁	気象官署共通費	35,611,348
		気象官署施設費	292,036
		観測予報等業務費	20,445,170
		気象研究所	2,535,797
		計	58,884,351
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,059,919
	海上保安庁	海上保安官署共通費	96,727,635
		海上保安官署施設費	1,077,521
		船舶交通安全及海上治安対策費	56,234,304
		船舶建造費	15,100,889
		航路標識整備事業費	3,520,705
		航路標識整備事業工事諸費	551,295
		計	173,212,349
	国土交通省所管合計		4,596,045,573
環境省	環境本省	環境本省共通費	10,930,616
		地球温暖化対策推進費	1,418,894
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	45,500,000
		地球環境保全費	1,857,412
		大気・水・土壌環境等保全費	5,160,181
		廃棄物・リサイクル対策推進費	4,038,768
		廃棄物処理施設整備費	46,309,300
		生物多様性保全等推進費	3,762,227

		環境保全施設整備費	316,629
		自然公園等事業費	7,748,985
		化学物質対策推進費	1,490,080
		環境保健対策推進費	16,936,823
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	8,805,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	818,512
		環境政策基盤整備費	8,543,010
		環境調査研修所	1,108,869
		環境調査研修所施設費	30,088
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	1,831,919
		独立行政法人国立環境研究所運営費	12,111,369
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	262,518
		環境研究総合推進費	5,670,375
		地球環境保全等試験研究費	488,199
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	91,913
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	4,700
		自然公園等事業工事諸費	486,015
		計	185,722,402
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	3,790,332
		地方環境対策費	1,468,885
		計	5,259,217
	原子力安全庁	原子力安全庁共通費	2,307,429
		原子力安全確保費	427,154

		電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	41,000,000
		計	43,734,583
	環境省所管合計		234,716,202
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	955,245,637
		自衛官給与費	1,348,285,852
		武器車両等整備費	866,703,080
		航空機整備費	440,315,573
		艦船整備費	120,384,571
		平成20年度甲型警備艦建造費	16,504,895
		平成20年度潜水艦建造費	15,280,536
		平成21年度甲型警備艦建造費	72,777,912
		平成22年度甲Ⅲ型警備艦建造費	26,528,014
		平成22年度潜水艦建造費	23,286,197
		平成23年度潜水艦建造費	5,211,858
		平成24年度甲Ⅲ型警備艦建造費	281,427
		平成24年度潜水艦建造費	67,297
		施設整備費	97,160,062
		研究開発費	94,396,715
		人材確保育成費	97,269,257
		防衛施設安定運用関連諸費	269,327,326
		在日米軍等駐留関連諸費	242,492,521
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,355,563
		計	4,694,874,293
	地方防衛局	地方防衛局	18,643,675
	防衛省所管合計		4,713,517,968
歳出総計			90,333,931,511

官報（号外）

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	平成25年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	平成20年度潜水艦建造費								
		既定	55,005,904	81,519	3,450,606	24,644,718	11,548,353	15,280,708	—	
		改定	55,005,732	81,519	3,450,606	24,644,718	11,548,353	15,280,536	—	平成20年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成21年度甲型警備艦建造費								
		既定	145,068,801	—	228,956	3,859,752	34,815,189	75,051,651	31,113,253	
		改定	144,988,235	—	228,956	3,859,752	34,815,189	72,777,912	33,306,426	平成21年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	平成25年度（千円）	平成26年度（千円）	平成27年度（千円）	事由
		平成22年度甲Ⅲ型警備艦建造費								
		既定	120,539,884	336,706	2,744,971	29,789,933	54,149,712	33,518,562	—	
		改定	120,271,383	336,706	2,744,971	26,528,014	57,141,779	33,519,913	—	平成22年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成22年度潜水艦建造費								
		既定	53,324,270	66,161	2,575,235	24,119,208	12,272,990	14,290,676	—	

		改　　定	53,297,180	66,161	2,575,235	23,286,197	13,078,567	14,291,020	—
		平成23年度潜水艦建造費							
		既　　定	57,731,210	—	83,147	5,243,239	25,010,144	12,609,108	14,785,572
		改　　定	57,668,269	—	83,147	5,211,858	24,978,797	12,609,108	14,785,359

所管	組織	項	総額（千円）	年割額					事由
				平成24年度（千円）	平成25年度（千円）	平成26年度（千円）	平成27年度（千円）	平成28年度（千円）	
		平成24年度甲Ⅲ型警備艦建造費	116,979,955	281,427	8,889,609	25,355,286	50,385,458	32,068,175	甲Ⅲ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		平成24年度潜水艦建造費	55,955,563	67,297	5,760,257	21,326,593	14,070,387	14,731,029	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項	所管	組織	事項
皇室費		（項）宮廷費のうち施設整備費			施設施工庁費
					施設整備費
国会	衆議院	（項）衆議院施設費	会計検査院	会計検査院	（項）会計検査院のうち会計検査情報処理業務庁費（決算確認システム開発経費に限る。）
	参議院	（項）参議院施設費			
	国立国会図書館	（項）国立国会図書館施設費			会計検査院施設費
裁判所	裁判所	（項）裁判所施設費のうち施設施工旅費	内閣	内閣官房	（項）内閣官房共通費のうち

官報（号外）

			社会保障・税番号制度システム開発等委託費	災害関係調査費（総合防災情報システム開発経費に限る。）
			内閣官房施設費	被災者生活再建支援金補助金
			情報収集衛星業務費のうち	沖縄政策費のうち
			情報収集衛星システム開発等委託費	沖縄科学技術大学院大学学園補助金（沖縄振興教育研究事業及び世界的教育研究拠点形成事業に限る。）
			情報収集衛星施設費	
	人事院	（項）人事院のうち		沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）		不発弾等処理交付金（広域探査発掘加速化事業に限る。）
内閣府	内閣本府	（項）内閣本府施設費		沖縄振興交付金事業推進費
		独立行政法人国立公文書館施設整備費		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち		沖縄北部連携促進特別振興事業費
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（資機材調達庁費に限る。）		沖縄教育振興事業費
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費		沖縄開発事業費
		地域活性化政策費のうち		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
		特定地域再生事業費補助金		食品安全政策費のうち
		環境未来都市先導的モデル事業費補助金（環境未来都市先導的モデル事業に限る。）		食品健康影響評価技術研究委託費
		総合特区推進調整費		沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		地域再生推進費		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		地域自主戦略推進費		沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		宇宙開発利用政策費のうち		
		実用準天頂衛星システム開発等委託費		
		防災政策費のうち		

		沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
		沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費のうち
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			超過勤務手当
					日額旅費
	国際平和協力本部	（項）国際平和協力本部のうち			工事雑費
		国際平和協力業務庁費（人道救援物資調達費に限る。）	警察庁	（項）警察庁施設費のうち	
	沖縄総合事務局	（項）沖縄治水事業工事諸費のうち			施設施工旅費
		超過勤務手当			施設施工庁費
		日額旅費			警察庁施設費
		工事雑費			通信施設整備費
		沖縄道路整備事業工事諸費のうち			交通警察費のうち
		超過勤務手当			都道府県警察施設整備費補助金
		日額旅費			船舶建造費
		工事雑費			警察活動基盤整備費のうち
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち			警察通信機器整備費（警察基幹通信網整備経費、無線多重等通信機器整備経費及び広域犯罪対策通信機器整備経費に限る。）
		超過勤務手当			都道府県警察施設整備費補助金
		日額旅費	金融庁	（項）金融機能安定確保費のうち	
		工事雑費			諸謝金（金融機能の強化のための特別措置に係る調査経費に限る。）
		沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち			投資者等保護費のうち
		超過勤務手当			情報処理業務庁費（有価証券報告書等電子開示システム開発経費に限る。）
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄国営公園事業工事諸費のうち			

官報（号外）

総務省	総務本省	(項) 総務本省施設費			先導的情報通信社会基盤整備委託費
		行政管理実施費のうち			先進的地域情報通信システム開発委託費
		情報処理業務庁費（情報公開・個人情報保護制度運用経費のうち政府共通プラットフォームへの移行経費に限る。）			情報通信技術利用環境整備費　のうち
		地方行政制度整備費のうち			情報通信利用環境整備推進交付金
		市町村合併体制整備費補助金			電波利用料財源電波監視等実施費　のうち
		地域振興費のうち			施設施工旅費
		過疎地域等自立活性化推進交付金			電波監視等業務庁費（総合無線局監理システム開発経費に限る。）
		電子政府・電子自治体推進費　のうち			施設施工庁費
		情報処理業務庁費（政府共通プラットフォーム整備等経費に限る。）			電波利用技術研究開発等委託費
		情報処理業務庁費（政府認証基盤整備経費、電子調達システム開発経費、電子調達システム動作確認試験費、文書管理業務・システムの最適化実施に必要な経費及び職員等利用者認証業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）			施設整備費
		社会保障・税番号制度システム開発等委託費			無線システム普及支援事業費等補助金
		自動車税納付確認電子化実証実験事業費補助金			特定周波数対策交付金
		情報通信技術研究開発推進費　のうち			恩給費のうち
		情報通信技術研究開発推進委託費			国会議員互助年金
		情報通信技術高度利活用推進費　のうち			文官等恩給費
		電気通信技術研究開発調査費（情報流通連携基盤構築事業に限る。）			旧軍人遺族等恩給費
			消防庁	(項)	消防防災体制等整備費のうち
					消防防災等業務庁費（高齢者・障害者向け火災警報装置調査検討経費、消防庁ヘリコプターヘリサット整備経費及びヘリコプターテレビ整備経費に限る。）
					消防防災技術研究開発委託費
					航空機購入費

						特定国有財産整備費
					財務局	(項) 財務局施設費
					税関	(項) 税関施設費のうち
						施設施工旅費
						施設施工庁費
						施設整備費
						船舶建造費
					国税庁	(項) 国税庁施設費
						税務業務費のうち
						税務特別庁費（国税総合管理システム開発経費、国税総合管理システムオープンシステム化開発経費及び社会保障・税番号制度関係システム開発経費に限る。）
						成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費（国税電子申告・納税システム開発経費に限る。）
					文部科学省	文部科学本省 (項) 文部科学本省施設費
						初等中等教育等振興費のうち
						学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費に限る。）
						独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費のうち
						独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金（青少年研修施設整備費に限る。）
						高等教育振興費のうち
						研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費及び若手研究者養成費に限る。）
						緊急消防援助隊設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費、救助消防ヘリコプター付属設備整備費及び消防救急デジタル無線設備整備費に限る。）
						消防防災施設整備費補助金
	法務省	法務本省				(項) 更生保護企画調整推進費のうち
						更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業費に限る。）
						法務省施設費のうち
						施設施工旅費
						施設施工庁費
						施設整備費
	外務省	外務本省				(項) 外務本省施設費
						地域別外交費のうち
						政府開発援助諸謝金（化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の調査事業費に限る。）
						経済協力費のうち
						政府開発援助海外経済協力事業委託費（本邦技術活用等途上国支援推進事業に限る。）
						政府開発援助経済開発等援助費
		在外公館				(項) 在外公館施設費
	財務省	財務本省				(項) 財務本省施設費
						財政健全化推進費のうち
						歳入歳出関係事務機械化庁費（官庁会計システム機能改善等経費に限る。）
						公務員宿舎施設費

研究振興費のうち

科学技術試験研究委託費

最先端研究開発戦略的強化費補助金

高性能汎用計算機高度利用事業費補助金

科学研究費補助金

特定先端大型研究施設運営費等補助金（高性能汎用計算機システム研究開発経費に限る。）

特定先端大型研究施設整備費補助金

国立大学法人施設整備費

国立大学法人船舶建造費

研究開発推進費のうち

科学技術試験研究委託費

地球観測技術等調査研究委託費

原子力基礎基盤研究委託費

核セキュリティ強化等推進事業費補助金（核不拡散・核セキュリティ強化のための技術開発経費に限る。）

国際熱核融合実験炉研究開発費補助金

地球観測システム研究開発費補助金

環境技術等研究開発推進事業費補助金

国際宇宙ステーション開発費補助金

独立行政法人科学技術振興機構施設整備費

大学改革推進等補助金（リーディング大学院構築事業費及び大学間連携共同教育推進事業費に限る。）

国立大学改革強化推進補助金

独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費

私立学校振興費のうち

私立学校施設整備費補助金

私立大学教育研究活性化設備整備費補助金

科学技術・学術政策推進費のうち

科学技術人材育成費補助金（ポストドクター・キャリア開発事業費に限る。）

科学技術人材育成費補助金（テニュアトラック普及・定着事業費に限る。）

地域産学官連携科学技術振興事業費補助金（地域イノベーション戦略支援プログラム経費、先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム経費及び大学発新産業創出拠点プロジェクト経費に限る。）

政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金

若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金

国際研究拠点形成促進事業費補助金

科学技術戦略推進費

放射能調査研究費のうち

放射能測定調査委託費

		独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費			
		独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費			
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費			
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費			
		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費			
		独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	厚生労働省	厚生労働本省	（項）厚生労働本省施設費のうち
		独立行政法人理化学研究所施設整備費			施設整備費（中央合同庁舎第５号館自家発電設備整備工事経費に限る。）
		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費			独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費
		公立文教施設整備費			独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費　のうち			独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費
		独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金			感染症対策費のうち
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金（スポーツ施設整備費に限る。）			医薬品買上費
	文化庁	（項）独立行政法人国立美術館施設整備費　のうち			特定疾患等対策費のうち
		独立行政法人国立美術館施設整備費補助金（東京国立近代美術館施設整備費及び京都国立近代美術館施設整備費に限る。）			不動産購入費
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち			ハンセン病資料館施設費
					医薬品安全対策等推進費　のうち
					医薬品副作用等被害救済事務費等補助金（医療情報データベース基盤整備事業に限る。）
					独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金（新国立劇場施設整備費に限る。）
					文化財保存事業費のうち
					国有文化財保存整備費
					国宝重要文化財等保存整備費補助金
					史跡等購入費補助金
					文化財保存施設整備費
					独立行政法人国立文化財機構施設整備費

官　報（号外）

		医療提供体制基盤整備費のうち 医療施設等施設整備費補助金 医療提供体制施設整備交付金 保健衛生施設整備費 食品等安全確保対策費のうち 食品等試験検査費（添加物等安全性確認費及び食品添加物指定費に限る。） 水道施設整備費 化学物質安全対策費のうち 家庭用品等試験検査費（優先評価化学物質に関する毒性等調査費に限る。） 児童福祉施設整備費 遺族及留守家族等援護費のうち 遺族等年金 中国残留邦人等支援事業費のうち 引揚者給与費（中国残留邦人等一時金に限る。） 障害保健福祉費のうち 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金 社会福祉施設整備費 介護保険制度運営推進費のうち 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	農林水産省	検疫所 国立ハンセン病療養所 厚生労働本省試験研究機関 国立更生援護機関 都道府県労働局 農林水産本省	（項） （項） （項） （項） （項） （項）	厚生労働科学研究費のうち 厚生労働科学研究費補助金 独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費 水道施設災害復旧事業費 検疫所共通費のうち 庁費（福岡検疫所長崎検疫所支所庁舎、宿舎及び係船場解体撤去に伴う経費に限る。） 国立ハンセン病療養所施設費 厚生労働本省試験研究所施設費 国立更生援護機関施設費 都道府県労働局施設費 農林水産本省施設費 食の安全・消費者の信頼確保対策費のうち 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金 独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費 国産農畜産物・食農連携強化対策費のうち 国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費 独立行政法人家畜改良センター施設整備費 農業・食品産業強化対策費	

		農業経営対策費のうち 農業経営対策地方公共団体事業費補助金（戸別所得補償経営安定推進事業費に限る。） 農業経営対策地方公共団体整備費補助金 農業経営対策整備交付金			独立行政法人種苗管理センター施設整備費 都市農村交流等対策費のうち 都市農村交流等対策整備交付金 農村地域資源等保全推進費のうち 農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金に限る。） 海岸事業費 農地等保全事業費 農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費 農山漁村活性化対策費のうち 農山漁村活性化対策整備交付金 農山漁村地域整備事業費 風水害等対策費 受託工事費及換地清算金のうち 受託工事費 農業施設災害復旧事業費 農業施設災害関連事業費
		優良農地確保・有効利用対策費のうち 農地保有合理化対策地方公共団体事業費補助金 農業生産基盤保全管理等推進費のうち 農業生産基盤保全管理等推進環境調査費 農業生産基盤保全管理等推進整備費 農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金 農業生産基盤保全管理等推進補償費 農業生産基盤保全管理・整備事業費 農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入 農山漁村6次産業化対策費のうち 農山漁村6次産業化対策事業費補助金（バイオ燃料生産拠点確立推進事業費に限る。） 農山漁村6次産業化対策整備費補助金 成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金		農林水産本省検査指導機関 農林水産技術会議	（項）農林水産本省検査指導所施設費 （項）農林水産技術会議施設費 農林水産業研究開発費のうち

官報（号外）

			森林居住環境整備事業費補助		
			水源林造成等事業費補助		
			美しい森林づくり基盤整備交付金		
			森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入		
			森林整備・林業等振興対策費　のうち		
			森林整備・林業等振興整備交付金		
			独立行政法人森林総合研究所施設整備費		
			山林施設災害復旧事業費		
			山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入		
			山林施設災害関連事業費		
			山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入		
				水産庁	(項) 水産庁施設費
					船舶建造費
					独立行政法人水産大学校施設整備費
					海岸事業費
					水産基盤整備費
					水産業強化対策費のうち
					水産業強化対策整備交付金
					独立行政法人水産総合研究センター施設整備費
					漁港施設災害復旧事業費
			試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費のうち新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業費に限る。）		
			独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費		
			独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費		
			独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費		
			独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費		
	地方農政局	(項)	地方農政局施設費		
			海岸事業工事諸費のうち		
			超過勤務手当		
			日額旅費		
			工事雑費		
			農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費　のうち		
			超過勤務手当		
			日額旅費		
			工事雑費		
			農業施設災害復旧事業等工事諸費		
	林野庁	(項)	林野庁施設費		
			治山事業費		
			治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入		
			森林整備事業費のうち		
			森林環境保全整備事業費補助		

		漁港施設災害関連事業費		産業技術研究開発委託費（ナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価技術の開発経費、有害化学物質代替技術開発経費及びライフサイエンスデータベースプロジェクト経費に限る。）
経　済　産　業　省	経　済　産　業　本　省	（項）経済産業本省施設費		産業技術研究開発委託費（グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発経費、革新的バイオマテリアル実現のための人工遺伝子合成技術開発経費、航空機用先進システム基盤技術開発経費、次世代地球観測衛星利用基盤技術の研究開発経費、宇宙産業技術情報基盤整備研究開発経費及び空中発射システムの研究開発経費に限る。）
		技術革新促進・環境整備費　のうち		産業技術実用化開発事業費補助金（代替フロン等排出削減先導技術実証支援事業費及び環境適応型高性能小型航空機研究開発経費に限る。）
		産業技術研究開発委託費（日米エネルギー環境技術研究・標準化協力事業費に限る。）		情報産業強化費
		産業技術研究開発委託費（土壌汚染対策のための技術開発経費に限る。）		サービス産業強化費のうち
		産業技術実用化開発事業費補助金（土壌汚染対策のための技術開発経費及び資源循環実証事業費に限る。）		サービス産業強化事業委託費（課題解決型医療機器等開発事業費に限る。）
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費		産業技術研究開発委託費
		工業標準・知的基盤整備費　のうち		地域経済活性化対策費のうち
		国際標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業費のうち戦略的国際標準化推進事業費及びトップスタンダード提案支援事業費に限る。）		地域企業立地促進等共用施設整備費補助金
		アジア基準認証推進事業費補助金		工業用水道事業費
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費		貿易投資促進費のうち
		情報技術利活用促進費のうち		インフラ・システム輸出促進調査等委託費
		成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費		経　済　協　力　費のうち
		中小企業戦略的情報化等委託費（次世代半導体回路構成実用化支援事業費に限る。）		
		ものづくり産業振興費のうち		

		政府開発援助海外開発計画調査委託費（地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業委託費、海外開発計画調査委託費及び共同資源開発基礎調査事業委託費に限る。）			中小企業経営支援等対策費補助金（中小商業活力向上補助金のうち中小商業活力向上支援事業費及び中小商業活力向上施設整備事業費、地域商業再生事業費補助金並びに全国商店街振興組合連合会補助金のうち商店街振興実践事業費に限る。）
		温暖化対策費のうち			中小企業事業環境整備費のうち
		認証排出削減量等取得委託費			事業環境整備対策費補助金（中小企業海外展開支援事業費補助金に限る。）
		情報セキュリティ対策推進費			中小企業海外展開等支援事業費補助金
		化学物質管理推進費のうち			まちづくり推進費
		化学物質安全対策費補助金			（項）国土交通本省施設費
		産業保安費のうち			住宅市場整備推進費のうち
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	国土交通省	国土交通本省	住宅市場整備推進等事業費補助金（既存住宅流通・リフォーム推進事業及び既設昇降機安全確保緊急促進事業に限る。）
	経済産業局	（項）経済産業局施設費			水資源開発事業費
	資源エネルギー庁	（項）鉱物資源安定供給確保費のうち			国営公園等事業費
		希少金属資源開発推進基盤整備委託費			都市水環境整備事業費
	中小企業庁	（項）経営革新・創業促進費のうち			下水道事業費
		中小企業経営支援等対策委託費（地域イノベーション・基盤技術高度化促進委託費のうち戦略的基盤技術高度化支援事業費に限る。）			地球温暖化防止等対策費のうち
		中小企業経営支援等対策費補助金（新事業活動促進支援補助金に限る。）			地球温暖化防止等対策調査費（都市環境形成促進調査経費に限る。）
		中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル技術連携支援事業費に限る。）			先導的都市環境形成促進事業費補助金（社会実験・実証実験等実施経費及びモデル事業実施経費に限る。）
		中小企業経営支援等対策費補助金（地域イノベーション創出実証研究補助事業費に限る。）			住宅・建築物環境対策事業費補助金

独立行政法人航空大学校施設整備費

鉄道安全対策事業費

総合的物流体系整備推進費　のうち

老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費

老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費

港湾機能高度化施設整備費補助金

港湾事業費のうち

港湾施設長寿命化計画費

特定離島港湾施設整備事業費

港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入　のうち

海岸事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

港湾整備事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

港湾災害復旧事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

整備新幹線建設推進高度化等事業費

整備新幹線整備事業費

空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

高効率船舶等技術研究開発費補助金

住宅・市街地防災対策費　のうち

都市安全確保促進事業費補助金

住宅防災事業費

都市公園防災事業費

下水道防災事業費

急傾斜地崩壊対策等事業費

災害対策等緊急事業推進費

治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入　のうち

治水事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

海岸事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

都市水環境整備事業財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

河川等災害復旧事業等工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入

離島治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

海岸事業費

公共交通等安全対策費のうち

鉄道施設安全対策事業費等補助金

		北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 航空機燃料税財源空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 航空機燃料税財源離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 都市・地域づくり推進費　のうち 防災集団移転促進事業費補助金 集落活性化推進事業費補助金 民間まちづくり活動促進事業費補助金（社会実験・実証事業等実施経費に限る。） 都市再生・地域再生整備事業費　のうち 市街地再開発事業費補助 都市再生推進事業費補助 鉄道網整備推進費のうち 新線調査費等補助金（中央新幹線調査費に限る。） 鉄道網整備事業費 地域公共交通維持・活性化推進費　のうち 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（施設及び旅客船の整備費に限る。）			都市・地域交通整備事業費 道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 国土調査費のうち 測量庁費（都市部官民境界基本調査経費及び山村境界基本調査経費に限る。） 地籍整備推進調査費補助金 地籍調査費負担金 海事産業市場整備等推進費　のうち 海事産業市場整備等推進調査費（代替エネルギー船舶等基準策定調査経費に限る。） 独立行政法人航海訓練所船舶建造費 社会資本総合整備事業費 離島振興費のうち 離島振興特別事業費補助金 離島流通効率化事業費補助金 奄美群島産業振興等補助金 小笠原諸島振興開発事業費補助 離島振興事業費 北海道総合開発推進費のうち 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）

		北海道開発事業費			離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		北海道特定特別総合開発事業推進費			
		北海道特定地域連携事業推進費			離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		技術研究開発推進費のうち	国土技術政策総合研究所	(項)	国土技術政策総合研究所施設費
		技術研究開発費補助金	国土地理院	(項)	国土地理院施設費
		鉄道技術開発費補助金	地方整備局	(項)	国営公園事業工事諸費のうち
		独立行政法人土木研究所施設整備費			超過勤務手当
		独立行政法人建築研究所施設整備費			日額旅費
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費			工事雑費
		独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費			道路災害復旧事業工事諸費
		独立行政法人電子航法研究所施設整備費	北海道開発局	(項)	北海道開発局施設費
		官庁営繕費のうち			北海道治水海岸事業工事諸費のうち
		施設施工旅費			超過勤務手当
		施設施工庁費			日額旅費
		施設整備費			工事雑費
		河川等災害復旧事業費			北海道道路整備事業工事諸費のうち
		住宅施設災害復旧事業費			超過勤務手当
		河川等災害関連事業費			日額旅費
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入			工事雑費
		北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入			北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					北海道都市環境整備事業工事諸費のうち

官報（号外）

			超過勤務手当				船舶建造費
			日額旅費				航路標識整備事業費
			工事雑費				航路標識整備事業工事諸費のうち
			北海道国営公園事業工事諸費のうち				超過勤務手当
			超過勤務手当				工事施行旅費
			日額旅費				工事雑費
			工事雑費	環境省	環境本省	（項）	地球温暖化対策推進費のうち
			北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費のうち				認証排出削減量等取得委託費
			超過勤務手当				大気・水・土壌環境等保全費のうち
			日額旅費				不発弾廃棄処理業務庁費
			工事雑費				環境保全調査等地方公共団体委託費（湖沼流域水循環健全化事業経費に限る。）
			北海道災害復旧事業等工事諸費				土壌汚染対策事業補助金（土壌汚染対策事業費補助金に限る。）
	観光庁	（項）	観光振興費のうち				廃棄物・リサイクル対策推進費のうち
			観光圏整備事業費補助金（施設整備費に限る。）				産業廃棄物適正処理推進費補助金（不法投棄跡地等利用推進事業費補助金に限る。）
	気象庁	（項）	気象官署施設費				災害等廃棄物処理事業費補助金
			観測予報等業務費のうち				廃棄物処理施設整備費
			観測予報庁費（地上気象観測装置整備経費に限る。）				生物多様性保全等推進費のうち
			静止気象衛星製作費				環境保全調査費（世界遺産委員会の勧告を踏まえた小笠原諸島保全管理対策経費に限る。）
	海上保安庁	（項）	海上保安官署施設費				環境保全施設整備費補助金
			船舶交通安全及海上治安対策費のうち				環境保全施設整備費
			水路業務庁費（自律型潜水調査機器整備経費に限る。）				
			航空機及船舶運航費（大型測量船機能向上経費に限る。）				
			航空機購入費				

		自然公園等事業費	防衛省	防衛本省	（項）武器車両等整備費のうち
		化学物質対策推進費のうち			武器購入費
		老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費			通信機器購入費
		老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費			車両購入費
		環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策事業経費に限る。）			弾薬購入費
		環境保全調査等地方公共団体委託費（有機ヒ素化合物高濃度汚染対策事業経費に限る。）			諸器材購入費
		環境保健対策推進費のうち			航空機整備費のうち
		水俣病総合対策施設整備費補助金			航空機購入費
		環境政策基盤整備費のうち			艦船整備費のうち
		公害調査費（いぶき観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備費に限る。）			艦船建造旅費
		公害調査等委託費（子どもの健康と環境に関する全国調査経費に限る。）			艦船建造庁費
		環境調査研修所施設費			艦艇建造費
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費			施設整備費
		環境研究総合推進費			研究開発費のうち
		地球環境保全等試験研究費（地球環境保全試験研究費に限る。）			試作品費
		自然公園等事業工事諸費のうち			研究用機械器具費
		超過勤務手当			防衛施設安定運用関連諸費
		工事施行旅費			在日米軍等駐留関連諸費のうち
		工事雑費			特別給付金
					職員旅費（提供施設整備業務旅費に限る。）
					提供施設整備業務庁費
					提供施設等整備費
					提供施設移設整備費
					在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金
					株式会社国際協力銀行出資金

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		皇室施設整備	874,785	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	皇室施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
国会	衆議院	電子計算機等借入れ	918,336	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		衆議院職員採用試験問題作成等業務	13,995	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		衆議院施設整備	956,422	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	議事堂本館空調機設備ほか4件の整備には、多くの日数を要するため
	参議院	会議録速成システム開発等	489,545	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	会議録速成システムの開発等には、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	326,659	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		審議中継映像アーカイブシステム保守等	23,664	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	審議中継映像アーカイブシステムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		参議院施設整備	596,022	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	麹町議員宿舎排水管設備ほか2件の整備には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国会レファレンス総合システム保守	258,756	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	国会レファレンス総合システムの保守には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	978,807	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
裁判所	裁判所	電子計算機等借入れ	1,554,348	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		司法情報通信システム整備	997,921	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	司法情報通信システムの整備には、多くの日数を要するため
		裁判所施設整備	5,482,556	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	広島高等裁判所松江支部・松江地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎ほか9件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
会計検査院	会計検査院	会計検査院ネットワークシステム運用	250,928	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	会計検査院ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		電子計算機等借入れ	768,313	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
内閣	内閣官房	事務機器借入れ	17,238	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	114,967	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		政府機関情報セキュリティ問題緊急対応システム開発等	1,109,399	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府機関情報セキュリティ問題緊急対応システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		社会保障・税番号制度システム開発等	41,050,200	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	社会保障・税番号制度の導入による情報連携等のためのシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		情報収集衛星システム用電子計算機等借入れ	35,961,303	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報収集衛星システム開発等	89,867,838	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	内閣法制局	電子計算機等借入れ	221,728	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	人事院	人事・給与関係業務情報システム保守等	640,403	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	11,198	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国家公務員採用試験電子計算機処理業務	52,847	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	国家公務員採用試験の電子計算機処理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
内閣府	内閣本府	事務機器借入れ等	98,450	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	78,149	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	106,341	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		内閣本府施設整備	538,243	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	内閣本府庁舎及び中央合同庁舎第5号館の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		政府広報放送番組制作・放送業務	109,372	平成24年度	平成25年度	政府広報放送番組制作・放送業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号外）

		遺棄化学兵器廃棄処理設備整備	1,545,079	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理設備の整備には、多くの日数を要するため
		景気ウォッチャー調査事業	103,024	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	景気ウォッチャー調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		実用準天頂衛星システム開発等	51,340,627	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	実用準天頂衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するため
		民間資金等活用実用準天頂衛星施設維持管理運営	117,286,051	平成24年度	平成30年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した実用準天頂衛星施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		総合防災情報システム保守等	165,051	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	総合防災情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助	659,610	平成24年度	平成25年度	沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄公立学校施設整備費負担	2,426,664	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		叙勲者名簿等作成業務	5,135	平成24年度	平成25年度	叙勲者名簿等作成業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	日本学術会議	事務機器借入れ	4,936	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	沖縄総合事務局	事務機器借入れ等	293,645	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		宿舎維持管理	79,384	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	47,400	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宮内庁	事務機器借入れ等	200,865	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	公正取引委員会	情報通信設備利用	105,202	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	情報通信設備の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	62,196	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		テレビ会議システム借入れ等	27,711	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	テレビ会議に関するシステムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	警察庁	事務機器借入れ	40,923	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	2,037,307	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察庁施設整備	2,607,501	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	皇宮警察本部大手待機所ほか6件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		警察通信施設整備	52,872	平成24年度	平成25年度	警察通信施設の整備には、多くの日数を要するため
		警察通信機器借入れ等	3,922,155	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		警察情報管理システム開発	1,966,812	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	警察情報管理システムの開発には、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	332,835	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	金融庁	事務機器借入れ	3,428	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	2,716,809	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,170	平成24年度	平成24年度以降10箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
	消費者庁	事務機器借入れ	1,428	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
総務省	総務本省	車両借入れ	33,900	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	14,892	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	24,403	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	130,680	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

			総務省施設整備	274,844	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	総務省第二庁舎自動火災報知器設備の整備には、多くの日数を要するため
			情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース運用	25,141	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			総務省情報ネットワーク開発等	7,477,434	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	総務省情報ネットワークの開発等には、多くの日数を要するため
			総務省ホームページ運用	184,800	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	総務省ホームページの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			政府情報システム基盤運用	5,161,233	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			政府共通ネットワークシステム運用	5,441,440	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府共通ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			政府調達事例データベース用電子計算機等借入れ	4,231	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	政府調達事例データベース用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			政府認証基盤ブリッジ認証局システム運用	3,939,072	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府認証基盤ブリッジ認証局システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			政府認証基盤政府共用認証局システム運用	1,476,384	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府認証基盤政府共用認証局システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			電子政府総合窓口システム等運用	224,532	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	電子政府総合窓口システム等の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			オンライン研修用電子計算機等借入れ	203,184	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	オンライン研修用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			電子調達システム機器借入れ等	442,546	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			文書管理システム運用	1,048,871	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			職員等利用者共通認証基盤運用	397,426	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	職員等利用者共通認証基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			共同利用システム基盤運用	909,011	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	共同利用システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		競争導入公共サービスインターネット違法・有害情報対応相談業務等	110,059	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行うインターネット上の違法・有害情報対応相談業務等の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地上デジタル放送推進総合対策事業費補助	22,892,712	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	地上デジタル放送推進総合対策事業には、その業務を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		事務所借入れ	691,253	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等を設置するための事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		総合無線局監理システム運用	20,513,472	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	総合無線局監理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電波監視用機器借入れ等	668,885	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電波監視用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電波監視用車両借入れ	30,240	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電波監視用の車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外国人恩給	年額 961	平成24年度	平成24年度以降	退職した5名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて平成24年8月以降の年金につき年額961千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
		恩給事務総合システム連携用電子計算機借入れ等	57,479	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	恩給事務総合システム連携用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		統計業務基盤システム運用	410,467	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	統計業務基盤システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		業務・システム最適化計画改定支援業務	52,741	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	統計調査等業務の業務・システム最適化計画改定支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		統計地理情報システム用機器等借入れ	139,548	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	統計地理情報システム用の機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービスサービス産業動向調査事業	1,276,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行うサービス産業動向調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		家計消費状況調査事業	1,478,024	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	家計消費状況調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		小売物価統計調査用機器借入れ	256,340	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	小売物価統計調査用の機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	管区行政評価局	車両借入れ	34,760	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

	総合通信局	車両借入れ	5,156	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所借入れ	229,890	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,936	平成24年度	平成24年度以降8箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
法務省	法務本省	身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ	4,754	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		出入国管理システム用電子計算機等借入れ	46,668	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	出入国管理システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省施設整備	3,394,427	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	松江刑務所ほか8件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	96,927	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システムデータ移行等業務	49,130	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	人事・給与関係業務情報システムデータ移行等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	法務総合研究所	競争導入公共サービス施設管理運営業務	725,750	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	検察庁	身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ	14,187	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	308	平成24年度	平成24年度以降7箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		検察総合情報管理システム用機器借入れ等	1,477,273	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	検察総合情報管理システム用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	矯正官署	身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ	126	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		電子計算機等借入れ	243,983	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等運用管理支援業務	75,136	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	電子計算機等の運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		金利の変動に伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営に係る限度額の増額	4,056	平成24年度	平成24年度以降13箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した美祢社会復帰促進センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	更生保護官署	身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ	1,438	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事件管理システム用電子計算機借入れ等	35,541	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事件管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	法務局	身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ	1,512	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ	77,504	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	法務局通信ネットワークシステム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	244	平成24年度	平成24年度以降7箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		業務代行システム開発等	1,724,308	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	業務代行システムの開発等には、多くの日数を要するため
		登記事項証明書等発行請求機借入れ	12,919	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	登記事項証明書等発行請求機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		後見登記等システム機器借入れ等	3,558	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	後見登記等システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		オンライン登記申請システム機器借入れ等	2,688,884	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	オンライン登記申請システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		オンライン登記申請システム運用等	1,087,738	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	オンライン登記申請システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記情報システム用電子計算機等借入れ	26,469,103	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	登記情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		登記情報システム用附帯設備借入れ	2,035,213	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	登記情報システム用の附帯設備の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記情報システム運用管理支援業務	35,985	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	登記情報システムの運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記情報システムデータ移行等業務	2,475,787	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	登記情報システムデータ移行等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地図情報センターシステム用電子計算機等借入れ	1,002,157	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	地図情報センターシステム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所地図情報システム用電子計算機等借入れ	1,817,967	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	登記所地図情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		業務代行システム機器借入れ	309,933	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	業務代行システム機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地図情報システム運用等	3,586,638	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	地図情報システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記情報提供システム運用	262,180	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	登記情報提供システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	27,780	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所備付地図作成業務	1,714,549	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	登記所備付地図作成業務の実施には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業	21,037,177	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う登記事項証明書交付等事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		戸籍副本管理システム機器借入れ	1,686,825	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	戸籍副本管理システム機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		戸籍副本管理システム開発	481,572	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	戸籍副本管理システムの開発には、多くの日数を要するため
		業務代行システム連携機能開発等	321,498	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	業務代行システムの連携機能の開発等には、多くの日数を要するため
	地方入国管理官署	身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ	780	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		出入国管理システム用電子計算機借入れ等	4,167,727	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	出入国管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		在留カード購入	333,153	平成24年度	平成25年度	在留カードの購入には、その完了までに多くの日数を要するため
	公安調査庁	身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ	5,786	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	180,945	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		公安情報電子計算機処理システム用機器等借入れ	15,630	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	公安情報電子計算機処理システム用の機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	9,835,745	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	203,958	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		在外経理サーバ集約システム運用	43,218	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	在外経理サーバ集約システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人材育成留学援助	416,412	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	中華人民共和国における人材育成留学資金に充てるための国の援助については、その留学に多くの日数を要するので、あらかじめその留学費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		日米行政官交流事業	2,428	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	日米行政官交流事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外交政策啓発宣伝事業	3,570	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	外交政策啓発宣伝事業には、多くの日数を要するものがあるため
		平和構築人材育成事業	139,844	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	平和構築人材育成事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		文化人等招へい	36,534	平成24年度	平成25年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するため
		経済開発等援助	27,861,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助には、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 1,761,318	平成24年度	平成24年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため

		在外公館施設整備	5,654,387	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	在イラン大使館事務所及び館長公邸ほか4件の施設の整備には、多くの日数を要するため
		在外公館施設整備に係る契約の一部変更	—	平成24年度	平成25年度まで1箇年度延長	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「在外公館施設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成24年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成25年度まで1箇年度延長する必要があるため
財務省	財務本省	事務機器借入れ等	7,314,448	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	106,068	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	2,676,327	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		歳入金電子納付システム用電子計算機借入れ	1,386,552	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	歳入金電子納付システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営	130,317	平成24年度	平成26年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		公務員宿舎改修等	1,990,923	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	公務員宿舎の改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		特定施設整備	733,346	平成24年度	平成25年度及び平成26年度	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備には、多くの日数を要するため
	財務局	事務機器借入れ等	8,310,257	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	10,789	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		宿舎維持管理	14,911	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	税関	事務機器借入れ等	11,033,885	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		監視取締用機器借入れ等	4,776,379	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	1,575	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

	国　税　庁	事務機器借入れ等	10,398,500	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国税庁施設整備	2,203,819	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	国税庁施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		庁舎機械警備	283,672	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務所等借入れ	735,134	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	事務所等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国税総合管理システム開発等	7,116,489	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	国税総合管理システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		国税総合管理システムオープンシステム化開発等	4,697,740	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	国税総合管理システムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		社会保障・税番号制度関係システム開発	7,000,324	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	社会保障・税番号制度に関係するシステムの開発には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	681,807	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
文部科学省	文部科学本省	電子計算機等借入れ	4,206,555	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		義務教育教科書購入	32,757,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	平成25年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成25年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		全国学力・学習状況調査事業	5,283,014	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	全国学力・学習状況調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究開発管理システム用電子計算機等借入れ	1,022,817	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	研究開発管理システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		放射能調査研究機器整備	8,194	平成24年度	平成25年度	放射能調査研究機器の整備には、多くの日数を要するため
		放射能調査艇代船建造	436,391	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	放射能調査艇の代船建造には、多くの日数を要するため
		特定先端大型研究施設整備費補助	2,100,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人理化学研究所が行う特定先端大型研究施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

		国立大学法人施設整備費補助	24,340,981	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国立大学法人船舶建造費補助	7,000,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	国立大学法人が行う実習船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助	1,228,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地球観測システム研究開発費補助	130,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う地球観測システム研究開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国際宇宙ステーション開発費補助	954,854	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国際宇宙ステーション開発費補助に係る契約の一部変更	—	平成24年度	平成25年度まで1箇年度、平成26年度まで1箇年度及び平成27年度まで1箇年度延長	平成21年度、平成22年度及び平成23年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際宇宙ステーション開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成24年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成21年度に係るものについては平成25年度まで1箇年度、平成22年度に係るものについては平成26年度まで1箇年度、平成23年度に係るものについては平成27年度まで1箇年度それぞれ延長する必要があるため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	4,274,658	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		南極地域観測用航空機整備	1,067,546	平成24年度	平成25年度	南極地域観測用航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		南極地域観測用通信機器整備	81,400	平成24年度	平成26年度	南極地域観測用通信機器の整備には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		公立学校施設整備費負担	10,384,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	文部科学本省所轄機関	電子計算機等借入れ	505,668	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	769,801	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		厚生労働本省施設整備	695,917	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	中央合同庁舎第5号館の施設の整備には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等	5,557,685	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス社会福祉施設等調査事業	605,369	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う社会福祉施設等調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助	851,626	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		ハンセン病資料館施設整備	663,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	ハンセン病資料館の施設の整備には、多くの日数を要するため
		薬剤師名簿登録管理・資格確認検索システム保守等	73,625	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	薬剤師名簿登録管理・資格確認検索システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		遺族等年金支払システム借入れ等	21,233	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	遺族等年金支払システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		介護サービス情報公表システム整備等事業	658,289	平成24年度	平成25年度以降3箇年度以内	介護サービス情報公表システム整備等事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		保険医療機関等管理システム開発等	741,459	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	保険医療機関等管理システムの開発等には、多くの日数を要するため
	検疫所	事務機器借入れ等	397,699	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設整備	4,847,762	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	国立療養所多磨全生園ほか4件の施設の整備には、多くの日数を要するため
	厚生労働本省試験研究機関	事務機器借入れ等	183,195	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		研究情報ネットワークシステム借入れ等	157,011	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	研究情報ネットワークシステムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		厚生労働科学研究成果データベースシステム開発等	166,979	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	厚生労働科学研究成果データベースシステムの開発等には、多くの日数を要するため
	地方厚生局	事務機器借入れ等	187,009	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等	2,720,430	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		保険医療機関等管理システム開発等	389,246	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	保険医療機関等管理システムの開発等には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス診療放射線技師国家試験事業等に係る契約の一部変更	—	平成24年度	平成26年度まで1箇年度延長	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス診療放射線技師国家試験事業等」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成24年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成26年度まで1箇年度延長する必要があるため
	中央労働委員会	事務機器借入れ	4,077	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
農林水産省	農林水産本省	事務機器等借入れ	450,531	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	47,130	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	58,580,091	平成24年度	平成25年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成24年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		かんがい排水事業	20,084,460	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	米沢平野二期地区用水管理施設建設工事ほか7件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		環境保全型農業直接支払電算システム運用	25,704	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	環境保全型農業直接支払電算システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海岸保全施設整備事業	250,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	玉名横島海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり対策事業	2,036,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	庄内あさひ地区排水トンネルの建設工事及び動態観測（その2）業務の実施には、多くの日数を要するものがあるため
		総合農地防災事業	900,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	嘉瀬川上流地区北山ダム洪水吐ゲート製作据付の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため

		土地改良事業関連受託工事	311,840	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	山形県からの委託に係る米沢平野二期かんがい排水事業用水管理施設の建設工事並びに北海道等からの委託に係る道央用水（二期）かんがい排水事業夕張シューパロダム堤体建設第4期工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
	農林水産本省検査指導機関	電子計算機等借入れ	53,486	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		植物防疫及び動物検疫システム開発	133,090	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	植物防疫及び動物検疫システムの開発には、多くの日数を要するため
	農林水産技術会議	電子計算機等借入れ	2,017,521	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方農政局	事務機器等借入れ	1,346,027	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	北海道農政事務所	事務機器等借入れ	19,569	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	水産庁	電子計算機等借入れ	28,294	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		車両借入れ	3,975	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		水産物供給基盤整備事業費補助	1,850,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	水産物供給基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	532	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	13,635	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助	895,120	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	独立行政法人産業技術総合研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ	8,842,275	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工業標準策定システム利用	319,572	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	工業標準策定システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報　(号　外)

		旅費等内部管理業務共通システム開発等	1,133,119	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス経済産業省企業活動基本調査事業	410,043	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う経済産業省企業活動基本調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		ものづくり産業研究開発	5,162,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	ものづくり産業研究開発のうちナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価等の技術開発には、多くの日数を要するものがあるため
	経済産業局	事務機器借入れ	3,003	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
国土交通省	国土交通本省	事務機器借入れ等	818,336	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国営公園整備	44,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	国営木曽三川公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス国営公園維持管理業務	16,497,000	平成24年度	平成25年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国営東京臨海広域防災公園ほか10箇所の維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海岸保全施設整備事業	2,558,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	富士海岸ほか3海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス海岸事業発注者支援業務	463,929	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		特定離島港湾施設整備事業	18,930,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	沖ノ鳥島の特定離島港湾施設の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理業務	322,245	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島かんがい排水事業	1,306,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	徳之島用水(二期)地区用水管理制御施設建設工事及び沖永良部地区地下ダム止水壁(9工区)建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道海岸事業発注者支援業務	7,600	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道国営公園維持管理業務	2,091,000	平成24年度	平成25年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う滝野すずらん丘陵公園の維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		北海道かんがい排水事業	5,493,400	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	道央用水（二期）地区夕張シューパロダム堤体建設第4期工事及びこれに附帯する工事並びに美女地区本郷排水機場ポンプ製作据付の建設工事ほか2件の工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道総合農地防災事業	260,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	空知川地区空知川頭首工第二期門扉建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費補助	257,114	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人海上技術安全研究所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		官庁営繕	7,940,016	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	官庁施設の営繕工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	国土技術政策総合研究所	競争導入公共サービス施設管理運営業務	461,188	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	362,967	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国土地理院	競争導入公共サービス施設管理運営業務	456,996	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	121,002	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方整備局	庁舎機械警備	19,184	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	104	平成24年度	平成24年度以降8箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	1,156,514	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	北海道開発局	北海道開発局施設整備	323,603	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	函館開発建設部庁舎の耐震改修工事には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	2,293,060	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方運輸局	事務機器借入れ等	16,500	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

	地方航空局	事務機器借入れ	30,040	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	気象庁	事務機器借入れ等	3,692,975	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		気象情報伝送処理システム開発	1,672,547	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	気象情報伝送処理システムの開発には、多くの日数を要するため
	運輸安全委員会	事務機器借入れ	9,480	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	海上保安庁	事務機器借入れ等	71,611	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		分析機器借入れ等	73,115	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	分析機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		弾薬購入	173,441	平成24年度	平成25年度	弾薬のうち40ミリ砲弾、35ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	7,077,879	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	警備救難用ヘリコプター3機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		中型巡視船代船建造に係る契約の一部変更	—	平成24年度	平成25年度まで1箇年度延長	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「中型巡視船代船建造」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成24年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成25年度まで1箇年度延長する必要があるため
環境省	環境本省	電子計算機等借入れ	2,959,668	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		不発弾陸上処理	942,730	平成24年度	平成26年度及び平成27年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理には、多くの日数を要するものがあるため
		オゾン計測機器借入れ等	33,455	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	オゾン計測機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		大気汚染物質広域監視システム用電子計算機借入れ等	120,172	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	大気汚染物質広域監視システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システム借入れ等	25,752	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		競争導入公共サービス水質汚濁物質排出実態等総合調査事業	65,382	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う水質汚濁物質排出実態等総合調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		廃棄物等輸出入管理システム借入れ等	24,950	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	廃棄物等輸出入管理システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		外来生物飼養等情報データベースシステム借入れ等	54,156	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	外来生物飼養等情報データベースシステムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境本省施設整備	148,760	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	中央合同庁舎第5号館の施設の整備には、多くの日数を要するため
		電子申請システム開発等	420,122	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子申請システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		大気汚染物質暴露影響測定機器借入れ等	228,233	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	大気汚染物質暴露影響測定機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		計測機器借入れ	367,500	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	計測機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方環境事務所	事務機器等借入れ	8,035	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	原子力安全庁	原子力安全情報基盤システム運用等	917,556	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	原子力安全情報基盤システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
防衛省	防衛本省	事務機器借入れ等	16,172,603	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		武器購入	180,648,989	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入に係る限度額の増額	49,936	平成24年度	平成25年度	平成22年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		通信機器購入	103,280,438	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		車両購入	13,979,688	平成24年度	平成25年度及び平成26年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産に多くの日数を要するため

官　報（号外）

		弾薬購入	122,374,109	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸器材購入	45,388,569	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	諸器材のうち戦闘機Ｆ―15用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		武器車両等整備	305,202,367	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用通信衛星整備等事業	122,379,230	平成24年度	平成27年度以降16箇年度以内	民間資金等を活用した通信衛星の整備等には、多くの日数を要するため
		航空機購入	139,616,558	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	次期戦闘機等19機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入(平成22年度)に係る限度額の増額	7,933	平成24年度	平成25年度	平成22年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「航空機購入」に基づいて実行した哨戒機Ｐ―１等21機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入(平成23年度)に係る限度額の増額	65	平成24年度	平成25年度及び平成26年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「航空機購入」に基づいて実行した哨戒機Ｐ―１等52機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		航空機整備	275,094,638	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機整備(平成21年度)に係る限度額の増額	8,253	平成24年度	平成25年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「航空機整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機整備(平成22年度)に係る限度額の増額	452	平成24年度	平成25年度	平成22年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「航空機整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		艦船建造	181,756	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	えい船の建造には、多くの日数を要するため
		艦船整備	61,848,961	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	艦船の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		施設整備	71,496,041	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	防府北飛行場ほか116箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

		公務員宿舎改修	2,972,654	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	南目公務員宿舎ほか5箇所の公務員宿舎の改修には、多くの日数を要するものがあるため
		研究開発	102,939,126	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	研究開発のうち戦闘機用統合火器管制システム等の試作等に必要な資材等の生産又は研究等には、多くの日数を要するものがあるため
		研究開発に係る契約の一部変更	—	平成24年度	平成25年度まで1箇年度延長	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「研究開発」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成24年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成25年度まで1箇年度延長する必要があるため
		教育訓練用器材購入等	33,428,201	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち潜水艦聴音訓練装置等の購入等には、その生産又は輸入等に多くの日数を要するものがあるため
		就職援護業務民間開放事業	647,792	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	就職援護業務民間開放事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		障害防止対策施設整備	1,972,972	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	東富士演習場ほか3箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策事業費補助	6,119,224	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	5,642,614	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	7,915,411	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	2,442,909	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		提供施設整備	66,472,998	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	嘉手納飛行場ほか33箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		提供施設移設整備	19,510,466	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	キャンプ座間及び相模総合補給廠ほか10箇所の施設の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	地方防衛局	事務機器借入れ等	2,167,919	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

平成二十四年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の五つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むため編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して三・五パーセント減の六十八兆三千八百九十七億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を五百四十億円下回る四十四兆二千四百四十億円で、公債依存度は四十九・〇パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	四二、三四六、〇〇〇百万円
2	官業益金及官業収入	一六、六八三百万円
3	政府資産整理収入	一五二、一九一百万円
4	雑収入	三、五七五、〇五七百万円
5	公債金	四四、二四四、〇〇〇百万円
(1)	公債金	五、九〇九、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	三八、三三五、〇〇〇百万円
	計	九〇、三三三、九三二百万円

車体課税の見直し、研究開発税制の上乗せ特例の延長、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長、給与所得控除の上限の設定など、所要の措置を講ずることとしている。

歳出

1	社会保障関係費	二六、三九〇、一二九百万円
(1)	年金医療介護保険給付費	一九、〇八四、五二五百万円
(2)	生活保護費	二、八三一、八八七百万円
(3)	社会福祉費	三、八七四、五九二百万円
(4)	保健衛生対策費	三七八、七七五百万円
(5)	雇用労災対策費	二二〇、三五一百万円

高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保するとともに、恒久的な子どものための手当（仮称）への移行を図ることとしている。また、経済成長や人材育成、安全・安心社会の実現に資する、ライフ・イノベーションの一体的推進や在宅医療・介護の推進、新卒大学生の現役就職支援などの施策を充実することとしている。基礎年金については、歳出予算（国庫負担三十六・五パーセント分）と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される交付国債により、国庫負担二分の一を確保することとしている。

これらの結果、前年度当初予算額に対して二兆三千百七十七億円減となっている。

2	文教及び科学振興費	五、四〇五、七四一百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	一、五五七、五二八百万円
(2)	科学技術振興費	一、二九四、二八五百万円
(3)	文教施設費	六〇、一〇九百万円
(4)	教育振興助成費	二、三五五、七九九百万円
(5)	育英事業費	一三八、〇二〇百万円

基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、科学技術イノベーションの推進の基盤を成す基礎研究や、最先端の研究開発に対する支援等に重点化を図ることとしている。

3	国債費	二一、九四四、二一七百万円
4	恩給関係費	五七一、二四六百万円
(1)	文官等恩給費	一八、〇九八百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	五二四、七三四百万円
(3)	恩給支給事務費	一、七五一百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	二六、六六三百万円
5	地方交付税交付金	一六、四六六、五四四百万円

所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額十一兆五百十七億円から、平成十九年度及び二十年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二一一号）に基づき平成二十四年度分の交付税の総額から減額することとされている額四千四百六十四億円を控除し、特例加算額等五兆八千六百十三億円を加えた額を計上している。

6	地方特例交付金	二七、四六七百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第一七号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7　防衛関係費　四、七一三、七八二百万円

「平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成二十二年十二月十七日閣議決定）、「中期防衛力整備計画（平成二十三年度～平成二十七年度）について」（平成二十二年十二月十七日閣議決定）等を踏まえ、引き続き、防衛力の構造改革を行い、即応性、機動性等を重視した動的防衛力の整備を図るとともに、コスト削減への取組など経費の合理化・効率化を行うこととしている。

8　公共事業関係費　四、五七三、三九六百万円

(1)　治山治水対策事業費　六五九、五五五百万円
(2)　道路整備事業費　一、〇二〇、二四九百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　三三六、九四三百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　四一九、七四二百万円
(5)　公園水道廃棄物処理等施設整備費　一二六、八四六百万円
(6)　農林水産基盤整備事業費　四〇八、九二六百万円
(7)　社会資本総合整備事業費　一、四三九、五三〇百万円
(8)　推進費等　八八、五五六百万円
(9)　災害復旧等事業費　七三、〇四九百万円

平成二十三年度補正に引き続き、復興のための施策を着実に推進するほか、概算要求組替え基準の下、「選択と集中」やコスト縮減の徹底を通じて引き続き合理化・効率化を図りつつ、国民生活の安全・安心の確保や新成長戦略の実現のため、真に必要な社会資本整備等に重点的に予算を配分することとしている。

なお、地域自主戦略交付金等の拡充に伴い、公共事業関係費から、二千四百三億円を移行することとしており、移行分を含めると、公共事業関係費は千六百六億円減の四兆八千百三十七億円となる。

9　経済協力費　五二一、五五八百万円

ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、コスト削減の徹底や予算の縮減・重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10　中小企業対策費　一八〇、一六四百万円

資金調達の円滑化に必要な経費、中小企業の海外展開支援、研究開発支援等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　八二〇、一七五百万円

新エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策等といった低炭素社会の実現に重点的に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むなど、中長期的な観点に立った総合的なエネルギー政策を着実に推進することとしている。

12　食料安定供給関係費　一、一〇四、一一五百万円

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成二十三年十月二十五日食と農林漁業の再生推進本部決定）に基づき、競争力・体質強化を図り、若者が担う農業を目指して、農地の集約化、若者の新規就農を進め、六次産業化を始め、若者が魅力を感じ、安心して創意工夫を活かせる農業への改革を推進することとしている。

13　その他の事項経費　六、二五五、三九八百万円

14　経済危機対応・地域活性化予備費　九一〇、〇〇〇百万円

地域経済の活性化、雇用機会の創出、国民生活の安定に関わる経費に係る予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

15　予備費　三五〇、〇〇〇百万円

計　九〇、三三三、九三二百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、自由民主党・無所属の会、日本共産党及びみんなの党から、それぞれ、「平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算及び平成二十四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十四年三月八日

予算委員長　中井　洽

衆議院議長　横路　孝弘殿

平成二十四年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成二十四年一月二十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

平成24年度特別会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成24年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	農業共済再保険
	森林保険
	国有林野事業
	漁船再保険及び漁業共済保険
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	社会資本整備事業
	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成24年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成24年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により平成24年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
国有林野事業		3,000,000千円
社会資本整備事業	治水勘定	19,000,000
	道路整備勘定	40,000,000
	港湾勘定	6,000,000
	空港整備勘定	2,000,000

（借入金等の限度額）

第7条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第2項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定	33,417,295,408千円
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	6,400,000

2　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」の規定による借入金及び証券の限度額は、1,499,300,000千円とする。

3　エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」の規定による借入金及び証券の限度額は、5,000,000,000千円とする。

4　食料安定供給特別会計調整勘定における「特別会計に関する法律」第136条第1項の規定による証券の限度額は、517,450,000千円とする。

5　国有林野事業特別会計における「国有林野事業の改革のための特別措置法」第18条の規定による借入金に関する「特別会計に関する法律」第13条第2項の規定による借入金の限度額は、285,600,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第8条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第2項及び第83条第2項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定	33,417,295,408千円
外国為替資金		195,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定 原子力損害賠償支援勘定	1,191,600,000 2,000,000,000
年金	健康勘定	1,494,088,500
食料安定供給	調整勘定	517,450,000
国有林野事業		93,000,000
貿易再保険		3,700,000
社会資本整備事業	空港整備勘定 業務勘定	10,000,000 150,000
東日本大震災復興		3,000,000,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

3　外国為替資金特別会計において、「特別会計に関する法律」第83条第４項の規定による繰替使用を行うときは、同項の規定による繰替金と同条第１項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金との合計額は、第１項に規定する限度額の範囲内とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第９条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条の規定により平成24年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、12,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第10条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定により平成24年度において公債を発行することができる限度額は、15,000,000,000千円とする。ただし、第21条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるものがある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成22年11月１日から平成23年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第11条　「特別会計に関する法律」の規定により、電源立地対策に充てるため平成24年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の190を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額（原子力安全規制対策として電源立地対策から除かれる措置に充てる金額を除く。）のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る平成23年度の決算上の剰余金見込額（平成22年度の決算上の剰余金から、平成23年度への繰越金及び平成23年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）、周辺地域整備資金からの受入額及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」の規定により、電源利用対策に充てるため平成24年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の185を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額（原子力安全規制対策として電源利用対策から除かれる措置に充てる金額を除く。）のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る平成23年度の決算上の剰余金見込額（平成22年度の決算上の剰余金から、平成23年度への繰越金及び平成23年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

3　「特別会計に関する法律」の規定により、原子力安全規制対策に充てるため平成24年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の原子力安全規制対策に要する費用と原子力安全規制対策に係る独立行政法人納付金収入及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第12条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により平成24年度において当該各特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	繰入	額
外国為替資金		1,972,501,927千円
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	2,000,000

年金	健康勘定	22,072,541千円
食料安定供給	調達勘定	23,031,580
社会資本整備事業	業務勘定	3,821,694

（東日本大震災復興特別会計における公債発行の限度額）

第13条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第４項の規定により平成24年度において公債を発行することができる限度額は、2,682,300,000千円とする。

２　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第14条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
国債整理基金	配当金収入	東日本大震災復興配当金収入
	運用収入	東日本大震災復興運用収入
	雑収入	東日本大震災復興雑収入
東日本大震災復興	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
	災害等廃棄物処理事業費負担金収入	災害等廃棄物処理事業費負担金収入
	雑収入	雑収入

２　前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は平成23年度の一般会計補正予算（第３号）に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（復興費用の範囲）

第15条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第５項の規定による復興費用の範囲は、「甲号歳入歳出予算」における東日本大震災復興特別会計の歳出（復興債費（復興債償還費用に限る。）を除く。）に掲げるとおりとする。

（日本たばこ産業株式会社の株式の処分限度数）

第16条　「日本たばこ産業株式会社法」第３条の規定により、国債整理基金特別会計において平成24年度に処分することができる日本たばこ産業株式会社の株式の限度数を1,666,666株とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（日本電信電話株式会社の株式の処分限度数）

第17条　「日本電信電話株式会社等に関する法律」第７条の規定により、財政投融資特別会計投資勘定において平成24年度に処分することができる日本電信電話株式会社の株式の限度数を平成23年度中に日本電信電話株式会社の株式を処分した数が平成23年度特別会計予算総則第13条に定める限度数に達しなかった場合のその残余の株式の数とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（利子補給契約の限度額）

第18条　次の表の左欄に掲げる特別会計の中欄に掲げる利子補給契約の金額の限度は、平成24年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	区分	限度額
東日本大震災復興	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第110条第２項の規定により読み替えられた「農業改良資金融通法」第９条第３項の規定による金額の限度	平成24年度以降18箇年度間を通ずる利子補給金の総額　640,605千円
	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第117条第２項の規定により読み替えられた「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	平成24年度以降30箇年度間を通ずる利子補給金の総額　248,790
	「東日本大震災復興特別区域法」第44条第２項の規定による金額の限度	平成24年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額　5,600,000

（国有林野事業特別会計の給与総額）

第19条　国有林野事業特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成24年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、地域手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、広域異動手当、本府省業務調整手当、超過勤務手当、休職者給与その他農林水産大臣が財務大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、29,157,600千円とする。ただし、予算の基礎となった給与準則を実施するため必要を生じた場合、第22条第１項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認

められる場合において、財務大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第22条第１項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

2　前項に規定するもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、財務大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成24年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

3　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第２項、第３項及び第４項並びに第36条の規定の例による。

（再保険契約の限度額）

第20条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成24年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額	
地震再保険	「地震保険に関する法律」第３条第３項	１回の地震等により支払うべき再保険金の総額	5,712,000,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額	
		普通輸出保険	21,410,000,000
		輸出代金保険	21,140,000,000
		為替変動保険	60,000,000
		輸出手形保険	1,770,000,000
		輸出保証保険	170,000,000
		前払輸入保険	100,000,000
		仲介貿易保険	1,950,000,000
		海外投資保険	1,310,000,000
		海外事業資金貸付保険	8,890,000,000
		独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額	1,040,000,000

（財政融資資金の長期運用予定額）

第21条　平成24年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
１　エネルギー対策特別会計	90,000,000千円
２　食料安定供給特別会計	6,400,000
（政府関係機関）	
３　沖縄振興開発金融公庫	82,500,000
４　株式会社日本政策金融公庫	5,942,000,000
５　株式会社国際協力銀行	400,000,000
６　独立行政法人国際協力機構	427,000,000
（独立行政法人等）	
７　日本私立学校振興・共済事業団	54,500,000
８　独立行政法人森林総合研究所	6,600,000
９　独立行政法人福祉医療機構	358,800,000
10　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	58,100,000
11　独立行政法人水資源機構	9,900,000
12　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	500,000
13　独立行政法人日本学生支援機構	838,300,000
14　独立行政法人国立大学財務・経営センター	51,900,000
15　独立行政法人国立病院機構	29,100,000
16　独立行政法人都市再生機構	477,700,000
17　独立行政法人住宅金融支援機構	300,000,000
18　独立行政法人国立がん研究センター	3,000,000
19　独立行政法人国立国際医療研究センター	900,000
20　株式会社日本政策投資銀行	500,000,000
（地方公共団体）	
21　地方公共団体	3,887,000,000

2　前項第６号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第３号から第21号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第22条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
１　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入の増加
	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費の不足	交通反則者納金の収入の増加
２　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加
３　国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加
	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	24,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
	株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
４　財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第21条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第10条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第21条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、第10条第１項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）の発行に係る本邦通貨による収入額が第10条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第10条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第10条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
５　労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
６　年金	国民年金勘定及び厚生年金勘定における保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
	福祉年金勘定における年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
７　食料安定供給	麦管理勘定における2,636千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による麦買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による麦売払代の収入の増加

	調整勘定における農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費の不足	「特別会計に関する法律」第８条第１項及び第134条の規定による前年度剰余金受入の収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
8　農業共済再保険、漁船再保険及び漁業共済保険	再保険金又は保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
9　国有林野事業	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費の不足	業務収入の増加
	林野等の売払いのため直接必要な経費又は借入金の償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	林野等の売払いによる収入の増加
10　国有林野事業、社会資本整備事業	事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加
11　特許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
12　社会資本整備事業	業務勘定における借入金の繰上償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加
	「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第２条第１項第１号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金及び「平成７年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第３条第２項の規定による無利子の貸付金の繰上償還に伴う償還金に相当する金額の一般会計への繰入れに必要な経費の不足	
	「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第３条第１項及び第２項の規定による無利子の貸付金の繰上償還に伴う償還金に相当する金額の国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	当該貸付金の繰上償還による償還金収入の増加
13　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加

２　第２条の規定によるもののほか、前項第７号及び第10号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費、災害対策等緊急事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費及び北海道特定地域連携事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等）

第23条　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における所管及び組織の区分によることができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第24条　東日本大震災復興特別会計において、次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣	内閣官房	社会的包摂政策費
内閣府	内閣本府	地域再生推進費、沖縄教育振興事業費、沖縄開発事業費
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費、東日本大震災復興推進調整費、地域活性化等復興政策費、東日本大震災復興独立行政法人国立公文書館運営費、治安復興政策費、治安復興事業費、金融機能安定・円滑化復興政策費、消費生活復興政策費、生活基盤行政復興政策費、生活基盤行政復興事業費、政策金融復興事業費、教育・科学技術等復興政策費、教育・科学技術等復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人国立高等専門学校機構運営費、東日本大震災復興国立大学法人運営費、東日本大震災復興独立行政法人科学技術振興機構運営費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人福祉医療機構運営費、農林水産業復興政策費、農林水産業復興事業費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構出資、東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費、住宅・地域公共交通等復興政策費、環境保全復興政策費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興水道施設整備事業調査諸費、東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費、東日本大震災災害復旧等事業費、東日本大震災復興漁港施設災害復旧事業等工事諸費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、離島振興事業費、北海道開発事業費
環境省	環境本省 原子力安全庁	環境研究総合推進費 放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費

（予算の移用）

第25条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表から第４表までに掲げる各特別会計の各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第５表に掲げる東日本大震災復興特別会計の各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
外国為替資金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、原子力安全規制対策費、事務取扱費、諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項

	雇用	中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、就職支援法事業費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入、諸支出金の各項
年　　金	基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、子どものための金銭の給付	各　　項
	業務	業務取扱費、社会保険オンラインシステム費、日本年金機構運営費の各項
食料安定供給	米管理、麦管理	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
	国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
社会資本整備事業	治水	都市水環境整備事業費、河川整備事業費、砂防事業費、総合流域防災事業費、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		東日本大震災復興河川整備事業費、東日本大震災復興砂防事業費、東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道都市水環境整備事業費、北海道河川整備事業費、北海道砂防事業費、北海道総合流域防災事業費の各項
		離島河川整備事業費と離島砂防事業費
		沖縄河川整備事業費と沖縄砂防事業費
		多目的ダム建設事業費と業務取扱費業務勘定へ繰入
	道路整備	道路環境改善事業費、道路交通安全対策事業費、地域連携道路事業費、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資、道路交通円滑化事業費、道路交通円滑化事業資金貸付金、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		東日本大震災復興道路交通安全対策事業費、東日本大震災復興地域連携道路事業費、東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道道路環境改善事業費、北海道道路交通安全対策事業費、北海道地域連携道路事業費、北海道道路交通円滑化事業費の各項
		沖縄道路環境改善事業費、沖縄道路交通安全対策事業費、沖縄地域連携道路事業費、沖縄道路交通円滑化事業費の各項
	港湾	港湾環境整備事業費、港湾事業費、埠頭整備資金貸付金、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項

		東日本大震災復興港湾環境整備事業費、東日本大震災復興港湾事業費、東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道港湾環境整備事業費と北海道港湾事業費
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費と業務取扱費業務勘定へ繰入
	空港整備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と業務取扱費業務勘定へ繰入
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費
		東日本大震災復興空港整備事業費と東日本大震災復興航空路整備事業費
	業務	業務取扱費(職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、常勤職員給与、非常勤職員手当、休職者給与、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、退職手当、子どものための金銭の給付、諸謝金、職員旅費、日額旅費、赴任旅費、航海日当食卓料、委員等旅費、庁費、情報処理業務庁費、車両費、広報費、電子計算機借料、用地処理事務費、工事雑費、公共施設等維持管理運営費、自動車重量税、消費税、用地事務委託費、国家公務員共済組合負担金、国有資産所在市町村交付金、賠償償還及払戻金、精算還付金、国有特許発明補償費、一般会計へ繰入、営繕宿舎費及び社会資本整備事業調査費に限る。)、都市開発資金貸付金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
自動車安全	保障	保障費、再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入

第3表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国有林野事業	国有林野事業費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、沖縄治山事業費、治山事業工事諸費の各項
	東日本大震災復興治山事業費と東日本大震災復興北海道治山事業費
	国有林野森林整備事業費と国有林野森林整備事業工事諸費
特許	事務取扱費と施設整備費

第4表　東日本大震災復興特別会計における一部の項の間の移用

特別会計	所管	組織	移用することができる項
東日本大震災復興	国土交通省	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費

第5表　東日本大震災復興特別会計における各組織の間の移用

歳入歳出予定計算書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織の間

(俸給予算等の制限)

第26条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる各特別会計の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		17,493,040,389	地方交付税交付金	17,542,773,389
			一般会計より受入	16,594,010,600	地方特例交付金	127,467,000
			財政投融資特別会計より受入	350,000,000	地方譲与税譲与金	2,261,508,800
					事務取扱費	237,638
			東日本大震災復興特別会計より受入	549,029,789	諸支出金	500
		租税		2,260,300,000	国債整理基金特別会計へ繰入	33,760,095,408
			地方揮発油税	279,300,000	予備費	2,600,000
			石油ガス税	11,000,000		
			自動車重量税	286,200,000		
			航空機燃料税	12,600,000		
			特別とん税	12,500,000		
			地方法人特別税	1,658,700,000		
		借入金		33,417,295,408		
			借入金	33,417,295,408		
		雑収入		1,800		
			雑収入	1,800		
		前年度剰余金受入		1,312,245,138		
			前年度剰余金受入	1,312,245,138		
		合計		54,482,882,735	合計	53,694,682,735
	交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		71,781,543	交通安全対策特別交付金	71,523,600
			交通反則者納金	71,781,543	諸支出金	564,092
		雑収入		15,602	予備費	50,000
			雑収入	15,602		

官報（号外）

官報（号外）

		前年度剰余金受入		5,649,852		
			前年度剰余金受入	5,649,852		
		合計		77,446,997	合計	72,137,692
財務省	地震再保険	再保険料収入		81,030,317	再保険費	96,540,526
			再保険料収入	81,030,317	事務取扱費	64,613
		雑収入		15,575,322	予備費	500
			雑収入	15,575,322		
		合計		96,605,639	合計	96,605,639
	国債整理基金	他会計より受入		84,282,333,978	国債整理支出	192,308,805,982
			他会計より受入	83,160,299,558	復興債整理支出	5,202,384,440
			東日本大震災復興他会計より受入	1,122,034,420	事務取扱費	912,802
		租税		146,200,000	地方道路整備臨時貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入	80,000,000
			たばこ特別税	146,200,000		
		公債金		112,304,987,101		
			公債金	108,856,152,359		
			復興借換公債金	3,448,834,742		
		資産処分収入		619,326,526		
			東日本大震災復興株式売払収入	619,326,526		
		配当金収入		29,961,925		
			配当金収入	19,663,104		
			東日本大震災復興配当金収入	10,298,821		
		運用収入		75,163,369		
			運用収入	75,109,438		
			東日本大震災復興運用収入	53,931		
		雑収入		134,130,325		
			雑収入	132,294,325		

			東日本大震災復興雑収入	1,836,000		
		前年度剰余金受入		12,000,000,000		
			前年度剰余金受入	12,000,000,000		
		合計		209,592,103,224	合計	197,592,103,224
	外国為替資金	外国為替等売買差益		120,000,000	事務取扱費	1,274,374
			外国為替等売買差益	120,000,000	諸支出金	32,599,638
		運用収入		2,086,980,802	国債整理基金特別会計へ繰入	1,255,003,462
			運用収入	2,086,980,802	予備費	300,000,000
		雑収入		7,110		
			雑収入	7,110		
		合計		2,206,987,912	合計	1,588,877,474
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入		2,814,827,036	財政融資資金へ繰入	15,600,000,000
			運用利殖金収入	2,814,827,036	事務取扱費	5,811,487
		公債金		15,000,000,000	諸支出金	634,856,987
			公債金	15,000,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	17,542,932,709
		財政融資資金より受入		16,292,697,843		
			財政融資資金より受入	16,292,697,843	東日本大震災復興国債整理基金特別会計へ繰入	996,700,000
		積立金より受入		996,700,000	予備費	60,000
			積立金より受入	996,700,000		
		信託受益権等譲渡収入		200,000,000		
			信託受益権等譲渡収入	200,000,000		
		雑収入		24,557,580		
			雑収入	24,557,580		
		合計		35,328,782,459	合計	34,780,361,183
	投資勘定	運用収入		433,403,596	産業投資支出	180,400,000
			償還金収入	304,099	事務取扱費	116,603
			利子収入	124,072	一般会計へ繰入	43,869,447

官報（号外）

			納付金	354,331,800	地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	350,000,000
			配当金収入	78,420,245		
			出資回収金収入	223,380	国債整理基金特別会計へ繰入	87
		雑収入		748,436		
			雑収入	748,436	予備費	200,000
		前年度剰余金受入		140,434,105		
			前年度剰余金受入	140,434,105		
		合計		574,586,137	合計	574,586,137
	特定国有財産整備勘定	国有財産処分収入		15,389,470	特定国有財産整備費	36,144,142
			国有財産売払収入	15,389,470	事務取扱費	6,548,521
		雑収入		296,120	国債整理基金特別会計へ繰入	807,175
			雑収入	296,120	予備費	10,000
		前年度剰余金受入		67,782,723		
			前年度剰余金受入	67,782,723		
		合計		83,468,313	合計	43,509,838
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		475,600,000	燃料安定供給対策費	338,414,357
			一般会計より受入	475,600,000	エネルギー需給構造高度化対策費	221,488,938
		石油証券及借入金収入		1,499,300,000		
			石油証券及借入金収入	1,499,300,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	27,644,000
		備蓄石油売払代		35,705,059		
			備蓄石油売払代	35,705,059	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	15,054,254
		雑収入		5,680,675		
			雑収入	5,680,675	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	94,259,132
		前年度剰余金受入		86,063,770		
			前年度剰余金受入	86,063,770	事務取扱費	1,418,724
					諸支出金	200
					国債整理基金特別会計へ繰入	1,402,559,899

					予備費	1,510,000
		合計		2,102,349,504	合計	2,102,349,504
	電源開発促進勘定	他会計より受入		277,200,000	電源立地対策費	147,377,998
			電源立地対策財源一般会計より受入	122,300,000	電源利用対策費	20,591,960
			電源利用対策財源一般会計より受入	113,900,000	原子力安全規制対策費	14,921,070
			原子力安全規制対策財源一般会計より受入	41,000,000	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	92,442,560
		周辺地域整備資金より受入		10,920,000	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	2,763,550
			周辺地域整備資金より受入	10,920,000	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	5,220,751
		独立行政法人納付金収入		17,848	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	20,599,908
			独立行政法人原子力安全基盤機構納付金収入	17,848	事務取扱費	6,304,833
		雑収入		1,096,824	諸支出金	474
			雑収入	1,096,824	予備費	3,310,000
		前年度剰余金受入		24,298,432		
			前年度剰余金受入	24,298,432		
		合計		313,533,104	合計	313,533,104
	原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償支援資金より受入		9,480,000	国債整理基金特別会計へ繰入	5,009,480,000
			原子力損害賠償支援資金より受入	9,480,000	東日本大震災復興国債整理基金特別会計へ繰入	19,173
		他会計より受入		13,855		
			東日本大震災復興特別会計より受入	13,855		
		原子力損害賠償支援証券及借入金収入		5,000,000,000		
			原子力損害賠償支援証券及借入金収入	5,000,000,000		
		雑収入		5,308		

官　報（号外）

			雑収入	5,308		
		前年度剰余金受入		10		
			前年度剰余金受入	10		
		合計		5,009,499,173	合計	5,009,499,173
厚生労働省	労働保険					
	労災勘定	保険収入		940,552,602	労働安全衛生対策費	17,394,695
			他勘定より受入	745,199,314	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,537,996
			一般会計より受入	317,336		
			未経過保険料受入	15,221,889	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	56,076
			支払備金受入	179,814,063	保険給付費	785,784,478
		運用収入		134,961,647	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	10,272,903
			運用収入	134,961,647		
		独立行政法人納付金		78,372	職務上年金給付費等交付金	7,209,969
			独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	78,372	社会復帰促進等事業費	157,163,395
		雑収入		19,989,325	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	8,229,838
			雑収入	19,989,325	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	2,662,245
					仕事生活調和推進費	1,210,675
					中小企業退職金共済等事業費	2,040,481
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	116,024
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	54,060
					個別労働紛争対策費	715,490
					業務取扱費	48,249,704
					施設整備費	891,754
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	36,303,668

		合　　計		1,095,581,946	予　備　費	7,800,000
	雇　用　勘　定	保　険　収　入		2,311,530,226	合　　計	1,087,693,451
			他勘定より受入	2,104,036,801	中小企業退職金共済等事業費	6,371,104
			一般会計より受入	199,884,275	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	435,193
			東日本大震災復興特別会計より受入	7,609,150	労使関係安定形成促進費	419,427
		積立金より受入		331,365,880	個別労働紛争対策費	715,482
			積立金より受入	331,365,880	職業紹介事業等実施費	67,668,367
		雇用安定資金より受入		111,607,320	地域雇用機会創出等対策費	264,706,671
			雇用安定資金より受入	111,607,320	高齢者等雇用安定・促進費	169,573,263
		運　用　収　入		22,974,968	失業等給付費	1,779,020,408
			運　用　収　入	22,974,968	就職支援法事業費	115,083,658
		独立行政法人納付金		1,108,057	東日本大震災復興就職支援法事業費	27,669,636
			独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	1,108,057	職業能力開発強化費	53,175,478
		雑　収　入		22,446,463	若年者等職業能力開発支援費	315,535
			雑　収　入	22,446,463	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	70,851,644
					独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	1,694,793
					障害者職業能力開発支援費	1,118,597
					技能継承・振興推進費	623,817
					男女均等雇用対策費	12,143,771
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,024,649
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	36,030

官　報（号外）

					業務取扱費	91,853,328
					施設整備費	3,234,491
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	26,297,572
					予備費	106,000,000
		合計		2,801,032,914	合計	2,801,032,914
	徴収勘定	保険収入		2,848,092,815	業務取扱費	40,379,724
			保険料収入	2,847,607,722	保険給付費等財源労災勘定へ繰入	745,199,314
			印紙収入	485,093		
		他会計より受入		91,913	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	2,104,036,801
			一般会計より受入	91,913	諸支出金	47,109,696
		一般拠出金収入		8,444,060	予備費	100,000
			一般拠出金収入	8,444,060		
		他勘定より受入		62,601,240		
			他勘定より受入	62,601,240		
		雑収入		1,143,704		
			雑収入	1,143,704		
		前年度剰余金受入		16,451,803		
			前年度剰余金受入	16,451,803		
		合計		2,936,825,535	合計	2,936,825,535
	年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		21,658,313,346	基礎年金給付費	19,534,796,500
			拠出金等収入	21,649,923,498	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	2,953,226,969
			運用収入	8,389,848		
		雑収入		9,955,415	諸支出金	1,209,687
			雑収入	9,955,415	予備費	922,578,068
		前年度剰余金受入		1,743,542,463		

			前年度剰余金受入	1,743,542,463		
		合計		23,411,811,224	合計	23,411,811,224
	国民年金勘定	保険収入		4,418,544,452	国民年金給付費	1,119,456,744
			保険料収入	1,624,455,039	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	4,117,597,990
			一般会計より受入	1,931,035,802		
			基礎年金勘定より受入	862,887,766	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	97,216,499
			運用収入	165,845	諸支出金	49,336,870
		積立金より受入		959,467,566	予備費	11,200,000
			積立金より受入	959,467,566		
		独立行政法人納付金		13,542,885		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	13,542,885		
		雑収入		3,253,200		
			雑収入	3,253,200		
		合計		5,394,808,103	合計	5,394,808,103
	厚生年金勘定	保険収入		32,107,137,651	保険給付費	24,594,808,143
			保険料収入	23,795,723,116	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	15,339,749,704
			一般会計より受入	6,162,254,476		
			労働保険特別会計より受入	10,272,903	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	95,269,497
			基礎年金勘定より受入	1,750,680,005	諸支出金	9,525,325
			厚生年金基金等徴収金	6,768,224	予備費	245,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	127,961,266		
			拠出金収入	75,128,164		
			存続組合等納付金	177,050,244		
			運用収入	1,299,253		
		積立金より受入		7,911,691,600		

官報（号外）

			積立金より受入	7,911,691,600			
		独立行政法人納付金		245,092,543			
			独立行政法人福祉医療機構納付金	245,092,543			
		雑収入		20,430,875			
			雑収入	20,430,875			
		合計		40,284,352,669	合計	40,284,352,669	
	福祉年金勘定	他会計より受入		8,915,720	特別障害給付金給付費	7,699,114	
			一般会計より受入	8,915,720	福祉年金給付費	1,258,821	
		雑収入		55,365	諸支出金	2,500	
			雑収入	55,365	予備費	44,300	
		前年度剰余金受入		33,650			
			前年度剰余金受入	33,650			
		合計		9,004,735	合計	9,004,735	
	健康勘定	保険収入		7,711,289,636	保険料等交付金	7,896,636,631	
			保険料収入	7,696,301,010	業務取扱費等業務勘定へ繰入	13,909,614	
			一般会計より受入	14,860,287			
			日雇拠出金収入	128,339	諸支出金	1,478,658	
		運用収入		10	国債整理基金特別会計へ繰入	1,494,088,500	
			運用収入	10			
		独立行政法人納付金		407,797			
			業務勘定より受入	407,797			
		借入金		1,479,228,213			
			借入金	1,479,228,213			
		雑収入		147,525			
			雑収入	147,525			

		前年度剰余金受入		215,040,222		
			前年度剰余金受入	215,040,222		
		合　　計		9,406,113,403	合　　計	9,406,113,403
	子どものための金銭の給付勘定	拠出金収入		232,081,001	育成事業費	63,299,748
			事業主拠出金収入	232,081,001	子どものための金銭の給付交付金	1,458,515,433
		他会計より受入		1,285,831,771	業務取扱費	1,934,270
			一般会計より受入	1,285,831,771	諸支出金	28,113
		積立金より受入		8,391,267	予備費	4,000,000
			積立金より受入	8,391,267		
		雑収入		1,473,525		
			雑収入	1,473,525		
		合　　計		1,527,777,564	合　　計	1,527,777,564
	業務勘定	他会計より受入		211,808,437	業務取扱費	40,312,379
			一般会計より受入	211,808,437	社会保険オンラインシステム費	56,837,217
		他勘定より受入		207,970,554	日本年金機構運営費	337,521,057
			他勘定より受入	207,970,554	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	555,282
		特別保健福祉事業資金より受入		24,464	一般会計へ繰入	24,464
			特別保健福祉事業資金より受入	24,464	予備費	12,000
		独立行政法人納付金		310,736		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	310,736		
		雑収入		11,588,597		
			雑収入	11,588,597		
		前年度剰余金受入		3,559,611		
			前年度剰余金受入	3,559,611		
		合　　計		435,262,399	合　　計	435,262,399

農林水産省	食料安定供給					
	農業経営基盤強化勘定	農地等利用調整収入		4,223,234	農業経営基盤強化事業費	17,785,366
			農地等売払収入	3,870,253	事務取扱費業務勘定へ繰入	97,278
			農地等貸付収入	352,981		
		償還金収入		12,886,990	元一般会計所属農地売払収入等一般会計へ繰入	2,870
			償還金収入	12,886,990		
		雑収入		5,917,881	元国有林野事業特別会計所属農地売払収入等国有林野事業特別会計へ繰入	156
			雑収入	5,917,881	予備費	14,000
		合計		23,028,105	合計	17,899,670
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		240,179,133	農業経営安定事業費	259,773,272
			他勘定より受入	240,179,133	事務取扱費業務勘定へ繰入	112,417
		独立行政法人納付金		20,706,536	予備費	1,000,000
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	20,706,536		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		260,885,689	合計	260,885,689
	米管理勘定	米売払代		58,947,169	米買入費	129,256,911
			米売払代	58,947,169	米管理費	31,039,711
		輸入米等納付金		82,343	返還金等他勘定へ繰入	317,839,982
			輸入米等納付金	82,343	予備費	40,000,000
		他勘定より受入		446,474,159		
			調整勘定より受入	446,474,159		
		雑収入		12,632,933		
			雑収入	12,632,933		
		合計		518,136,604	合計	518,136,604
	麦管理勘定	麦売払代		374,575,137	麦買入費	338,399,456
			麦売払代	374,575,137	麦管理費	4,853,816

		輸入麦等納付金		286,714	返還金等他勘定へ繰入	121,387,122
			輸入麦等納付金	286,714	予備費	75,000,000
		他勘定より受入		164,778,493		
			調整勘定より受入	164,778,493		
		雑収入		50		
			雑収入	50		
		合計		539,640,394	合計	539,640,394
	業務勘定	他勘定より受入		8,344,131	事務取扱費	8,267,200
			他勘定より受入	8,344,131	予備費	100,000
		雑収入		23,069		
			雑収入	23,069		
		合計		8,367,200	合計	8,367,200
	調整勘定	他会計より受入		150,555,432	主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入	773,902,118
			一般会計より受入	150,555,432		
		他勘定より受入		353,563,001	国債整理基金特別会計へ繰入	353,563,001
			他勘定より受入	353,563,001		
		食糧証券収入		517,450,000		
			食糧証券収入	517,450,000		
		雑収入		2,652		
			雑収入	2,652		
		前年度剰余金受入		119,375,747		
			前年度剰余金受入	119,375,747		
		合計		1,140,946,832	合計	1,127,465,119
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		33,517,570	土地改良事業費	16,720,713
			一般会計より受入	28,941,570	東日本大震災復興土地改良事業費	6,052,200
			東日本大震災復興特別会計より受入	4,576,000	北海道土地改良事業費	10,202,570

官報（号外）

		土地改良事業費負担金等収入		9,758,092	離島土地改良事業費	2,797,309
					土地改良事業工事諸費	4,539,081
			土地改良事業費負担金収入	9,758,092	受託工事費及換地清算金	3,487,083
		借入金		6,400,000	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	7,520,438
			借入金	6,400,000		
		受託工事費等受入		3,465,196	国債整理基金特別会計へ繰入	2,429,746
			受託工事費等受入	3,465,196	予備費	700,000
		雑収入		541,816		
			雑収入	541,816		
		前年度剰余金受入		766,466		
			前年度剰余金受入	766,466		
		合計		54,449,140	合計	54,449,140
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		25,676,858	再保険金支払財源他勘定へ繰入	25,689,696
			前年度繰越資金受入	25,676,858		
		雑収入		12,838		
			雑収入	12,838		
		合計		25,689,696	合計	25,689,696
	農業勘定	農業再保険収入		25,949,560	農業再保険費及交付金	25,816,346
			再保険料	5,128,865	予備費	18,600,000
			一般会計より受入	20,693,620		
			前年度繰越資金受入	127,075		
		支払基金受入		18,544,684		
			再保険金支払基金勘定より受入	18,544,684		
		雑収入		55,316		
			雑収入	55,316		
		合計		44,549,560	合計	44,416,346

	家畜勘定	家畜再保険収入		36,335,567	家畜再保険費及交付金	31,553,992
			再保険料	279,705	予備費	2,700,000
			一般会計より受入	25,407,783		
			前年度繰越資金受入	10,648,079		
		雑収入		35,765		
			雑収入	35,765		
		合計		36,371,332	合計	34,253,992
	果樹勘定	果樹再保険収入		4,334,499	果樹再保険費及交付金	2,927,026
			再保険料	272,575	予備費	5,900,000
			一般会計より受入	2,221,880		
			前年度繰越資金受入	1,840,044		
		支払基金受入		5,899,760		
			再保険金支払基金勘定より受入	5,899,760		
		雑収入		240		
			雑収入	240		
		合計		10,234,499	合計	8,827,026
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		3,321,116	園芸施設再保険費及交付金	2,625,353
			一般会計より受入	2,309,418	予備費	1,700,000
			前年度繰越資金受入	1,011,698		
		支払基金受入		1,245,252		
			再保険金支払基金勘定より受入	1,245,252		
		雑収入		17,476		
			雑収入	17,476		
		合計		4,583,844	合計	4,325,353
	業務勘定	他会計より受入		1,067,821	業務取扱費	1,066,865
			一般会計より受入	1,067,821	予備費	1,000

		雑収入		43		
			雑収入	43		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,067,865	合計	1,067,865
	森林保険	森林保険収入		9,473,137	森林保険費	1,735,173
			保険料	2,522,100	事務取扱費	1,150,685
			前年度繰越資金受入	6,951,037	予備費	1,500,000
		雑収入		188,733		
			雑収入	188,733		
		合計		9,661,870	合計	4,385,858
	国有林野事業	国有林野事業収入		28,777,673	国有林野事業費	74,519,142
			業務収入	22,737,366	治山事業費	18,131,595
			林野等売払代	1,300,156	東日本大震災復興治山事業費	2,631,000
			財産貸付料等収入	4,740,151	北海道治山事業費	2,333,276
		他会計より受入		145,242,808	東日本大震災復興北海道治山事業費	38,000
			一般会計より受入	137,583,808	離島治山事業費	134,200
			東日本大震災復興特別会計より受入	7,659,000	沖縄治山事業費	19,810
		地方公共団体工事費負担金収入		2,570,162	国有林野森林整備事業費	52,565,832
			地方公共団体工事費負担金収入	2,570,162	東日本大震災復興国有林野森林整備事業費	5,353,000
		借入金		285,600,000	施設整備費	1,153,625
			借入金	285,600,000	治山事業工事諸費	453,484
		雑収入		762,596	国有林野森林整備事業工事諸費	1,637,784
			国有林野事業雑収入	752,282	国有林野災害復旧事業費	2,302,057
			治山事業雑収入	10,314	国債整理基金特別会計へ繰入	300,670,434

					予　備　費	1,010,000
		合　計		462,953,239	合　計	462,953,239
	漁船再保険及び漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		27,720,671	漁船再保険費及交付金	21,224,699
			再保険料	10	予　備　費	120,000
			一般会計より受入	5,574,226		
			前年度繰越資金受入	22,146,435		
		雑　収　入		613		
			雑　収　入	613		
		合　計		27,721,284	合　計	21,344,699
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		280,270	漁船特殊再保険費	169,223
			特殊再保険料	169,223	予　備　費	100,000
			前年度繰越資金受入	111,047		
		雑　収　入		7,562		
			雑　収　入	7,562		
		合　計		287,832	合　計	269,223
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		40,321	給与再保険費	22,520
			給与再保険料	22,520	予　備　費	20,000
			前年度繰越資金受入	17,801		
		雑　収　入		3,191		
			雑　収　入	3,191		
		合　計		43,512	合　計	42,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		22,060,239	漁業共済保険費及交付金	14,057,739
			保険料	10	予　備　費	200,000
			一般会計より受入	9,849,305		
			前年度繰越資金受入	12,210,924		
		雑　収　入		20		

官報（号外）

			雑収入	20			
		合計		22,060,259	合計	14,257,739	
	業務勘定	他会計より受入		763,027	業務取扱費	762,068	
			一般会計より受入	763,027	予備費	1,000	
		雑収入		40			
			雑収入	40			
		前年度剰余金受入		1			
			前年度剰余金受入	1			
		合計		763,068	合計	763,068	
経済産業省	貿易再保険	再保険収入		32,218,298	再保険費	178,503,890	
			再保険料収入	30,147,017	事務取扱費	625,833	
			回収金	2,071,281	国債整理基金特別会計へ繰入	2,737	
		他会計より受入		1,600,000			
			一般会計より受入	1,600,000	予備費	9,000,000	
		積立金より受入		112,287,504			
			積立金より受入	112,287,504			
		独立行政法人納付金収入		30,744,917			
			独立行政法人日本貿易保険納付金収入	30,744,917			
		雑収入		11,281,741			
			雑収入	11,281,741			
		合計		188,132,460	合計	188,132,460	
	特許	特許料等収入		102,954,915	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	9,537,394	
			特許印紙収入	78,973,863			
			特許料等収入	23,981,052	事務取扱費	102,904,921	
		他会計より受入		17,124	施設整備費	568,129	
			一般会計より受入	17,124	予備費	300,000	
		雑収入		2,026,714			

			雑　収　入	2,026,714		
		前年度剰余金受入		196,569,658		
			前年度剰余金受入	196,569,658		
		合　計		301,568,411	合　計	113,310,444
国土交通省	社会資本整備事業					
	治水勘定	他会計より受入		630,628,417	都市水環境整備事業費	25,557,000
			一般会計より受入	590,485,742	北海道都市水環境整備事業費	892,000
			東日本大震災復興特別会計より受入	40,142,675	河川整備事業費	380,018,893
					東日本大震災復興河川整備事業費	47,327,265
		地方公共団体工事費負担金収入		129,276,452	北海道河川整備事業費	70,727,723
			地方公共団体工事費負担金収入	129,276,452	東日本大震災復興北海道河川整備事業費	1,790,399
		電気事業者等工事費負担金収入		24,404,959	離島河川整備事業費	310,000
			電気事業者等工事費負担金収入	24,404,959	沖縄河川整備事業費	2,889,020
		償還金収入		89,109	砂防事業費	72,882,025
			償還金収入	89,109	東日本大震災復興砂防事業費	3,139,947
		受託工事納付金収入		20,301,339	北海道砂防事業費	3,507,170
			受託工事納付金収入	20,301,339	離島砂防事業費	1,191,000
		雑　収　入		9,332,000	沖縄砂防事業費	36,000
			雑　収　入	9,332,000	多目的ダム建設事業費	67,538,810
		前年度剰余金受入		2,735,000	北海道多目的ダム建設事業費	1,413,571
			前年度剰余金受入	2,735,000	沖縄多目的ダム建設事業費	1,728,180
					総合流域防災事業費	9,803,000
					北海道総合流域防災事業費	778,000
					業務取扱費業務勘定へ繰入	102,992,409

官　報（号外）

						東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入	1,880,641
						受託工事費	18,619,114
						電気事業者等工事費負担金還付金	1,456,000
						収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	89,109
						予備費	200,000
		合計		816,767,276		合計	816,767,276
		道路整備勘定	他会計より受入	1,471,708,000		道路環境改善事業費	129,313,500
					一般会計より受入 1,235,043,000	北海道道路環境改善事業費	2,082,000
					東日本大震災復興特別会計より受入 156,665,000	沖縄道路環境改善事業費	1,820,000
					国債整理基金特別会計より受入 80,000,000	道路交通安全対策事業費	329,457,500
			地方公共団体工事費負担金収入	333,494,000		東日本大震災復興道路交通安全対策事業費	33,576,000
					地方公共団体工事費負担金収入 333,494,000	北海道道路交通安全対策事業費	74,900,000
			償還金収入	125,982,404		東日本大震災復興北海道道路交通安全対策事業費	8,301,000
					償還金収入 125,982,404	沖縄道路交通安全対策事業費	8,653,000
			附帯工事費負担金収入	13,757,000		東日本大震災復興沖縄道路交通安全対策事業費	2,259,000
					附帯工事費負担金収入 13,757,000	地域連携道路事業費	505,265,172
			受託工事納付金収入	43,382,000		東日本大震災復興地域連携道路事業費	141,003,000
					受託工事納付金収入 43,382,000	北海道地域連携道路事業費	91,926,000
			雑収入	13,939,000		沖縄地域連携道路事業費	9,481,000
					雑収入 13,939,000	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資	83,425,000
			前年度剰余金受入	9,373,000			
					前年度剰余金受入 9,373,000		

						道路交通円滑化事業費	254,708,828
						北海道道路交通円滑化事業費	2,560,000
						沖縄道路交通円滑化事業費	13,180,000
						道路交通円滑化事業資金貸付金	5,048,000
						地方道路整備臨時貸付金	80,000,000
						業務取扱費業務勘定へ繰入	96,598,000
						東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入	3,508,000
						附帯工事費	13,263,000
						受託工事費	42,578,000
						収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	76,968,135
						国債整理基金特別会計へ繰入	161,269
						予備費	1,600,000
		合計		2,011,635,404		合計	2,011,635,404
	港湾勘定	他会計より受入		182,309,731		港湾環境整備事業費	6,640,000
			一般会計より受入	153,925,579		東日本大震災復興港湾環境整備事業費	267,500
			東日本大震災復興特別会計より受入	28,384,152		北海道港湾環境整備事業費	45,800
		港湾管理者工事費負担金収入		62,027,976		港湾事業費	140,784,489
			港湾管理者工事費負担金収入	62,027,976		東日本大震災復興港湾事業費	44,414,200
		受益者工事費負担金収入		245,500		北海道港湾事業費	13,871,110
			受益者工事費負担金収入	245,500		離島港湾事業費	4,212,990
		償還金収入		4,366,918		沖縄港湾事業費	14,176,752

官報（号外）

			償還金収入	4,366,918	エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	456,000
		受託工事納付金収入		620,400	埠頭整備資金貸付金	3,969,000
			受託工事納付金収入	620,400	業務取扱費業務勘定へ繰入	20,680,935
		雑収入		838,355	東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入	420,066
			雑収入	838,355	受託工事費	576,375
		前年度剰余金受入		808,124	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	551,787
			前年度剰余金受入	808,124	予備費	150,000
		合計		251,217,004	合計	251,217,004
	空港整備勘定	空港使用料収入		192,248,797	空港等維持運営費	149,683,520
			空港使用料収入	192,248,797	空港整備事業費	33,309,314
		他会計より受入		72,592,868	東日本大震災復興空港整備事業費	2,516,840
			一般会計より受入	70,187,868	北海道空港整備事業費	4,707,986
			東日本大震災復興特別会計より受入	2,405,000	離島空港整備事業費	748,815
		地方公共団体工事費負担金収入		1,881,895	沖縄空港整備事業費	7,308,509
			地方公共団体工事費負担金収入	1,881,895	航空路整備事業費	19,118,948
		償還金収入		15,986,980	東日本大震災復興航空路整備事業費	137,160
			償還金収入	15,986,980	新関西国際空港株式会社補給金	6,900,000
		配当金収入		720,103	業務取扱費業務勘定へ繰入	2,514,411
			配当金収入	720,103	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,616,534
		空港等財産処分収入		2,830,964	国債整理基金特別会計へ繰入	90,284,048
			空港等財産処分収入	2,830,964	予備費	345,000
		雑収入		25,653,274		
			雑収入	25,653,274		
		前年度剰余金受入		8,276,204		

			前年度剰余金受入	8,276,204		
		合　　計		320,191,085	合　　計	320,191,085
	業　務　勘　定	他勘定より受入		228,594,462	業　務　取　扱　費	233,958,667
			他勘定より受入	228,594,462	都市開発資金貸付金	12,315,000
		運　用　収　入		16,304,449	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	687,274
			運　用　金　回　収	16,064,553		
			利　子　収　入	239,896	国債整理基金特別会計へ繰入	3,984,523
		償　還　金　収　入		687,274		
			償　還　金　収　入	687,274	予　備　費	100,000
		雑　　収　　入		3,716,278		
			雑　　収　　入	3,716,278		
		前年度剰余金受入		1,743,001		
			前年度剰余金受入	1,743,001		
		合　　計		251,045,464	合　　計	251,045,464
	自動車安全保障勘定					
		保障事業収入		2,260,938	保　障　費	4,130,642
			賦　課　金　収　入	2,260,938	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	979,674
		積立金より受入		3,437,352		
			積立金より受入	3,437,352	再保険及保険費	3,173,445
		雑　　収　　入		1,095,491	予　備　費	200,000
			雑　　収　　入	1,095,491		
		前年度剰余金受入		56,812,268		
			前年度剰余金受入	56,812,268		
		合　　計		63,606,049	合　　計	8,483,761
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		33,182,388	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	820,955
			検査登録印紙収入	31,771,988		
			検査登録手数料収入	1,410,400	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	119,285

官　報（号外）

		他会計より受入		454,001	自動車検査独立行政法人運営費	883,478
			一般会計より受入	454,001		
		他勘定より受入		1,218,966	自動車検査独立行政法人施設整備費	1,538,824
			他勘定より受入	1,218,966	業務取扱費	28,584,840
		雑収入		386,456	施設整備費	609,468
			雑収入	386,456	予備費	300,000
		前年度剰余金受入		4,469,422		
			前年度剰余金受入	4,469,422		
		合計		39,711,233	合計	32,856,850
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		8,096,893	自動車事故対策費	5,543,589
			積立金より受入	8,096,893	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	6,942,936
		償還金収入		1,356,236		
			償還金収入	1,356,236	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	379,313
		独立行政法人納付金収入		289,819	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	239,292
			独立行政法人自動車事故対策機構納付金収入	289,819		
		雑収入		3,362,182		
			雑収入	3,362,182		
		合計		13,105,130	合計	13,105,130

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	所管・組織・項	金額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	租税		530,500,000	国会	896,361
			復興特別所得税	49,500,000	衆議院	376,251
			復興特別法人税	481,000,000	衆議院	376,251
		他会計より受入		550,734,325	参議院	376,251
			一般会計より受入	550,734,325	参議院	376,251
		公債金		2,682,300,000	国立国会図書館	143,859
			復興公債金	2,682,300,000	国立国会図書館	143,859

		公共事業費負担金収入		10,359,237	裁判所	364,433
			公共事業費負担金収入	10,359,237	裁判所	364,433
		災害等廃棄物処理事業費負担金収入		1,262,587	裁判所施設費	364,433
			災害等廃棄物処理事業費負担金収入	1,262,587	内閣	2,051,346
		雑収入		219,803	内閣官房	2,051,346
			雑収入	219,803	内閣官房共通費	401,657
					社会的包摂政策費	1,649,689
					内閣府	28,756,109
					内閣本府	12,659,352
					内閣本府共通費	89,831
					経済財政政策費	52,395
					地域活性化政策費	150,000
					地域再生推進費	6,100,000
					防災政策費	646,612
					沖縄教育振興事業費	3,146,058
					沖縄開発事業費	274,000
					男女共同参画社会形成促進費	10,456
					沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,190,000
					日本学術会議	34,474
					日本学術会議	34,474
					警察庁	15,879,891
					警察庁共通費	51,260
					警察庁施設費	2,439,044
					交通警察費	688,400
					警察活動基盤整備費	12,701,187

官　報（号外）

金融庁	101,553
金融庁共通費	101,553
消費者庁	80,839
消費者庁共通費	80,839
復興庁	2,043,289,718
復興庁	2,043,289,718
復興庁共通費	3,298,580
東日本大震災復興支援対策費	1,120,000
東日本大震災復興推進費	286,759,551
東日本大震災復興推進調整費	5,000,000
福島避難解除等区域生活環境整備費	4,200,000
地域活性化等復興政策費	1,936,476
東日本大震災復興独立行政法人国立公文書館運営費	47,527
治安復興政策費	578,673
治安復興事業費	385,017
金融機能安定・円滑化復興政策費	756,681
消費生活復興政策費	390,222
生活基盤行政復興政策費	5,424,080
生活基盤行政復興事業費	14,315,962
政策金融復興事業費	72,700,000
教育・科学技術等復興政策費	30,147,368

					教育・科学技術等復興事業費	18,479,409
					東日本大震災復興独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	68,490
					東日本大震災復興国立大学法人運営費	5,654,849
					東日本大震災復興独立行政法人科学技術振興機構運営費	4,383,269
					社会保障等復興政策費	70,898,195
					社会保障等復興事業費	800,000
					東日本大震災復興独立行政法人福祉医療機構運営費	18,315
					農林水産業復興政策費	60,570,389
					農林水産業復興事業費	12,651,161
					経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	31,500,202
					経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	81,466,400
					東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構出資	10,000,000
					東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	5,000,000
					住宅・地域公共交通等復興政策費	61,507,432
					環境保全復興政策費	798,950,465
					東日本大震災復興事業費	72,460,108

官　報（号外）

就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	7,609,150
原子力損害賠償支援対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	13,855
東日本大震災復興水道施設整備事業調査諸費	4,000
東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	9,356
東日本大震災災害復旧等事業費	212,510,704
東日本大震災復興漁港施設災害復旧事業等工事諸費	7,005
農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	4,576,000
森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	4,019,000
治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	1,882,000
治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	13,836,675
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	121,545,000
港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	15,079,152
空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	729,000
総務省	553,901,960
総務本省	553,366,975

総務本省共通費	5,661
地方行政制度整備費	856,895
地方交付税交付金	549,029,789
電子政府・電子自治体推進費	826,000
情報通信技術研究開発推進費	2,000,000
情報通信技術高度利活用推進費	600,906
統計調査費	47,724
総合通信局	21,026
総合通信局共通費	21,026
消防庁	513,959
消防庁共通費	26,743
消防防災体制等整備費	487,216
法務省	8,368,053
法務本省	3,778,593
法務本省共通費	73,758
日本司法支援センター運営費	2,051,650
人権擁護推進費	14,457
法務省施設費	1,557,634
法務行政情報化推進費	81,094
検察庁	25,275
検察運営費	25,275
矯正官署	2,063,331
矯正官署共通費	216,918
矯正管理業務費	871,515

官報（号外）

矯正収容費	974,898
更生保護官署	298,797
更生保護官署共通費	208,091
更生保護活動費	90,706
法務局	2,053,004
法務局共通費	281,595
登記事務処理費	1,693,011
国籍等事務処理費	67,998
人権擁護活動費	10,400
地方入国管理官署	149,053
出入国管理業務費	149,053
外務省	672,437
外務本省	665,592
地域別外交費	43,825
分野別外交費	364,158
広報文化交流及報道対策費	67,908
独立行政法人国際交流基金運営費	119,901
経済協力費	69,800
在外公館	6,845
広報文化交流及報道対策費	6,845
財務省	529,775,039
財務本省	525,334,420
復興債費	125,334,420
予備費	400,000,000
国税庁	4,440,619
国税庁共通費	63,278

国税庁施設費	560,164
税務業務費	3,759,878
独立行政法人酒類総合研究所運営費	57,299
文部科学省	166,171,707
文部科学本省	166,171,707
文部科学本省共通費	175,643
初等中等教育等振興費	256,259
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,072,810
私立学校振興費	11,210,633
放射線障害防止等対策費	2,100,131
国立大学法人施設整備費	43,527,190
研究開発推進費	25,071,943
独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	1,430,203
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	1,000,000
独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	5,993,458
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	2,328,590
独立行政法人海洋研究開発機構運営費	1,025,743
独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	4,234,104

官　報（号外）

公立文教施設整備費	66,745,000
厚生労働省	28,274,836
厚生労働本省	25,788,392
厚生労働本省共通費	184,937
医療提供体制確保対策費	1,048,128
医療情報化推進費	950,250
食品等安全確保対策費	194,246
水道施設整備費	17,566,000
社会福祉諸費	358,581
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	561,000
社会福祉施設整備費	4,689,298
国際機関活動推進費	93,952
独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費	142,000
検疫所	8,570
検疫所共通費	8,570
厚生労働本省試験研究機関	99,909
厚生労働本省試験研究所共通費	46,909
厚生労働本省試験研究所施設費	53,000
国立更生援護機関	2,176,790
国立更生援護機関施設費	2,176,790
都道府県労働局	201,175
都道府県労働局共通費	201,175

農林水産省	20,161,058
農林水産本省	12,310,110
農林水産本省共通費	491,237
食の安全・消費者の信頼確保対策費	543,649
農業生産基盤保全管理・整備事業費	4,921,000
農山漁村６次産業化対策費	238,224
農地等保全事業費	2,583,000
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	616,000
農山漁村活性化対策費	2,690,000
農山漁村地域整備事業費	227,000
農林水産技術会議	87,570
農林水産技術会議共通費	87,570
地方農政局	185,814
地方農政局	185,814
林野庁	3,644,501
林野庁共通費	154,501
治山事業費	623,000
治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	386,000
森林整備事業費	1,147,000
森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	1,334,000
水産庁	3,933,063
水産庁共通費	227,241
水産基盤整備費	3,516,000

官　報（号外）

独立行政法人水産総合研究センター運営費	189,822
経済産業省	16,432,954
経済産業本省	1,050,000
地域経済活性化対策費	500,000
通商政策推進費	450,000
貿易投資促進費	100,000
経済産業局	4,973
経済産業局共通費	4,973
資源エネルギー庁	15,061,181
資源エネルギー庁共通費	171,998
石油等安定供給確保費	14,500,000
電力基盤高度化等対策費	389,183
中小企業庁	316,800
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	316,800
国土交通省	252,218,419
国土交通本省	247,439,827
水資源開発事業費	2,379,000
災害情報整備推進費	11,880
住宅・市街地防災対策費	10,000
治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	24,872,000
北海道治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,434,000

海岸事業費	4,324,000
公共交通等安全対策費	500,200
総合的物流体系整備推進費	13,725
港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	13,305,000
空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,676,000
都市再生・地域再生整備事業費	2,007,000
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	25,139,000
北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	7,791,000
建設市場整備推進費	13,365
国土調査費	1,771,187
国土形成推進費	221,130
社会資本総合整備事業費	143,654,500
離島振興費	680,000
離島振興事業費	1,901,000
北海道開発事業費	11,881,500
技術研究開発推進費	77,238
官庁営繕費	3,739,102
北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	38,000
観光庁	30,000
観光振興費	30,000

官　報（号外）

					海上保安庁	4,748,592
					海上保安官署施設費	629,498
					船舶交通安全及海上治安対策費	1,407,071
					船舶建造費	2,427,023
					航路標識整備事業費	282,592
					航路標識整備事業工事諸費	2,408
					環境省	10,431,765
					環境本省	1,559,582
					環境本省共通費	559,582
					環境研究総合推進費	1,000,000
					地方環境事務所	2,653,775
					地方環境事務所共通費	2,653,775
					原子力安全庁	6,218,408
					原子力安全庁共通費	591,554
					原子力安全確保費	3,778,713
					放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費	1,848,141
					防衛省	113,609,757
					防衛本省	113,609,757
					武器車両等整備費	66,995,032
					航空機整備費	9,932,945
					艦船整備費	1,863,829
					施設整備費	29,434,257
					研究開発費	1,280,442
					人材確保育成費	4,103,252
		合計		3,775,375,952	合計	3,775,375,952

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
財務省	地震再保険	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費に限る。）
	外国為替資金	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	財政融資資金勘定	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）
	投資勘定	（項）産業投資支出のうち 出資金（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金及び株式会社産業革新機構出資金に限る。） 出資金（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構出資金及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資金に限る。） 事務取扱費のうち
文部科学省、経済産業省及び環境省	特定国有財産整備勘定	（項）特定国有財産整備費
	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	（項）燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油天然ガス基礎調査等委託費（国内石油天然ガス基礎調査委託費及びメタンハイドレート開発促進事業委託費に限る。） 石油天然ガス基礎調査等委託費（石油天然ガス資産評価調査等委託費に限る。） 石油資源開発技術等研究調査等委託費（石油資源遠隔探知技術研究開発委託費に限る。） 石油資源開発技術等研究調査等委託費（国内資源開発基礎情報取得等事業委託費に限る。） 国家備蓄石油管理等委託費（施設等整備費に限る。） 石油ガス国家備蓄基地建設委託費 石油製品需給適正化調査等委託費（石油産業体制等調査研究委託費のうち内外石油安定供給対策調査事業費に限る。）
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費に限る。）

石油貯蔵施設立地対策等交付金

エネルギー需給構造高度化対策費　のうち

非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（新エネルギー等導入促進基礎調査委託費のうち海外新エネルギー等開発利用調査事業費並びに新エネルギー等共通基盤整備促進事業委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化技術開発等委託費のうち高効率モーター用磁性材料技術開発費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化技術開発等委託費のうち革新的製造プロセス技術開発費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化希少金属資源開発推進基盤整備委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（国際エネルギー使用合理化等対策事業委託費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（地球温暖化対策技術普及等推進事業委託費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素削減技術実証試験事業費に限る。）

石油製品需給適正化調査等委託費（石油精製物質適正評価調査委託費及び重質油等高度対応処理技術開発委託費に限る。）

産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産油国等石油交流人材育成事業費、産油国等石油関連産業基盤整備・国際共同研究事業費、国際石油交流連携促進事業費及び産油国開発支援等事業費に限る。）

産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業費に限る。）

石油資源採掘対策事業費等補助金（石炭生産技術振興費補助金に限る。）

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油精製等高度化技術開発費補助金、石油供給構造高度化事業費補助金及び石油製品出荷機能強化事業費補助金に限る。）

石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち給油所次世代化対応支援事業費及び石油製品流通網維持強化事業費並びに石油製品販売業環境保全対策事業費補助金のうち地域エネルギー供給拠点整備事業費並びに石油ガス等利用設備導入促進対策事業費補助金並びに石油ガス基地出荷機能強化事業費補助金に限る。）

石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち離島ガソリン流通コスト支援事業費に限る。）

					温暖化対策調査等委託費実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素回収・貯蔵に関する二酸化炭素回収技術高度化事業費に限る。）
					温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業費に限る。）
					温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち海洋油ガス田における二酸化炭素回収・貯蔵による石油増進回収技術国際共同実証事業費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちバイオ燃料導入加速化事業費、洋上風力発電実証事業費、及び再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業費並びに二酸化炭素排出抑制技術開発委託費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費の二酸化炭素排出抑制対策事業に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちチャレンジ25地域づくり事業費及び災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち節電・二酸化炭素削減のための構造分析・実践促進モデル事業費に限る。）
					認証排出削減量等取得委託費
					非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金及び民生用燃料電池導入支援補助金に限る。）
					非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（中小水力・地熱発電開発費等補助金、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金、バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金、独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金、小水力発電等導入促進モデル事業費補助金及び地熱資源開発調査事業費補助金に限る。）
					エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（エネルギー使用合理化事業者支援補助金、ガスコージェネレーション推進事業費補助金及び住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金に限る。）

非化石エネルギー等技術開発費補助金（国際石炭利用技術振興費補助金に限る。）

非化石エネルギー等技術開発費補助金（分散型エネルギー複合最適化実証事業費補助金、次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金、次世代エネルギー技術実証事業費補助金及び都市ガス計量機器高度化導入効果実証事業費補助金に限る。）

非化石エネルギー等技術開発費補助金（石油利用低炭素化分析評価事業費補助金に限る。）

エネルギー使用合理化技術開発費補助金（エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金のうち炭素繊維複合材成形技術開発費、低品位鉱石・難処理鉱石対応革新的製錬プロセス技術開発費及び環境適応型小型航空機用エンジン研究開発費に限る。）

エネルギー使用合理化技術開発費補助金（エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金のうち革新的省エネセラミックス製造技術開発費に限る。）

エネルギー使用合理化技術開発費補助金（エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金のうち高効率ガスタービン技術実証事業費に限る。）

事　務　取　扱　費のうち

情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）

情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（施設整備事業費のうちクリーン開発メカニズム活用型相乗便益実現支援事業費並びに設備整備事業費のうち廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業費、温泉エネルギー活用加速化事業費、低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業費、地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業費、災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業費及びマイカー規制による低炭素化促進事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業費、省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業費、再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業費、病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業費及び自然共生型地熱開発のための掘削補助事業費並びに技術開発事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち特殊自動車における低炭素化促進事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち家庭・事業者向けエコリース促進事業費に限る。）

非化石エネルギー等技術開発費補助金（石炭利用技術振興費補助金、先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金及び石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金に限る。）

					軽水炉等改良技術確証試験等委託費（大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究等委託費及び原子力システム研究開発委託費に限る。）
					軽水炉等改良技術確証試験等委託費（発電用新型炉等技術開発委託費及び発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備委託費に限る。）
					軽水炉等改良技術確証試験等委託費（発電用原子炉等利用環境調査委託費に限る。）
					放射性廃棄物処分基準調査等委託費（管理型処分技術調査等委託費並びに地層処分技術調査等委託費のうちボーリング技術高度化開発事業費、岩盤中地下水移行評価技術高度化開発事業費、地質環境総合評価技術高度化開発事業費、沿岸域塩淡境界・断層評価技術高度化開発事業費、先進的地層処分概念・性能評価技術高度化開発事業費、処分システム工学要素技術高度化開発事業費、処分システム化学影響評価高度化開発事業費、人工バリア長期性能評価技術開発事業費、ヨウ素・炭素処理・処分技術高度化開発事業費、硝酸塩処理・処分技術高度化開発事業費、地下坑道施工技術高度化開発事業費、地層処分回収技術高度化開発事業費及びセメント材料影響評価技術高度化開発事業費に限る。）
					放射性廃棄物処分基準調査等委託費（地層処分技術調査等委託費のうち海域地質環境調査技術高度化開発事業費に限る。）
電源開発促進勘定	（項）電源立地対策費のうち	電源立地等推進対策委託費（原子力発電施設広聴・広報等事業委託費のうち地層処分概念理解促進等事業費及び地層処分実規模設備整備等事業費に限る。）			
		原子力施設等防災対策等委託費（環境放射能水準調査等委託費のうち環境放射能水準調査委託費に限る。）			
		原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境放射能総合評価委託費に限る。）			
		電源立地等推進対策補助金（電源地域振興促進事業費補助金のうち電源地域産業関連施設等整備事業費に限る。）			
		電源立地等推進対策補助金（電源地域振興促進事業費補助金のうち特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。）			
		電源立地地域対策交付金			
		電源立地等推進対策交付金（広報・安全等対策交付金、交付金事務等交付金、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金及び高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金に限る。）			
		原子力施設等防災対策等交付金			
		電源利用対策費のうち			
		使用済核燃料再処理技術確証調査等委託費			

官　報（号外）

独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）	厚生労働省	労働保険 労災勘定	放射性廃棄物処分基準調査等委託費（放射性廃棄物共通技術調査等委託費に限る。） 負荷平準化機器等導入促進事業費補助金（次世代送配電系統最適制御技術実証事業費補助金に限る。） 負荷平準化機器等導入促進事業費補助金（次世代型双方向通信出力制御実証事業費補助金及び太陽光発電出力予測技術開発実証事業費補助金に限る。） 使用済燃料再処理技術確立費等補助金（海外ウラン探鉱支援事業補助金に限る。） 使用済燃料再処理技術確立費等補助金（使用済燃料再処理事業高度化補助金に限る。） 全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金 原子力発電関連技術開発費等補助金（革新的実用原子力技術開発費補助金、原子力研究環境整備補助金及び発電用原子炉等安全対策高度化技術開発費補助金に限る。） 原子力安全規制対策費のうち 原子力施設等防災対策等委託費（原子力発電施設等安全性実証解析等委託費、高経年化技術評価高度化事業委託費及び原子力発電施設等安全調査研究委託費に限る。） 原子力発電施設等安全技術対策委託費（リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等委託費に限る。） 原子力施設等防災対策等交付金	
（項）労働安全衛生対策費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費 社会復帰促進等事業費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費のうち 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金（総合せき損センター施設整備費に限る。） 業務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費、労災レセプト電算処理システム開発経費及び労災行政情報管理システム改修費に限る。） 情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）			

		施設整備費			施設整備費
	雇用勘定	（項）職業能力開発強化費のうち			育成事業費補助金（放課後児童クラブ整備費に限る。）
		職業能力開発校設備整備費等補助金（公共職業能力開発施設等整備費及び認定職業訓練助成事業費のうち東日本大震災対応施設費及び設備費に限る。）			業務取扱費のうち
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費のうち			庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金（公共職業能力開発施設整備費に限る。）			庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）
		業務取扱費のうち		業務勘定	（項）業務取扱費のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）			庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）
		情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）			社会保険オンラインシステム利用庁費（記録管理システムソフトウェア開発経費に限る。）
		施設整備費			情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）
	徴収勘定	（項）業務取扱費のうち			国有財産管理処分庁費（国有財産境界確定等業務経費に限る。）
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び労働保険適用徴収システム開発経費に限る。）			社会保険オンラインシステム費のうち
		情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）			社会保険オンラインシステム業務庁費（社会保険オンラインシステムにおける年金給付システム開発経費及びオープンシステム化経費に限る。）
	年金		農林水産省	食料安定供給	
				米管理勘定	（項）米買入費のうち
	子どものための金銭の給付勘定	（項）育成事業費のうち			米買入費（輸入米買入費に限る。）
		施設施工旅費		麦管理勘定	（項）麦買入費
		施設施工庁費		業務勘定	（項）事務取扱費のうち

官　報（号外）

		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）
		情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）			情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）
	国営土地改良事業勘定	（項）土地改良事業費	国有林野事業	（項）国有林野事業費のうち	
		東日本大震災復興土地改良事業費			業務費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）
		北海道土地改良事業費			業務費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）
		離島土地改良事業費			治山事業費
		土地改良事業工事諸費のうち			東日本大震災復興治山事業費
		超過勤務手当			北海道治山事業費
		日額旅費			東日本大震災復興北海道治山事業費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）			離島治山事業費
		情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）			沖縄治山事業費
		工事雑費			国有林野森林整備事業費
		受託工事費及換地清算金のうち			東日本大震災復興国有林野森林整備事業費
		受託工事費			施設整備費
	農業共済再保険業務勘定	（項）業務取扱費のうち			治山事業工事諸費のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）			日額旅費
		情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）			工事雑費
	森林保険	（項）事務取扱費のうち			国有林野森林整備事業工事諸費のうち
					日額旅費
					国有林野災害復旧事業費

	漁船再保険及び漁業共済保険				沖縄河川整備事業費
	業務勘定	（項）業務取扱費のうち			砂防事業費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）			東日本大震災復興砂防事業費
		情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）			北海道砂防事業費
					離島砂防事業費
					沖縄砂防事業費
経済産業省	貿易再保険	（項）事務取扱費のうち			多目的ダム建設事業費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）			北海道多目的ダム建設事業費
	特許	（項）事務取扱費のうち			沖縄多目的ダム建設事業費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）			総合流域防災事業費
		情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）			北海道総合流域防災事業費
		成果重視事業特許事務機械化庁費（共通システム管理経費に限る。）			業務取扱費業務勘定へ繰入
		施設整備費			東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入
					受託工事費のうち
国土交通省	社会資本整備事業				受託工事費
	治水勘定	（項）都市水環境整備事業費	道路整備勘定	（項）道路環境改善事業費	
		北海道都市水環境整備事業費			北海道道路環境改善事業費
		河川整備事業費			沖縄道路環境改善事業費
		東日本大震災復興河川整備事業費			道路交通安全対策事業費
		北海道河川整備事業費			東日本大震災復興道路交通安全対策事業費
		東日本大震災復興北海道河川整備事業費			北海道道路交通安全対策事業費
		離島河川整備事業費			

官　報（号外）

		東日本大震災復興北海道道路交通安全対策事業費	
		沖縄道路交通安全対策事業費	
		東日本大震災復興沖縄道路交通安全対策事業費	
		地域連携道路事業費	
		東日本大震災復興地域連携道路事業費	
		北海道地域連携道路事業費	
		沖縄地域連携道路事業費	
		道路交通円滑化事業費	
		北海道道路交通円滑化事業費	
		沖縄道路交通円滑化事業費	
		道路交通円滑化事業資金貸付金	
		地方道路整備臨時貸付金	
		業務取扱費業務勘定へ繰入	
		東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入	
		附帯工事費のうち	
		附帯工事費	
		道路附属物等復旧費	
		受託工事費のうち	
		受託工事費	
	港湾勘定	（項）港湾環境整備事業費	
		東日本大震災復興港湾環境整備事業費	
		北海道港湾環境整備事業費	
		港湾事業費	
		東日本大震災復興港湾事業費	
		北海道港湾事業費	
		離島港湾事業費	
		沖縄港湾事業費	
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	
		埠頭整備資金貸付金	
		業務取扱費業務勘定へ繰入	
		東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入	
		受託工事費	
	空港整備勘定	（項）空港等維持運営費のうち	
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）	
		情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。）	
		空港整備事業費	
		東日本大震災復興空港整備事業費	
		北海道空港整備事業費	
		離島空港整備事業費	
		沖縄空港整備事業費	
		航空路整備事業費	

		東日本大震災復興航空路整備事業費 業務取扱費業務勘定へ繰入			営繕宿舎費 東日本大震災復興営繕宿舎費 都市開発資金貸付金
	業務勘定	（項）業務取扱費のうち 超過勤務手当 東日本大震災復興超過勤務手当 日額旅費 東日本大震災復興日額旅費 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。） 工事雑費 東日本大震災復興工事雑費		自動車安全	
				自動車検査登録勘定	（項）独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費 自動車検査独立行政法人施設整備費 業務取扱費のうち 庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。） 庁費（電子調達システム開発経費及び電子調達システム動作確認試験費に限る。） 施設整備費
				自動車事故対策勘定	（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費

所管	特別会計	所管・組織・事項	所管	特別会計	所管・組織・事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	裁判所 裁判所 （項）裁判所施設費 内閣府 内閣本府 （項）地域再生推進費 沖縄教育振興事業費 沖縄開発事業費 沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			警察庁 （項）警察庁施設費 交通警察費 警察活動基盤整備費のうち 警察通信機器整備費（無線多重等通信機器整備経費、警察基幹通信網整備経費及び広域犯罪対策通信機器整備経費に限る。） 都道府県警察施設整備費補助金 復興庁

官　報（号外）

		復興庁			公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
		（項）東日本大震災復興推進費			社会保障等復興政策費　のうち
		東日本大震災復興推進調整費			厚生労働科学研究費補助金
		治安復興事業費			生活衛生関係営業対策事業費補助金
		金融機能安定・円滑化復興政策費　のうち			農林水産業復興政策費　のうち
		諸謝金（金融機能の強化のための特別措置に係る調査経費に限る。）			森林整備・保全調査等委託費（森林域における放射性物質流出抑制対策調査費、森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業費及び森林における除染等実証事業費に限る。）
		生活基盤行政復興政策費			森林整備・保全地方公共団体事業費補助金
		生活基盤行政復興事業費　のうち			漁業経営安定対策事業費補助金（漁業経営体質強化機器設備導入支援事業費に限る。）
		消防防災設備災害復旧費補助金			共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
		消防防災施設災害復旧費補助金			水産業共同利用施設設備復旧支援整備費補助金
		教育・科学技術等復興政策費　のうち			共同利用小型漁船建造費補助金
		科学技術試験研究委託費			水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金（放流種苗の棲息環境整備支援事業費に限る。）
		地域産学官連携科学技術振興事業費補助金			養殖施設災害復旧事業費補助金
		素材技術研究開発拠点形成事業費補助金			耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
		次世代医療研究開発拠点形成事業費補助金			
		環境技術等研究開発推進事業費補助金			
		国宝重要文化財等保存整備費補助金			
		教育・科学技術等復興事業費　のうち			
		公立諸学校建物其他災害復旧費補助金			

農地・水保全管理支払交付金（復旧活動支援交付金に限る。）

農林水産業復興事業費

経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費　のうち

電力基盤高度化等対策委託費

電力基盤高度化等対策事業費補助金

経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費　のうち

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金

住宅・地域公共交通等復興政策費　のうち

測量庁費

鉄道施設災害復旧費補助金

観光圏整備事業費補助金（施設整備費に限る。）

地籍調査費負担金

環境保全復興政策費　のうち

放射線量低減処理業務旅費（内国旅費に限る。）

放射線量低減処理業務庁費

災害等廃棄物処理事業費

放射性物質汚染廃棄物処理事業費

放射性物質除去土壌等管理調査費

放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費

放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費

地球温暖化対策推進事業費補助金

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理促進費補助金

東日本大震災復興事業費　のうち

海岸保全施設整備事業費

国立公園等整備費

国立公園等維持管理費

かんがい排水事業費

除塩事業費

特定漁港漁場整備費

治山事業費補助

除塩事業費補助

水源林造成等事業費補助

水産物供給基盤整備事業費補助

水産資源環境整備事業費補助

水産基盤整備事業費補助

官報（号外）

		循環型社会形成推進交付金			港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入　のうち
		農山漁村地域整備交付金			海岸事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
		社会資本整備総合交付金			港湾整備事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
		東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費　のうち			港湾災害復旧事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
		工事施行旅費			空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		工事雑費			総務省
		東日本大震災災害復旧等事業費			総務本省
		東日本大震災復興漁港施設災害復旧事業等工事諸費			(項) 地方行政制度整備費
		農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入			電子政府・電子自治体推進費
		森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入			情報通信技術高度利活用推進費　のうち
		治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入			電気通信技術研究開発調査費
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入　のうち			消防庁
		治水事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入			(項) 消防防災体制等整備費　のうち
		河川等災害復旧事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入			消防防災等業務庁費（ヘリコプター動態管理システム整備経費に限る。）
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			法務省
					法務本省
					(項) 法務省施設費
					法務局
					(項) 登記事務処理費のうち

登記業務庁費（登記所備付地図修正経費に限る。）

財　務　省

国　税　庁

（項）国税庁施設費

税務業務費のうち

税務特別庁費（国税総合管理システム開発経費、国税総合管理システムオープンシステム開発経費及び国税電子申告・納税システム開発経費に限る。）

文　部　科　学　省

文部科学本省

（項）独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費

私立学校振興費のうち

私立学校施設整備費補助金

放射線障害防止等対策費のうち

放射線対策委託費（放射線健康影響に関する知見収集調査経費及び児童生徒のための線量推定・評価経費に限る。）

国立大学法人施設整備費

研究開発推進費のうち

科学技術試験研究委託費

原子力基礎基盤研究委託費

原子力損害賠償仲介調査委託費

核セキュリティ強化等推進事業費補助金

海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金

国際熱核融合実験炉計画関連研究開発費補助金

地球観測システム研究開発費補助金

独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費

独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費

独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費

公立文教施設整備費

厚　生　労　働　省

厚生労働本省

（項）水道施設整備費

社会福祉諸費

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費

社会福祉施設整備費

独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費

厚生労働本省試験研究機関

官　報（号外）

（項）石油等安定供給確保費
電力基盤高度化等対策費
国土交通省
国土交通本省
（項）水資源開発事業費
治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
北海道治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
海岸事業費
公共交通等安全対策費　のうち
鉄道施設安全対策事業費補助金
港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
都市再生・地域再生整備事業費
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
国土調査費
社会資本総合整備事業費
離島振興費

（項）厚生労働本省試験研究所施設費
国立更生援護機関
（項）国立更生援護機関施設費
農林水産省
農林水産本省
（項）農業生産基盤保全管理・整備事業費
農地等保全事業費
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費
農山漁村活性化対策費
農山漁村地域整備事業費
林野庁
（項）治山事業費
治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
森林整備事業費
森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入
水産庁
（項）水産基盤整備費
経済産業省
経済産業本省
（項）地域経済活性化対策費
資源エネルギー庁

		離島振興事業費			施設整備費
		北海道開発事業費			原子力安全確保費のうち
		技術研究開発推進費　のうち			原子力施設等防災対策等交付金
		技術研究開発費補助金			放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費　のうち
		官庁営繕費			放射性物質測定調査委託費
		北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入		防衛省	
		海上保安庁		防衛本省	
		（項）海上保安官署施設費		（項）武器車両等整備費のうち	
		船舶建造費			武器購入費
		航路標識整備事業費			通信機器購入費
		航路標識整備事業工事諸費			車両購入費
		環境省			弾薬購入費
		環境本省			諸器材購入費
		（項）環境研究総合推進費			航空機整備費のうち
		原子力安全庁			航空機購入費
		（項）原子力安全庁共通費　のうち			施設整備費
					研究開発費のうち
					研究用機械器具費

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
財務省	地震再保険	人事・給与関係業務情報システム保守等	16	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	116	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	4	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		旅費等内部管理業務共通システム開発等	25	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	9,857	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国債整理基金	事務機器借入れ等	108,988	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	外国為替資金	人事・給与関係業務情報システム保守等	108	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	854	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	43	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	184	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	716,535	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	937	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	7,233	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	372	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	1,563	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	3,305,762	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	投資勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	24	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	175	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		電子調達システム機器借入れ等	8	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	38	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	21,541	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	特定国有財産整備勘定	特定施設整備等	16,113,569	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備等には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用特定施設整備	8,308,417	平成24年度	平成26年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による公務員宿舎の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用特定施設整備等に係る限度額の増額	574,887	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	平成21年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用特定施設整備等」に基づいて実行した民間資金等活用特定施設整備等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	地域エネルギー供給拠点整備事業費補助	1,778,752	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	地域エネルギー供給拠点整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		エネルギー消費統計調査事業	505,667	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	エネルギー消費統計調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		高効率モーター用磁性材料技術開発	8,000,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	高効率モーター用の磁性材料技術の開発には、多くの日数を要するため
		二酸化炭素削減技術実証試験事業	47,030,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	二酸化炭素削減技術実証試験事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	132	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	1,070	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	76	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		官庁会計システム等保守管理	17,412	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	222	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ	86,451	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	電源開発促進勘定	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	1,994,475	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成24年度	平成25年度まで1箇年度及び平成27年度まで1箇年度延長	平成22年度及び平成23年度の各年度の特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部並びに平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成24年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成22年度及び平成23年度の各年度の特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に係るものについては平成25年度まで1箇年度、平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に係るものについては平成27年度まで1箇年度それぞれ延長する必要があるため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	835	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	6,702	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	480	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	30,682	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	1,392	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		原子力安全情報基盤システム運用等	2,223,568	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	原子力安全情報基盤システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

厚生労働省	労働保険					
	労災勘定	競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等	1,171,421	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	8,139	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	62,797	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	7,870	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	232,577	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	13,574	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		労働基準行政情報システム用電子計算機借入れ等	12,336,849	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	労働基準行政情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		労災レセプト電算処理システム用電子計算機借入れ等	1,286,369	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	労災レセプト電算処理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		労災行政情報管理システム運用等	6,635,864	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	労災行政情報管理システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		都道府県労働局ホームページ集約化業務	129,752	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	都道府県労働局ホームページ集約化業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		施設整備	295,403	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	銚子労働基準監督署の建設には、多くの日数を要するため
	雇用勘定	ハローワークシステム用電子計算機借入れ等	100,408,062	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		長期失業者等総合支援事業	1,800,000	平成24年度	平成25年度	長期失業者等総合支援事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		実践型地域雇用創造事業	12,087,465	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	実践型地域雇用創造事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号外）

		求職者支援システム用電子計算機借入れ等	8,393,091	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	求職者支援システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		技能者育成資金貸付債権管理システム用電子計算機借入れ等	2,335	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	技能者育成資金貸付債権管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業	11,881,962	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	総合的職業能力開発プログラム推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助	687,938	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等	1,063,691	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	14,553	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	112,269	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	17,624	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		官庁会計システム等保守管理	1,937,188	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	5,789	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ	378	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練給付制度情報管理システム用電子計算機借入れ等	149,510	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	教育訓練給付制度情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		都道府県労働局ホームページ集約化業務	129,751	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	都道府県労働局ホームページ集約化業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		ハローワーク・コールセンター運営事業	2,019,829	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	ハローワーク・コールセンター運営事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		施設整備	548,604	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	銚子公共職業安定所の建設には、多くの日数を要するため
	徴収勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	1,932	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	14,894	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	2,721	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	8,763	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	3,219	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ	6	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム運用	1,932,255	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	労働保険適用徴収システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム口座振替データ連携業務	161,973	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	労働保険適用徴収システムの口座振替データ連携業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等	204,499	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	年金					
	子どものための金銭の給付勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	61	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	465	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	42	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	35,591	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		旅費等内部管理業務共通システム開発等	101	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	724	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	5,586	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	1,035	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	979,895	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	1,207	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		数理統計システム用電子計算機借入れ	226,011	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	数理統計システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等	193,152	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	27,056,887	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	1,544,137	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するため
農林水産省	食料安定供給					
	米管理勘定	輸入米買入れ	58,200,000	平成24年度	平成25年度	外国からの米の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス米穀販売・管理業務	30,937,991	平成24年度	平成24年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う米穀販売・管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	麦管理勘定	輸入食糧麦買入れ	91,500,000	平成24年度	平成25年度	外国からの食糧麦の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		輸入飼料買入れ	20,200,000	平成24年度	平成25年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	116	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		政府情報システム基盤運用	916	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	143	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	88,211	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	198	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		政府所有米麦情報管理システム改修等	303,522	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	政府所有米麦情報管理システムの改修等には、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ	1,368	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		柏崎周辺(二期)農業水利事業	4,500,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	柏崎周辺(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		岡山南部農業水利事業	1,060,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	岡山南部農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		筑後川下流農業水利事業	1,175,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	筑後川下流農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		尾鈴農業水利事業	377,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	尾鈴農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		西諸(一期)農業水利事業	741,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	西諸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		肝属中部(一期)農業水利事業	900,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	肝属中部(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		東日本大震災復興かんがい排水事業				
		両総農業水利事業	438,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	両総農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		北海道かんがい排水事業				
		樺戸（二期）農業水利事業	74,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		篠津中央二期農業水利事業	1,292,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		離島かんがい排水事業				
		徳之島用水（一期）農業水利事業	578,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	徳之島用水（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	1,300	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	10,021	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	514	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	1,741	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	2,166	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		事務機器等借入れ	41,694	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		受託工事				
		両総農業水利事業	360,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	千葉県からの委託に係る両総農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		樺戸（二期）農業水利事業	56,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	北海道等からの委託に係る樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
	農業共済再保険					
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	232	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		政府情報システム基盤運用	1,783	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	105	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	1,636	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	386	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ	1,080	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	森林保険	人事・給与関係業務情報システム保守等	17	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	136	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	16	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	966	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	29	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
	国有林野事業	人事・給与関係業務情報システム保守等	11,861	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	91,517	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	9,781	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	187,594	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	19,781	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		国有林野情報管理システム用電子計算機借入れ等	783,210	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	国有林野情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官報（号外）

		競争導入公共サービス国有林間伐事業	696,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国有林の間伐事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	90,900	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	静岡森林管理署及び和歌山森林管理署の庁舎の耐震改修工事には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ	84,600	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	漁船再保険及び漁業共済保険					
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	71	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	543	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	29	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	811	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	117	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
経済産業省	貿易再保険	人事・給与関係業務情報システム保守等	80	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	622	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	1,456	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	134	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ	53,014	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	特許	人事・給与関係業務情報システム保守等	7,328	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	56,530	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		電子調達システム機器借入れ等	3,643	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	34,174	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		歳入金電子納付システム用電子計算機借入れ	56,326	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	歳入金電子納付システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	12,219	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		特許庁ホームページ更新支援業務	30,439	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	特許庁ホームページ更新支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器等借入れ	256,406	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工業所有権研究推進事業	231,633	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	工業所有権研究推進事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		審査資料インターネット有料情報利用	10,794	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	審査資料インターネット有料情報の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		共通システム管理	3,775,965	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	共通システムの管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	23,524,092	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
国土交通省	社会資本整備事業					
	治水勘定	総合水系環境整備事業	89,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	多摩川水系及び信濃川水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス治水事業等発注者支援業務	9,432,532	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業等発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道総合水系環境整備事業	330,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	石狩川水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道治水事業発注者支援業務	1,109,600	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		河川改修事業	19,852,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	鳴瀬川ほか22河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに利根川ほか2河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス治水事業用地補償総合技術業務	134,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業用地補償総合技術業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		河川維持修繕	5,156,320	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	北上川ほか14河川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス河川等公物管理補助業務	10,269,108	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		堰堤維持	2,572,680	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	黒部川宇奈月ダムほか3ダムのダム管理用制御装置の製作及び北上川田瀬ダムほか37ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業	28,946,400	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	九頭竜川足羽川ダムほか4ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		堰堤改良事業	495,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	利根川品木ダムの改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業費補助	700,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道河川改修事業	5,030,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	石狩川ほか2河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに石狩川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道河川等公物管理補助業務	838,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道堰堤維持	241,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	石狩川滝里ダムのダム管理用制御装置の製作及び石狩川忠別ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道河川総合開発事業	1,286,300	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	石狩川夕張シューパロダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄治水事業発注者支援業務	90,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		競争導入公共サービス沖縄堰堤公物管理補助業務	454,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う堰堤公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		砂防事業	12,306,877	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	最上川水系ほか21水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		東日本大震災復興砂防事業	950,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	利根川水系の砂防工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり対策事業	1,054,603	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	最上川豊牧地区ほか5地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		特定緊急砂防事業	2,416,319	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	栗駒山系及び防府山系の特定緊急砂防工事には、多くの日数を要するものがあるため
		多目的ダム建設事業				
		利根川八ッ場ダム建設工事	2,390,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		渡川中筋川総合開発建設工事	20,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	渡川中筋川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北上川胆沢ダム建設工事	523,905	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		淀川天ケ瀬ダム再開発建設工事	15,100,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	淀川天ケ瀬ダム再開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川津軽ダム建設工事	15,718,504	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		雄物川成瀬ダム建設工事	50,587	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		豊川設楽ダム建設工事	90,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	5,917,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	東北電力株式会社等からの委託に係る名取川旧袋原堰左岸取水樋管ほか22箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業受託工事	400,600	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	東北電力株式会社等からの委託に係る岩木川津軽ダムほか2ダムの取水放流設備工事等には、多くの日数を要するものがあるため

官　報　(号　外)

		砂防事業受託工事	24,100	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	嬬恋村からの委託に係る村道田代農場線及び高山市からの委託に係る市道蒲田・左俣線の道路の改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
	道路整備勘定	沿道環境改善事業	2,220,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	一般国道奈良25号名阪道路沿道環境改善工事及び一般国道愛知23号の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路整備事業等発注者支援業務	24,620,562	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業等発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		無電柱化推進事業	12,361,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	一般国道神奈川1号電線共同溝ほか25箇所の無電柱化推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道道路整備事業発注者支援業務	2,621,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄無電柱化推進事業	440,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	一般国道58号電線共同溝の無電柱化推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄道路整備事業発注者支援業務	679,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路更新防災対策事業	4,445,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	一般国道愛知1号日光大橋(その2)ほか7箇所の道路更新防災対策工事並びに一般国道広島2号及び福岡208号の道路更新防災対策事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		道路維持	8,377,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線ほか7箇所及び一般国道東京1号ほか63箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路除雪	3,142,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線ほか6箇所及び一般国道宮城4号ほか30箇所の除雪には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	5,256,865	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路修繕事業	14,014,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	高速自動車国道秋田日本海沿岸東北自動車道修繕及び一般国道静岡1号修繕ほか57箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため

		競争導入公共サービス道路整備事業用地補償総合技術業務	335,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業用地補償総合技術業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		交通連携推進事業	1,410,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	一般国道東京1号虎ノ門道路ほか2箇所の交通連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通安全施設等整備事業	3,675,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	一般国道新潟8号善久寺交差点改良ほか6箇所の交通安全施設等整備工事並びに一般国道秋田13号及び岐阜21号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通事故重点対策事業	850,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	一般国道京都9号南丹市園部町本町地区歩道及び愛知153号陣中町交差点改良の交通事故重点対策工事並びに一般国道兵庫2号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
		北海道道路維持	3,211,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	一般国道5号ほか24箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道道路除雪	2,760,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	一般国道5号ほか24箇所の除雪には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道道路修繕事業	430,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	一般国道239号修繕及び275号修繕の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道交通安全施設等整備事業	875,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	一般国道233号音江自転車歩行者道及び274号千栄視距改良の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	90,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄道路修繕事業	247,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	一般国道58号修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携推進事業	269,861,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	高速自動車国道山梨中部横断自動車道田原川橋ほか27箇所及び一般国道静岡1号寺尾ランプ橋ほか90箇所の地域連携推進工事、一般国道岡山2号ほか16箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得並びに地域連携推進事業に必要な調査には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携推進事業費補助	6,056,325	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報　（号　外）

		東日本大震災復興地域連携推進事業	42,965,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	一般国道宮城45号新天王橋ほか25箇所の地域連携推進工事及び一般国道宮城45号ほか3箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		東日本大震災復興競争導入公共サービス道路整備事業発注者支援業務	919,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		東日本大震災復興競争導入公共サービス道路整備事業用地補償総合技術業務	80,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業用地補償総合技術業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		東日本大震災復興地域連携推進事業費補助	165,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道地域連携推進事業	20,580,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線衆音別川橋ほか2箇所及び一般国道40号音威子府トンネル(その2)ほか2箇所の地域連携推進工事並びに一般国道278号の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄地域連携推進事業	6,730,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	一般国道58号名護東高架橋ほか5箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通円滑化事業	131,880,000	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号静清高架橋ほか47箇所の交通円滑化工事及び一般国道静岡1号ほか18箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通円滑化事業費補助	1,265,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道交通円滑化事業	100,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	一般国道230号一の沢橋の交通円滑化工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄交通円滑化事業	4,240,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	一般国道58号浦添北高架橋(その2)ほか4箇所の交通円滑化工事及び一般国道329号の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築附帯工事	3,025,518	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道東京1号共同溝ほか27箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道愛知1号日光大橋(その2)ほか8箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため

		道路改築受託工事	64,525,870	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道埼玉468号埼玉圏央道桶川北本高架橋ほか15箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路維持受託事業	13,704	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	兵庫県等からの委託に係る高速自動車国道兵庫中国横断自動車道姫路鳥取線ほか2箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	港湾勘定	廃棄物処理施設整備事業費補助	2,421,690	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾改修事業	23,009,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	東京港ほか10港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務	2,827,618	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		港湾改修事業費補助	1,239,825	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		東日本大震災復興港湾改修事業	760,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	小名浜港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道港湾整備事業発注者支援業務	227,200	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄港湾改修事業	5,849,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	那覇港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業発注者支援業務	523,052	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	504,900	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	横浜市等からの委託に係る横浜港等の臨港交通施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	17,315	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	133,555	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報　（号　外）

		電子調達システム機器借入れ等	12,098	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	122,727	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	28,898	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		大型化学消防車購入	719,896	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス空港等維持管理業務	8,147,977	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う空港等維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	488,709	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		気象資料伝送網システム保守等	189,206	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	気象資料伝送網システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額	11,323,144	平成24年度	平成26年度以降21箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用空港整備等事業」に基づいて実行した東京国際空港の整備等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		空港整備	8,628,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか3空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務	376,995	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道空港整備事業発注者支援業務	23,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄空港整備	2,274,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄空港整備事業発注者支援業務	70,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		航空路整備	4,542,000	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	航空交通管制施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	42,381	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	326,982	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	79,383	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		官庁会計システム等保守管理	1,141,458	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	70,644	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	57,808	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	9,958,832	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	470,943	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	1,733,226	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		東日本大震災復興現場事務所等営繕	1,159,964	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	現場事務所等の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
	自動車安全					
	自動車検査登録勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	4,280	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	33,028	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子調達システム機器借入れ等	2,916	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	電子調達システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム等保守管理	73,053	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		歳入金電子納付システム用電子計算機借入れ	6,705	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	歳入金電子納付システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム開発等	7,139	平成24年度	平成25年度	旅費等内部管理業務共通システムの開発等には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	92,904	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム開発	512,970	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの開発には、多くの日数を要するため
		自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等	1,284,878	平成24年度	平成24年度以降5箇年度以内	自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等には、多くの日数を要するため

所管	特別会計	所管・組織・事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	内閣府				
		警察庁				
		航空機購入	3,016,755	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	警察用ヘリコプター2機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		警察通信機器購入	752,115	平成24年度	平成25年度	警察通信機器の購入には、その生産に多くの日数を要するため
		復興庁				
		復興庁				
		事務機器借入れ	44,412	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	252,391	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		かんがい排水事業	2,140,000	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	和賀中部地区右岸導水幹線用水路調整池建設工事及びこれに附帯する工事並びに印旛沼二期地区白山甚兵衛機場の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		水産物供給基盤整備事業費補助	595,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	水産物供給基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		法　務　省				
		法　務　本　省				
		法務省施設整備	2,554,729	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	黒羽刑務所ほか9件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		文部科学省				
		文部科学本省				
		国立大学法人施設整備費補助	24,948,375	平成24年度	平成24年度以降3箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国際熱核融合実験炉計画関連研究開発費補助	57,330	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉計画関連研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		公立学校施設整備費負担	35,665,000	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国土交通省				
		国土交通本省				
		官庁営繕	6,064,155	平成24年度	平成24年度以降4箇年度以内	官庁施設の営繕工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		防　衛　省				
		防衛本省				
		通信機器購入	224,692	平成24年度	平成25年度	通信機器のうち地上通信用通信機器の購入には、その生産に多くの日数を要するため
		航空機整備	1,906,873	平成24年度	平成25年度以降4箇年度以内	航空機の整備には、その修理又は部品の生産に多くの日数を要するため
		施設整備	383,737	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	土浦試験場の施設の整備には、多くの日数を要するため
		研究開発	2,794,849	平成24年度	平成26年度	研究開発のうち遠隔操縦作業車両システムの試作に必要な資材の生産又は研究には、多くの日数を要するため
		教育訓練	1,557,500	平成24年度	平成24年度及び平成25年度	教育訓練のうち戦闘機操縦者の養成には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

平成二十四年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十八特別会計に関するものである。そのうち、平成二十四年度においては、東日本大震災復興特別会計（仮称）を新設することとしている。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、三百九十四兆九百四十四億八千九百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、百九十兆五千二百五十三億七千七百万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	五四、四八二、八八三	五三、六九四、六八三
(2) 交通安全対策特別交付金勘定	七七、四四七	七二、一三八

交付税及び譲与税配付金勘定においては、歳入では、一般会計から十六兆四千六百六十五億四千四百万円を受け入れるほか、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平成十九年法律第六四号）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として三千五百億円を特例として受け入れ、東日本大震災復興特別会計（仮称）から震災復興特別交付税に充てるための財源として五千四百九十億三千万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から三十三兆四千百七十二億九千五百万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として十七兆五千四百二十七億七千三百万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税五千四百九十億三千万円）、国債整理基金特別会計への繰入として三十三兆七千六百億九千五百万円を計上している。

2　国債整理基金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
二〇九、五九二、一〇三	一九七、五九二、一〇三

平成二十四年度においては、一般会計から二十一兆九千四百四十二億千七百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から六十一兆二千百六十億八千三百万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として財政投融資特別会計等から、一兆千二百二十億三千四百万円、租税千四百六十二億円、公債金百八兆八千五百六十一億五千二百万円、復興借換公債金三兆四千四百八十八億三千五百万円、東日本大震災復興株式売払収入として日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の売払収入六千百九十三億二千七百万円、日本郵政株式会社の配当金収入百九十六億六千三百万円、東日本大震災復興配当金収入として日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の配当金収入百二億九千九百万円、運用収入七百五十一億九百万円、東日本大震災復興運用収入五千四百万円、雑収入千三百二十二億九千四百万円、東日本大震災復興雑収入十八億三千六百万円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二三号）第四十七条の規定により平成二十三年度において発行予定の公債に係る公債金収入十二兆円をそれぞれ受け入れることとしている。

3　外国為替資金特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
二、二〇六、九八八	一、五八八、八七七

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成二十三年度の実績見込等を勘案して百九十五兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二三号）第八条第二項の規定により、平成二十三年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆九千七百二十五億二百万円を平成二十四年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4　財政投融資特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	三五、三二八、七八二	三四、七八〇、三六一
(2) 投資勘定	五七四、五八六	五七四、五八六
(3) 特定国有財産整備勘定	八三、四六八	四三、五一〇

財政融資資金勘定においては、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成二十三年法律第一一七号）の規定により、積立金の全額九千九百六十七億円を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

5　エネルギー対策特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	二、一〇二、三五〇	二、一〇二、三五〇
(2) 電源開発促進勘定	三一三、五三三	三一三、五三三
(3) 原子力損害賠償支援勘定	五、〇〇九、四九九	五、〇〇九、四九九

原子力損害賠償支援勘定においては、「原子力損害賠償支援機構法」（平成二十三年法律第九四号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6　年金特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	二三、四一一、八一一	二三、四一一、八一一

(2) 国民年金勘定　五、三九四、八〇八　五、三九四、八〇八
(3) 厚生年金勘定　四〇、二八四、三五三　四〇、二八四、三五三
(4) 福祉年金勘定　九、〇〇五　九、〇〇五
(5) 健康勘定　九、四〇六、一一三　九、四〇六、一一三
(6) 子どものための金銭の給付勘定　一、五二七、七七八　一、五二七、七七八
(7) 業務勘定　四三五、二六二　四三五、二六二

国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ（交付国債により国庫負担する差額相当額を含む。）等を見込むとともに、一兆九千三百十億三千六百万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額のほか、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ（交付国債により国庫負担する差額相当額を含む。）等を見込むとともに、六兆千六百二十二億五千四百万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、百四十八億六千万円を受け入れることとしている。

子どものための金銭の給付勘定（仮称）においては、歳出では、子ども手当について、平成二十四年二・三月分を支給することとしている。また、子どものための手当（仮称）について、三歳未満の子ども一人につき月額一万五千円を、三歳以上小学校修了までの子ども（第二子・第三子）一人につき月額一万円を、三歳以上小学校修了までの子ども（第三子以降）一人につき月額一万五千円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額一万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき月額五千円を支給することとしている。また、放課後子どもプランの着実な推進を図り、仕事と家庭の両立支援を充実するなど、子ども育成事業（仮称）の推進を図ることとしている。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、一兆二千八百五十八億三千二百万円を受け入れることとしている。

7　社会資本整備事業特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 治水勘定	八一六、七六七	八一六、七六七
(2) 道路整備勘定	二、〇一一、六三五	二、〇一一、六三五
(3) 港湾勘定	二五一、二一七	二五一、二一七
(4) 空港整備勘定	三二〇、一九一	三二〇、一九一
(5) 業務勘定	二五一、〇四五	二五一、〇四五

道路整備勘定においては、歳入では、一般会計からの受入れ、東日本大震災復興特別会計（仮称）からの受入れ及び国債整理基金特別会計からの受入れのほか、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。歳出では、地域の連携・交流を促進する幹線交通体系の整備、死傷事故率の低減に資する重点的な交通事故対策、快適な通行空間の確保等を図るための無電柱化等を実施することとしている。このほか、「東日本大震災復興基本法」（平成二十三年法律第七六号）に基づく東日本大震災からの復興の基本方針における取組の一環として、三陸沿岸道路の整備等を実施することとしている。

8　東日本大震災復興特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
	三、七七五、三七六	三、七七五、三七六

本会計は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成二十三年法律第一一七号）に基づき、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成二十四年度から新たに設けられるものである。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、自由民主党・無所属の会、日本共産党及びみんなの党から、それぞれ、「平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算及び平成二十四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十四年三月八日

予算委員長　中井　洽

衆議院議長　横路　孝弘殿

平成二十四年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成二十四年一月二十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

平成24年度政府関係機関予算

予　算　総　則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成24年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額、株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条及び「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第24条の3第2項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「経済社会の持続的な発展のための新たな課題への対応に資する特定事業の促進に関する法律」（仮称）の施行により「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」が廃止となった場合には、「「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条」とあるのは「「経済社会の持続的な発展のための新たな課題への対応に資する特定事業の促進に関する法律」（仮称）」と読み替えるものとする。

公庫又は株式会社	限度		額
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額		82,500,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額		2,500,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額		20,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額		295,500
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	2,255,000,000
		社債の額面総額	290,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	180,000,000
		社債の額面総額	25,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	1,730,000,000
		社債の額面総額	245,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	1,632,000,000
		短期社債の取得に係る社債の発行限度額	200,000,000
		その他の社債の額面総額	900,000,000
	特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	150,000,000

2　前項に規定する株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに規定する業務をいう。

3　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ロに規定する業務をいう。

4　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫中小企業者向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに規定する業務をいう。

5　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第11条第2項及び第3項に規定する業務をいう。

6　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫特定事業等促進円滑化業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第6条及び「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第24条の3第1項に規定する業務をいう。ただし、「経済社会の持続的な発展のための新たな課題への対応に資する特定事業の促進に関する法律」（仮称）の施行により「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」が廃止となった場合には、「「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第6条」とあるのは「「経済社会の持続的な発展のための新たな課題への対応に資する特定事業の促進に関する法律」（仮称）」と読み替えるものとする。

7　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

8　第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第3条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成24年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第24条の2	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額	
	中小企業者向け業務	13,000,000千円
	貸付金の総額	24,000,000

	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第２第１号、第２号及び第５号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額 農林水産業者向け業務　3,600,000千円 中小企業者向け業務　20,000,000 保証金額の総額　88,100,000 保険価額の総額　33,800,000,000 補てんの額の総額 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく指定金融機関の出資に係る補てんの額の総額　24,000,000 その他の補てんの額の総額　2,189,100,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第６条	保険価額の総額　86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第４条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第１号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第１号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要件	経費
１　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務を除く。）	第２条第７項及び第８項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
２　株式会社国際協力銀行（国際協力銀行業務に限る。）又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

２　前項に規定する株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第41条第５号に規定する業務をいう。

３　第１項に規定する株式会社国際協力銀行国際協力銀行業務とは、株式会社国際協力銀行における「株式会社国際協力銀行法」第11条に規定する業務をいう。

４　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、次の表の左欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

保険金	限度額
「中小企業信用保険法」、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（流用の制限）

第５条　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第１項、「株式会社国際協力銀行法」第24条第１項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第１項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第６条　第１条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

２　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　則）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関が平成24年度において発行する債券若しくは社債又は債務の保証で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額又は保証金額の総額は、外貨による額面総額又は保証金額の総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成22年11月１日から平成23年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		21,152,770	事業損金	18,444,868
		事業益金	21,152,770	予備費	150,000
	雑収入		1,482,469		
		一般会計より受入	1,403,913		
		エネルギー対策特別会計より受入	11,716		
		住宅資金貸付手数料等収入	28,424		
		運用収入	8,629		
		雑収入	29,787		
	合計		22,635,239	合計	18,594,868
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		184,283,288	事業損金	122,180,397
		事業益金	184,283,288	予備費	1,447,000
	雑収入		18,007,416		
		一般会計より受入	16,708,573		
		エネルギー対策特別会計より受入	421		
		運用収入	20,240		
		雑収入	1,278,182		
	合計		202,290,704	合計	123,627,397
農林水産業者向け業務	事業益金		47,526,181	事業損金	64,787,788
		事業益金	47,526,181	予備費	550,000
	雑収入		21,221,043		
		一般会計より受入	19,157,219		
		東日本大震災復興特別会計より受入	75,270		
		運用収入	28,123		

官報(号外)

		雑収入	1,960,431		
	合計		68,747,224	合計	65,337,788
中小企業者向け業務	事業益金		134,542,772	事業損金	90,934,258
		事業益金	134,542,772	補償金	441,000
	補償料収入		250,000	予備費	640,000
		補償料収入	250,000		
	雑収入		17,651,793		
		一般会計より受入	13,797,545		
		エネルギー対策特別会計より受入	10,199		
		運用収入	361,415		
		雑収入	3,482,634		
	合計		152,444,565	合計	92,015,258
信用保険等業務	事業益金		440	事業損金	5,566,796
		事業益金	440	保険費	1,249,862,149
	保険料収入		243,407,776	予備費	260,000
		保険料収入	243,407,776		
	回収金		129,563,220		
		回収金	129,563,220		
	雑収入		3,401,403		
		運用収入	2,794,983		
		雑収入	606,420		
	合計		376,372,839	合計	1,255,688,945
危機対応円滑化業務	事業益金		138,214,562	事業損金	139,970,028
		事業益金	138,214,562	補償金	145,915,743
	補償料収入		10,587,913	利子補給金	23,636,792
		補償料収入	10,587,913	予備費	10,000
	雑収入		2,297,895		
		一般会計より受入	1,612,523		

官報（号外）

		運用収入	684,254		
		雑収入	1,118		
	合計		151,100,370	合計	309,532,563
特定事業等促進円滑化業務	事業益金		4,766,507	事業損金	4,866,053
		事業益金	4,766,507	予備費	5,000
	雑収入		104,702		
		一般会計より受入	104,267		
		運用収入	156		
		雑収入	279		
	合計		4,871,209	合計	4,871,053
株式会社国際協力銀行					
国際協力銀行業務	事業益金		568,950,077	事業損金	727,121,819
		事業益金	568,950,077	予備費	229,400
	雑収入		169,442,716		
		運用収入	4,409,400		
		雑収入	165,033,316		
	合計		738,392,793	合計	727,351,219
駐留軍再編促進金融業務	雑収入		575,283	事業損金	573,216
		一般会計より受入	575,026	予備費	2,067
		雑収入	257		
	合計		575,283	合計	575,283
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		188,676,328	事業損金	105,591,535
		事業益金	188,676,328	予備費	140,600
	雑収入		7,112,913		
		運用収入	7,670		
		雑収入	7,105,243		
	合計		195,789,241	合計	105,732,135

平成二十四年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
	二二、六三五	一八、五九五

現行の「沖縄振興特別措置法」（平成十四年法律第一四号）の期限到来後の新たな沖縄振興策の初年度にあたり、沖縄の社会経済の特性等を踏まえ、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の成長力強化等を支援するとともに、東日本大震災や円高等による影響への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、貸付契約額として千四百二十億円を予定しているほか、沖縄における地場産業振興等のための出資十億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

		収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国民一般向け業務	二〇二、二九一	一二三、六二七
(2)	農林水産業者向け業務	六八、七四七	六五、三三八
(3)	中小企業者向け業務	一五二、四四五	九二、〇一五
(4)	信用保険等業務	三七六、三七三	一、二五五、六八九
(5)	危機対応円滑化業務	一五一、一〇〇	三〇九、五三三
(6)	特定事業等促進円滑化業務	四、八七一	四、八七一

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で二十六兆円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金五百九十三億円、東日本大震災復興特別会計（仮称）からの出資金三百九十二億円、計九百八十五億円の出資を受けることを予定している。

危機対応円滑化業務においては、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともに円高等による影響への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として二兆七千三百二十億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ一兆六千三百二十億円及び社債の発行による収入一兆千億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金三百万円を予定している。さらに、利子補給事業における利子補給金の原資及び損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から六千八百万円及び東日本大震災復興特別会計（仮称）から三百六億四千七百万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等十六億九百万円を交付することとしている。

3　株式会社国際協力銀行

		収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国際協力銀行業務	七三八、三九三	七二七、三五一
(2)	駐留軍再編促進金融業務	五七五	五七五

国際協力銀行業務においては、資源・エネルギーの安定供給確保・開発促進への取組、我が国企業の海外投資、インフラ需要の旺盛なアジアを中心とする地域への海外展開の支援、地球環境の保全を目的とする海外における事業促進の支援並びに国際金融秩序安定への取組に重点を置き、二兆二千九百八十億円の事業（二兆二千七百九十億円の出融資及び百九十億円の証券化に係る貸付債権若しくは債券の譲受等）を行うこととしている。これらの原資として、外国為替資金からの借入金一兆三千四百三十九億円、財政融資資金からの借入金四千億円、国際協力銀行業務社債の発行による収入二千六百十五億円、貸付金回収金等二千九百二十六億円を予定している。

4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
	一九五、七八九	一〇五、七三二

開発途上地域の政府等に対して、八千八百億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金五百六十九億円、財政融資資金からの借入金四千二百七十億円、国際協力機構債券の発行による収入八百億円及び貸付回収金等三千百六十一億円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、自由民主党・無所属の会、日本共産党及びみんなの党から、それぞれ、「平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算及び平成二十四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十四年三月八日

予算委員長　中井　洽

衆議院議長　横路　孝弘殿

平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算及び平成二十四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算及び平成二十四年度政府関係機関予算について、政府はこれを撤回し、左記の要領により速やかに組替えを行い、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

平成二十四年三月八日

提出者

石原　伸晃　　茂木　敏充

塩谷　立　　岸田　文雄

賛成者

あべ　俊子外百十五名

記

第一　組み替えを求める理由

民主党が政権を担当して二年半が経過したが、この間、日本経済はさらに低迷し、社会の閉塞感は一層強まるばかりである。もはやこれ以上、政権担当能力の無い民主党政権にわが国を委ねることは許されない。

平成二十四年度予算について、わが党は、政権交代を果たし、作り直していくとの立場に立つとともに、日本人の「絆」、地域の「絆」を守り、強化する新しい国造りの第一歩と位置付けるべきとの考えの下、昨年十二月十六日に「平成二十四年度予算に関するわが党の基本的考え方」を公表し、平成二十四年度予算の政府案が発表される前に、税制改正を含めた予算編成のあるべき方向を明らかにした。

日本の再生のために今求められていることは、わが国が抱える課題に対する基本的な考え方を明らかにし、課題の解決に向けて具体的な政策を果敢に実現していくことである。ここに、円高・デフレ対策、震災復興、国土の強靭化、社会保障制度改革、力強い日本農林水産業の振興等の重要政策について、わが党の考えを示すとともに、平成二十四年度予算案の問題点と組み替えるべき点を指摘する。

わが党が予算政府案に反対する理由

粉飾予算である点

平成二十四年度一般会計予算の規模は九〇・三兆円であり、この点については政府・民主党は、前年度比で六年ぶりに「減になった」と高い評価をしている。さらに、「中期財政フレーム」（平成二十三年八月十二日閣議決定）に基づき、歳出の大枠約六十八・四兆円、新規国債発行額約四十四兆円を堅持したとも謳っている。

我々は「平成二十三年度第四次補正予算案の問題点」で、同四次補正において本来二十四年度当初予算に計上すべき項目が含まれている点を指摘したが、補正予算にまわすことにより、当初予算の規模を表向き小さく見せようとしている。

さらに、基礎年金の国庫負担割合二分の一への引き上げの財源について、税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」（二・六兆円）に求め、あたかも「別枠」の予算のように偽っている。まさに平成二十四年度予算は『粉飾』予算であり、国民の目を欺くものである。

破綻マニフェストに拘泥する予算である点

民主党マニフェストが総崩れになっていることは論を俟たない。昨年の八月に民主党はマニフェストの中間検証を行い、「マニフェスト作成時に予測できなかった事態で大きな影響を受けている」「政策の必要性や実現可能性について検討・検証が不十分であった」など、事実上の『破綻』宣言を行う事態となっている。

平成二十四年度予算において、この『破綻』はさらに明確となっている。やらないと言っていた消費税の増税は声高に主張する一方で、無駄の削減と予算の組み替えで財源を捻出するとの約束は忘れさり、後期高齢者医療制度の廃止や国家公務員人件費の二割削減はすべて先送りである。いずれにしても、国民に対する具体的な説明や謝罪が全く行われないことは、無責任であると言わざるを得ない。

三党合意違反の信義に反する予算である点

我々は、民主党の看板政策である「子ども手当」「高校授業料無償化」「農業者戸別所得補償制度」「高速道路無料化」のバラマキ４Ｋ政策については、かねてより一貫して撤回を求めてきた。これは、財政面はもちろんのこと、国民のニーズから見てもより効果的な政策に転換すべきであるとの考えからであった。わが党が粘り強く協議した結果、昨年の八月になって、それらの政策の見直しについて、自民党、民主党、公明党の三党合意がなされたところである。

しかしながら、「子ども手当」については、検討事項とされていた「手当の名称」が、略せば「子ども手当」となるような法案が提出された。また、所得制限の影響緩和についても、年少扶養控除を含め検討事項とされていたが、何の説明もなく年収九六〇万円以上の世帯に五〇〇〇円を支給するとしてきた。これらは明らかに三党合意を無視するものである。

一方、「高校授業料無償化」と「農業者戸別所得補償制度」については、「政策効果の検証を基に、必要な見直しを検討する。なお、これらを含めた歳出の見直しについて、平成二十三年度における歳出の削減を前提に、平成二十三年度第三次補正予算ならびに平成二十四年度予算の編成プロセスなどに当たり、誠実に対処することを確認する。」とされていたが、「高校授業料無償化」については、まったく見直し作業が行われないまま予算に計上された。わが党は民主党の不誠実な対応を予算委員会で厳しく追求し、民主党は謝罪のうえ、高校授業料無償化の政策効果の検証を行い、必要に応じ平成二十四年度予算に反映するとの新たな三党合意を結んだ。「農業者戸別所得補償制度」については、民主党から示されたものは決して検証と呼べるものではなく、また、時間的にも平成二十四年度予算に反映できるものではなかった。

政治の要諦は「信頼」であることは言うまでもない。民主党の対応は公党間の信頼をことごとく裏切る行為であり、内閣支持率の低下に見られるように、そのまま国民の信頼低下につながっていることは明らかである。

甘い財政見通しと成長戦略欠如の予算である点

政府の経済の見通しのブレを指摘せざるを得ない。政府の二十四年度の経済成長率は名目二％、実質二・二％としているが、昨年八月の試算では名目二・八％、実質二・九％としていたはずであり、これまでの稚拙な経済財政運営の結果、下方修正せざるをえなくなった。

このような先を見通せない経済運営の結果を反映した予算案では、当然、今後の展望を拓けるものであるはずがない。

また、今回の予算案でも、具体的な成長戦略に裏付けされた予算項目は見受けられず、「日本再生重点化枠」についても、成長戦略とは無関係な項目も含まれており、これまでの政府の姿勢の延長線であり、未来の展望を拓くものではないと指摘する。

地方軽視の予算である点

前政権から自らの政治主導の成果と位置付ける「地域自主戦略交付金」（約六七五〇億円）については、各省が持っていた補助金を一部移動させただけであり、また、自治体が内閣府と各省双方に相談せざるを得ず、使い勝手がかえって悪いものとなっている。さらに、その積算基準が曖昧であり、自治体にとって不安定な交付金でもあり、即刻、廃止すべきである。地方にとっては、予算編成上の混乱という代償を払わされたものの、交付金の名称が変わっただけで中身は変わらない「百害あって一利なし」の制度である。

一方、政権交代後、「コンクリートから人へ」の掛け声のもとに行われた公共事業費の急激な削減（平成二十一年度当初予算比二・三兆円減・三十二％削減）により、地方の建設業者は大きな打撃を受けた。地域経済や災害時の応急・緊急対応の役割を担っている地域の建設業者が倒産、廃業してしまい、東日本大震災への対応の遅れなど、国民の生命・財産が危機に瀕している。

公務員人件費削減に対する消極的な予算である点

民主党は、平成二十五年度までに「国家公務員の総人件費二割削減」を公約しており、さらに、岡田副総理は、任期中の達成は難しいとマニフェスト違反とも取れる発言を行っている。そもそも、地方公務員の削減には言及せず、これこそ公務員の労働組合に支持された民主党が公務員制度改革を行えない要因であり、国民の期待は大いに裏切られた。

第二　編成替えの重要事項

正すべき重要事項　自民党ならこうする

（粉飾に頼らない「正直」な予算フレーム）

地域活性化策や農業分野など真に必要な分野については重点的に予算を上乗せする一方、高校授業料無償化などの民主党のマニフェスト関連経費の見直し、公務員人件費の削減、生活保護費の抑制等によって、予算全体では一・一兆円程度の削減が可能であると試算した。

わが党は、将来への投資に大胆に取り組むとともに、持続可能な財政の確立にも責任を持って対応していく。

基礎年金国庫負担割合二分の一への引き上げの財源について、予算編成の当初、安住財務大臣は歳出削減による対応を基本とする旨を国会で答弁していた。しかし、結局はその全額を交付国債の発行で賄うという実に安易かつ粉飾的手法を選択した。我々は、「正直」に真実を語るとの立場から、赤字国債で対応すべきであると考える。

さらに、わが党の提案する経済成長戦略の実施や大胆な金融緩和策の断行によりデフレから早期に脱却する。その結果、景気回復と税収増を図り、赤字国債の発行額をさらに削減するものとする。

（バラマキ政策の施策内容の変更）

破綻が明らかになったマニフェスト項目については、次のように政策効果と財源問題を見据えて施策内容の変更を行い、所要の額を捻出する。

「子ども手当て」高額所得世帯（九六〇万円以上）に対する支給停止　四〇〇億円

なお、「子どものための手当」を「児童のための手当」に名称変更する。

高校授業料無償化所得制度設定　二〇〇〇億円

（生活保護の見直し）

経済の低迷等により、受給者が急増している生活保護は、最後の安全網としての機能は確保しつつも、「手当より仕事」を基本に不正受給により厳格に対処するとともに、就労の一層の促進、現金給付から現物給付（住宅確保、食料回数券の活用等）への移行、医療扶助の適正化など必要な見直しを行い、少なくとも平成二十四年度政府予算案の約二兆八〇〇億円を平成二十二年度当初予算の水準（二兆二〇〇六億円）程度に抑制することなどにより、国費ベースで八〇〇〇億円を減額する。

（予算の重点化）

東日本大震災対策や景気対策、成長戦略、地域活性化への更なる後押しを実現するため、以下の項目について予算の重点化を行う。

大震災からの迅速かつ本格的な復興について

東日本大震災の復旧・復興のために、数次にわたる補正予算がわが党などの賛成により既に成立しているが、この予算を執行する民主党政権の不手際により、ガレキ処理や道路・鉄道等の生活インフラの復旧などは一向に進まず、発災から一年を迎えようという今日に至っても、被災者の生活再建、被災地の復興への展望は未だ拓けない状況が続いている。

わが党は、これまでのような「後手後手」の轍を二度と踏まないためにも、二月十日に創設された「復興庁」が総合調整に止まらず、与えられた権限を十二分に発揮し、被災地の実情に即して迅速かつ十分な対応を行うべきと考える。

平成二十四年度予算においては、「復興」を着実な軌道に乗せるため、以下の対応を行う。

①　被災地域全体における除染（土壌、家屋等の除染の集中実施、海底土の除染の推進等）及びガレキ処理の早期完了

② 被災者生活再建支援（既存ローンを抱えながらも住宅建設を希望する被災者に対する柔軟な新規融資等）
③ 原発事故による医療費及び継続的検査体制の強化（特に子どもへの対応）
④ 事業再建支援（中小企業・小規模事業者や農林漁業者の事業再建に向けた二重ローン対策や資金繰り対策、企業グループに対する補助金制度の一層の充実等）
⑤ 原発事故による風評被害対策の充実
⑥ 被災地の社会資本整備（寸断された道路、鉄道、防潮堤、河川堤防、さらには農地、漁港などの整備、下水汚泥の処理のための体制構築等）

また、復興の規模については、政府は、平成二十七年度末までの五年間の復興集中期間で十九兆円程度、平成三十二年度末までで二十三兆円程度と見込んでいる。しかし、「平成二十三年度第三次補正予算正すべきポイント（十一月二日）」で指摘したように、二十三年度の補正予算計上分に加え、平成二十四年度での対応を考えると、復興に必要な枠はほとんど残らないこととなる。これでは本格的な復興はもとより、後述するように国土強靱化のための全国防災への対応も到底覚束ない。復旧・復興事業については必要な予算を全力で確保すべきである。

一方、昨今のエネルギー需給については、国民生活や産業活動への影響を最小限に食い止めるために、必要な措置を講じる必要がある。

日本経済再生関係予算

日本経済を持続可能な成長軌道に乗せ、国民生活の基礎である雇用を安定させるためには、大胆かつきめ細かい成長戦略に立って予算を投入すべきである。

例えば、世界の頭脳を日本に集めるための研究環境・生活環境や、国際競争力を持ち海外展開する企業が世界中で大きく稼ぎ、その富を日本に還元し、新たな事業と雇用を生み出せる環境を整備する。また、中小企業のサプライチェーンを維持するため、これまでにない大胆な政策をパッケージで提示するとともに、その実施を図る。強固なエネルギー供給体制の確立や資源確保戦略の推進を国家プロジェクトで行うことも重要であるのは言うまでもない。

さらに、戦略的な研究開発の推進、医療・エネルギー・コンテンツ等の「グローバルトップ特区」の創設、国際標準化の推進などにより、イノベーションを一層強化・加速させることも急がれる。

中小・小規模事業者対策予算

東日本大震災の被災地における産業復興だけではなく、全国的規模でも中小・小規模事業者への対策を強化する観点から、資金繰り対策とともに、新製品や新たな技術の開発などを促進し、円高等に負けない足腰の強い経営体制を強化していくために、中小企業関係予算を政府案よりも約三〇〇億円程度増額することが必要である。

農林水産業の復興関係予算

平成二十四年度予算政府案は、美しい国土づくりに不可欠な農業農村基盤整備などを怠るだけでなく、「自助」を前提としない「農業者戸別所得補償制度」は米価の低落を招来するとともに、米（＝水田農業）など土地利用型農業偏重で、地域の特性を無視した全国一律単価の採用により多様性ある農業の展開を著しく困難にしている。さらに被災地の食料生産の復旧・復興への配慮も十分とは言えない。

このような誤りを正すため、わが党としては、農業予算総額を大幅に増やしつつ、農家の所得は、「減らさないこと」はもちろん「増やすこと」を基本として、自助を前提に、頑張る農家に報いる農政、地域の絆を強める農政の実現を目指す。

この考え方に基づき、「農業生産者を支える政策」「農業地域を元気にする政策」「農業用地を確保する政策」を基本に以下の具体的な政策を実施する。

一つは、地域の実態に応じた経営体（複合経営体を含む）を育成し、それらの多様な担い手が大宗を占める取組みを進める。農業者戸別所得補償制度の固定部分は、農地を農地として維持することに対し対価を支払う直接支払制度に振り替え、金額も約三五〇〇億円に拡充する。変動部分は、農家の拠出を伴う収入減少影響緩和対策に振り替え、拡充を図る。

二つは、地域の実態を踏まえた多様な担い手を育成・確保するため、地域の特性を踏まえた支援の単価の設定などを通して、大豆など食料自給率向上に資する作物もしっかりと応援する。そのために、経営移譲円滑化制度の創設なども含む担い手新法を制定する（予算額約五〇〇億円）など農業者を支える政策を打つ。

三つは、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金・環境保全型農業直接支援対策などを取り込んで、平場農地も含む土地利用型作物に限らない日本型直接支払制度を創設する多面的機能直接支払法を制定するなど、農業地域を元気にする政策を打つ（約三五〇〇億円）。

四つは、農地の転用規制を厳格化するとともに、農業生産基盤の維持・向上のための農業農村整備事業や地域の実態に合った農地集積加速化事業を復活するなど、規模拡大のために期限付きの目標を掲げて優良な農業用地を確保する政策を打つ（約六四〇〇億円）。

畜産・酪農についても、地域の特性を無視した全国一律単価の採用などにより多様性のある展開を著しく困難にしている現行制度を見直し、拡充する。

林業については、災害対策に資する治山事業の拡充や林業経営の基盤強化、さらに、路網整備や機械整備のための森林整備加速化・林業再生事業など約一六〇〇億円の増額を行う。

水産関係については、東日本大震災からの復興は言うに及ばず、わが国周辺水域・内水面の資源状況の悪化、燃油高騰の長期

化によるコスト増での経営の悪化、生産・流通の悪化など衰退に歯止めがかかっていない。そこで、これらに対応するため関係予算を拡充し、衰退に歯止めをかける。

地方活性化関係予算

地方が自らの実情に合った事業を独自の財源だけで行うことは昨今の経済状況から見ても難しい状況にある。「日本再生のカギは地方経済にあり」との観点に立って十分な資金を確保し、地方の活性化を大胆に推進する。

他方、地方自治体が特色ある政策を着実に実施できるよう、経済対策や雇用創出事業に活用できる「地域経済対策特別交付金」、「地域雇用創出緊急交付金」を創設し、地域からの日本経済再生の支援を行う。

また、地方がその実情に合った事業を積極的に行うのに必要な地方交付税の総額を確実に確保すべきである。

国土づくり関係予算

以下に具体的に、「国土強靱化元年」として平成二十四年度予算における対応について触れていく。

地方経済は公共事業に負うところが多いが、公共事業費は政権交代以降、平成二十一年度当初予算と比較して、約二・三兆円、三十二％もの削減が行われた。

この結果、防災対策をはじめとする社会資本整備に重大な支障が生じ、東日本大震災や各種自然災害への対応力の脆弱さが露呈した。さらに、地域経済や災害時の応急・緊急対応の役割を担っている地方建設業の経営も圧迫、「地方の危機管理」が限界にきている現状もある。

そこで我々は、これまでの「ハコモノ行政」の反省に立ち、国土強靱化元年に相応しい内容とするため、『真に必要』な公共事業を緊急に行う観点から、政府案の約四・六兆円から増額し、約八・三兆円を確保すべきであると考える。大震災等により、多くの国民が貴い生命を奪われるとともに、国土に破滅的な被害が生じ、その復旧・復興に巨額な支出を余儀なくされることを甘受する（＝「事後復興」の考え方）のではなく、事後復興に必要な額よりもはるかに少ない額で計画的かつ賢明な投資を行い大震災等の被害の額を大幅に縮減する「国土の強靱化」を全国レベルで行うこと（＝「事前復興」の考え方）を国家の最優先課題と位置付け、人的・物的被害を最小限に抑えるべきである。

この「事前復興」の考え方に基づき、近い将来に発生が予測されている大震災等の被害を最小限に抑えるため、早急に実施すべき事業として約三兆円を東日本大震災復興特別会計に計上する。

社会保障関係予算

年金・医療・介護は世代を超えた国民生活の基盤であり、社会保障制度の崩壊は国民生活の崩壊につながる。今こそ高齢化の進展等に対応し、自助・自立を基本に安心できる社会保障制度の構築を目指すべきである。

基礎年金国庫負担割合の二分の一への引き上げは当然の前提とし、その財源については、前述したように交付国債の発行による年金積立金の取崩しによるのではなく、一般会計予算において必要な予算を確保する。

さらに、前述の生活保護費の抑制に加え、「子どもに対する手当」に関して、三党合意に即して名称を「児童のための手当」と変更するとともに、年収九六〇万円以上の世帯への支給（一人当たり五〇〇〇円）は行わないこととする。なお、年少扶養控除については今後、さらに議論を深めていくこととする。

雇用政策においては、失業率は五％を下回る水準で推移しているものの、デフレに加え急激な円高などの影響による産業・雇用の空洞化が懸念され、きめ細かな対応が不可欠である。

特に、ハローワークのマンパワーの拡充・強化とマンツーマンの個別・総合的支援体制の確立などにより、新規学卒者など若年者の就労支援や女性・高齢者の再就職のための支援体制を強化する。

また、職業訓練のオーダーメイド化、職能別検定制度の充実、ジョブカードの円滑な活用など職業訓練体制の整備を行うとともに、非正規労働者の公正な待遇の確保、フリーター・ニートへの就労支援、職業意識を醸成する教育の推進、中小企業労働者・下請労働者の雇用の安定と待遇改善などを進める。

人材育成関係予算

教育の目的は、わが国の次代を担う人材を育てることである。改正教育基本法の理念を実現するために、わが党政権下で、初めて「教育振興基本計画」が策定されたが、民主党政権は、高校授業料無償化の財源に充てるため、基本計画関連の予算を軒並み削減した。

まずは、三党合意に基づき、高校授業料無償化については、検証の下、所得制限を設けるとともに、低所得者への給付型奨学金（約一〇〇〇億円）の創設や公私間格差の是正を早急に行うべきである。

また政府は、一昨年の概算要求において義務教育費国庫負担金を一〇％削減し、必要な予算を確保することができなくなったため、「小学校一・二年生の三十五人学級」を打ち出したが、現状は一学級平均二十七・九人となっており、三十五人学級とする合理性や必要性はないと考える。義務教育に関わる予算よりも高校授業料無償化の財源確保を優先するための口実であり、党利党略の施策であると指摘せざるを得ない。

昨年、わが党主導で改正した教職員の定数を定める法律（義務標準法）に基づき柔軟に配慮できる教員（加配教員）を活用して、小学校の専科教員配置や特別支援教育での特別指導などきめ細かい対応を行うべきである。さらに、東日本大震災を受けて、学校耐震化・防災拠点化の要望が三三五〇億円にも上っており、予算の確実な措置が必

要である。

また、科学技術やスポーツ、文化・芸術分野については、中・長期的に安定した予算の確保が必要である。特に、わが国の成長や復興の原動力となる科学技術については、重点的な投資が必要である。

外交・防衛関係予算

政権交代後、わが国の外交力が著しく落ち込んでいる。北方領土、竹島、尖閣諸島等をめぐる問題や沖縄普天間基地問題、さらにはＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）問題への対応のまずさは、国益を棄損し、日本のプレゼンス低下に直結する由々しき問題である。

外交力を抜本的に高めていくため、大使館体制と人員の強化など、外交基盤の整備を協力に推進する。特に、南スーダンへのＰＫＯ派遣については武器使用基準の緩和を検討するとともに、在南スーダンの大使館を早急に開設すべきである。

外交ツールとして極めて有効であるＯＤＡについては、戦略的実施に向け、プロジェクトの内容など実施体制を見直す。

また、国を守る観点から、予算・人員削減が明記された「防衛大綱」「中期防」を新たに策定し直す。特に、大震災への対応を見ても人員・装備などの整備は今後も必要である。これ以上の防衛予算の縮減に歯止めをかけるとともに、震災で被害を受けたＦ－２戦闘機の修復などのためには、約八〇〇億円の増額を行う必要がある。

さらに近年、サイバーテロの脅威が静かに、しかし、着実に増している。米国はサイバー空間を「第五の戦場」と位置付け、その対応の強化を行っている。わが国においても、サイバーテロへの対応を含めサイバーセキュリティーの対策強化を早急に進める。

（持続可能な財政の確立へ）

ギリシャを端緒とし、イタリア、スペインなどにも及んだ財政危機は、決してよそ事ではなく、国際金融市場においては各国の財政赤字の動向が注目されている。財政危機は、単に財政の問題にとどまらず、金融市場や金融機関の経営、さらには経済、国民生活にも甚大な影響を及ぼす問題である。

わが党は、「財政健全化責任法案」の提出をはじめ財政健全化に向けての具体的な取組みを強く主導してきた。また、二〇一〇年の参議院選挙公約では、社会保障を支えるための消費税率一〇％を明記した。

しかし、前述のように、政府・民主党は、平成二十四年度予算案において、中期財政フレームで示した目標をあたかも達成できたかのように粉飾し、三年連続の「放漫予算」となった。さらに、政府・与党が想定しているように消費税の引き上げを行っても、二〇一五年度における基礎的財政収支赤字（対ＧＤＰ比）を二〇一〇年度水準の半分にするとの財政健全化目標の実現も厳しいものになりつつある。

財政運営戦略（平成二十二年六月二十二日閣議決定）においても「財政健全化への取組は正直であることを第一とし、国の会計間の資金移転、赤字の付け替え等に依存した財政運営は厳に慎む」としているように、正直に真実を語ることが、財政健全化に向けて厳しい道のりを国民とともに歩むための大前提である。

円高・デフレなどの経済問題の克服による景気や雇用の回復、さらには経済成長に全力で取り組むとともに、国会議員の定数削減、公務員の人件費削減をはじめとした徹底した歳出削減に努めつつ、消費税を含む税制抜本改革の実施により、持続可能な財政の確立を目指す。

（徹底した行財政改革）

わが党は、行財政改革に果敢に取り組んできた。例えば、国家公務員の削減に関しては、一〇年で国家公務員を二〇％（八万一〇〇〇人）純減する計画を平成十七年に決定し、その後四年間で約四万五〇〇〇人の純減を達成した。今後、わが国財政の危機的状況を克服していくために、国家公務員の純減を可能な限り前倒しするなどにより、国・地方公務員（国：約三〇万人、地方：約二四〇万人）の人件費を削減し、国費ベースで一兆五〇〇〇億円のスリム化を行う。

また、無駄遣いの撲滅については、平成二十一年度予算において徹底した支出の見直しを行い、広報経費・委託調査費や、公益法人への支出について約三～四割削減したほか、政策の棚卸しにより一般会計約五五〇〇億円、特別会計約三三〇〇億円を削減した。引き続き、無駄遣いの撲滅に向け、不断の努力を行い、効果や優先順位、適正規模等の視点から個々の政策をゼロベースで総点検することにより、合計で約五〇〇〇億円程度の見直しを行う。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十二年四月六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

目次中「就業条件の整備等」を「保護等」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第一条中「就業に関する条件の整備等」を「保護等」に改める。

第四条第一項第三号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改める。

第六条第四号中「当該取消し」を「又は第二十

一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令」に改め、同条中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五　第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しないもの

六　第十四条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

七　前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）

第六条に次の二号を加える。

十一　暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

第十条第五項中「第四号」の下に「から第七号まで」を加える。

第十四条第一項第一号中「第四号」の下に「から第七号まで」を加え、同項第二号中「法律（この下に「第二十三条第三項、第二十三条の二及び」を加え、同項に次の一号を加える。

四　第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したとき。

第二十一条第一項中「（第四号」の下に「から第七号まで」を、「いずれかに該当するとき」の下に「又は第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したとき」を加え、「同条第四号」を「第六条第四号から第七号までのいずれか」に改める。

第二十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

5　派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限）

第二十三条の二　派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の関係のある者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「関係派遣先」という。）に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合（一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業（労働者派遣に係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。）に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。）が百分の八十以下となるようにしなければならない。

第二十四条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第三章の章名中「就業条件の整備等」を「保護等」に改める。

第二十六条第一項第二号中「労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）」を「派遣就業」に改め、同項第八号中「労働者派遣契約」を「派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法

（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約」に改め、同項第九号中「当該紹介予定派遣」を「当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣」に改める。

第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十条の六第一項第四号」を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に次の一条を加える。

（労働者派遣契約の解除に当たつて講ずべき措置）

第二十九条の二　労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その者の都合による労働者派遣契約の解除に当たつては、当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業の機会の確保、労働者派遣をする事業主による当該派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担その他の当該派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければならない。

第三十条中「派遣元事業主」を「前二条に規定するもののほか、派遣元事業主」に、「及び能力」を「、能力及び経験」に改め、同条を第三十条の三とし、第三章第二節中同条の前に次の二条を加える。

（有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等）

第二十条　派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者（相当期間にわたり期間を定めて雇用する派遣労働者であつた者その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進することが適当である者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「有期雇用派遣労働者等」という。）の希望に応じ、次の各号のいずれかの措置を講ずるように努めなければならない。

一　期間を定めないで雇用する派遣労働者として就業させることができるように就業の機会を確保し、又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるように雇用の機会を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提供すること。

二　当該派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあつては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

三　前二号に掲げるもののほか、有期雇用派遣労働者等を対象とした期間を定めないで雇用される労働者への転換のための教育訓練その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

（均衡を考慮した待遇の確保）

第二十条の二　派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。第四節を除き、以下同じ。）に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

2　派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者について、教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるように配慮しなければならない。

第三十一条中「その雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（第四節を除き、以下「派遣先」という。）」を「派遣先」に、「当該派遣労働者」を「派遣労働者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（待遇に関する事項等の説明）

第三十一条の二　派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（労働者派遣に関する料金の額の明示）

第三十四条の二　派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

一　労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合　当該労働者

二　労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合　当該労働者

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する労働者であるか否かの別

第三十五条に次の一項を加える。

2　派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

第三十五条の二の次に次の二条を加える。

（日雇労働者についての労働者派遣の禁止）

第三十五条の三　派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。

2　厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改

正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（離職した労働者についての労働者派遣の禁止）

第三十五条の四　派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の九第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行つてはならない。

第三十六条中「第四号」を「第八号」に改め、同条第一号中「前条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

3　派遣先は、第三十条の二の規定による措置が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者に関する情報であつて当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように努めなければならない。

第四十条の二第一項第三号中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削る。

第四十条の四中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第四十条の五中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該同一の派遣労働者について第三十五条の規定による期間を定めないで雇用する労働者である旨の通知を受けている場合は、この限りでない。

第四十条の五の次に次の四条を加える。

第四十条の六　労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一　第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

二　第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

三　第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

四　この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

2　前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、当該申込みを撤回することができない。

3　第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかつたときは、当該申込みは、その効力を失う。

4　第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の七　労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他関係法令の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければならない。

2　前項に規定する求めを行つた派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあつた場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の八　厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができる。

2　厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾し

た場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3　厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第四十条の六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止）

第四十条の九　派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

2　派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十四条第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に、「第二十六条第一項」を「第二十三条の二」に改める。

第四十五条第一項から第四項まで、第八項、第九項、第十五項及び第十六項、第四十六条第一項、第三項、第六項、第十二項及び第十三項並びに第四十七条第一項及び第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十八条の見出しを「（指導及び助言等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　厚生労働大臣は、第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第四十九条第一項中「この法律」の下に「（第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。）」を加える。

第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣は」の下に「、労働者派遣の役務の提供を受ける者が」を加え、「又は第四十条の五の規定に違反している者に対し、第四十八条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該」を「、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける」に、「若しくは第四十条の二第一項」を「、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項」に、「雇用契約」を「労働契約」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十一条第二号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同条第三号中「第三十五条、」を削り、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第三十五条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第二条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「業として行う」及び「（次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　物の加工、組立てその他の物を製造する工程における作業として政令で定めるものに係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣（次号、次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により当該業務に従事させる場合における当該業務を除く。）

第四条第二項中「前項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第二十八条中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改める。

第三十五条第一項第二号を次のように改める。

二　当該労働者派遣に係る派遣労働者が常時雇用する労働者であるか否かの別（当該労働者が期間を定めないで雇用する労働者である場合にあつては、その旨）

第三十五条の四中「第四十条の九第一項」を「第四十条の十第一項」に改め、同条を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止）

第三十五条の三　派遣元事業主は、その常時雇

用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつてその業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又はその業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合

二　第四十条の二第一項第三号又は第四号に掲げる業務について労働者派遣をする場合

三　当該労働者派遣に係る派遣労働者が六十歳以上の者である場合

四　当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものである場合

2　厚生労働大臣は、前項第一号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四十条の六第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十条の九の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

第四十条の九を第四十条の十とし、第四十条の八の次に次の一条を加える。

（常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止）

第四十条の九　派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、派遣元事業主が当該労働者派遣をしたならば第三十五条の三第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第四十九条の二第一項中「若しくは第四十条の九第一項」を「、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項」に改める。

附則第四項中「物の製造の業務（物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）」を「前条第一項第三号の政令で定める作業に係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣により当該業務に従事させる場合における当該業務に限る。）」に改め、「（以下「特定製造業務」という。）」を削る。

附則第五項を次のように改める。

5　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の三及び第四十条の九の規定は、労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させても当該労働者の雇用の安定に大きな支障が生じていなかつたと認められる業務であつて、当該業務に従事する労働者の雇用の安定を図るためには労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させることがやむを得ないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

附則に次の一項を加える。

6　厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第三条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「労働保険事務組合又は」を「労働保険事務組合、」に改め、「団体」の下に「、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十八条第一項において「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主（以下「派遣先の事業主」という。）又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十一項に規定する船員派遣（以下「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者」を加える。

第四十七条中「第三者（」の下に「派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者を除く。」を加える。

第四十八条第一項中「事業場又は」を「事業場、」に改め、「事務所」の下に「、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場」を加える。

第五十一条中「事業主」の下に「、派遣先の事業主又は船員派遣の役務の提供を受ける者」を加える。

第五十三条中「及び第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項」に改め、「団体」の下に「、派遣先の事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者」を加える。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第四条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「無料の」を削り、同条第二項中「第三十三条第一項」を「第三十条第一項」に、「無料」を「業務として、有料」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の六から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を

受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第二号」とあるのは「前項第二号又は第三号」とする。

第四十二条第四項中「無料」を「有料」に改め、同条第五項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条第六項中「第二章第二節第二款」の下に「、第三十条」を加え、同項の表第六条第四号の項中「当該取消し」を「又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令」に、「廃止を命じられた」を「命令の」に改め、同項の次に次のように加える。

第六条第五号	第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合	シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の廃止を命じられた場合（同項第一号の規定により廃止を命じられた場合
	、当該法人	、当該シルバー人材センター
	又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において	において
	取消し又は命令	命令
	当該法人の	当該シルバー人材センターの
第六条第六号	一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令	一般労働者派遣事業の廃止の命令

第四十二条第六項の表第十四条第一項の項中「第六条第四号」の下に「から第七号までのいずれか」を加える。

第四十五条中「同法第四十二条第五項」と」の下に「、同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と」を加える。

	届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出	届出
第六条第七号	前号	シルバー人材センターが、前号
	届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である	届出をした
	当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）	当該シルバー人材センター（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条の規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定　公布の日

二　第二条の規定並びに附則第十一条及び第十二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（派遣労働者の雇用の安定）

第二条　政府は、この法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者その他の派遣労働者の雇用の安定を図るとともに、事業主の労働力の確保を支援するため、公共職業安定所又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。）の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、更なる派遣労働者の保護のための方策を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項の規定を踏まえつつ、派遣労働者の保護を図ることの重要性にかんがみ、派遣先の責任の在り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

（一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に第一条の規定に

よる改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（附則第七条において「旧高年齢者等雇用安定法」という。）の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行っている者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置）

第五条　第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次条において「新労働者派遣法」という。）第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

（日雇労働者及び離職した労働者についての労働者派遣の禁止に関する経過措置）

第六条　新労働者派遣法第三十五条の三第一項、第三十五条の四及び第四十条の九の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　施行日において現に旧高年齢者等雇用安定法第四十二条第二項（旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っているシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例により当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2　前項のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合が、同項の期間において、第四条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による有料の職業紹介事業の届出をしたときは、旧高年齢者等雇用安定法第四十二条第三項（旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の八第一項の規定による廃止の届出をしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十三条第八号中「建設業務労働者就業機会確保契約」を「送出労働者の新たな就業の機会の確保、送出労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の建設業務労働者就業機会確保契約」に改める。

第四十四条中「第二十六条第一項、第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

第三十条第三号	前二号	第一号

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を「、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者	その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）
第三十六条	第六条第一号から第八号まで	建設労働法第三十二条第一号から第四号まで
第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号又は第三号

第四十条の六第一項第四号	又は次節の規定により適用される法律の規定	若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定

第四十四条の表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

第四十九条の二第一項	、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の五
	、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項

第十一条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、「並びに第五十四条」を「、第五十四条並びに附則第五項及び第六項」に改め、同条の表第四条第三項の項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同表第三十四条第一項第二号、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同表第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

第四十九条の二第一項	、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項	若しくは第四十条の九

（港湾労働法の一部改正）

第十二条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第十二条第四項中「第二十六条第一項第二号」を「第二十三条の二」に改める。

第二十三条中「、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同条の表第二十五条の項中「、次条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同表第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条までの項中「、第四十九条第一項」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者	その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）

第二十三条の表第三十六条第六号の項の次に次のように加える。

第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

第四十九条第一項	（第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。）	（業務の範囲等に関する規定を除く。）
第四十九条の二第一項	、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の五
	、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項

第十三条　港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並びに附則第五項及び第六項の規定は」に改め、同条の表第四条第三項の項中「、第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第二十五条の項中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四第一項ただし書及び第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、「並びに第五十四条」を「、第五十四条並びに附則第五項及び第六項」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「、第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イの項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

第四十九条の二第一項	、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項	若しくは第四十条の九

（職業安定法等の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　職業安定法第四条第六項

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第二号ヘ及びヲ

三　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十五第二項

四　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表

五　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十三条

六　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の六十七の項

七　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第八条第一項

八　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十一

九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第三十八号

十　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項

十一　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第四号

十二　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第四十八号

十三　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第一項第二号

十四　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第四十五条第五号

（登録免許税法の一部改正）

第十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（届出が有料職業紹介事業の許可とみなされる場合の当該届出の取扱い）

第三十四条の二　別表第一第八十一号の規定により職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の有料の職業紹介事業の許可とみなされる高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十二条第二項（業務等）の規定による届出については、これを当該許可に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

別表第一第八十一号中

「

八十一　有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可

」を

「

八十一　有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可（注）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項（業務等）の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。

」

に改め、同号㈠中「（昭和二十二年法律第百四十一号）」及び「（有料職業紹介事業の許可）」を削り、同号㈡中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

理　由

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第百七十四回国会閣法第六〇号）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、近年、労働者派遣事業をめぐり様々な問題が生じていることにかんがみ、常時雇用する労働者以外の派遣及び物の製造の業務に対する派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護の充実を図る等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　法律の目的に派遣労働者の保護を明記するとともに、法律の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改めるものとすること。

2　常時雇用する労働者でない者について、いわゆる専門二十六業務への労働者派遣等の場合を除き、労働者派遣を行ってはならないものとすること。なお、雇用の安定に大きな支障が生じていなかったと認められる業務等で政令で定める業務については、その施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行うことを認めるものとすること。

3　物の製造の業務について、常時雇用する労働者を派遣する場合を除き、労働者派遣を行ってはならない業務に追加するものとすること。

4　日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者について、専門的な知識等を必要とする業務のうち、適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと政令で定める業務を除き、労働者派遣を行ってはならないものとすること。

5　派遣元事業主は、派遣労働者の賃金について、派遣先の労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容等を勘案して決定するように配慮しなければならないものとするとともに、派遣料金の平均額と派遣労働者の賃金の平均額の差額が派遣料金の平均額に占める割合等について情報提供しなければならないものとすること。

6　適用除外業務への従事、無許可事業主等からの労働者派遣の受入れ等派遣先が違法であると知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、その時点において、派遣先は当該派遣労働者に対して、労働契約の申込みをしたものとみなすものとすること。

7　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2及び3は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

近年、労働者派遣事業をめぐり様々な問題が生じていることにかんがみ、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等所要の措置を講じることは、時宜に適するものと認めるが、労働者派遣が禁止される日雇労働者とは、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用される労働者をいうこととするとともに、日雇派遣労働の禁止の例外として雇用機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合等を追加すること、物の製造の業務についての労働者派遣の禁止に関する規定及び常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止に関する規定を削除すること等の修正を行う必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十四年三月七日

厚生労働委員長　池田　元久

衆議院議長　横路　孝弘殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十条の六第一項第四号」を加える。

第三十五条の二の次に次の二条を加える。

（日雇労働者についての労働者派遣の禁止）

第三十五条の三　派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、そ（三十日）（について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用する日雇労働者について労働者派遣を雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、）労働者派遣を行ってはならない。

2　厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（離職した労働者についての労働者派遣の禁止）

第三十五条の四　派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の九（六）第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行ってはならない。

第四十条の五の次に次の一条を加える。

第四十条の六　労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一　第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

二　第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

三　第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

四　この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

2　前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、当該申込みを撤回することができない。

3　第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかつたときは、当該申込みは、その効力を失う。

4　第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の七　労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他関係法令の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければならない。

2　前項に規定する求めを行つた派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあつた場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の八　厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができる。

2　厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3　厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第四十条の六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止）

第四十条の九　派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

2　派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣は」の下に「、労働者派遣の役務の提供を受ける者が」を加え、「又は第四十条の五の規定に違反している者に対し、第四十八条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該」を「、第四十条の五若しくは第四十条の六第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける」に、「若しくは第四十条の二第一項」を「、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第六項第一項」に、「雇用契約」を「労働契約」に改める。同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第二条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「業として行う」及び「（次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　物の加工、組立てその他の物を製造する工程における作業として政令で定めるものに係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣（次号、次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により当該業務に従事させる場合における当該業務を除く。）

第四条第二項中「前項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改める。

第三十五条第一項第二号を次のように改める。

二　当該労働者派遣に係る派遣労働者が常時雇用する労働者であるか否かの別（当該労働者が期間を定めないで雇用する労働者である場合にあつては、その旨）

第三十五条の四中「第四十条の九第六項第一項」を「第四十条の十第九項第一項」に改め、同条を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止）

第三十五条の三　派遣元事業主は、その常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつてその業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又はその業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合

二　第四十条の二第一項第三号又は第四号に掲げる業務について労働者派遣をする場合

三　当該労働者派遣に係る派遣労働者が六十歳以上の者である場合

四　当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものである場合

2　厚生労働大臣は、前項第一号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四十条の六第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十条の九の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

第四十条の九を第四十条の十とし、第四十条の八の次に次の一条を加える。

第四十条の九　労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該労働者派遣に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一　第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

二　第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

三　第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

四　この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

2　前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、当該申込みを撤回することができない。

3　第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかつたときは、当該申込みは、その効力を失う。

4　第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の七　労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合（同項ただし書に規定す

る場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他関係法令の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければならない。

2　前項に規定する求めを行った派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあった場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行った時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の八　厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができる。

2　厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3　厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第四十条の六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止）

第四十条の九　派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、派遣元事業主が当該労働者派遣をしたならば第三十五条の三第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第四十九条の二第一項中「若しくは第四十条の六の九第一項」を「、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項」に改める。

附則第四項中「物の製造の業務（物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）」を「前条第一項第三号の政令で定める作業に係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣により当該業務に従事させる場合における当該業務に限る。）」に改め、「（以下「特定製造業務」という。）」を削る。

附則第五項を次のように改める。

5　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の三及び第四十条の九の規定は、労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させても当該労働者の雇用の安定に大きな支障が生じていなかったと認められる業務であつて、当該業務に従事する労働者の雇用の安定を図るためには労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させることがやむを得ないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

附則に次の一項を加える。

6　厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条の規定　公布の日

二　第二条の規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）公布の日から起算して三年を経過した日（いう。）超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、更なる派遣労働者の保護のための方策を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項の規定を踏まえつつ、派遣労働者の保護を図ることの重要性にかんがみ、派遣先の責任の在り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

3　政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況、高齢者の就業の実態等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）の在り方について、速やかに検討を行うものとする。

（派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置）

第五条　第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次条において「新労働者派遣法」という。）第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

（日雇労働者及び離職した労働者についての労働者派遣の禁止に関する経過措置）

第六条　新労働者派遣法第三十五条の三第一項、第三十五条の四及び第四十条の九の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第二十六条第一項、第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

第三十条第三号	前二号	第一号

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を「、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二十日二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務（労働者派遣について労働者派遣を以外の業務については、その雇用する日雇労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、）	その雇用する日雇労働者（日々又は二十日二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）
第三十六条	第六条第一号から第八号まで	建設労働法第三十二条第一号から第四号まで

十八条第二項及び第三項並びに」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号又は第三号
第四十条の六第一項第四号	又は次節の規定により適用される法律の規定	若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定

第四十四条の表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

第四十九条の二第一項	、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の五
	、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項

第十一条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、「並びに第五十四条」を「、第五十四条並びに附則第五項及び第六項」に改め、同条の表第四条第三項の項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同表第三十四条第一項第二号、及び第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第四号」に改め、同表第三十六条の項の次に次のように加える。

第四十九条の二第一項	、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項	若しくは第四十条の九
第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号又は第三号
第四十条の六第一項第四号	又は次節の規定により適用される法律の規定	若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「第二十九条及び第四十条の六第一項第四号」を「第二十九条の二及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同表第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の六第一項第四号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

第四十四条の表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第十二条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び」に改め、同条の表第二十五条の項中「、次条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同表第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条までの項中「、第四十九条第一項」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二十日二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務（労働者派遣について労働者の確保が特に困難であると認められる業務の機会の確保を図るために必要であると認められる労働者の雇用の継続等を図るための場合その他の場合で政令で定める場合を除き、港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号	その雇用する日雇労働者（日々又は二十日二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）
第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

第四十九条第一項	（第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。）	（業務の範囲等に関する規定を除く。）
第四十九条の二第一項	、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の五
	、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項

第二十三条の表第三十六条の項の次に次のように加える。

第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号

第二十三条　港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は」に改め、同条の表第四条第三項の項中「第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第二十五条の項中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、「並びに第五十四条」を「、第五十四条並びに附則第五項及び第六項」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「、第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イの項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

第四十九条の二第一項	、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項	若しくは第四十条の九
第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

（職業安定法等の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　職業安定法第四条第六項

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第二号ヘ及びヲ

三　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十五第二項

四　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表

五　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十三条

六　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の六十七の項

七　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第八条第一項

八　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十一

九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第三十八号

十　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項

十一　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第四号

十二　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第四十八号

十三　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第一項第二号

十四　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第四十五条第五号

十五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第五項

（別紙）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　登録型派遣の在り方、製造業務派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方については、本法施行後一年経過後をめどに、東日本大震災による雇用状況、デフレ・円高等の産業に与える影響及び派遣労働者の就労機会の確保等も勘案して論点を整理し、労働政策審議会での議論を開始すること。

二　いわゆる専門二十六業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先企業に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。検討の結論が出るまでの間、期間制限違反の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に、必要な限度においてのみ実施するよう改めること。

労働契約申込みみなし規定の適用に当たっては、事業者及び労働者に対し、期間制限違反に該当するかどうか等の助言を丁寧に行うこと。

三　いわゆる偽装請負の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に実施するよう改めること。

労働契約申込みみなし規定が適用される「偽装する意図を持っているケース」を、具体的に明確化すること。併せて、事業者及び労働者に対し、偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧に行うとともに、労働者派遣と請負の区分基準を更に明確化すること。

四　労働契約申込みみなし制度の創設に当たり、派遣労働者の就業機会が縮小することのないよう、周知と意見聴取を徹底するよう努めること。

五　派遣労働者に対する労働・社会保険適用を一層促進するため、現行の派遣元指針及び派遣先指針に記載されている労働・社会保険適用の促進策の法定化を含む抜本強化について検討すること。

六　優良な派遣元事業主が育成されるよう、法令遵守の一層の徹底、派遣労働者の労働条件の改善等、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用も含めた適切な指導、助言等を行うこと。

七　派遣労働者の職業能力の開発を図るため、派遣元事業主は派遣労働者に対し教育訓練の機会を確保し、労働者派遣業界が派遣労働者の雇用の安定等に必要な職業能力開発に取り組む恒久的な仕組みを検討すること。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十四年一月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項第一号中「第五十三条第二十一項」の下に「若しくは第二十三項」を、「第三百二十一条の八第二十一項」の下に「若しくは第二十三項」を加え、「。以下この項において同じ」及び「で、当該更正又は決定によつて納付すべき法人税額又は連結法人税額を納付すべき日までに提出されたものに限る。）、第五十三条第二十三項若しくは第三百二十一条の八第二十三項の規定による申告書（法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額又は法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るもの」を削り、「第七十二条の三十三第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「で、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に提出されたもの」

を削り、「、同条第三項」を「、第七十二条の三十三第三項」に、「、第七十二条の八十九第一項」を「若しくは第七十二条の八十九第一項若しくは第三項」に改め、「（消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税の譲渡割額に係るもので、当該更正又は決定によつて納付すべき消費税額を納付すべき日までに提出されたものに限る。）若しくは同条第三項の規定による申告書」を削る。

第二十三条第一項第四号の四中「、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十四第五項」を「又は第六十八条の十三第四項」に改める。

第三十二条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合　同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二　前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合　百二十五万円

第四十五条の二第一項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第五十条の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第七十二条の二十三第二項第二号中「若しくは介護療養施設サービス」を削り、「助産又は」を「助産若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）又は」に改め、同項第四号中「又は同法」を「若しくは同法」に、「若しくは指定介護療養施設サービスのうち」を「のうち」に、「若しくは指定介護療養施設サービスに」を「に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療に要する費用の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第七十二条の八十九第一項中「前条第一項」の下に「及びこの条第三項」を、「規定による」の下に「更正又は」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第七十三条の四第一項第二十三号中「関西国際空港株式会社が関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第六条第一項第一号又は第二号」を「新関西国際空港株式会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第九条第一項第一号、第二号又は第四号」に、「第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者」を「第十二条第一項第一号に規定する指定会社」に改める。

第百四十三条第一項中「道府県内の市町村」の下に「（特別区を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第二百九十二条第一項第四号の四中「、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十四第五項」を「又は第六十八条の十三第四項」に改める。

第三百十三条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合　同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二　前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合　百二十五万円

第三百十七条の二第一項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第三百十七条の六に次の四項を加える。

5　第一項又は第三項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定

に規定する事項（以下この項及び第七項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する市町村の長に提供しなければならない。

一　電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次項第一号において同じ。）を使用する方法として総務省令で定める方法

二　当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

6　第四項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第四項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この項及び次項において「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより第四項に規定する市町村の長に提供しなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法として総務省令で定める方法

二　当該公的年金等支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク等を提出する方法

7　第一項、第三項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、政令で定めるところにより第一項、第三項若しくは第四項に規定する市町村の長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前二項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この項及び次項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該報告書の提出に代えることができる。

8　第五項又は第六項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項、第三項又は第四項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第四十五条の二第二項、第三百十七条の二第二項、この条第一項から第四項まで、次条及び第三百二十一条の四第三項の規定を適用する。

第三百十七条の七第一項中「前条」を「前条第一項から第四項まで」に改める。

第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第三百二十八条の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第三百四十九条の三第五項中「（外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として総務省令で定めるものにあつては、当該額に五分の三を乗じて得た額）」を削り、同条第二十四項中「関西国際空港株式会社が」に、「関西国際空港株式会社法第七条第一項第二号」を「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第二号」に改める。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号八中「及び第十条の三」を「から第十条の三の二まで」に改める。

附則第八条の二第一項中「第六十八条の十五第五項又は」を「第六十八条の十五第五項、」に改め、「第六十八条の十二第七項」の下に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十三条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項」を加え、「第六十八条の十四第五項」を「第六十八条の十三第四項」に改め、同条第二項中「第四十二条の七第七項又は」を「第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、」の下に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項又は」に改め、「第四十二条の七第七項、」の下に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条の規定に規定する指定会社」に、「平成十六年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第十条の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十三項を第十一項とし、第十四項から第十六項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十一条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第三項」を削る。

附則第十一条の四第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

附則第十一条の五第一項及び第三項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「第二十二項」の下に「並びに第七十条の四の二第一項、第二項、第四項、第七項、第八項（同条第四項及び第七項に係る部分に限る。）、第九項及び第十項（同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項までに係る部分を除く。）」を加え、同条第二項中「第三十四項」の下に「、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項中「第十九項又は」を「第十九項若しくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は前項」を「又は同法第七十条の四の二第七項（同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は前項」に、「同条第二十九項」を「同法第七十条の四第二十九項」に、「の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は第一項」を「又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は第一項」に、「同条第五項」を「同法第七十条の四第五項」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「次条第四項に規定する電気自動車、同条第五項各号に掲げる天然ガス自動車、同条第六項に規定する充電機能付電力併用自動車、同条第七項各号に掲げる電力併用自動車又は同条第八項第三号イに掲げる軽油自動車」を「次に掲げる自動車（第百十三条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の二の五までにおいて同じ。）」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。附則第十二条の二の五第一項において同じ。）

二　天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量（同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項、次条及び附則第十二条の二の五第七項において同じ。）が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率（以下この条及び次条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

五　次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）

イ　乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次

のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二に次の一項を加える。

3　前項（第四号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは、「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替えるものとする。

附則第十二条の二の三第一項中「（第百十三条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の二の五までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号ロに掲げる軽油自動車又は附則第十二条の二の五第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「前条第二項」を「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げるガソリン自動車

イ　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年

度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三第三項中「前条第二項又は前項」を「前項又は附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げるガソリン自動車

イ　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三第四項を次のように改める。

4　第二項（第一号イに係る部分に限る。）及び前項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは「前条第三項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「前条第三項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十二条の二の三第五項から第八項までを削る。

附則第十二条の二の五第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「（附則第十二条の二の三第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　附則第十二条の二の三第三項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二　附則第十二条の二の三第三項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の二の五第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4　道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次項及び第六項において「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するものであること。

5　路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の二の五第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一　基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二　公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

6　道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一　基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二　公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

三　高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

7　次に掲げるトラック（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一　車両総重量が八トンを超えるトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの

二　車両総重量が十三トンを超えるトラック（総務省令で定めるけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

三　充電機能付電力併用自動車

四　附則第十二条の二の二第二項第四号（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

五　附則第十二条の二の二第二項第五号イに掲げる軽油自動車

六　附則第十二条の二の二第二項第五号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の二の七第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　附則第十二条の二の三第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二　附則第十二条の二の三第二項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の二の五第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一　電気自動車

二　附則第十二条の二の二第二項第二号に掲げる天然ガス自動車

三　充電機能付電力併用自動車

四　附則第十二条の二の二第二項第四号（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

五　附則第十二条の二の二第二項第五号イに掲げる軽油自動車

六　附則第十二条の二の二第二項第五号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の二の七第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一

日」に改める。

附則第十二条の三第一項中「とする自動車で総務省令で定めるもの」を「とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「及びメタノール」を「、メタノール」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第三項において同じ。）並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「定めるもの（以下この号に」を「定めるもの（以下この号及び次項」に改め、同号ロ中「及び次項」を削り、同項第三号中「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。」を削り、「備えているもので総務省令で定めるものをいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同項第四号中「以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第六項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同条第四項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第十二条の三第四項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　充電機能付電力併用自動車

附則第十二条の三第五項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「、平成二十二年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項、第四項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第三項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十五条第二項中「次に」を「次の各号に」に、「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日（第六号に掲げる施設又は設備にあつては、平成二十七年三月三十一日）まで」に、「の三分の一（当該償却資産のうち、第三号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第五号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三）の」を「にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項第一号中「定めるもの」を「定めるもの　三分の一」に改め、同項第二号中「定めるもの」を「定めるもの　二分の一」に改め、同項第五号中「定めるもの」を「定めるもの　四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、四分の三）」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「定めるもの」を「定めるもの　三分の一」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「定めるもの」を「定めるもの　二分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの　二分の一

附則第十五条第三項を削り、同条第四項中「又は平成二十三年度」を「から平成二十五年度までの間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第

二十八項」を「第二十四項」に、「第三十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第二十一項」を「第十七項」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に、「の三分の二の額」を「に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の二）を乗じて得た額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第三百四十九条の三第五項の主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であつて、」及び「であるもの」を削り、「海上運送法の一部を改正する法律（平成八年法律第九十九号）の施行の日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「同項」を「第三百四十九条の三第五項」に、「三分の二」を「三分の一」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第三十項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を削り、同条第十九項中「第二十一項」を「次項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第二十項を削り、第二十一項を第十七項とし、第二十二項を第十八項とし、第二十三項を第十九項とし、同条第二十四項中「平成二十二年度分及び平成二十三年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項を同条第二十一項とし、同条第二十六項中「第三十七項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十七項を同条第二十三項とし、同条第二十八項中「第三十五項」を「第六項」に、「第五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十九項を同条第二十五項とし、同条第三十項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条中第三十二項を第二十八項とし、第三十三項を第二十九項とし、第三十四項を削り、同条第三十五項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十六項を同条第三十一項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第三十八項を第三十三項とし、第三十九項を第三十四項とし、第四十項を第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第五号に規定する旅客施設を同法第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化（同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な設備の整備に関する事業（既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに掲げる鉄道事業者又は同号ロに掲げる軌道経営者が平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

37　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備（同法第二条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「次条第一項」を「次条」に、「前条第二十一項」を「前条第十七項」に改め、同項第一号中「日本国有鉄道改革法」の下に「（昭和六十一年法律第八十七号）」を加え、同条第二項中「次条第一項」を「次条」に、「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に、「前条第二十一項」を「前条第十七項」に改める。

附則第十五条の三第一項中「（次項において「旧地方税法」という。）」を削り、「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十五条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日に、「いう。附則第十五条の八第一項において同じ。」を「いう。」に改める。

附則第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第一項中「第一種中高層耐火建築物（中高層耐火建築物のうち地上階数四以上を有するものをいう。以下この項において同じ。）又は第二種中高層耐火建築物（中高層耐火建築物のうち地上階数三を有するものをいう。以下この項において同じ。）」を「中高層耐火建築物」に、「平成二十一年四月一日から平成二

十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、「第一種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額の三分の二に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとし、第二種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては」を削り、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「ついて平成二十一年改正前」を「ついて平成二十四年改正前」に、「平成二十二年度又は平成二十六年度」に改め、同号ロの表(2)中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十二年度又は平成二十三年度」を「平成二十五年度又は平成二十六年度」に改め、同条第八号イ及びロ中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「平成二十二年度又は平成二十三年度」を「平成二十五年度又は平成二十六年度」に改める。

附則第十七条の二の見出しを「（平成二十五年度又は平成二十六年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表の第一号の上欄中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、同号の中欄中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号の下欄中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十一年度の」を「平成二十四年度の」に、「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号の中欄中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号の下欄中「平成二十一年度の」を「平成二十四年度の」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に改め、同号の中欄中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号の下欄中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十二年度の」を「平成二十五年度の」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第六号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第二項中「平成二十二年度適用土地」を「平成二十五年度適用土地」に、「平成二十二年度類似適用土地」を「平成二十五年度類似適用土地」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第四号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号の下欄中「平成二十一年度の」を「平成二十四年度の」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第五号及び第六号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第四百十一条第三項の項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表第四百三十二条第一項の項中「平成二十二年度適用土地」を「平成二十五年度適用土地」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十二年度類似適用土地」を「平成二十五年度類似適用土地」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同表附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項、附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項の項中「附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項」を「附則第十五条第五項、第十四項、第二十項、第二十四項、第二十八項及び第三十項」に、「附則第十五条の三第一項」を「附則第十五条の三」に改め、同条第六項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表附

則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項、附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項の項中「附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項」を「附則第十五条第五項、第十四項、第二十項、第二十四項、第二十五項、第二十八項及び第三十項」に、「附則第十五条の三第一項」を「附則第十五条の三」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改める。

附則第十八条の前の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては十分の八、商業地等にあつては」を削り、同条第三項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同項第一号中「平成二十年度」を「平成二十三年度」に改め、同項第二号中「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に改め、同号イ中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、同号ロ中「平成二十二年度又は平成二十三年度」を「平成二十五年度又は平成二十六年度」に改め、同項第三号中「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に改め、同号イ中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ロ中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第四号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第六項第一号を「附則第十八条第六項第一号」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、同号イ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、同項第二号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に改め、同号イ及びロ中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第三号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号イ及びロ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十一年度類似用途変更宅地等」を「平成二十四年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、同項第三号中「同条第七項第三号」を「同条第六項第三号」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十二年度類似用途変更宅地等」を「平成二十五年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度類似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度類似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度類似課税標準額」を「平成二十五年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十三年度類似課税標準額」を「平成二十六年度類似課税標準額」に改め、同項第四号中「平成二十年度類似課税標準額」を「平成二十三年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、同条第四項第二号中「平成二十一年度類似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、同項第二号中「平成二十一年度類似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、同条第二項中「附則第十八条第七項

十八条第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改める。

附則第十九条の二第三項中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第一号中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十一年度の」を「平成二十四年度の」に改め、同項第二号中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第四項中「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に改め、同項第一号中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度の」を「平成二十五年度の」に、「平成二十三年度の」を「平成二十六年度の」に、「平成二十二年度適用土地」を「平成二十五年度適用土地」に、「平成二十二年度類似適用土地」を「平成二十五年度類似適用土地」に改め、同項第二号中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度の」を「平成二十五年度の」に、「平成二十三年度の」を「平成二十六年度の」に、「平成二十二年度適用土地」を「平成二十五年度適用土地」に、「平成二十二年度類似適用土地」を「平成二十五年度類似適用土地」に改める。

附則第十九条の四第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に改め、「及び前項」を削り、「同条第七項」を「同条第六項」に、「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十八条第七項第一号」を「附則第十八条第六項第一号」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に、「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十一年度特定市街化区域農地」を「平成二十四年度特定市街化区域農地」に、「同条第七項第三号」を「同条第六項第三号」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十二年度特定市街化区域農地」を「平成二十五年度特定市街化区域農地」に、「同条第七項第四号」を「同条第六項第四号」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十三年度特定市街化区域農地」を「平成二十六年度特定市街化区域農地」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十一年度、」を「平成二十四年度、」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「附則第二十七条の二第八項」を「附則第二十七条の二第六項」に、「ついて第一項から第四項まで」を「ついて第一項及び第二項」に、「平成二十一年度で」を「平成二十四年度で」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に、「から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十一条（見出しを含む。）中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改める。

附則第二十一条の二の見出し中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、「、住宅用地据置固定資産税額」を削り、「、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額」を「又は市街化区域農地調整固定資産税額」に改め、同項第一号イ及びロ以外の部分中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、同号イ中「商業地等以外」を「住宅用地等以外」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、「附則第二十一条」の下に「又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、「商業地等」を「住宅用地等」に、「同条」を「これらの規定」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第二号イ及びロ以外の部分中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に改め、同号イ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号ロ中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項第三号イ及びロ以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第二項の表以外の部分中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に、「第十九条の四第六項から第八項まで」を「第十九条の四第四項から第六項まで」に改め、同項の表附則第十八条第七項の項中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に、「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同表附則第十八条第七項各号の項中「附則第十八条第七項各号」を「附則第十八条第六項各号」に改め、同表附則第十八条第七項第二号イの項中「附則第十八条第七項第二号イ」を「附則第十八条第六項第二号イ」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、「附則第二十一条」の下に「又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、「同条」を「これらの規定」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表附則第十八条第七項第三号イの項中「附則第十八条第七項第三号イ」を「附則第十八条第六項第三号イ」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表附則第十八条第七項第四号の項中「附則第十八条第七項第四号」を「附則第十八条第六項第四号」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同表附則第十八条の三第二項第一号ロの項中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正

前」を「平成二十四年改正前」に改め、「附則第二十一条」の下に「又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同表附則第十八条の三第二項第二号ロの項中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表附則第十八条の三第二項第三号ロの項中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表附則第十八条の三第三項の項中「附則第十八条第七項第二号イ」を「附則第十八条第六項第二号イ」に改め、同表附則第十八条の三第四項第一号ロの項中「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、「附則第二十一条」の下に「又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同表附則第十八条の三第四項第二号ロの項中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「平成二十二年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表附則第十九条の四第六項の項中「附則第十九条の四第六項」を「附則第十九条の四第四項」に、「附則第十八条第七項第一号」を「附則第十八条第六項第一号」に、「

前各項	附則第十八条第七項

」を「

前三項	附則第十八条第六項

」に改め、同表附則第十九条の四第七項の項中「附則第十九条の四第七項」を「附則第十九条の四第五項」に、「第五項」を「第三項」に、「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に改め、同表附則第十九条の四第七項及び第八項の項中「附則第十九条の四第七項及び第八項」を「附則第十九条の四第五項及び第六項」に、「から第五項まで」を「から第三項まで」に、「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第四号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第四項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第五項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第六項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改める。

附則第二十四条中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、「、住宅用地据置固定資産税額」を削り、「、市街化区域農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地据置固定資産税額」を「若しくは市街化区域農地調整固定資産税額」に改める。

附則第二十五条の前の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては十分の八、商業地等にあつては」を削り、同条第三項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に、「、第四項及び第五項の」を「及び第四項の」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「、第四項及び第五項」とあるのは「附則第二十五条第一項、第四項及び第五項」を「及び第四項」とあるのは「附則第二十五条第一項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十五条の三第一項中「附則第二十五条第七項」を「附則第二十五条第六項」に、「附則第十八条第七項第一号」を「附則第十八条第六項第一号」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、同号イ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、同項第二号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に改め、同号イ及びロ中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第三号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号イ及びロ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「附則第二十五条第七項」を「附則第二十五条第六項」に、「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十一年度類似用途変更宅地等」を「平成二十四年度類似用途変更宅地等」に、「同条第七項第三号」を「同条第六項第三号」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十二年度類似用途変更宅地等」を「平成二十五年度類似用途変更宅地等」に、「同条第七項第四号」を「同条第六項第四号」に、「平成二十三年

度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十三年度類似用途変更宅地等」を「平成二十六年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第一号中「平成二十一年度類似用途変更宅地等」を「平成二十四年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十年度に」を「平成二十三年度に」に、「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度類似課税標準額」を「平成二十三年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度類似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十三年度類似用途変更宅地等」を「平成二十六年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十二年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度類似課税標準額」を「平成二十五年度類似課税標準額」に改め、同条第四項第一号中「平成二十年度類似課税標準額」を「平成二十三年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に、「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第二号中「平成二十一年度類似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号ロ中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第三号中「平成二十二年度類似課税標準額」を「平成二十五年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号ロ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十二年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に改め、同条第五項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改める。

附則第二十七条の二第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に改め、「及び前項」を削り、「同条第七項」を「同条第六項」に、「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十八条第七項第一号」を「附則第十八条第六項第一号」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に、「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十一年度特定市街化区域農地」を「平成二十四年度特定市街化区域農地」に、「同条第七項第三号」を「同条第六項第三号」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十二年度特定市街化区域農地」を「平成二十五年度特定市街化区域農地」に、「同条第七項第四号」を「同条第六項第四号」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十三年度特定市街化区域農地」を「平成二十六年度特定市街化区域農地」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「ついて第一項から第四項まで」を「ついて第一項及び第二項」に、「平成二十一年度で」を「平成二十四年度で」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に、「から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十七条の四（見出しを含む。）中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改める。

附則第二十七条の四の二の見出し中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「ついて第一項から第四項まで」を「ついて第一項及び第二項」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、「、住宅用地据置都市計画税額」を削り、「、市街化区域農地調整都市計画税額又は市街化区域農地据置都市計画税額」を「又は市街化区域農地調整都市計画税額」に改め、同項第一号イ及びロ以外の部分中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、同号イ中「商業地等以外」を「住宅用地等以外」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、「附則第二十七条の四」の下に「又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、「商業地等」を「住宅用地等」に、「同条」を「これらの規定」に、「平成二十一年度

分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第二号イ及びロ以外の部分中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に改め、同号イ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号ロ中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項第三号イ及びロ以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第二項の表以外の部分中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に、「第二十七条の二第六項から第八項まで」を「第二十七条の二第四項から第六項まで」に改め、同項の表附則第十八条第七項の項中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に、「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同表附則第十八条第七項各号の項中「附則第十八条第七項各号」を「附則第十八条第六項各号」に改め、同表附則第十八条第七項第二号イの項中「附則第十八条第七項第二号イ」を「附則第十八条第六項第二号イ」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年度改正前」を「平成二十四年度改正前」に改め、「附則第二十七条の四」の下に「又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、「同条」を「これらの規定」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表附則第十八条第七項第三号イの項中「附則第十八条第七項第三号イ」を「附則第十八条第六項第三号イ」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表附則第十八条第七項第四号の項中「附則第十八条第七項第四号」を「附則第十八条第六項第四号」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第一号ロの項中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、「附則第二十七条の四」の下に「又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第二号ロの項中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第三号ロの項中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第三項の項中

「

附則第二十五条第七項において読み替えられた附則第十八条第七項第二号	附則第十八条第七項第二号

」を

「

附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十八条第六項第二号	附則第十八条第六項第二号

」に、「附則第十八条第七項第二号イ」を「附則第十八条第六項第二号イ」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第一号ロの項中「平成二十年度類似特定用途宅地等」を「平成二十三年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に改め、「附則第二十七条の四」の下に「又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二号ロの項中「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「平成二十二年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表附則第二十七条の二第六項の項中「附則第二十七条の二第六項」を「附則第二十七条の二第四項」に、「附則第十八条第七項第一号」を「附則第十八条第六項第一号」に、

「

前各項	附則第十八条第七項

」を

「

前三項	附則第十八条第六項

」に改め、同表附則第二十七条の二第七項の項中「附則第二十七条の二第七項」を「附則第二十七条の二第五項」に、「第五項」を「第三項」に、「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に改め、同表附則第二十七条の二第七項及び第八項の項中「附則第二十七条の二第七項及び第八項」を「附則第二十七条の二第五項及び第六項」に、「から第五項まで」を「から第三項まで」に、「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に改める。

附則第二十七条の五第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、「、住宅用地据置固定資産税額」を削り、「、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額」を「又は市街化区域農地調整固定資産税額」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項第一号中「、住宅用地据置固定資産税額」を削り、同項第三号中「又は市街化区域農地据置固定資産税額」を削り、同条第四項中「平成二十二年度分又は平成二十三年度分」を「平成二十五年度分又は平成二十六年度分」に改める。

附則第三十一条の三第一項中「から第六項まで」を「から第五項まで」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第一項中「第八条」を「第七条第一項」に、「同意観光振興計画」を「提出観光地形成促進計画」に、「第六条第三項第一号」を「第六条第二項第二号」に、「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「第十六条第一項」を「第八条第一項」に、「平成二十四年三月三十一日」を

「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域」を「第二十八条第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地域」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域」に、「産業高度化事業」を「産業高度化・事業革新促進事業」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域において設置される同法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成二十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同条第四項中「。第十一項」の下に「及び第十四項」を加え、同条に次の三項を加える。

14　道府県は、特定移行一般社団法人等（移行一般社団法人等のうち、非営利型法人に該当することその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が次に掲げる不動産を取得した場合には、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一　当該特定移行一般社団法人等が平成二十年十二月一日前から設置している幼稚園において当該特定移行一般社団法人等が直接保育の用に供する不動産

二　当該特定移行一般社団法人等が平成二十年十二月一日前から設置している図書館において当該特定移行一般社団法人等が直接その用に供する不動産

三　当該特定移行一般社団法人等が平成二十年十二月一日前から設置している博物館法第二条第一項の博物館において当該特定移行一般社団法人等が直接その用に供する不動産

16　前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第四十一条第十五項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

附則第四十五条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び第五条の四の二の規定の適用については、附則第五条の四第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十二年から平成二十五年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同

項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、附則第五条の四の二第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

附則第四十五条に次の一項を加える。

4　市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び第五条の四の二の規定の適用については、附則第五条の四第六項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条の二第一項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」と、「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十五年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、附則第五条の四の二第五項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

附則第五十一条第四項中「警戒区域設定指示（」を削り、「事故」の下に「（以下単に「原子力発電所の事故」という。）」を加え、「第十五条第三項又は」を削り、「第二十条第三項」の下に「又は第五項」を加え、「内閣総理大臣又は」を削り、「附則第五十五条の二第一項及び第三項において」を「以下」に改め、「市町村長」の下に「又は都道府県知事」を加え、「をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に」を「の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第五十二条第二項第一号において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第五項及び第六項中「警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第五十一条の二の見出し中「非課税」を「非課税等」に改め、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　東日本大震災により被災した鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により同法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供することができなくなつた鉄道施設（同法第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。以下この項において同じ。）であつて同法第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項若しくは第六項の規定による届出に係るもの（以下この項において「被災鉄道施設」という。）に代わるものと道府県知事が認める鉄道施設で当該被災鉄道施設の状況その他の事情を勘案して政令で定めるものの敷地の用に供する土地の取得をした場合における当該土地の取得（前条第二項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該被災鉄道施設の敷地の状況その他の事情を勘案して政令で定める割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第五十二条第二項中「規定する警戒区域設定指示が行われた日」を「規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同項第一号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区

域を指定する旨の公示があつた日」に改め、「当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に」を削り、「警戒区域設定指示区域内にある」を「自動車持出困難区域内にある」に改め、同項第二号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日まで」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日まで」に、「警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に改め、同号イ及びロ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同項第三号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に、「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に改め、同条第三項中「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に、「警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第五十四条第二項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同条第三項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に改め、同条第七項中「警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第五十五条第四項中「並びに次条第五項及び第六項」を「及び次条第三項から第八項まで」に改める。

附則第五十五条の二の見出しを「（原子力発電所の事故に関して住民に対し避難指示等を行うことの指示の対象となつた区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等）」に改め、同条第一項中「市町村長は」の下に「、当分の間各年度において」を加え、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う」及び「第十五条第三項又は」を削り、「第二十条第三項」の下に「又は第五項」を加え、「内閣総理大臣又は」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「当該各年度の末日」に改め、「対象となつた区域」の下に「（当該各年度の初日の属する年の一月一日前にこれらの指示の対象でなくなつた区域を除く。）」を加え、「平成二十三年度分」を「当該各年度分」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「又は屋内への退避」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前号」に、「これら」を「これ」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前項の規定により公示された区域（以下この項及び第五項において「平成二十三年度課税免除区域」という。）」を「各年度の課税免除区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「平成二十三年度課税免除区域内に平成二十三年度」を「当該各年度の課税免除区域内に当該各年度」に、「所在していた」を「所在する」に、「平成二十三年度分」を「当該各年度分」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「平成二十三年度課税免除区域」を「各年度において、当該各年度の前年度の課税免除区域」に、「平成二十四年度課税免除区域」に、「平成二十四年度分」を「当該各年度分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、前項の規定により公示された区域」を「各年度の減額課税初年度区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「当該区域」を「当該各年度の減額課税初年度区域」に、「平成二十四年度に」を「当該各年度に」に改め、「土地及び家屋に係る」の下に「当該各年度分の」を加え、同項を同条第四項とし、同条に次の四項を加える。

5　市町村長は、各年度において、当該各年度の前年度の減額課税初年度区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して当該各年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

6　市町村は、各年度の減額課税第二年度区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内に所在する土地及び当該各年度の減額課税第二年度区域内に当該各年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

7　市町村長は、各年度において、当該各年度の前年度の減額課税第二年度区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

8　市町村は、各年度の減額課税第三年度区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する土地及び当該各年度の減額課税第三年度区域内に当該各年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十二項中「第三十八項」を「第三十三項」に改め、同条第十三項及び第十四項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示

区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第十五項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に、「第三十八項」を「第三十三項」に改める。

附則第五十七条第四項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同条第五項中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に改め、同条第六項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「規定する警戒区域設定指示が行われた日」を「規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同項第一号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に、「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同項第二号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に、「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に改め、同条第七項中「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に、「警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「規定する警戒区域設定指示が行われた日」を「規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同項第一号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に、「警戒区域設定指示区域内にある」を「自動車持出困難区域内にある」に改め、同項第二号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示に係る警戒区域」を「自動車持出困難区域に係る警戒区域」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第二条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出しを「（平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度分の市町村交付金の特例）」に改め、同項中「平成二十二年度から平成二十四年度まで」を「平成二十五年度から平成二十七年度まで」に、「これらの規定」を「第八条」に、「から第六項まで」を「から第五項まで」に、「附則第十八条第一項から第四項まで」を「附則第十八条第一項から第三項まで」に、「同条第一項から第四項まで」を「同条第一項又は第二項」に改め、「額とする」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

附則第十七項を次のように改める。

（新関西国際空港株式会社に出資した固定資産に係る市町村交付金の不交付）

17　国は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第五条第八項の規定により新関西国際空港株式会社に出資した固定資産のうち、新関西国際空港株式会社が平成二十五年度において固定資産税を課されるべきものについては、第二条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年度分の市町村交付金を交付しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二十三号及び第三百四十九条の三第二十四項の改正規定、第二条中国有資産等所在市町村交付金法附則第十七項の改正規定並びに附則第八条第二項及び第十四条第二項の規定　平成二十四年七月一日

二　第一条中地方税法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の改正規定並びに次条第三項及び附則第七条第四項の規定　平成二十五年一月一日

三　第一条中地方税法第三十二条第十一項、第四十五条の二第一項ただし書、第三百十三条第十一項、第三百十七条の二第一項ただし

書、第三百十七条の六及び第三百十七条の七第一項の改正規定並びに次条第二項並びに附則第七条第二項及び第三項の規定　平成二十六年一月一日

四　第一条中地方税法附則第五条の四の改正規定　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五　附則第二十条の規定　郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日

六　第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（同条第三十七項に係る部分に限る。）　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第三十二条第十一項及び第四十五条の二第一項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法第五十条の七第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する新法第五十条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条　新法第七十二条の二十三（第二項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

2　平成二十四年七月一日前に終了する事業年度分の関西国際空港株式会社及び旧法附則第九条第四項に規定する指定造成事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　旧法附則第十一条第十一項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、「平成二十六年三月三十一日」とする。

3　施行日前に旧法附則第十一条の四第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

4　旧法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5　旧法附則第五十一条第五項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6　旧法附則第五十一条第六項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2　旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3　旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第六条　新法附則第十二条の三の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2　旧法附則第五十四条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

3　旧法附則第五十四条第三項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

4　旧法附則第五十四条第七項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第三百十三条第十一項及び第三百十七条の二第一項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第三百十七条の六第五項から第八項までの規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第七項に規定する報告書について適用する。

4　新法第三百二十八条の七第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する新法第三百二十八条の六第一項第一号に規定する退職所得

申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十九条の三第二十四項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十四項に規定する固定資産に対して課する平成二十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成十五年二月十五日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、「平成二十五年三月三十一日」とする。

9　平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十四項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　昭和六十三年四月一日から平成二十六年一月一日までの間に旧法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十三年一月一日」とあるのは「平成二十六年一月一日」と、「平成二十三年度」とあるのは「平成二十九年度」とする。

11　平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　旧法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　旧法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　旧法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産に代わるものと市町村長（旧法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあっては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（住宅用地及び市街化区域農地に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第九条　旧法附則第十八条第二項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第四項、第十九条の四第二項及び第四項、第二十五条第二項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第四項の規定は、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧法附則第十八条第二項	前項	附則第十八条第一項
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	十分の八	十分の九
旧法附則第十八条第四項	○・八	○・九
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	第一項	附則第十八条第一項
旧法附則第十九条の四第二項	前項	附則第十九条の四第一項
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	十分の八	十分の九

旧法附則第十九条の四第四項	○・八	○・九
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	第一項	附則第十九条の四第一項
旧法附則第二十五条第二項	前項	附則第二十五条第一項
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	十分の八	十分の九
旧法附則第二十五条第四項	○・八	○・九
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	第一項の	附則第二十五条第一項の
旧法附則第二十七条の二第二項	前項	附則第二十七条の二第一項
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	十分の八	十分の九
旧法附則第二十七条の二第四項	○・八	○・九
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	第一項の	附則第二十七条の二第一項の

2　前項の場合における新法の規定（固定資産税又は都市計画税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十七条第六号イの表(2)	又は第十九条の四の規定（	若しくは第十九条の四又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項の規定（
	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）第一条（の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）	平成二十四年改正前の地方税法
附則第十七条第六号ロの表(2)	又は第二十七条の二の規定（	若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項若しくは第四項若しくは第二十七条の二第二項若しくは第四項の規定（
附則第十八条第六項	第四項	第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項

附則第十八条の三第二項第二号ロ及び第三号ロ並びに第四項第二号ロ及び第三号ロ	附則第十八条	附則第十八条又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項	
	同条	これらの規定	
附則第十八条の三第五項	前各項	前各項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項及び第四項	
附則第十九条第二項	第四項	第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項	
附則第十九条の四第三項	第一項の	第一項及び平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第四項の	
	同条第六項	附則第十八条第六項	
	第四項	第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項	
	附則第十九条の四第一項	附則第十九条の四第一項及び平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第四項	

附則第十九条の四第四項	前三項	前三項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項	
附則第十九条の四第五項	から第三項まで	から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項	
附則第十九条の四第六項	及び第二項	及び第二項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項	
	から第三項まで	から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項	
附則第二十一条の二第一項	又は第十九条の四	若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項	
	宅地等調整固定資産税額	宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額（平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項に規定する住宅用地据置固定資産税額をいう。以下同じ。）	

又は市街化区域農地調整固定資産税額	、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額（平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第四項に規定する市街化区域農地据置固定資産税額をいう。以下同じ。）
附則第二十一条の二第二項の表附則第十八条第六項の項	及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項
附則第二十一条の二第二項の表附則第十九条の四第四項の項	前三項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項
附則第二十一条の二第二項の表附則第十九条の四第五項及び第六項の項	から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項
附則第二十二条第一項	又は第十九条の四若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第二十三条	若しくは第十九条の四

（附則第十九条の四	附則第十八条の	又は附則第十九条の四
（附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項	附則第十八条若しくは平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項の	又は附則第十九条の四若しくは平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項

附則第二十四条		
又は第十九条の四	若しくは第十九条の四	宅地等調整固定資産税額
若しくは第十九条の四若しくは平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項	宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額若しくは市街化区域農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地据置固定資産税額	

附則第二十五条第六項	第一項及び第四項の	同条第六項	第一項及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第四項の
		附則第十八条第六項	第一項及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項
附則第二十五条の三第二項第二号ロ及び第三号ロ並びに第四項第二号ロ及び第三号ロ	附則第二十五条第一項及び第四項	附則第二十五条第一項及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第四項	
附則第二十五条の三第五項	附則第二十五条	附則第二十五条又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項若しくは第四項	
	同条	これらの規定	
附則第二十六条第二項	第四項	第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項	
附則第二十七条の二第三項	第一項の	同条第六項	第一項及び平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第四項の
		附則第十八条第六項	第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項
		第四項	附則第二十七条の二第一項及び平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第四項
附則第二十七条の二第四項	前三項	附則第二十七条の二第一項	前三項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項及び第四項
附則第二十七条の二第五項	から第三項まで		から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項及び第四項
附則第二十七条の二第六項	第二項	同条第六項	第二項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項及び第四項
	から第三項まで	第四項	から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項及び第四項

附則第二十七条の四の二第一項	又は第二十七条の二		若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項若しくは第四項若しくは第二十七条の二第二項若しくは第四項
	宅地等調整都市計画税額	又は市街化区域農地調整都市計画税額	宅地等調整都市計画税額、住宅用地据置都市計画税額（平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第四項に規定する住宅用地据置都市計画税額をいう。）又は市街化区域農地調整都市計画税額（平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第四項に規定する市街化区域農地据置都市計画税額をいう。）
附則第二十七条の四の二第二項の表附則第十八条第六項の項			及び第四項
附則第二十七条の四の二第二項の表附則第二十七条の二第四項の項			前三項
附則第二十七条の四の二第二項の表附則第二十七条の二第五項及び第六項の項			から第三項まで

附則第二十七条の五第一項	又は第十九条の四		若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
	宅地等調整固定資産税額	又は市街化区域農地調整固定資産税額	宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額
附則第二十七条の五第二項	附則第十九条の四		附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第二十八条第一項	又は第十九条の四		若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第二十八条第一項第一号	宅地等調整固定資産税額		宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額
附則第二十八条第一項第三号	市街化区域農地調整固定資産税額		市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額
附則第二十八条第三項	附則第十九条の四		附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項

附則第二十九条の二	又は第二十七条の二	若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項若しくは第二十七条の二第二項若しくは第四項
附則第二十九条の四第一項	又は附則第十九条の四	若しくは附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項
	又は第二十七条の二	若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項若しくは第四項
附則第二十九条の七第一項	から附則第二十九条の五まで	から附則第二十九条の五まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第四項
附則第二十九条の七第四項	附則第十九条の四	附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第二十九条の七第五項	第二十九条の五	第二十九条の五並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第四項
附則第三十一条の三第一項	から第五項まで	から第五項まで又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第十条　市町村は、平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を適用しないことができる。

2　前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）並びに前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法附則第十八条第二項及び第四項の規定を適用する。

3　第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で平成二十四年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十四年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で平成二十五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十五年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で平成二十六年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十六年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が平成二十四年度の宅地等にあっては平成二十三年度、平成二十五年度の宅地等にあっては平成二十四年度、平成二十六年度の宅地等にあっては平成二十五年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に

係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成二十四年度の宅地等にあっては平成二十四年度分、平成二十五年度の宅地等にあっては平成二十五年度分、平成二十六年度の宅地等にあっては平成二十六年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法附則第十八条第二項及び第四項の規定を適用する。

4　第一項の場合には、平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法附則第十八条第二項及び第四項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5　前三項の規定は、平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定（これらの規定を前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、「附則第十八条第二項及び第四項」とあるのは「附則第二十五条第二項及び第四項」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、「附則第十八条第六項第三号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、「附則第十八条第二項及び第四項」とあるのは「附則第二十五条第二項及び第四項」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「、第二十五条及び第二十七条の四の二」と、「附則第十八条第二項及び第四項」とあるのは「附則第二十五条第二項及び第四項」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度課税免除区域等に関する経過措置）

第十一条　旧法附則第五十五条の二第二項に規定する平成二十三年度課税免除区域は、平成二十三年度の新法附則第五十五条の二第二項に規定する課税免除区域とみなす。

2　旧法附則第五十五条の二第四項に規定する平成二十四年度課税免除区域は、平成二十四年度の新法附則第五十五条の二第二項に規定する課税免除区域とみなす。

3　旧法附則第五十五条の二第五項の規定により公示された区域は、平成二十四年度の新法附則第五十五条の二第四項に規定する減額課税初年度区域とみなす。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十二条　旧法附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

2　旧法附則第五十七条第五項に規定する場合における同項に規定する他の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

3　旧法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

4　旧法附則第五十七条第七項に規定する場合における同項に規定する他の二輪自動車等に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

5　旧法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

6　旧法附則第五十七条第九項に規定する場合における同項に規定する他の小型特殊自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

7　旧法附則第五十七条第十三項に規定する場合における同項に規定する対象区域内軽自動車等に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十三条　旧法附則第三十三条第一項から第三項までに規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の三第二十四項の規定に関する部分に限る。）は、新法第三百四十九条の三第二十四項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する平成二十五年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十四項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する平成二十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3　昭和六十三年四月一日から平成二十六年一月一日までの間に旧法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋に対して課する都市計画税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十三年一月一日」とあるのは「平成二十六年一月一日」と、「平成二十三年度」とあるのは「平成二十九年度」とする。

4　旧法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地に対して課する都市計画税については、

なお従前の例による。

5　旧法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置）

第十五条　総務大臣が施行日以後最初に新法附則第五十一条第四項の規定により指定して公示した同項に規定する居住困難区域（以下この項において「居住困難区域」という。）は、同条第四項から第六項まで及び新法附則第五十六条第十三項から第十五項までの規定の適用については、平成二十三年三月十一日から居住困難区域であったものとみなす。この場合において、新法附則第五十六条第十三項から第十五項までの規定中「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」とする。

2　総務大臣が施行日以後最初に新法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項において「自動車持出困難区域」という。）は、同条第二項及び第三項、新法附則第五十四条第二項、第三項及び第七項並びに新法附則第五十七条第四項から第九項まで及び第十三項の規定の適用については、平成二十三年三月十一日から自動車持出困難区域であったものとみなす。この場合において、新法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあり、及び同項第一号中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同項第二号及び第三号中「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日から」と、同条第三項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、新法附則第五十四条第二項中「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度分」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第二項」と、「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同条第三項中「附則第五十二条第三項」とあるのは「平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第三項」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度分」と、同条第七項中「当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、新法附則第五十七条第四項中「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第二項」と、「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同条第五項中「附則第五十二条第三項」とあるのは「平成二十四年改正法附則第十五条第二項」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度分」と、「当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日から」と、同条第九項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度分」と、「当該対象区域内軽自動車等に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　次項に定めるものを除き、第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法（同項において「新交付金法」という。）の規定は、平成二十五年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「交付金」という。）について適用し、平成二十四年度分までの交付金については、なお従前の例による。

2　附則第九条第一項の場合における新交付金法附則第十五項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

地方税法附則第十八条	地方税法附則第十八条（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この条において「平成二十四年改正法」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第十八条第二項若しくは第四項
同条第一項から第五項まで	地方税法附則第十八条第一項から第五項まで又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項
同法附則第十八条第一項から第三項まで	地方税法附則第十八条第一項から第三項まで又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項
同法第三百四十九条の三の二第一項又は第二項	地方税法第三百四十九条の三の二第一項又は第二項
同法附則第十九条の四	同法附則第十九条の四（平成二十四年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項
同条第一項又は第二項	地方税法附則第十九条の四第一項若しくは第二項又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項
同法附則第十九条の三第一項本文	地方税法附則第十九条の三第一項本文

（政令への委任）

第十八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第十九条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

（郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十条　郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち地方税法附則第十五条第二十九項の改正規定及び第十条のうち同法附則第十五条第二十九項の改正規定中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十五項」に改める。

理　由

地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成二十四年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成二十四年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　個人住民税において、年金所得者の申告手続の簡素化を行うほか、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限

を平成二十五年十二月三十一日まで延長すること。

2　自動車取得税において、環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率の軽減等の特例措置の適用要件について、最新の燃費基準に切替えを行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。

3　固定資産税において、地方団体の自主性・自立性を高める観点から、一部の課税標準の特例措置について、軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任すること。

4　固定資産税及び都市計画税において、平成二十四年度の評価替えに当たり、原則として、現行の土地に係る負担調整措置等を継続すること。なお、住宅用地に係る据置特例については、経過的な措置を講じた上で平成二十六年度に廃止すること。

5　不動産取得税、固定資産税及び都市計画税において、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成二十年十二月一日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する不動産又は固定資産について、非課税とする措置を講ずること。

6　固定資産税及び都市計画税において、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る課税免除措置等を、平成二十五年度以後当分の間継続すること。

7　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

8　この法律は、一部の規定を除き、平成二十四年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、平成二十四年度において七百四十二億円の増収、平年度において八百二十九億円の増収が見込まれる。

二　議案の可決理由

地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成二十四年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十四年三月八日

総務委員長　原口　一博

衆議院議長　横路　孝弘殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年一月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同項第九号中「平成二年度から平成二十二年度まで」を「平成三年度から平成二十三年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

十六　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十二条第一項の表市町村の項第九号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同項第十号中「平成二年度から平成二十二年度まで」を「平成三年度から平成二十三年度まで」に改め、同項第十一号及び第十二号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

十七　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十二条第三項の表第四十号(1)中「得た地方債」の下に「（平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）」を加え、「起こした地方債」を「発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度及び平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）」に改め、同号(2)中「起こした地方債」を「発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）」に改め、同表第四十二号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同表第四十四号中「平成二年度」を「平成三年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同表第四十五号及び第四十六号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(6)　平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額	地方財政法第五条の三第一項の規定により

第十二条第三項の表に次の一号を加える。

五十一	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額	千円

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同項第九号中「平成二年度から平成二十二年度まで」を「平成三年度から平成二十三年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

十六	東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正

第十三条第五項の表市町村の項第八号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同項第九号中「平成二年度から平成二十二年度まで」を「平成三年度から平成二十三年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

十六	東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正

附則第四条の見出し中「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同条第一項中「平成二十三年度に限り」を「平成二十四年度に限り」に、「第一号から第五号まで」を「第一号から第六号まで」に、「一兆八千百五十億円」を「一兆九千七百億円」に、「第六号及び第七号」を「第七号から第九号まで」に改め、「減額した額」の下に「に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十一条及び第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円を加算した額」を加え、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）」に、「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第三号中「平成二十四年度」に、「四千三百六十一億円」を「二千四百二十八億円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第七号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「前三号」を「前各号」に、「三兆八千百五十四億円」を「三兆八千三百六十一億七百五十万円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額　六千二百三十四億八千五百万円

附則第四条第一項に次の一号を加える。

九　旧法附則第四条の二第六項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額　八百二十七億三千六百五十万円

附則第四条第二項中「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に、「九百九十八億八千七百四十万円」を「三千六百三十六億八千七百四十万円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十四年度分及び」を削り、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十四年度から平成三十八年度まで」を「平成二十五年度から平成三十九年度まで」に改め、「平成二十四年度にあつては第一項の額に前二項の規定により加算される額及び六千二百三十四億八千五百万円を加算した額とし」を削り、「平成二十六年度から平成三十八年度まで」を「平成二十六年度から平成三十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円

平成二十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百五十億円
平成三十二年度	二千五百十七億円
平成三十三年度	二千七十三億円
平成三十四年度	千六百三十四億円
平成三十五年度	千百九十四億円
平成三十六年度	八百七億円
平成三十七年度	四百九十六億円
平成三十八年度	二百五十二億円
平成三十九年度	九十八億円

附則第四条の二第四項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十四年度から平成二十七年度まで」を「平成二十五年度から平成二十七年度まで」に、「三千九百九十五億四千九百六十万円」を「二千九百九十六億六千二百二十万円」に、「六千五百九十六億六百六十九万八千円」を「三千九百五十八億六百六十九万八千円」に改め、「、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「第四項」を「第三項」に、「平成三十九年度」を「平成三十九年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

附則第四条の三の見出し中「平成二十四年度及び」を削り、同条第一項中「平成二十四年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「当該各年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第五条の二を削る。

附則第六条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第六条の二の見出し中「雇用対策・地域資源活用推進費」を「地域経済・雇用対策費」に改め、同条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項の表道府県の項中「雇用対策・地域資源活用推進費」を「地域経済・雇用対策費」に、「六八〇」を「二、六三〇」に改め、同表市町村の項中「雇用対策・地域資源活用推進費」を「地域経済・雇用対策費」に、「五二六」を「二、三四〇」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成二十三年度から平成二十五年度まで」を「平成二十四年度及び平成二十六年度まで」に改め、同条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度まで」を「平成二十四年度及び平成二十六年度まで」に、「、平成二十三年度」を「、平成二十四年度」に改め、「平成二十四年度及び」を削り、同項第一号の表道府県の項中「九、〇六三」を「四、三九五」に改め、同表市町村の項中「五、六六〇」を「二、八二一」に改め、同条第二項第二号中「二兆七千六百三十四億円」を「三兆二千七百八十五億円」に改め、「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」及び「同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第三号中「一兆四千二百六十六億円」を「一兆八千八百三十二億円」に改め、同条第三項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同項第一号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「附則第六条の二」を「附則第六条の三」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三第三項に次の一号を加える。

五　平成十九年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三第四項中「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」及び「第十条第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。

附則第六条の四を削る。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十四年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の三　平成二十四年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一　イからリまでに掲げる額の合算額

イ　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ　地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国

税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、震災特例法改正法及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号。以下この条において「租税特別措置法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ　震災特例法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ　平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ　平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ　平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヌ　イからホまでに掲げる額の合算額

二　イからホまでに掲げる額の合算額

イ　平成二十四年地方税法等改正法及び震災特例法改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ　平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

附則第九条中「平成二十三年度」を「平成二十三年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例）

第九条の二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体に対して交付すべき平成二十四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

附則に次の四条を加える。

（平成二十四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条　平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この条において「返還金等の額」という。）と平成二十三年度総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円の合算額（以下この条及び次条において「平成二十四年度震災復興特別交付税額」という。）との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成

二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を加算した額とする。

（平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十五年度における交付等）

第十二条　平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十四年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2　前項の規定により平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十五年度分の交付税の総額に加算して交付する場合においては、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十五年度分の交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十五年度分の交付税の総額から返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と同項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部との合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条　平成二十四年度及び平成二十五年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2　前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処するなどのための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「、平成二十四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額の合算額をいう。）と、平成二十五年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額の合算額をいう。）と、平成二十四年度震災復興特別交付税額の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額の合算額をいう。）と、平成二十四年度震災復興特別交付税額の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額の総額を、平成二十五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（平成二十四年度及び平成二十五年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条　平成二十四年度及び平成二十五年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十四年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額の合算額をいう。）」と、平成二十五年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額の合算額をいう。）」と、「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、八〇六、〇〇〇円
	一、土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一、六〇、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　一、〇一三、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一七二、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二九、二〇〇

港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、一〇〇	
漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一一、五〇〇	
漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、九八〇	
4 その他の土木費	人口	一人につき	一、五五〇
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	六、四三五、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	六、四八四、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	六、九九八、〇〇〇
	生徒数	一人につき	六七、九〇〇
4 特別支援学校費	教職員数	一人につき	六、三二二、〇〇〇
	学級数	一学級につき	二、二四七、〇〇〇
5 その他の教育費	人口	一人につき	一、八三〇
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二四二、〇〇〇
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二六六、四〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	八、七七〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	一二、〇〇〇
3 衛生費	人口	一人につき	一四、四〇〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	四八、〇〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき	九一、五〇〇
5 労働費	人口	一人につき	五三五
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一一九、〇〇〇
2 林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	五、〇二〇
	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、八〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	三三〇、〇〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき	二、二八〇
六 総務費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	六、三五〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、一三九、〇〇〇
3 地域振興費	人口	一人につき	七七三
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 補正予算債償還費	昭和五十六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 地方税減収補填債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成十九年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五六
	地方税の減収補填のため平成三十年度から平成二十三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二四

十　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三七
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三七
十二　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十三年度までの各年度の財源対策のための当該各年度において当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五八
十三　減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十八年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するために当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六七
十四　臨時税収補塡債償還費	臨時税収補塡のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一九
十五　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十三年度までの各年度において特別に起こすこと	千円につき	六七

		市町村		
十六　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	一　消防費	人口	一人につき　一一、三〇〇円
		二　土木費		
		1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　七九、六〇〇
			道路の延長	一キロメートルにつき　二〇六、〇〇〇
		2　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二七、六〇〇
			港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、一〇〇
			漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一一、六〇〇
			漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　四、三八〇
		3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき　一、〇一〇
		4　公園費	人口	一人につき　五六一
			都市公園の面積	千平方メートルにつき　三七、七〇〇
		5　下水道費	人口	一人につき　九四
		6　その他の土木費	人口	一人につき　一、八二〇
		三　教育費		
		1　小学校費	児童数	一人につき　四四、八〇〇
			学級数	一学級につき　九一四、〇〇〇
			学校数	一校につき　九、四四一、〇〇〇
		2　中学校費	生徒数	一人につき　四二、三〇〇

	3　高等学校費	学級数	一学級につき
		学校数	一校につき
		教職員数	一人につき
		生徒数	一人につき
	4　その他の教育費	人口	一人につき
		幼稚園の幼児数	一人につき
四	厚生費		
	1　生活保護費	市部人口	一人につき
	2　社会福祉費	人口	一人につき
	3　保健衛生費	人口	一人につき
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき
	5　清掃費	人口	一人につき
五	産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき
	2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき
	3　商工行政費	人口	一人につき
六	総務費		
	1　徴税費	世帯数	一世帯につき
	2　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき
	3　地域振興費	世帯数	一世帯につき
		人口	一人につき
		面積	一平方キロメートルにつき
七	災害復旧費		千円につき
	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金		

		一、一四九、〇〇〇	
		九、九一七、〇〇〇	
		七、〇九六、〇〇〇	
		八一、二〇〇	
		五、一八〇	
		三五三、〇〇〇	
		八、九七〇	
		一九、六〇〇	
		六、四六〇	
		六五、六〇〇	
		八一、四〇〇	
		五、二三〇	
		八三、八〇〇	
		二八九、〇〇〇	
		一、四八〇	
		五、三〇〇	
		一、五四〇	
		二、三六〇	
		二、二八〇	
		一、二一九、〇〇〇	
		九五〇	

	八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき
			八〇〇
	九　補正予算債償還費	昭和五十六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき
			八〇〇
		平成十一年度から平成十四年度及び平成十六年度から平成二十三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき
			五五
	十　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成三年度から平成十三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき
			二四
	十一　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき
			三六
	十二　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において特別に発行を許可	千円につき
			三七

十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五六	
十四　減税補塡債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成十年度まで及び平成十八年度から平成二十年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	八七	
十五　臨時税収補塡債償還費	臨時税収補塡のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	五三	
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六七	
十七　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	六	

別表第二道府県の項中「一二、一二〇」を「一一、九六〇」に、「一、二六二、〇〇〇」を「一、二九一、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二二、五〇〇」を「二二、〇七〇」に、「二、五八三、〇〇〇」を「二、五六四、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十四年度から」を「平成二十五年度から」に改め、同項の表中「

千億円

」を削る。

附則第九条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「第四号まで」を「第五号まで」に、「一兆三千百五十億円を加算した額」を「一兆千億円を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額」に改め、「、平成二十四年度にあっては第二十四条の規定により算定した額に第一号から第三号までに掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「同条の規定により算定した額に第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額から第四号」を「第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号」に、「第三号に掲げる額を加算した額から第四号」を「第二号に掲げる額を加算した額から第三号」に、「第三号に掲げる額を加算した額から第五号」を「第二号に掲げる額を加算した額から第四号」に、「、平成三十九年度」を「、平成三十九年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、平成四十年度」に、「第六号」を「第五号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に改め、「平成二十四年度分及び」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円

平成三十一年度	二千九百五十億円
平成三十二年度	二千五百十七億円
平成三十三年度	二千七十三億円
平成三十四年度	千六百三十四億円
平成三十五年度	千百九十四億円
平成三十六年度	八百七億円
平成三十七年度	四百九十六億円
平成三十八年度	二百五十二億円
平成三十九年度	九十八億円

附則第九条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同号を同条第五号とする。

附則第十条の見出し中「地方特例交付金に係る繰入れ」を「繰入れの特例」に改め、同条中「第二条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

附則第十一条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二十三条の規定によるほか、前条第二項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられた繰入金は、同勘定の歳入とする。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）

第十二条の三　第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第二項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

（当せん金付証票法の一部改正）

第三条　当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次項」の下に「及び第六条第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

4　当せん金付証票については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は当せん金付証票と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は当せん金付証票に表示された記載とみなす。

第五条第二項中「二十万倍」を「五十万倍」に改め、同項ただし書中「の百万倍」を「の二百五十万倍」に、「二百万倍」を「五百万倍」に改める。

第六条第一項中「市長は」の下に「、当せん金付証票の発売等の事務のうち都道府県又は特定市が自ら行うものを除き」を加え、「取り扱わせる」を「取り扱わせることができる」に改め、同条第三項中「委託に先立ち、」を「規定による委託を行おうとする場合には、当せん金付証票の発売等の事務のうち銀行等に委託して取り扱わせるもの（以下この項において「委託対象事務」という。）の範囲及び、」に、「当せん金付証票の発売等の事務」を「委託対象事務」に改め、「三月前まで」の下に「（災害その他特別の事情に対応するための公共事業等の費用の財源に充てるために緊急に発売する必要があるものとして総務大臣が指定する当せん金付証票に係る委託対象事務を委託して取り扱わせる場合にあつては、当該当せん金付証票の発売期間の初日の一月前まで）」を加え、同項第二号中「当せん金付証票の発売等」を「委託対象事務の実施」に改め、同条第五項中「当該委託を受けた当せん金付証票の発売等の」を「同項の規定により委託を受けた」に改める。

第七条第一項第七号及び第九条第八号中「受託銀行等」を「発売者若しくは受託銀行等」に改める。

第十一条中「受託銀行等から」を「都道府県、特定市若しくは受託銀行等から」に改める。

第十一条の二第一項及び第二項中「受託銀行等」を「都道府県、特定市又は受託銀行等」に改める。

第十四条中「当せん金付証票の発売等」を「第六条第一項の規定により委託を受けた事務」に改める。

第十六条第二項中「その受託銀行等」を「当該都道府県、当該特定市又は次回の加算型当せん金付証票に係る受託銀行等」に改め、同条第四項第四号中「発売等」の下に「について第六条第一項の規定により委託を受けた事務の実施」を加え、「第六条第三項第二号本文」を「同条第三項第二号本文」に改める。

第十八条第一項第三号中「当せん金付証票の発売等」を「第六条第一項の規定により受託銀行等が委託を受けた事務」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民

税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条　地方特例交付金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（地方特例交付金の額）」に改め、同条第一項中「減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に改め、「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該額に五百億円を加えた額。」を削り、「減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第二項中「減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「地方特例交付金総額」に、「都道府県減収補填特例交付金総額」を「都道府県交付金総額」に改め、同条第三項中「減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「都道府県減収補填特例交付金総額」を「都道府県交付金総額」に、「按分した」を「按（あん）分した」に改め、同条第四項中「減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「減収補填特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「市町村交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該按分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額（地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額を加えた額）」を削り、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第二条第四項に規定する」を「前条第三項及び第五項の規定により交付すべき」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項の表四月の項中「減収補填特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、「児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第一項中「地方交付税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を加え、「第二条第二項」を「第二条」に、「減収補填特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「減収補填特例交付金」を「地方特例交付金」に、「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「第四条第五項」を「第三条第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「第七条及び第八条第二項後段」を「第六条及び第七条第二項後段」に改め、同条を第十二条とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条　削除

第十条中「地方交付税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を加える。

（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正）

第六条　東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「震災復興特別交付税額」を「平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改める。

第四条の見出しを「（平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十四年度における交付）」に改め、同条第一項中「震災復興特別交付税額」を「平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改め、「については、」の下に「千三百六十五億円と」を、「定める額」の下に「との合算額」を加え、同条第二項を削る。

第五条（見出しを含む。）中「震災復興特別交付税額」を「平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改める。

第六条第一項中「及び平成二十四年度」を削り、同条第二項中「当該年度の」を削り、「、平成二十三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同条に規定する震災復興特別交付税額を、平成二十四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同法第四条第二項に規定する加算された震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ」を「特別交付税の総額から同条に規定する平成二十三年度震災復興特別交付税額を」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別会計に

関する法律の規定は、平成二十四年度分の予算から適用する。

（当せん金付証票法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の当せん金付証票法の規定は、この法律の施行の日前に同条の規定による改正前の当せん金付証票法第六条第三項の規定による公告がされた当せん金付証票以外の当せん金付証票について適用し、この法律の施行の日前に同項の規定による公告がされた当せん金付証票については、なお従前の例による。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成二十四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十三年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2　平成二十四年度分の地方特例交付金に限り、新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表四月の項中「前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金の総額の前年度の地方特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額」とあるのは、「都道府県にあっては当該都道府県に対する平成二十三年度分の地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この表において「旧法」という。）第二条第二項に規定する減収補塡特例交付金の額（以下この表において「平成二十三年度減収補塡特例交付金の額」という。）に平成二十四年度地方特例交付金伸び率（平成二十四年度分の第三条第一項に規定する地方特例交付金総額の平成二十三年度分の旧法第四条第一項に規定する減収補塡特例交付金総額から五百億円を控除した額に対する割合をいう。以下この表において同じ。）を、市町村にあっては当該市町村に対する平成二十三年度減収補塡特例交付金の額から当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額により按分した額を控除した額に平成二十四年度地方特例交付金伸び率を乗じて得た額」とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の規定は、平成二十三年度の地方債については、なおその効力を有する。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の項中「第七条及び第八条第二項後段」を「第六条及び第七条第二項後段」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第八条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「児童手当及び子ども手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）」及び「児童手当及び子ども手当特例交付金、」を削る。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号の規定は、平成二十四年度以後の年度における当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成二十三年度以前の年度における当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第十条　経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の四　外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3　外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正）

第十一条　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「児童手当及び子ども手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十　年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）」及び「児童手当及び子ども手当特例交付金、」を削る。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第七条の二第二項の規定は、平成二十四年度以後の年度における当該市又は町の標準負担額の算定について適用し、平成二十三年度以前の年度における当該市又は町の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、普通交付税及び特別交付税の総額の特例並びに震災復興特別交付税の額の決定に関する特例を設けるほか、当せん金付証票の当せん金の最高金額に係る倍率制限を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、普通交付税及び特別交付税の総額の特例並びに震災復興特別交付税の額の決定に関する特例を設けるほか、当せん金付証票の当せん金の最高金額に係る倍率制限を緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例等

(1)　平成二十四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一兆九千七百億円、平成二十四年度における法定加算額九千二百五十一億八千五百万円並びに臨時財政対策のための特例加算額三兆八千三百六十一億七百五十万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額千億円及び同特別会計借利子支払額二千四百二十八億円等を控除した額十七兆四千五百四十五億四千三百六十万円とすること。

(2)　平成二十五年度から平成三十九年度までの各年度における地方交付税の総額について、六百四十四億円を加算すること。

(3)　財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設けること。

㈡　基準財政需要額の算定方法の改正

平成二十四年度から平成二十六年度までの間における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けるほか、平成二十四年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用の改正等を行うこと。

㈢　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成二十四年度分の地方交付税の総額に五千四百九十億二千九百七十八万九千円を加算するほか、震災復興特別交付税の額の決定に関する特例等を設けること。

2　当せん金付証票法の一部改正

電磁的記録による当せん金付証票の作成を可能とするとともに、当せん金付証票の当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和等を行うこと。

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

児童手当及び子ども手当特例交付金及び市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるための減収補塡特例交付金を廃止すること。

4　東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正

平成二十三年度の震災復興特別交付税額について、そのうち千三百六十五億円を、同年度内に交付しないで、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとすること。

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十四年四月一日から施行すること。

一　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十四年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

二　本案施行に要する経費

平成二十四年度特別会計予算の交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、地方交付税交付金十七兆五千四百二十七億七千三百三十八万九千円及び地方特例交付金千二百七十四億六千七百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十四年三月八日

総務委員長　原口　一博

衆議院議長　横路　孝弘殿

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年一月二十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七節　自動車安全特別会計（第二百

十条―第二百二十一条」を「第十七節　自動車安全特別会計（第二百十条―第二百二十一条）
震災復興特別会計（第二百二十二条―第二百三十三条）」に、「第二百二十二条」を「第二百三十四条」に改める。

第二条第一項に次の一号を加える。

十八　東日本大震災復興特別会計

第二十三条第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第八十八条第三項第一号中トをチとし、ニからへまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第九十九条第二項第一号中リをヌとし、ハからチまでをニからリまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第百五条中「国庫負担金の額」を「国庫負担金として一般会計から受け入れるべき金額」に、「補てんする」を「補塡する」に改める。

第百六十二条第一号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第百九十八条第七項第八号中「あるものに限る」の下に「。次号において同じ」を、「国土交通大臣が施行するもの」の下に「（次号に規定する東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二　東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事（港湾施設の災害復旧に関する工事、第四項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもののうち第二百一十二条第二項に規定する復興事業に係るもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下この節において同じ。）の管理

第二百一条第一項第一号中トをチとし、ロからへまでをハからトまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第二百一条第二項第一号中リをヌとし、ロからチまでをハからリまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第二百一条第三項第一号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第二百一条第四項第一号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第二百一条第五項第二号ハ中「並びに一般会計所属港湾関係工事」を「、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）並びに東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事」に改める。

第二百四条第三項中「並びに一般会計所属港湾関係工事」を「、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費並びに東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事」に改める。

第二百二十二条を第二百三十四条とし、第二章に次の一節を加える。

第十八節　東日本大震災復興特別会計

（目的）

第二百二十二条　東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

2　この節において「復興事業」とは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策（第二百二十七条において「復興施策」という。）に係る事業をいう。

（管理）

第二百二十三条　東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2　東日本大震災復興特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、復興に関する事業を統括する復興庁の長である内閣総理大臣が同会計全体の計算整理に関するものを行い、その他のものについては所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

3　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により行うものとされる東日本大震災復興特別会計全体の計算整理に関する事務を復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第八条第一項の規定により置かれる復興大臣に行わせることができる。

（歳入及び歳出）

第二百二十四条　東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　復興特別所得税及び復興特別法人税の収入

ロ　一般会計からの繰入金

ハ　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財源確保法」という。）第六十九条第四項の規定により発行する公債の発行収入金

ニ　一時借入金の借換えによる収入金

ホ　砂防法第十四条第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法第五十二条第二項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条、森林法第四十六条第一項、道路法第五十条第二項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条第一項から第三項まで、河川法第六十条第一項、第六十六条若しくは第七十条の二第一項、独立行政法人水資源機構法第二十二条第三項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行

に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第八項の規定による負担金で復興事業に係るもの

ヘ　附属雑収入

二　歳出

イ　復興事業に要する費用

ロ　各特別会計への繰入金

ハ　復興債（復興財源確保法第七十条に規定する復興債をいい、当該復興債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第二百二十九条第二項において同じ。）を含む。二及び同項において同じ。）の償還金及び利子

ニ　復興債の発行及び償還に関する諸費

ホ　一時借入金の利子

ヘ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ト　事務取扱費

チ　附属諸費

（歳入歳出予定計算書等の添付書類の特例）

第二百二十五条　第三条第二項第二号から第五号までの規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計においては、これらの規定に掲げる書類を添付することを要しない。

（歳入歳出予算の区分の特例）

第二百二十六条　第四条の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予算は、歳入にあってはその性質に従って款及び項に、歳出にあってはその支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、その目的に従ってこれを項に区分しなければならない。

（一般会計からの繰入れの特例）

第二百二十七条　第六条の規定にかかわらず、復興施策に要する費用（第二百二十九条第一項において「復興費用」という。）及び復興財源確保法第七十二条第一項に規定する償還費用に充てるために必要がある場合には、復興財源確保法第二条の規定により確保するものとされた財源の範囲内で、毎会計年度、予算で定める金額を限り、一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることができる。

（復興債の発行）

第二百二十八条　復興財源確保法第六十九条第四項の規定により行う復興債の発行は、東日本大震災復興特別会計の負担において行うものとする。

（他の特別会計への繰入れ）

第二百二十九条　各特別会計における復興費用の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から各特別会計に繰り入れなければならない。

2　復興債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（剰余金の処理の特例）

第二百三十条　東日本大震災復興特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

（東日本大震災復興特別会計からの繰入金の過不足の調整）

第二百三十一条　各特別会計において、毎会計年度東日本大震災復興特別会計から受け入れた金額が、当該年度における第二百二十九条第一項の規定による繰入金として同会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による繰入金として受け入れる金額がある場合にあっては当該受け入れる金額から減額しなお残余があるときは翌々年度までに同会計に返還し、当該受け入れる金額がない場合にあっては翌々年度までに同会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに同会計から補塡するものとする。

（歳入歳出決定計算書の添付書類の特例）

第二百三十二条　第九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計においては、これらの規定に掲げる書類を添付することを要しない。

（一時借入金の借換え）

第二百三十三条　第十五条第四項の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2　前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3　第一項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから、一年内に償還しなければならない。

附則第十九条中「第九十九条第二項第一号チ」を「第九十九条第二項第一号リ」に、「同号チ」を「同号リ」に改める。

附則第四十九条第二項中「同号ホ中「納付金」」を「同号ヘ中「納付金」」に改める。

附則第五十条第二項中「同号ヘ」を「同号ト」に改め、同条第十項、第十二項及び第十四項中「第二百一条第二項第一号ヘ」を「第二百一条第二項第一号ト」に、「同号ヘ」を「同号ト」に改める。

附則第五十一条第三項中「同号ニ」を「同号ホ」に改める。

附則第五十三条第三項中「同号ヘ」を「同号ト」に改める。

附則第六十五条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災復興特別会計の歳入の特例）

第六十五条の二　第二百二十四条の規定によるほか、附則第二百三十一条第十三項の規定による国営土地改良事業経過勘定から東日本大震災復興特別会計への繰入金は、同会計の歳入とする。

附則第百六十一条第二項第一号中「（昭和二十四年法律第百九十五号）」を削る。

附則第二百三十一条第三項第一号中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、同号ロ中「第九十条」を「第九十条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

附則第二百三十一条第三項第二号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　東日本大震災復興特別会計への繰入金

附則第二百三十一条に次の二項を加える。

12　第二百二十九条第一項の規定により東日本大

震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰入れを行う場合における第六項において準用する附則第百七十二条の規定の適用については、同条第三項中「一般会計」とあるのは、「一般会計又は東日本大震災復興特別会計」とする。

13　土地改良工事に係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金及びその利息の額のうち、第二百二十九条第一項の規定により東日本大震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、同勘定から同会計に繰り入れるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成二十四年度の予算から適用する。

（東日本大震災復興特別会計の廃止等）

第二条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第二十一条の規定により復興庁が廃止されたときは、東日本大震災復興特別会計は、別に法律で定めるところにより、廃止するものとする。

2　政府は、前項の規定により東日本大震災復興特別会計が廃止されるときは、復興事業（新法第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下同じ。）の進捗状況等を踏まえ、復興事業に関する経理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（権利義務の帰属等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務であって、次に掲げるものは、政令で定めるところにより、東日本大震災復興特別会計に帰属するものとする。

一　平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）（以下「平成二十三年度第三次補正予算」という。）に計上された費用のうち東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財源確保法」という。）第六十九条第五項の規定により国会の議決を受けた復興費用（以下単に「復興費用」という。）に関する権利義務（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。）

二　財政法第十五条第一項又は第二項の規定により国が負担した債務のうち復興事業に関するもの（当該債務を負担する行為により支出すべき費用について同法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する債務を除く。）

三　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百四十三条第一項に規定する地方公共団体等が講ずる措置について国が同項の規定により同法の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行った場合に、当該財政援助に係る額に相当する額の限度において同項に規定する原子力事業者に対して求償する権利

四　国が平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第三条第一項の規定による仮払金を支払った場合に同法第九条第二項の規定により取得する特定原子力損害（同法第二条に規定する特定原子力損害をいう。）の賠償請求権

（平成二十三年度の復興債に係る経過措置）

第四条　復興財源確保法第六十九条第一項から第三項までの規定により発行した公債に関する権利義務は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

2　復興財源確保法第七十条の規定により平成二十四年六月三十日までの間に行われる公債の発行は、一般会計の負担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

（平成二十四年度に繰り越した復興費用に関する経過措置）

第五条　平成二十三年度第三次補正予算に計上された復興費用に関する経費（各特別会計への繰入れに係るものを除く。）であって、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、平成二十四年度以降、不用となった金額又は国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合には、当該不用額等があった年度の翌々年度までに、当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を、一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れるものとする。

2　前項の規定は、平成二十三年度に各特別会計において実施する復興事業について準用する。この場合において、同項中「復興費用に関する経費（各特別会計への繰入れに係るものを除く。）」とあるのは「復興費用に関する経費のうち各特別会計への繰入れに係るものとして一般会計から繰り入れられた金額を財源として各特別会計において実施した復興事業に関する経費」と、「一般会計」とあるのは「各特別会計」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における一般会計から各特別会計への繰入れに係る経過措置）

第六条　各特別会計において、平成二十三年度第三次補正予算に計上された復興費用に関する経費のうち各特別会計への繰入れに係るものとして一般会計から受け入れた金額が、当該年度における復興費用の支出に必要な金額として一般会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、平成二十四年度において新法第二百二十九条第一項の規定による繰入金として東日本大震災復興特別会計から受け入れる金額がある場合にあっては当該受け入れる金額から減額しなお残余があるときは平成二十五年度までに同会計に繰り入れ、当該受け入れる金額がない場合にあっては同年度までに同会計に繰り入れ、当該不足額に相当する金額は、同年度までに同会計から補塡するものとする。

（平成二十三年度における復興施策に必要な財源に関する経過措置）

第七条　平成二十三年度第三次補正予算に計上された復興費用の額及び復興施策に必要な財源と

して計上された額のうち、第一号、第五号及び第六号に掲げる額の合計額が第二号から第四号までに掲げる額の合計額を上回る場合には、予算で定めるところにより、平成二十五年度までにその上回る額を一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れ、第一号、第五号及び第六号に掲げる額の合計額が第二号から第四号までに掲げる額の合計額を下回る場合には、予算で定めるところにより、同年度までにその下回る額を同会計から一般会計に繰り入れるものとする。

一　平成二十三年度第三次補正予算に復興費用として計上された額（第四号において「平成二十三年度復興費用予算額」という。）

二　平成二十三年度第三次補正予算に復興財源確保法第七十二条第四項に規定する国会の議決を経た範囲に属する収入として計上された額（第五号において「平成二十三年度復興税外収入予算額」という。）

三　平成二十三年度第三次補正予算に復興財源確保法第七十条に規定する復興債の発行収入金として計上された額（第六号において「平成二十三年度復興債収入金予算額」という。）

四　平成二十三年度復興費用予算額に係る支出済歳出額及び翌年度繰越額の合計額

五　平成二十三年度復興税外収入予算額に係る収納済歳入額

六　平成二十三年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

（官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正）

第八条　官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号ロ中「特別会計」の下に「（東日本大震災復興特別会計を除く。）」を加える。

（国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）

第九条　国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「交付税及び譲与税配付金特別会計」の下に「若しくは東日本大震災復興特別会計」を加える。

（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「第二百一条第三項第一号ニ」を「第二百一条第三項第一号ホ」に改める。

（港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第十一条　港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第九項中「第二百一条第三項第一号ニ」を「第二百一条第三項第一号ホ」に改める。

理　由

東日本大震災からの復興を図ることを目的として実施する事業に関する経理を明確にするため、東日本大震災復興特別会計を設置することとし、その目的、管理及び経理等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）附則第十七条第一項の規定を踏まえ、東日本大震災復興特別会計を設置し、その目的、管理及び経理等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　東日本大震災復興特別会計の目的

東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすること。

2　東日本大震災復興特別会計の管理

衆議院議長、参議院議長を含む全省庁の長等の共管とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣から委任を受けた場合には復興大臣）は、東日本大震災復興特別会計全体の計算整理事務を行うこと。

3　東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出等

歳入は、復興特別所得税及び復興特別法人税の収入、一般会計からの繰入金、復興債の発行収入金等とし、歳出は、復興事業に要する費用、各特別会計への繰入金、復興債の償還金及び利子、復興債の発行及び償還に関する諸費等とするとともに、歳出予算について組織の別に区分して計上すること。

4　その他

㈠　東日本大震災復興特別会計は復興庁が廃止されたときには、別に法律で定めるところにより、廃止すること。

㈡　平成二十三年度に一般会計において発行した復興債に関する権利義務等は、東日本大震災復興特別会計に帰属すること。

5　施行期日

この法律は、平成二十四年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十四年度の予算から適用すること。

二　議案の可決理由

本案は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法を踏まえ、東日本大震災復興特別会計を設置し、その目的、管理及び経理等について定めるものであり、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に伴う予算措置

平成二十四年度特別会計予算において、東日本大震災復興特別会計に総額三兆七千七百五十四億円が計上されている。

右報告する。

平成二十四年三月八日

財務金融委員長　海江田万里

衆議院議長　横路　孝弘殿

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年一月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

租税特別措置法等の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節の三　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）」を「第七節の三　関連者等に係る利子等の課税の特例（第六十六条の五）　第一款　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五の二・第六十六条の五の三）　第二款　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十六条の五の四）」に、「第二十三節　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）」を「第二十三節　連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）　第一款　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）　第二款　連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三）」に、「第三節の二　石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を「第三節の二　石油石炭税法の特例　第一款　地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）　第二款　その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）」に、「第九十条の十三」を「第九十条の十五」に改める。

第五条の二第四項中「この項及び第十四項」を「この条」に改め、同条第二十五項中「前項第三号」を「第二十四項第三号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　非居住者又は外国法人が信託（その信託の受託者が特定口座管理機関であるものに限る。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債（当該非居住者又は外国法人が特定振替機関から振替記載等を受けるものに限る。）の利子につき第四項の規定により第一項の規定の適用を受ける場合における同項、第四項、第十項から第十四項まで、第十六項及び前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	、当該特定振替機関等	、特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託者をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）
	特定振替機関等の	特定受託者の
第一項第二号イ	、当該特定振替機関等	、特定受託者及び当該特定振替機関（
	（	
第一項第二号ロ	、当該特定振替機関等	、特定受託者及び当該特定振替機関（
	（	
	。）及び	。）並びに
第四項第一号	の特定振替機関等	の特定受託者
	特定振替機関等の	特定受託者の
第十項	特定振替機関等	特定受託者
第十一項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。以下この項及び第二十三項において同じ。）
	おいて、当該特定振替機関等	おいて、当該特定受託者
	これを、当該特定振替機関等	これを、当該特定受託者
第十二項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。以下この項及び第二十四項において同じ。）
	おいて、当該特定振替機関等	おいて、当該特定受託者
	これを、当該特定振替機関等	これを、当該特定受託者
第十三項	特定振替機関等	特定受託者

第十四項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。第十六項において同じ。）
第十六項	特定振替機関等を	特定受託者を
	特定振替機関等及び	特定受託者及び
	当該特定振替機関等	当該特定受託者に係る特定振替機関
第二十二項	特定振替機関等	特定受託者
	提出した同条第一項	提出した同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第十一項又は第十二項
第二十三項第三号及び前項第三号	特定振替機関等	特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）

第五条の三第五項中「及び第二十四項」を「、第二十四項及び第二十五項」に改め、同項の表に次のように加える。

前条第二十五項	第一項の	次条第一項の
	同項、	同項並びに
	、第十項	、第十項、第十二項
	及び前三項	、第二十二項及び前項
前条第二十五項の表第一項第一号の項	第一項第一号	次条第一項第一号
	第二十五項	前条第二十五項
	第二十四項まで	この項
前条第二十五項の表第一項第二号ロの項	第一項第二号ロ	次条第一項第二号
	前条第二十五項の表第四項第一号の項	の特定受託者	の特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託者をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）
	前条第二十五項の表第二十二項の項	提出した同条第一項	提出した同法第五条の三第一項
		同条第十一項又は第十二項	同条第十二項

第六条第八項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十項第一号中「をいう」の下に「。以下この号において同じ」を、「外国法人」の下に「（当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者又は外国法人であつて当該引受契約等を締結する者が、当該引受契約等を締結する他の者が当該引受契約等に基づく募集又は売出しその他これらに準ずるものに際して当該引受契約等に係る当該民間国外債の全部を取得させ、又は売り付けることができなかつた場合におけるその残部を、当該引受契約等を締結する他の者から取得し、又は買い付ける場合における当該引受契約等を締結する者を除く。）」を加える。

第十条第六項中「平成二十四年」を「平成二十六年」に改める。

第十条の二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日まで」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」を、「同号イ」の下に「及びロ」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「の額」の下に「（以下この項において「普通償却額」という。）」を、「相当する金額」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）

第十条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に改め、「能率化」の下に「、製品の品質管理の向上」を加える。

第十条の四を次のように改める。

第十条の四　削除

第十条の五第一項第二号中「要件」の下に「（当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用

者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件）」を加え、同条第二項第三号中「適用年」を「当該適用年」に改める。

第十条の六第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項中「、第十条の三第四項又は第十条の四第四項」を「又は第十条の三第四項」に改め、同条第三項中「、第十条の三第五項若しくは第十条の四第五項」を「若しくは第十条の三第五項」に改める。

第十一条第一項中「（第十条第四項に規定する中小企業者以外の個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、「合計額（以下この条」を「合計額（次項」に、「同法第四十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項の表の第一号中「供する」の下に「第十条第四項に規定する中小企業者に該当する」を加え、「新設又は増設に係るもののうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるもの並びに」を「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの及び」に改める。

第十二条第一項中「場合を除く」を「場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」に改め、同項の表の第二号中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている」に改め、同表の第三号中「第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法」を削り、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第十三条第二項中「前項、」を「前項又は」に改め、「又は第十三条の三第一項」を削る。

第十三条の二第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第三項中「第十三条の二第一項（」を「次条第一項（」に、「第十三条の二第一項本文」を「同条第一項本文」に改め、「、「前項、次条第一項」とあるのは「第十三条第一項、第十三条の二第一項」と」を削る。

第十三条の三を削る。

第十三条の四第一項中「において死亡し、又は事業」の下に「（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第十三条の四第一項の」を「第十三条の三第一項の」に改め、「、「前項、次条第一項若しくは第二項又は第十三条の三第一項」とあるのは「第十三条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と」を削り、同条を第十三条の三とする。

第十四条の二第二項第二号中「認定計画」の下に「（同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。）」を加え、同条第三項中「第十四条の二第一項本文」を「同項本文」に、「前項、」を「前項又は」に改め、「又は第十三条の三第一項」を削り、「読み替える」を「、「これら」とあるのは「同項」と読み替える」に改める。

第十五条第二項中「第十五条第一項本文」を「同項本文」に、「前項、」を「前項又は」に改め、「又は第十三条の三第一項」を削り、「読み替える」を「、「これら」とあるのは「同項」と読み替える」に改める。

第十九条第一号中「から第十条の四まで」を「、第十条の三」に改める。

第二十条第一項中「平成二十四年」を「平成二十六年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第二十六条第二項第二号中「若しくは介護療養施設サービス」を削り、「助産又は」を「助産若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）又は」に改め、同項第四号中「又は同法」を「若しくは同法」に、「若しくは指定介護療養施設サービスのうち」を「のうち」に、「若しくは指定介護療養施設サービスに」を「に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに」に改め、同項第五号中「によつて障害児施設医療費」を「によつて肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費」に、「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「係る障害児施設医療」を「係る障害児入所医療」に、「障害児施設医療費の」を「障害児入所医療費の」に、「障害児施設医療に」を「障害児入所医療に」に改める。

第二十八条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第二十八条の三第十一項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第二十九条の三第六項中「方法の特例」の下に「、特定外国株式の取得に係る所得税法第二百二十八条の三の二の規定の特例」を加える。

第三十条の二第一項中「昭和五十六年から平成二十四年まで」を「平成二十四年から平成二十七年まで」に、「第十一条第四項」を「第十一条

第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「同条第四項第二号ロ」を「同条第五項第二号ロ」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「百分の二十」の下に「（当該収入金額が三千万円を超える場合には、その超える部分の金額については、百分の十）」を加え、同条第三項及び第四項中「添附」を「添付」に改め、同条第五項及び第八項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

第三十一条の二第二項第九号中「マンション建替事業をいう」を「マンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る」に改める。

第三十三条の六第二項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「イ及びニ又はロ及びニ」を「イ又はロのいずれか及びハ」に改め、「又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）」を削り、「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「造成され、又は建設される宅地又は住宅」を「造成される宅地」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「又は当該建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）」を削り、同号ニを同号ハとする。

第三十六条の二第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「二億円」を「一億五千万円」に改め、同条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「二億円」を「一億五千万円」に改める。

第三十六条の五中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削り、同項の表の第二号の上欄中「既成市街地等の地域内」を「既成市街地等内」に改め、同号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第三号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第四号中「土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置」を「特定資産」に改め、同表の第五号中「イに掲げる区域のうち第二号の上欄のイからハまでに掲げる区域」を「既成市街地等」に、「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表の第六号中「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表の第八号中「（政令で定めるものを除く。）」を削り、同表の第九号中「土地等、建物、」を「土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設（以下この号において「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。）、建物、」に改め、同条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第三項及び第四項中「（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削る。

第三十七条の三第二項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第三十七条の四中「（第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削る。

第三十七条の五第二項の表第三十七条第四項の項中「（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削る。

第三十七条の九の二第六項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第三十七条の十一の三第二項中「及び次項」を「、次項及び第八項」に改め、同条第七項中「第十項」を「次項及び第十一項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第七項」の下に「又は第八項ただし書」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「第七項及び前項ただし書」に、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改め、同項ただし書中「当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に」を「これらの者に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　金融商品取引業者等に開設されていた特定口座で、その年中に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡及び当該特定口座で処理した信用取引等に係る上場株式等の譲渡並びに当該特定口座への上場株式等の配当等の受入れが行われなかつたものがある場合には、当該金融商品取引業者等は、前項の規定にかかわらず、当該特定口座に係る同項の規定による報告書を当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して交付することを要しない。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をこれらの者に交付しなければならない。

第三十七条の十二の二第二項に次の二号を加える。

九　信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次号において同じ。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者（次号において単に「外国証券業者」という。）への売委託により行うもの

十　信託会社の営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者に対して行うもの

第三十七条の十三第一項第一号中「第七条」を「（平成十一年法律第十八号）第七条」に改め、同項に次の一号を加える。

四　内国法人のうち、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定す

る認定地域再生計画に記載されている同法第十六条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同条の確認を受けたものに限る。）であつて、中小企業者に該当するものとして財務省令で定めるもの　当該株式会社により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

第四十条の二第一項中「国（」を「国、」に、「及び独立行政法人国立科学博物館を含む。次項において同じ。）」を「、独立行政法人国立科学博物館」に改め、「地方公共団体」の下に「（次項において「国等」という。）」を、「場合の」の下に「当該譲渡に係る」を加え、同条第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「前項の重要文化財に準ずる文化財のうち国においてその保存及び活用をすべきものとして政令で定めるもの（以下この項において「対象資産」という。）を国」を「文化財保護法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財として指定されたもの（第一号において「重要有形民俗文化財」という。）を国等」に改め、同項第一号中「対象資産」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第四十一条第五項中「国内において、」の下に「認定長期優良住宅（」を、「定めるもの」の下に「をいう。）若しくは認定低炭素住宅（住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）」を加え、「認定長期優良住宅」という」を「認定住宅」と総称する」に、「認定長期優良住宅で」を「認定住宅で」に、「認定長期優良住宅の」を「認定住宅の」に、「これらの家屋を同法の施行の日」を「当該認定住宅を平成二十一年六月四日」に改め、「までの間」の下に「（認定低炭素住宅にあつては、同法の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間）」を加え、「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同項各号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第八項から第十一項まで及び第十四項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第四十一条の二第一項中「区分し」を「区分をし」に、「おける長期優良住宅借入金等」を「おける認定住宅借入金等」に改め、同項第二号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第二項第六号から第十九号までの規定中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「とを区分し」を「とに区分をし」に改め、同条第四項第二号から第五号までの規定中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項第六号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に、「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「すべて」を「全て」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同項各号中「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改める。

第四十一条の三の二第十二項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改める。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の六を次のように改める。

第四十一条の六　削除

第四十一条の十九の四第一項中「住宅の用に供する」を削り、「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「千万円」を「五百万円」に改める。

第四十二条の二第二項第一号中「第六十六条の五第四項第一号」を「第六十六条の五第五項第一号」に改める。

第四十二条の二の二第三項中「第三十七条の十一の三第十一項から第十三項まで」を「第三十七条の十一の三第十二項から第十四項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第三号中「第三十七条の十一の三第八項」を「第三十七条の十一の三第九項」に改め、同項第四号中「若しくは第三十七条の十一の三第八項ただし書の」を「、第三十七条の十一の三第八項ただし書若しくは同条第九項ただし書の」に、「に規定する報告書」を「若しくは同条第九項ただし書に規定する報告書」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」を「第三十七条の十一の三第十二項」に改める。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第九項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第四十二条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日まで」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」を、「同号イ」の下に「及びロ」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「百分の三十に相当する金額」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を加え、同項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「太陽光、風力その他」を削り、「エネルギー資源」の下に「（太陽光及び風力を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）

第四十二条の五第二項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第四十二条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に改め、「能率化」の下に「、製品の品質管理の向上」を加え、同条第二項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第四十二条の九第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「供したとき」の下に「（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）」を加え、「、次条第二項、第三項及び第五項」を削り、同項の表の第一号中「第八条」を「第七条第一項」に、「同意観光振興計画」を「提出観光地形成促進計画」に、「第六条第二項第一号」を「第六条第二項第二号」に、「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「第十六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表の第二号中「第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第一号に規定する」を「第二十八条第一項の規定により」に、「定められている」を「指定された」に改め、同表の第三号中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項に規定する中小企業者等以外の法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項の表の第一号中「公害」を「第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、公害」に、「法人」を「もの」に、「新設又は増設に係るもののうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるもの並びに」を「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの及び」に改める。

第四十四条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項中「場合を除く」を「場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」に、「十億円を」を「同表の第一号又は第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、同表の第二号又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ」に、「十億円に」を「それぞれ十億円又は二十億円に」に改め、同項の表の第二号中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている」に改め、同表の第四号中「第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法」を削り、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同表の第五号中「第三条第十二号」を「第三条第十四号」に改め、同条第四項中「、次条第五項」を削る。

第四十二条の十を次のように改める。

第四十二条の十　削除

第四十二条の十一第二項中「、前条第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、前条第五項」を削る。

第四十二条の十二第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第二号中「要件」の下に「（当該適用年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件）」を加え、同条第二項第三号中「を含む事業年度（当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。次号において「前事業年度等」という。）終了の日」を削り、同項第四号中「前事業年度等の終了の日」を「当該適用年度開始の日の前日」に改める。

第四十二条の十三第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項中「、第四十二条の十第三項」を削り、同条第三項中「、第四十二条の十第四項」を削る。

第四十三条第一項中「第四十二条の四第六項二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている」に改め、同表の第三号中「第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法」を削り、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第四十六条を削り、第四十六条の二を第四十六条とする。

第四十六条の三第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条を第四十六条の二とする。

第四十六条の四を第四十六条の三とする。

第四十七条の二第三項第二号中「認定計画」の下に「（同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。）」を加える。

第五十二条の二第一項中「、第四十二条の十第一項」を削る。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の六、第四十二条の十」を「第四十二条の六」に改める。

第五十五条第一項、第五十五条の五第一項及び第五十五条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第五十七条の七の見出しを「（中部国際空港整備準備金）」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項第二号中「第七項に」を「第三項に」に、「第六十八条の五十七第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項」に、「この項」を「この号」に、「に第八項」を「に第四項」に、「同

条第八項」を「同条第四項」に、「に第七項」を「に第三項」に、「同条第七項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項を同条第二項とし、同条第七項中「第五項の中部国際空港整備準備金（」を「第一項の中部国際空港整備準備金（」に、「第六十八条の五十七第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「会社又は」及び「関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、「同条第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項」に、「により関西国際空港又は」を「により」に改め、同項第一号及び第二号中「関西国際空港又は」及び「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、同項第三号中「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、同項第四号中「第四項、」を削り、「第十項」を「第六項」に改め、「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第九項中「会社又は」及び「関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、「同条第五項」を「第六十八条の二第一項」に、「起因」を「基因」に改め、「関西国際空港整備準備金の金額又は」及び「、第四項」を削り、「第十二項及び第十三項」を「第八項及び第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第九項中「会社又は」及び「関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項」に改め、「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、「第十二項及び第十三項」を「第八項及び第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「又は第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、「第六十八条の五十七第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項」に改め、「会社又は」及び「関西国際空港又は」を削り、「第六十八条の五十七第十項前段」を「第六十八条の五十七の二第六項前段」に、「第六十八条の五十七第十項に」を「第六十八条の五十七の二第六項に」に改め、「関西国際空港若しくは」を削り、「第五十七条の七第三項又は第五項」を「第五十七条の七の二第一項及び第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第四項又は第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条を第五十七条の七の二とし、第五十七条の六の次に次の一条を加える。

（関西国際空港用地整備準備金）

第五十七条の七　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十二条第一項第一号に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）が、適用事業年度において、空港用地整備費用（同法第十五条の空港用地の整備に要する費用をいう。）の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　次に掲げる金額のうちいずれか低い金額

イ　空港用地（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項に規定する空港用地をいう。以下この条において同じ。）の取得価額として政令で定める金額の十分の一に相当する金額

ロ　当該適用事業年度の所得の金額のうち、空港用地整備債務の確実な返済及び空港用地の適正な管理に資するように指定会社及び新関西国際空港株式会社の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二　空港用地整備債務の額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度（指定会社の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、指定会社のその前日を含む連結事業年度。以下この号及び第四項において「前事業年度等」という。）から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額（各事業年度終了の日において第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている指定会社の前事業年度等から繰り越された同項の関西国際空港用地整備準備金の金額（以下この号において「連結関西国際空港用地整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結関西国際空港用地整備準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項に規定する適用事業年度とは、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第二号の規定に基づき指定会社が新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日からその貸付けの期間が終了する日として政令で定める日（その日が空港用地整備債務の返済の完了の日後となる場合には、当該完了の日）までの期間（第四項において「積立期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除くものとし、青色申告書を提出する事業年度に限る。）をいう。

3　前二項に規定する空港用地整備債務とは、指定会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律附則第三条第三項第一号に規定する吸収分

割後に有する借入金その他の債務のうち空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務をいう。

4　第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社の第二項に規定する適用事業年度の最後の事業年度（積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額がある場合には、当該関西国際空港用地整備準備金の金額については、当該基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により空港用地を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなつた日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十六条の規定により同法第十二条第一項第一号の規定による指定が取り消された場合　その取り消された日における関西国際空港用地整備準備金の金額

二　譲渡、合併又は分割により空港用地を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に空港用地を移転した場合　その合併の直前における関西国際空港用地整備準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　空港用地を移転した日における関西国際空港用地整備準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における関西国際空港用地整備準備金の金額

四　前項、前三号、次項及び第七項の場合以外の場合において関西国際空港用地整備準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における関西国際空港用地整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている場合において、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書の提出をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合（当該事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

7　第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書の提出をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

8　第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9　第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10　第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格合併により合併法人に空港用地を移転した場合（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社でないとき」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の

五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「第五十七条の七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の七第四項中」と読み替えるものとする。

11　第五十五条第十四項から第十七項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に空港用地を移転した場合（第六十八条の五十七第十項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社でないとき」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項の」とあるのは「第五十七条の七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と読み替えるものとする。

12　第八項及び第九項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の九を次のように改める。

第五十七条の九　削除

第五十七条の十第一項中「に該当するもの」を削り、「同じ。）が」を「中小法人」という。）に該当するものが」に改め、同条第二項中「法人が法人税法第五十二条第六項」を「法人で法人税法第五十二条第六項に規定する適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に中小法人に該当するものが同項」に、「同項に規定する適格分割等」を「当該適格分割等」に改め、「を事業年度終了の時とした場合」を削る。

第六十条第一項中「同意又は」、「（同表の第二号の上欄に規定する指定のうち政令で定める指定にあつては、政令で定める日）」及び「ものとし、第四十二条の九の規定又は第四十五条若しくは同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く」を削り、「事業に係る」を「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項の表の第一号中「第二十八条第七項の同意」を「第二十九条第一項の規定による指定」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「同法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第二号に規定する」を「同項の規定により」に、「定められている地区」を「指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」に改め、同表の第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「製造業、倉庫業又はこん包業」を「特定国際物流拠点事業」に改め、同表の第三号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「同意又は」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　第四十二条の九の規定

二　第四十五条の規定

三　第四十五条の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

四　第四十五条の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十一条の三第四項中「から第四十六条の三まで及び」を「及び第四十六条の二並びに」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「、第四十二条の十第五項」を削り、同条第六項第二号中「及び第四十二条の九」を「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改める。

第六十二条の三第一項中「、第四十二条の十第五項」を削り、同条第四項第九号中「マンション建替事業をいう」を「マンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る」に改め、同条第八項中「、第四十二条の十第五項」を削り、同条第十一項第二号中「及び第四十二条の九」を「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改める。

第六十三条第一項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第六十四条第六項中「から第四十六条の三まで及び」を「及び第四十六条の二並びに」に改める。

第六十五条の四第一項第三号中「イ及びニ又はロ及びニ」を「イ又はロのいずれか及びハ」に改め、「又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）」を削り、「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「造成され、又は建設される宅地又は住宅」を「造成される宅地」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「又は当該建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）」を削り、同号ニを同号ハとする。

第六十五条の七第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改め、同項の表の第二号の上欄中「既成市街地等の地域内」を「既成市街地等内」に改め、同号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第三号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第四号中「土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置」を「特定資産」に改め、同表の第五号中「イに掲げる区域のうち第一号の上欄のイからハまでに掲げる区域」を「既成市街地等」に、「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表の第六号中「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表の第九号中「土地等、建物、」を「土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設（以下この号において「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。）、建物、」に改め、同条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「から第四十六条の三まで及び」を「及び第四十六条の二並びに」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

第三章第七節の三の節名を次のように改める。

第七節の三　関連者等に係る利子等の課税の特例

第六十六条の五の見出しを削り、同条第十項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項第一号」を「第四項中「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第五項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定は、当該内国法人の当該事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額が当該内国法人の当該事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。

第三章第七節の三中第六十六条の五の前に次の款名を付する。

第一款　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第三章第七節の三に次の一款を加える。

第二款　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例

（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）

第六十六条の五の二　法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度に関連者支払利子等の額がある場合において、当該法人の当該事業年度の関連者支払利子等の額の合計額から当該事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下この項及び第四項第一号において「関連者純支払利子等の額」という。）が当該法人の当該事業年度の調整所得金額（当該関連者純支払利子等の額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額をいう。）の百分の五十に相当する金額を超えるときは、当該法人の当該事業年度の関連者支払利子等の額の合計額のうちその超える部分の金額に相当する金額は、当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　この条において「関連者支払利子等の額」とは、法人の関連者等（次に掲げる者をいう。以下この項及び第四項第二号において同じ。）に対する支払利子等（その支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）その他政令で定める費用又は損失をいう。以下この条において同じ。）の額（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額を除く。）で、当該関連者等の課税対象所得（当該関連者等が個人又は法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該関連者等の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。同号において同じ。）に含まれないもののうち、特定債券現先取引等（前条第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める金額以外の金額をいう。

一　当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が当該法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるもの

二　当該法人に資金を供与する者及び当該資金の供与に関係のある者として政令で定める者

3　第一項に規定する控除対象受取利子等合計額とは、当該法人の当該事業年度の受取利子等（その支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。）の額の合計額を当該事業年度の関連者支払利子等の額の合計額の当該事業年度の支払利子等の額（前項に規定する政令で定める金額を除く。）の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

4　第一項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　当該法人の当該事業年度の関連者純支払利子等の額が千万円以下であるとき。

二　当該法人の当該事業年度の関連者支払利子等の額の合計額が当該事業年度の支払利子等の額（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額及び当該法人に係る関連者等に対する支

払利子等の額で当該関連者等の課税対象所得に含まれるものを除く。）の合計額の百分の五十以下であるとき。

5　前項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用がある旨を記載した書面及びその計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

6　税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、第四項の規定を適用することができる。

7　法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該法人の当該事業年度に係る前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額以下となる場合には、第一項の規定は、適用しない。

8　法人の当該事業年度の第一項に規定する超える部分の金額のうちに当該法人に係る第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等又は第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人に係るものとして政令で定める金額（以下この項において「調整対象金額」という。）がある場合において、当該法人の当該事業年度に当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限る。）があるときの当該法人の当該事業年度における第一項の規定の適用については、同項中「超える部分の金額」とあるのは、「超える部分の金額から第八項に規定する調整対象金額のうち政令で定める金額を控除した残額」とする。

9　外国法人に係る第一項及び第四項の規定の適用については、第一項の関連者支払利子等の額及び控除対象受取利子等合計額並びに第四項第一号の関連者純支払利子等の額並びに同項第二号の関連者支払利子等の額及び支払利子等の額は当該外国法人の国内において行う事業に係るものに、第一項の調整所得金額は当該外国法人の法人税法第百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に係るものに、それぞれ限るものとする。

10　第一項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第四項まで及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（超過利子額の損金算入）

第六十六条の五の三　法人の各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において前条第一項（同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入されなかつた金額（この項及び次項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。以下この条において「超過利子額」という。）がある場合には、当該超過利子額（次項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを除く。）に相当する金額は、当該法人の当該各事業年度の前条第一項に規定する調整所得金額の百分の五十に相当する金額から同項に規定する関連者純支払利子等の額を控除した残額に相当する金額を限度として、当該法人の当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　法人の各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた超過利子額のうちに当該法人に係る次条第一項に規定する特定外国子会社等又は第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人に係るものとして政令で定める金額（以下この項において「調整対象超過利子額」という。）がある場合において、当該法人の当該各事業年度に当該特定外国子会社等に係る次条第一項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象超過利子額に係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限る。）があるときは、当該調整対象超過利子額に相当する金額は、政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該法人の当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　第一項若しくは前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（内国法人に限る。以下この項において「分配法人」という。）の残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の

翌日前七年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前七年内事業年度」という。）において生じた超過利子額（当該被合併法人等の当該超過利子額（この項又は次項の規定により当該被合併法人等の超過利子額とみなされたものを含み、第七項の規定によりないものとされたものを除く。第六項において同じ。）に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書（同条第三十一号に規定する確定申告書をいう。第五項及び第八項において同じ。）に当該超過利子額に関する明細書の添付があることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該超過利子額に限る。以下この項において「引継対象超過利子額」という。）があるときは、当該適格合併に係る合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度又は当該法人（内国法人に限る。以下この項において「被分配法人」という。）の当該残余財産の確定の日の翌日を含む事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前二項の規定の適用については、当該前七年内事業年度において生じた引継対象超過利子額（当該分配法人に株主等が二以上ある場合には、当該引継対象超過利子額を当該分配法人の発行済株式又は出資（当該分配法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該被分配法人の有する当該分配法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該引継対象超過利子額の生じた前七年内事業年度開始の日を含む当該合併法人又は被分配法人の各事業年度（当該合併法人又は被分配法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた引継対象超過利子額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた超過利子額とみなす。

4　法人が、法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合又は同法第四条の五第三項の承認を受けた場合（以下この項において「承認の取消し等の場合」という。）において、当該承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該法人の連結超過利子個別帰属額（第六十八条の八十九の三第七項に規定する連結超過利子個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該翌日を含む事業年度以後の各事業年度における第一項及び第二項の規定の適用については、当該連結超過利子個別帰属額は、当該連結超過利子個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日を含む当該法人の事業年度において生じた超過利子額とみなす。

5　第三項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合には、当該被合併法人又は他の法人の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結超過利子個別帰属額を同項に規定する前七年内事業年度において生じた超過利子額と、連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）を確定申告書と、当該連結超過利子個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

6　前項に規定する場合において、同項の適格合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した他の法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で第三項に規定する前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた超過利子額があるときは、当該超過利子額については、同項の規定は、適用しない。

7　法人（連結法人に限る。）が法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に同法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合又は同法第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における第一項及び第二項の規定の適用については、当該連結事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額は、ないものとする。

8　第一項又は第二項の規定は、超過利子額に係る事業年度のうち最も古い事業年度（第三項又は第四項の規定により当該法人の超過利子額とみなされた金額につき第一項又は第二項の規定を適用する場合にあつては、第三項の合併等事業年度又は第四項の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度）以後の各事業年度の確定申告書に当該超過利子額に関する明細書の添付があり、かつ、第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定の適用を受ける金額は、当該申告に係るその適用を受けるべき金額に限るものとする。

9　税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

10　外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項の調整所得金額は当該外国法人の法人税法第百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に係るものに、同項の関連者純支払利子等の額は当該外国法人の国内において行う事業に係るものに、それぞれ限るものとする。

11　第三項の合併法人が適格合併により設立された法人である場合における第一項及び第二項の規定の適用その他第一項から第八項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十七条の四第十二項中「から第四十六条の三まで及び」を「及び第四十六条の二並びに」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「第五十七条の九」を「第五十七条の八」に改め、同条第二項中「、第四十二条の十第三項」を削る。

第六十八条の五を次のように改める。

第六十八条の五　削除

第六十八条の九第一項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第九項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第六十八条の十第一項中「平成二十六年三月三十一日まで」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」を、「同号イ」の下に「及びロ」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「百分の三十に相当する金額」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を加え、同項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「太陽光、風力その他」を削り、「エネルギー資源」の下に「（太陽光及び風力を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）

第六十八条の十第二項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「同項」を「同項第七号」に改め、「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「である同項」を「である同項第七号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第六十八条の十三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「供したとき」の下に「（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）」を加え、「、次条第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第四項中「、次条第五項」を削る。

第六十八条の十四を次のように改める。

第六十八条の十四　削除

第六十八条の十五第二項中「、前条第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、前条第五項」を削る。

第六十八条の十五の二第一項中「（次項」を「（第二号及び次項」に改め、「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第二号中「要件」の下に「（当該連結親法人及びその各連結子法人の適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件）」を加え、同条第二項第三号中「当該連結親法人の」を「前号の」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項中「、第六十八条の十四第三項」を削り、同条第三項中「、第六十八条の十四第四項」を削る。

第六十八条の十六第一項中「（第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項の表の第一号中「供する」の下に「第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人（連結親法人である同項第七号に規定する農業協同組合等を含む。）に該当する」を加え、「新設又は増設に係るもののうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるもの並びに」を「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの及び」に改める。

第六十八条の二十四第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十五第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「である同項」を「である同項第七号」に改める。

第六十八条の二十六第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に改める。

第六十八条の二十七第一項中「場合を除く」を「場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」に、「、第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、同表の第二号又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ」に、「十億円に」を「それぞれ十億円又は二十億円に」に改める。

第六十八条の三十を次のように改める。

第六十八条の三十　削除

第六十八条の三十一第二項第一号中「第四十六条の二第二項第一号」を「第四十六条第二項第一号」に改める。

第六十八条の三十二第一項中「第五条第十五

項」を「第五条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第六十八条の三十五第三項第二号中「認定計画」の下に「（同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。）」を加える。

第六十八条の四十第一項中「、第六十八条の十四第一項」を削り、「若しくは第六十八条の二十九」を「、第六十八条の二十九若しくは第六十八条の三十一」に改め、同条第二項及び第五項中「第六十八条の三十」を「第六十八条の三十一」に改める。

第六十八条の四十一第四項及び第十三項中「第六十八条の三十」を「第六十八条の三十一」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「、第六十八条の十四」を削り、「又は第六十八条の二十九」を「、第六十八条の二十九又は第六十八条の三十一」に改める。

第六十八条の四十三第一項、第六十八条の四十四第一項及び第六十八条の四十六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の五十七の見出しを「（中部国際空港整備準備金）」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「連結事業年度の」を「適用事業年度の」に、「当該連結事業年度に」を「当該適用事業年度に」に改め、同項第二号中「から、当該連結事業年度」を「から、当該適用事業年度」に、「の当該連結事業年度」を「の各連結事業年度」に、「第七項に」を「第三項に」に、「（当該連結事業年度」を「（各連結事業年度」に、「第五十七条の七第五項」を「第五十七条の七の二第一項」に、「とし、当該連結事業年度」を「とし、当該各連結事業年度」に、「に第八項」を「に第四項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に、「に第七項」を「に第三項」に、「同条第七項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項を同条第二項とし、同条第七項中「第五項の中部国際空港整備準備金（」を「第一項の中部国際空港整備準備金（」に、「第五十七条の七第五項」を「第五十七条の七の二第一項」に、「同条第六項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「会社又は」及び「関西国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、「同条第五項」を「第五十七条の七の二第一項」に、「により関西国際空港又は」を「により」に改め、「同号に規定する」を削り、同項第一号及び第二号中「関西国際空港又は」及び「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、同項第三号中「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、同項第四号中「第四項、」及び「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第九項中「又は第五項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第十項中「関西国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、「第五十七条の七第五項」を「第五十七条の七の二第一項」に改め、「会社又は」及び「関西国際空港又は」を削り、「第五十七条の七第十二項」を「第五十七条の七の二第八項」に、「第六十八条の五十七第三項又は第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「第五十七条の七第十二項」を「第五十七条の七の二第八項」に改め、「関西国際空港又は」及び「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「第十項において」を「第六項において」に、「第四項又は第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項」を「第三項、第四項及び第七項」に、「第十一項まで」を「第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条を第六十八条の五十七の二とし、第六十八条の五十六の次に次の一条を加える。

（関西国際空港用地整備準備金）

第六十八条の五十七　連結親法人である関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）が、適用連結事業年度において、空港用地整備費用（同法第十五条の空港用地の整備に要する費用をいう。）の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てたとき（指定会社の当該適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　次に掲げる金額のうちいずれか低い金額

イ　空港用地（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項に規定する空港用地をいう。以下この条において同じ。）の取得価額として政令で定める金額の十分の一に相当する金額

ロ　当該適用連結事業年度の連結所得の金額のうち、空港用地整備債務の確実な返済及び空港用地の適正な管理に資するように合算所得金額（指定会社及び新関西国際空港株式会社を一体のものとして計算した所得の金額をいう。）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二　空港用地整備債務の額から、当該適用連結事業年度終了の日における前連結事業年度（指定会社の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、指定会社のその前日を含む事業年度。以下この号及び第四項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額（各連結事業年度終了の日において第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている指定会社の前連結事業年度等から繰り越された同項の関西国際空港用地整備準備金の金額（以下この号において「単体関西国際空港用地整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体関西国際空港用地整備準備金の金額を含む

ものとし、当該各連結事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項に規定する適用連結事業年度とは、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第二号の規定に基づき指定会社が新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日からその貸付けの期間が終了する日として政令で定める日（その日が空港用地整備債務の返済の完了の日後となる場合には、当該完了の日）までの期間（第四項において「積立期間」という。）内の日を含む各連結事業年度（指定会社の解散の日を含む連結事業年度及び指定会社が被合併法人となる合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度を除く。）をいう。

3　前二項に規定する空港用地整備債務とは、指定会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律附則第三条第三項第一号に規定する吸収分割後に有する借入金その他の債務のうち空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務をいう。

4　第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社の第二項に規定する適用連結事業年度の最後の連結事業年度（積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、その末日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）後の各連結事業年度において、前連結事業年度等から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額がある場合には、当該関西国際空港用地整備準備金の金額については、当該基準連結事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により空港用地を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十六条の規定により同法第十二条第一項第一号の規定による指定が取り消された場合　その取り消された日における関西国際空港用地整備準備金の金額

二　譲渡、合併又は分割により空港用地を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に空港用地を移転した場合　その合併の直前における関西国際空港用地整備準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　空港用地を移転した日における関西国際空港用地整備準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における関西国際空港用地整備準備金の金額

四　前項及び前三号の場合以外の場合において関西国際空港用地整備準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における関西国際空港用地整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格合併により合併法人に空港用地を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の七第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の七第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七第四項中」と読み替えるものとする。

9　前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十七条の七第十項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結親法人に該当するものに限る。）が指定会社でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10　第六十八条の四十三第十二項から第十四項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項

の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に空港用地を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八条の五十七第四項」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の七第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の七第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七第四項中」と読み替えるものとする。

11　前項において準用する第六十八条の四十三第十二項又は第五十七条の七第十一項において準用する第五十五条第十四項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結親法人に該当するものに限る。）が指定会社でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12　第一項、第四項、第五項及び前項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第五項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の五十八の二を削る。

第六十八条の五十九第一項中「に該当するもの」を削り、「同じ。）又は」を「「中小連結親法人」という。）に該当するもの又は」に、「除く。次項において同じ。）が」を「除く。）が」に改め、同条第二項中「連結親法人又は当該」を「連結親法人で法人税法第五十二条第六項に規定する適格分割等の直前の時を各連結事業年度終了の時とした場合に中小連結親法人に該当するもの又は当該」に、「連結子法人が、法人税法」を「連結子法人（当該適格分割等の直前の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるものを除く。）が、同法」に、「同項に規定する適格分割等」を「当該適格分割等」に改め、「を各連結事業年度終了の時とした場合」を削る。

第六十八条の六十三第一項中「同意又は」、「（同表の第二号の上欄に規定する指定のうち政令で定める指定にあつては、政令で定める日）」及び「ものとし、その連結事業年度において第六十八条の十三の規定又は第六十八条の二十七若しくは同条の規定に係る第六十八条の四十一第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける連結親法人（当該適用に係る連結法人が連結子法人である場合には、当該適用に係る連結子法人）を除く」を削り、「事業に係る」を「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項の表の第一号中「第二十八条第七項の同意」を「第二十九条第一項の規定による指定」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「同法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第二号に規定する」を「同項の規定により」に、「定められている地区」を「指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」に改め、同表の第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「製造業、倉庫業又はこん包業」を「特定国際物流拠点事業」に改め、同表の第三号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「同意又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人については、適用しない。

一　第六十八条の十三の規定

二　第六十八条の二十七の規定

三　第六十八条の二十七の規定に係る第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

四　第六十八条の二十七の規定に係る第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十八条の六十五第四項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「、第六十八条の十四第五項」を削り、同条第五項第二号中「及び第六十八条の十二」を「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五」に、「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「、第六十八条の十四第五項」を削り、同条第十一項第二号中「及び第六十八条の十三」を「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五」に、「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第六十八条の七十第五項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改め、同項の表の第九号中「土地等、建物、」を「土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設（以下この号において「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるも

の（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。）、建物」に改め、同条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第六十八条の七十九第一項及び第六十八条の八十中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

第三章第二十三節の節名を次のように改める。

第二十三節　連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第六十八条の八十九の見出しを削り、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項第三号中「第六十六条の五第四項第三号」を「第六十六条の五第五項第三号」に改め、同項第八号中「第六十六条の五第四項第八号」を「第六十六条の五第五項第八号」に改め、同項第九号中「第六十六条の五第四項第九号」を「第六十六条の五第五項第九号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定は、各連結法人の当該連結事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額が当該連結事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。

第三章第二十三節中第六十八条の八十九の前に次の款名を付する。

第一款　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第三章第二十三節に次の一款を加える。

第二款　連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例

（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）

第六十八条の八十九の二　連結法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各連結事業年度に関連者支払利子等の額がある場合において、各連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額の合計額から当該連結事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下この項及び第四項第一号において「関連者純支払利子等の額」という。）が当該連結事業年度の連結調整所得金額（当該関連者純支払利子等の額と比較するための基準とすべき連結所得の金額として政令で定める金額をいう。）の百分の五十に相当する金額を超えるときは、当該各連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額の合計額のうちその超える部分の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　この条において「関連者支払利子等の額」とは、連結法人の関連者等（次に掲げる者をいう。以下この項及び第四項第二号において同じ。）に対する支払利子等（その支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）その他政令で定める費用又は損失をいう。以下この条において同じ。）の額（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額を除く。）で、当該関連者等の課税対象所得（当該関連者等が個人又は法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該関連者等の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。同号において同じ。）に含まれないもののうち、特定債券現先取引等（第六十六条の五第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める金額以外の金額をいう。

一　当該連結法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が当該連結法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるもの

二　当該連結法人に資金を供与する者及び当該資金の供与に関係のある者として政令で定める者

3　第一項に規定する控除対象受取利子等合計額とは、各連結法人の当該連結事業年度の受取利子等（その支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。）の額の合計額を当該各連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額の合計額の当該連結事業年度の支払利子等の額（前項に規定する政令で定める金額を除く。）の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

4　第一項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　各連結法人の当該連結事業年度の関連者純支払利子等の額が千万円以下であるとき。

二　各連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額の合計額が当該連結事業年度の支払利子等の額（その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額及びその連結法人に係る関連者等に対する支払利子等の額で当該関連者等の課税対象所得に含まれるものを除く。）の合計額の百分の五十以下であるとき。

5　前項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定の適用がある旨を記載した書面及びその計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

6　税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない連結確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたこと

についてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、第四項の規定を適用することができる。

7　当該連結事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が各連結法人の当該連結事業年度に係る前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額以下となる場合には、第一項の規定は、適用しない。

8　当該連結事業年度の第一項に規定する超える部分の金額のうちに各連結法人に係る第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等又は第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人に係るものとして政令で定める金額（以下この項において「調整対象金額」という。）がある場合において、当該各連結法人の当該連結事業年度に当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額（当該個別課税対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する適用対象金額又は当該同条第一項に規定する適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限る。）があるときの当該連結事業年度における第一項の規定の適用については、同項中「超える部分の金額」とあるのは、「超える部分の金額から第八項に規定する調整対象金額のうち政令で定める金額を控除した残額」とする。

9　第一項の規定により損金の額に算入されない金額のうち各連結法人に帰せられる金額は、政令で定めるところにより計算した金額とする。

10　第一項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第四項まで、第七項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結超過利子額の損金算入）

第六十八条の八十九の三　連結親法人の各連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において前条第一項（同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入されなかつた金額（この項及び次項の規定により当該各連結事業年度前の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。以下この条において「連結超過利子額」という。）がある場合には、当該連結超過利子額（次項の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを除く。）に相当する金額は、当該各連結事業年度の前条第一項に規定する連結調整所得金額の百分の五十に相当する金額から同項に規定する関連者純支払利子等の額を控除した残額に相当する金額を限度として、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　連結親法人の各連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において生じた連結超過利子額のうちに各連結法人に係る次条第一項に規定する特定外国法人に係るものとして政令で定める金額（以下この項において「調整対象連結超過利子額」という。）がある場合において、当該各連結法人の当該各連結事業年度に当該特定外国子会社等に係る次条第一項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額（当該個別課税対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象連結超過利子額に係る関連者支払利子等の額（前条第二項に規定する関連者支払利子等の額をいう。以下この項において同じ。）が含まれるものに限る。）があるとき、又は当該特定外国法人に係る第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象連結超過利子額に係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限る。）があるときは、当該調整対象連結超過利子額に相当する金額は、政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　連結法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における前二項の規定の適用については、当該各号に定める超過利子額又は連結超過利子個別帰属額は、当該超過利子額又は連結超過利子個別帰属額が生じた連結事業年度として政令で定める連結事業年度において生じた連結超過利子額とみなす。

一　当該連結法人にイ又はロに掲げる超過利子額又は連結超過利子個別帰属額がある場合　当該超過利子額又は連結超過利子個別帰属額

イ　最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前七年以内に開始した当該連結法人（ロに規定する連結子法人を除く。）の各事業年度において生じた第六十六条の五の三第一項に規定する超過利子額（同条第三項又は第四項の規定により超過利子額とみなされたものを含み、同条第七項の規定によりないものとされたものを除く。）

ロ　最初連結事業年度開始の日前七年以内に開始した当該連結子法人（当該開始の

日の前日が連結事業年度終了の日であるものに限る。）の各連結事業年度において生じた連結超過利子個別帰属額

二　当該連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする適格合併（被合併法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人（連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものを含む。）であるものに限る。以下この号において同じ。）が行われた場合又は当該連結親法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該連結親法人による同号に規定する完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該連結親法人若しくは連結子法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（当該連結親法人との間に連結完全支配関係があるものにあつては、連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものに限る。）の残余財産が確定した場合

次のイ又はロに掲げる超過利子額又は連結超過利子個別帰属額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該超過利子額又は連結超過利子個別帰属額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結親法人又は連結子法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

イ　当該被合併法人又は他の内国法人（それぞれロに規定する被合併法人又は他の内国法人を除く。イにおいて同じ。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各事業年度（当該被合併法人又は他の内国法人が連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものである場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日前に開始した事業年度に限る。）において生じた第六十六条の五の三第三項に規定する引継対象超過利子額

ロ　当該被合併法人（当該適格合併の日の前日が連結事業年度終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）又は当該他の内国法人（当該残余財産の確定の日が連結事業年度終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該被合併法人又は他の内国法人の連結超過利子個別帰属額

三　連結法人を合併法人とする合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を被合併法人とするものが行われた場合（当該合併の日が連結親法人事業年度開始の日又は当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合を除く。）又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が連結親法人事業年度終了の日である場合を除く。）　これらの他の連結法人の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日を含む事業年度において生じた第六十六条の五の三第一項に規定する超過利子額（当該残余財産が確定した他の連結法人に株主等が二以上ある場合には、当該超過利子額に相当する金額を当該他の連結法人の発行済株式又は出資（当該他の連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

4　連結法人の次の各号に掲げる連結事業年度における第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に定める連結超過利子個別帰属額に係る連結超過利子額のうち当該連結超過利子個別帰属額に相当する金額は、ないものとする。

一　連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合の当該合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度　当該合併の日を含む連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結超過利子個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結超過利子個別帰属額のうち第六十六条の五の三第四項の規定により同条第一項に規定する超過利子額とみなされて当該連結子法人の当該残余財産の確定の日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

二　連結子法人の残余財産が確定した場合のその残余財産の確定の日の翌日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度　当該残余財産の確定の日の翌日を含む連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結超過利子個別帰属額のうち第六十六条の五の三第四項の規定により同条第一項に規定する超過利子額とみなされて当該連結子法人の当該残余財産の確定の日が連結親法人事業年度終了の日である場合を除く。）　これらの他の連結法人の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日を含む事業年度において生じた第六十六条の五の三第一項に規定する超過利子額（当該残余財産が確定した他の連結法人に株主等が二以上ある場合には、当該超過利子額に相当する金額を当該他の連結法人の発行済株式又は出資（当該他の連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

三　連結子法人が破産手続開始の決定により解散をした場合の当該破産手続開始の決定の日の翌日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度　当該破産手続開始の決定の日の翌日を含む連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結超過利子個別帰属額

四　連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（前三号に規定する場合に該当する場合を除く。）のその有しなくなつた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度　その有しなくなつた日を含む連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子

法人の連結超過利子個別帰属額

5　第一項及び第二項の規定は、連結超過利子額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度（第三項第一号に定める超過利子額又は連結超過利子個別帰属額で同項の規定により連結超過利子額とみなされたものにあつては同号イに規定する最初連結事業年度とし、同項第二号又は第三号に定める超過利子額又は連結超過利子個別帰属額で同項の規定により連結超過利子額とみなされたものにあつては同項第二号に規定する適格合併若しくは同項第三号に規定する合併の日を含む連結事業年度又は同項第二号若しくは第三号に規定する残余財産の確定の日の翌日を含む連結事業年度とする。）以後の各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）に当該連結超過利子額に関する明細書の添付があり、かつ、第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定の適用を受ける金額は、当該申告に係るその適用を受けるべき金額に限るものとする。

6　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

7　第三項から第五項までに規定する連結超過利子個別帰属額とは、連結超過利子額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

8　第一項又は第二項の規定により損金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十八第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二第十三項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十九条の五第二項第一号中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に、「森林施業計画（同条第四項第二号ロ」を「森林経営計画（同条第五項第二号ロ」に、「「森林施業計画」を「「森林経営計画」に、「除く。次号」を「除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る。次号」に改め、同項第二号中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画が」を「森林経営計画が」に改め、同項第三号イ中「により特定森林施業計画対象山林」を「により特定森林経営計画対象山林」に改め、同号イ(1)中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に改め、同号イ(2)中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改め、同号ロ中「により特定受贈森林施業計画対象山林」を「により特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同号ロ(1)中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同号ロ(2)中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改め、同項第四号イ中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画その他」を「森林経営計画その他」に、「除く」を「除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る」に改め、同号ロ中「森林施業計画その他」を「森林経営計画その他」に、「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「除く」を「除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る」に改め、同条第五項中「特定森林施業計画対象山林（特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林（特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同項第一号中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に改め、同条第八項及び第九項中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同条第十項中「特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改める。

第七十条の二第一項中「平成二十二年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで」を「平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで」に改め、「までの金額」を削り、「残額」の下に「までの金額」を加え、同条第二項第六号を次のように改める。

六　住宅資金非課税限度額　特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は住宅取得等資金を充てて増改築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合　特定受贈者が最初に前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十四年　千五百万円

(2)　平成二十五年　千二百万円

(3)　平成二十六年　千万円

ロ　当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　特定受贈者が最初に前項の規定の適

用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十四年　千万円

(2)　平成二十五年　七百万円

(3)　平成二十六年　五百万円

第七十条の三第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

第七十条の四第一項中「この条及び次条」を「第七十条の五まで」に改め、同条第二十一項中「場合」の下に「（次条第一項各号に掲げる貸付けができない場合として政令で定める場合に限る。）」を加え、「政令で定めるところにより地上権」を「地上権」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）

第七十条の四の二　猶予適用者が、贈与者の死亡の日前に前条第一項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について次に掲げる貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）を行つた場合において、当該特定貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより特定貸付けを行つている旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、当該猶予適用者に係る同項ただし書及び前条第四項の規定の適用については、当該特定貸付けを行つた当該農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この条において「特定貸付農地等」という。）に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

一　賃借権等の設定による貸付けであつて農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）のために行われるもの

二　賃借権等の設定による貸付けであつて農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第二号に定める事業に限る。）のために行われるもの

三　賃借権等の設定による貸付けであつて農業経営基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われるもの

2　前項に規定する猶予適用者とは、前条第一項本文の規定の適用を受ける受贈者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいう。

一　前項各号に掲げる貸付けを行つた日において六十五歳以上である受贈者　前条第一項本文の贈与に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限から当該貸付けを行つた日までの期間（次号において「適用期間」という。）が十年以上であること。

二　前号に掲げる受贈者以外の受贈者　適用期間が二十年以上であること。

3　第一項の規定の適用を受ける特定貸付農地等の貸付けに係る期限（当該期限の到来前に特定貸付けに係る賃借権等の消滅があつた場合には、当該消滅の日。以下この条において「貸付期限」という。）が到来した場合において、同項の規定の適用を受ける猶予適用者は、当該貸付期限から二月以内に、政令で定めるところにより、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等について、新たな特定貸付けを行つている旨又は当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る賃借権等の設定はなかつたものと、農業経営は廃止しているものとみなす。

4　第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が前項の貸付期限の翌日から一年を経過する日（第七項において「貸付猶予期日」という。）までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより当該貸付期限から二月以内に納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、当該税務署長の承認を受けたときに限り、当該承認を受けた特定貸付農地等については、第七項（第一号及び第二号に限る。）の規定は、適用しない。

5　前項の承認を受けた猶予適用者は、同項の承認を受けた特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行つた日又は当該猶予適用者の農業の用に供した日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな特定貸付けを行つている旨又は当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該承認を受けた特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る賃借権等の設定はなかつたものとみなす。

6　第一項の届出書が特定貸付けを行つた日から二月以内に提出されなかつた場合、第三項の届出書若しくは第四項の承認の申請に係る書類が貸付期限から二月以内に提出されなかつた場合又は前項の届出書が同項の新たな特定貸付けを行つた日若しくは猶予適用者の農業の用に供した日から二月以内に提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの書類が当該税務署長に提出されたときは、これらの規定及び次項の規定の適用については、これらの書類がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

7　第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、前条第一項に規定する納税猶予分の贈与税額に係る同項ただし書及び同条第四項の規定の適用については、第一項の特定貸付農地等に係る貸付期限（第三号又は第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該特定貸付農地等に係る貸付猶予期日（第五項の新たな特定貸付けを

行つた日又は当該猶予適用者の農業の用に供した日が当該貸付猶予期日前である場合には、これらの日。第四号において同じ。）において当該特定貸付農地等（当該特定貸付農地等のうち、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては新たな特定貸付けを行つている部分又は当該猶予適用者の農業の用に供している部分以外の部分に限るものとし、第四号に掲げる場合にあつては同号の届出書に係る部分に限るものとする。）について、賃借権等の設定があつたものとみなす。

一　当該貸付期限から二月を経過する日において、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等の全部又は一部について、新たな特定貸付けを行つていない場合又は当該猶予適用者の農業の用に供していない場合（次号に掲げる場合を除く。）

二　当該貸付期限から二月を経過する日までに第三項の届出書を提出しない場合

三　当該貸付猶予期日において、当該貸付猶予期日が到来した特定貸付農地等の全部又は一部について、新たな特定貸付けを行つていない場合又は当該猶予適用者の農業の用に供していない場合（次号に掲げる場合を除く。）

四　当該貸付猶予期日から二月を経過する日までに第五項の届出書を提出しない場合

8　第三項から前項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける特定貸付農地等に係る耕作の放棄（前条第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。）があつた場合について準用する。この場合において、第三項中「の貸付けに係る期限（当該期限の到来前に特定貸付けに係る賃借権等の消滅があつた場合には、当該消滅の日。以下この条において「貸付期限」という。）が到来した」とあるのは「に係る耕作の放棄（前条第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。以下この条において同じ。）があつた」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「貸付期限から」とあるのは「耕作の放棄があつた日から」と、「貸付期限が到来した」とあるのは「耕作の放棄があつた」と、「部分については、」とあるのは「部分又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分については、耕作の放棄及び」と、第四項中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、「については、」とあるのは「については、当該耕作の放棄はなかつたものとみなし」と、第六項中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、前項中「貸付期限（」とあるのは「耕作の放棄があつた日（」と、「賃借権等の設定」とあるのは「耕作の放棄」と、同項第一号中「貸付期限から」とあるのは「耕作の放棄があつた日から」と、「貸付期限が到来した」とあるのは「耕作の放棄があつた」と、同項第二号中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と読み替えるものとする。

9　次に掲げる受贈者（第二項各号に掲げる受贈者の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者に限る。次項及び第十一項において「旧法猶予適用者」という。）は、第一項の規定の適用を受けることができる。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）附則第十九条第三項第四号に掲げる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第三十二条第六項第五号に掲げる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

10　旧法猶予適用者が前項の規定により第一項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は前条第一項に規定する受贈者とみなして同条の規定を適用し、前項各号に規定する改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定は、適用しない。

11　第三項から第八項まで及び前項に定めるも

ののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る前条第二十六項の届出書の提出その他の第一項及び第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の五第一項中「前条第一項」を「第七十条の四第一項」に、「以下次項」を「次項」に改め、同条第二項中「前条第十五項」を「第七十条の四第十五項」に改める。

第七十条の六の二第一項中「貸付け（以下この条」を「貸付け（以下この項」に、「前条第一項ただし書」を「同条第一項ただし書」に改め、「（以下この条において「特定貸付農地等」という。）」を削り、「賃借権（以下この条」を「賃借権（以下この項」に改め、同条第二項から第七項までを削り、同条第八項中「次項及び第十項」を「以下この条」に、「第一項の」を「前項の」に改め、同項第二号中「第一条」を「附則第十九条第五項第二号に掲げる同法第一条」に改め、同項第三号中「第一条」を「附則第三十二条第九項第三号に掲げる同法第一条」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第七十条の四の二第三項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定の適用を受ける猶予適用者又は旧法猶予適用者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の六の二第九項を削り、同条第十項中「第二項から第七項まで及び」を削り、「第八項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七十条の六の三第三項中「までに」を「において第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付け又は」に、「行つた」を「行つている」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（山林についての相続税の納税猶予）

第七十条の六の四　特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（立木又は土地をいう。以下この条において同じ。）を有していた個人として政令で定める者（以下この条において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により特例施業対象山林の取得をした林業経営相続人が、当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「相続税の申告書」という。）の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特例施業対象山林で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該林業経営相続人が自ら経営（施業又は当該施業と一体として行う保護をいう。）を行うものであつて、次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下この条において「特例山林」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該林業経営相続人の死亡の日まで、その納税を猶予する。

一　当該特定森林経営計画において、作業路網の整備を行う山林として記載されているものであること。

二　都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在するものでないこと。

三　立木にあつては、当該相続の開始の日から当該立木が森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢（同条第二項第五号の公益的機能別施業森林区域内に存する立木にあつては、財務省令で定める林齢）に達する日までの期間が当該林業経営相続人の当該相続の開始の時における平均余命期間（当該相続の開始の日から当該林業経営相続人に係る余命年数として政令で定めるものを経過する日までの期間（当該期間が三十年を超える場合には、三十年）をいう。）を超える場合における当該立木であること。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　市町村長等の認定　森林法第十一条第五項（同法第十二条第三項において読み替えて準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定をいう。

二　特定森林経営計画　市町村長等の認定を受けた森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画（以下この号において「森林経営計画」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ　その対象とする山林が同一の者により一体として整備することを相当とするものとして財務省令で定めるものであること。

ロ　当該森林経営計画に森林法第十一条第三項に規定する事項が記載されていること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該森林経営計画の内容が同一の者による効率的な山林の経営（施業又は当該施業と一体として行う保護をいう。以下この条において同じ。）を実現するために必要とされる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

三　特例施業対象山林　被相続人が当該被相続人に係る相続の開始の直前に有していた山林のうち当該相続の開始の前に特定森林経営計画が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ　当該被相続人により当該相続の開始の直前まで引き続き当該特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営が行われてきた山林であること。

ロ　当該特定森林経営計画に記載されている山林のうち作業路網の整備を行う部分が、同一の者により一体として効率的な施業を行うことができるものとして政令で定める要件を満たしていること。

四　林業経営相続人　被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該被

相続人が当該相続の開始の直前に有していた全ての山林の取得をした個人であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

イ　当該個人が、当該相続の開始の直前において、当該被相続人の推定相続人であること。

ロ　当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該山林の全てを有し、かつ、当該特定森林経営計画に従つてその経営を行つていること。

ハ　当該個人が、当該特定森林経営計画に従つて当該山林の経営を適正かつ確実に行うものと認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

五　納税猶予分の相続税額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　前項の規定の適用に係る特例山林の価額を同項の林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該林業経営相続人の相続税の額

ロ　前項の規定の適用に係る特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該林業経営相続人の相続税の額

六　施業整備期間　当初認定起算日（特定森林経営計画（当該特定森林経営計画につき過去に森林法第十七条第一項の規定の適用があつた場合には、最初の適用に係る同項の認定森林所有者等が市町村長等の認定を受けたものに限る。）の期間の起算日として政令で定める日をいう。以下この号及び次号において同じ。）から当該当初認定起算日以後十年を経過する日までの間に前項の規定の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、当該相続の開始の日の翌日から当該十年を経過する日又は当該相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいう。

七　経営報告基準日　次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ　施業整備期間　当初認定起算日から一年を経過するごとの日

ロ　施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後十年を経過する日の翌日以後に前項の規定の適用に係る被相続人について相続が開始した場合にあつては、当該翌日）から納税猶予分の相続税額（既に次項又は第四項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例山林の価額に対応する部分の金額を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき前項、次項、第四項、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間　当該末日の翌日から三年を経過するごとの日

3　第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人又は同項の特例山林について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該林業経営相続人による特定森林経営計画に従つた特例山林の経営が適正かつ確実に行われていない場合として政令で定める場合に該当する場合において、当該特定森林経営計画に係る農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「農林水産大臣等」という。）から当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に当該当する旨の通知があつたとき　当該通知があつた日

二　当該林業経営相続人が当該特例山林の譲渡、贈与若しくは転用（当該特例山林の土地を立木の生育以外の用に供する行為として財務省令で定める行為をいう。）をし、若しくは当該特例山林につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をした場合（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡があつた場合を除く。）又は当該特例山林が路網未整備等（作業路網の一部の整備が適正に行われていない場合又は一体的かつ効率的な経営に適さなくなつた山林となつた場合として政令で定める場合をいう。以下この号及び次項において同じ。）に該当することとなつた場合において、当該譲渡、贈与、転用若しくは設定（以下この条において「譲渡等」という。）又は路網未整備等があつた当該特例山林に係る土地の面積（当該譲渡等又は路網未整備等の時前に第一項の特例山林につき譲渡等（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡を除く。）又は路網未整備等があつた場合には、当該譲渡等又は路網未整備等に係る土地の面積を加算した面積）が、当該林業経営相続人のその時の直前における第一項の特例山林に係る土地の面積（その時前に同項の特例山林につき譲渡等又は路網未整備等があつた場合には、当該譲渡等又は路網未整備等に係る土地の面積を加算した面積）の百分の二十を超えるとき　農林水産大臣等から当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に当該百分の二十を超えることとなつた譲渡等又は路網未整備等に係る通知があつた日

三　当該特例山林に係る山林の経営を廃止した場合　その廃止した日

四　当該林業経営相続人のその年分の所得税法第三十二条第一項に規定する山林所得に係る収入金額が零となつた場合　当該収入金額が零となつた年の十二月三十一日

五　当該林業経営相続人が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出

書を納税地の所轄税務署長に提出した場合　当該届出書の提出があつた日

4　猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第一項、前項、この項、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までに、第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が同項の特例山林の一部の譲渡等をした場合又は当該特例山林が路網未整備等に該当することとなつた場合には、猶予中相続税額のうち、当該譲渡等をした特例山林又は当該路網未整備等に該当することとなつた特例山林の金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、農林水産大臣等から当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に当該譲渡等又は路網未整備等があつた旨の通知があつた日から二月を経過する日（当該通知があつた日から当該二月を経過する日までの間に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

5　前項の場合において、特例山林のうち立木のみ又は当該立木の生育の用に供される土地のみについて譲渡等があつたときにおける同項の規定の適用については、当該立木の生育の用に供される土地又は当該土地に生育している立木についても、当該譲渡等があつたものとみなす。

6　第一項の規定は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした山林の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合には、適用しない。

7　第一項の規定は、同項の相続に係る被相続人から同項の相続又は遺贈により財産の取得をした者が当該財産について第六十九条の五第一項の規定の適用を受けた場合又は受けようとする場合には、適用しない。

8　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人が提出する相続税の申告書に、特例施業対象山林の全部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は次に掲げる書類の添付がない場合には、適用しない。

一　当該特例施業対象山林の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類

二　当該特例施業対象山林に係る被相続人の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から五月を経過する日が当該被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該特例施業対象山林の経営に関する事項として財務省令で定めるものを記載した書類

三　第一項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該相続人が第二項第四号イからハまでに掲げる要件その他財務省令で定める要件を満たしていることを証する書類として財務省令で定めるもの

9　第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項の規定又は第三項、第四項、第十一項、第十二項若しくは第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日（特例山林に係る被相続人の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から五月を経過する日が当該相続税の申告書の提出期限までに到来する場合における当該最初に到来する経営報告基準日を除く。）が存する場合には、届出期限（経営報告基準日の翌日から五月を経過する日をいう。次項、第十一項及び第十六項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び特例山林の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

10　猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十三項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

11　第九項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相続税に係る林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

12　税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二　当該林業経営相続人から提出された第九項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

13　第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第三号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二　第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の六の四第一項（山林についての相続税の納

税猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

三　第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項、第四項、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

四　第三項、第四項、前二項又は次項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

五　相続又は遺贈により取得をした財産のうちに特例山林に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該特例山林の価額は、当該特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号ロの規定を適用する。

六　特例山林について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の六の四第一項（山林についての相続税の納税猶予）の規定の適用に係る同項に規定する特例山林を除く」とする。

14　相続税法第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人若しくは当該林業経営相続人に係る被相続人又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「又はその親族その他これらの者」とあるのは「である租税特別措置法第七十条の六の四第一項（山林についての相続税の納税猶予）の林業経営相続人又は当該林業経営相続人若しくは同項の被相続人」と、「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「同条の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と、同条第二項中「又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定」とあるのは「である租税特別措置法第七十条の六の四第一項の林業経営相続人の納税の猶予に係る期限の繰上げ又は相続税の免除」と、同条第四項中「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「租税特別措置法第七十条の六の四の規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と読み替えるものとする。

15　第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が死亡した場合（その死亡した日前に第十一項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十二項又は前項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）には、猶予中相続税額に相当する相続税を免除する。この場合において、当該林業経営相続人の相続人は、その死亡した日から同日以後六月を経過する日（次項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

16　第九項又は前項の届出書が第九項に規定する届出期限又は前項の免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十一項又は前項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

17　第一項の規定の適用を受けた林業経営相続人は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該林業経営相続人が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号の下欄に掲げる日以前二月以内に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一　第三項の規定の適用があつた場合（第三号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額		同項各号に定める日から二月を経過する日
二　第四項又は第十一項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	これらの規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額		これらの規定による納税の猶予に係る期限
三　第十二項又は第十四項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額		これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

18　農林水産大臣等は、第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人又は特例山林について、第三項又は第四項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特例山林について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

19　税務署長は、第一項の場合において農林水産大臣等の事務（同項の規定の適用を受ける林業経営相続人に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、農林水産大臣等に対し、当該林業経営相続人が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

20　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八第一項中「第三項」を「第三項及び第四項」に、「第七十条の四第三十四項第一号又は第二号」を「第七十条の四第三十四項第二号」に改め、同条第三項中「同条第三十九項第一号又は第二号」を「同条第三十九項第二号」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第七十条の六の四第一項の規定の適用を受ける同項の林業経営相続人が同項に規定する特例山林の全部又は一部につき収用交換等による譲渡をしたことにより、同条第十七項の表の第二号の上欄に掲げる場合（同条第四項の規定の適用があつた場合に限る。）に該当することとなつた場合には、同条第十七項の規定により当該林業経営相続人の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

第七十条の八の二第一項中「特例農地等又は」を「特例農地等、第七十条の六の四第一項に規定する特例山林又は」に、「価額とし」を「価額とし、当該特例山林の価額は当該特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額とし」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「除く」を「除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る」に、「延納を許可する」を「延納の許可をする」に改め、同条第二項及び第五項から第七項までの規定中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

第七十三条中「限る。次条第二項」の下に「及び第七十四条の二第二項」を、「期間内。次条第二項」の下に「、第七十四条の二第二項」を加える。

第七十四条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「千分の一」の下に「（一戸建ての特定認定長期優良住宅にあつては、千分の二）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第七十四条の二　個人が、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（次項において「特定期間」という。）に同法第二条第三項に規定する低炭素建築物で住宅用家屋に該当するもの（以下この条において「認定低炭素住宅」という。）の新築をし、又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該認定低炭素住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定低炭素住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2　個人が、特定期間内に建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該認定低炭素住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定低炭素住宅の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十六条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「マンション建替事業」の下に「（良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る。）」を加える。

第八十条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第三号中「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条第二項中「政令で定める者」の下に「（以下この条において「銀行等」という。）」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「には、当該資本金の額の増加の」を「において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該銀行等　当該資本金の額の増加

二　当該銀行等が行う株式移転により当該銀行等の株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。）となつた株式会社　当該株式会社の設立

第八十条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第三号中「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条第二項各号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八十一条第一項中「平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同項第一号イ及びロを次のように改める。

イ　平成二十六年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行つた場合　千分の十五

ロ　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つた場合　千分の十八

第八十一条第一項第二号イ中「千分の四」を「千分の七・五」に改め、同号ロ中「千分の六・五」を「千分の九」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「千分の四」を「千分の七・

五」に改め、同号ロ中「千分の六・五」を「千分の九」に改め、同項第二号イ中「千分の二」を「千分の三・七五」に改め、同号ロ中「千分の三・二五」を「千分の四・五」に改め、同条第三項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に、「第一項第一号又は第二号」を「第一項各号」に改め、同項第一号イ中「千分の四」を「千分の七・五」に改め、同号ロ中「千分の六・五」を「千分の九」に改め、同項第二号イ中「千分の二」を「千分の三・七五」に改め、同号ロ中「千分の三・二五」を「千分の四・五」に改め、同条第四項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「同号ロ」を「同号イ中「千分の二」とあるのは「千分の四」と、同号ロ」に、「千分の十二」を「千分の二十三」に、「同項第六号」を「千分の二」とあるのは「千分の四」と、同項第六号」に、「千分の〇・六」を「千分の一」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十二条を次のように改める。

（新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取つた土地の所有権の移転登記の免税）

第八十二条　新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この条において「設置管理法」という。）の施行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの間に、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下この条において「航空機騒音障害防止法」という。）第九条第二項の規定により設置管理法第九条第一項第四号ニの事業として航空機騒音障害防止法第九条第一項に規定する第二種区域に所在する土地の所有者からの申出に基づき当該土地の買入れを行つた場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該買入れ後二年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一　平成二十六年三月三十一日

二　設置管理法第二十九条第二項に規定する空港運営権者が同条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権について同法第十条の十四第一項の規定により設定の登録をする日

第八十二条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の三・五」に改め、同条第二項中「千分の三」を「千分の三・五」に改める。

第八十三条第二項中「認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生特別措置法」を「認定民間都市再生事業計画（前項の期間内に都市再生特別措置法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。以下この項において同じ。）に基づき同法」に、「認定の」を「認定（同法第十九条の十第二項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。）の」に改める。

第八十四条の三中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「、平成二十四年三月三十一日までに」を削り、「引き取るときは」の下に「、当分の間（第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、平成二十六年三月三十一日までの間）」を加え、同条第二項中「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に改め、「この場合において」の下に「、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と」を加え、「（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」という。）」を削り、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「石油製品等（石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油」と、同号ハ中「原油等又は口」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と」を削り、同条第三項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改め、同条第四項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条」を「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」に、「原油等」とあるのは「石油石炭税」を「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油

等」とあるのは「重油等（石油石炭税」に改め、「（以下この項及び次項において「重油等」という。）」を削り、「同項第三号中「原油等又は前号」を「同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と」を削り、同条第五項中「石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ）に、「前項の重油」を「同項の重油」に、「同条第一項第一号」を「同号イ」に、「第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項」を「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改め、第六章第三節の二中同条の前に次の一款及び款名を加える。

第一款　地球温暖化対策のための課税の特例

（地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例）

第九十条の三の二　地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十四年十月一日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一　原油及び石油製品　一キロリットルにつき二千八百円

二　ガス状炭化水素　一トンにつき千八百六十円

三　石炭　一トンにつき千三百七十円

（特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減）

第九十条の三の三　石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定用途石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十六年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定用途石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、石油石炭税法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

一　苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する石炭

二　塩事業法（平成八年法律第三十九号）第二条第二項に規定する塩製造業者が自ら発電（電流を流すことにより海水を濃縮する方法として政令で定める方法による塩（同条第一項に規定する塩をいう。）の製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する石炭

2　石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者及び同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭（以下この条において「特定用途石炭」という。）を同項各号に規定する用途に供する者及び特定用途石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、「、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」と読み替えるものとする。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定用途石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。

4　第一項の規定の適用を受けた特定用途石炭は、同項の承認を受けて当該特定用途石炭を引き取つた日から二年以内に、同項各号に規定する用途以外の用途に供し、又は同項各号に規定する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

5　前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の特定用途石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合

に該当することとなつた者から、当該特定用途石炭につき、前条第三号に定める税率により計算した石油石炭税額と第一項の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する額の石油石炭税を、直ちに徴収する。

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の三の四　次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十六年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の㈢若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈣に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。

一　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項に規定する内航海運業を営む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行つた者	軽油（関税定率法別表第二七一〇・一二号の一の㈢、第二七一〇・一九号の一の㈡又は第二七一〇・二〇号の一の㈢に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の㈢又は第二七一〇・二〇号の一の㈣に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。）	内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航運送の用
二　海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油又は重油	同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。）
三　鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油	同法第二条第二項及び第三項に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限る。）
四　航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第百条第一項の規定による許可を受けた者	航空機燃料	同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用
五　農林漁業を営む者	軽油	農林漁業の用

2　前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認める事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3　石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあ

るのは「特定用途石油製品の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と読み替えるものとする。

4　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定用途石油製品を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者（前項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。

5　第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第二款　その他の特例

第九十条の四の二第一項中「、平成二十五年三月三十一日までに」を削り、「引き取るときは」の下に「、当分の間」を加える。

第九十条の四の三の見出し中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改め、同条第一項中「供する」の下に「ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第二七一・一一号に掲げる天然ガス又は」を加え、「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「免除を受けた沖縄発電用特定石炭」を「免除を受けた沖縄発電用特定石炭等」に改め、「この場合において」の下に「、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と」を加え、「免除を受けた石炭」を「免除を受けた天然ガス又は石炭」に、「並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」を「において「沖縄発電用特定石炭等」に、「沖縄発電用特定石炭の販売業者」を「沖縄発電用特定石炭等の販売業者」」に、「又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」を「又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」に、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」に、「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前項」を「沖縄発電用特定石炭等」に改める。

第九十条の五第一項中「、平成二十四年三月三十一日までに」を削り、「原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の㈢若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈣に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）」を「課税済みの原油等」に改め、「製造した場合には」の下に「、当分の間」を加え、「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改め、同条第五項中「、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」を「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十一条」に改め、「（第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。）」を削り、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等（租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品」と、同号ハ中「原油等又は口」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、同条第六項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される同項」に、

「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改め、同条第二項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条」を「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」に、「この項及び次項」を「この号及び第七十四条の十二第五項」に、「同条第一項」を「同法第九十条の六第一項」に、「「原油等」を「「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等をいう。以下この号及び第七十四条の十二第五項において同じ。）」に、「同項第三号中「原油等又は前号」を「同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と」を削り、同条第三項中「石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ」に、「前項の方法」を「同項の方法」に、「同条第一項第一号」を「同号イ」に、「同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項」を「同法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改め、同条第四項中「、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」を「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に改め、「並びに第二十三条第一項及び第二項」を削り、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「重油（租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、同条第五項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ」に、「前項の重油」を「同項の重油」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の六の二第一項中「、平成二十五年三月三十一日までに」を削り、「消費した場合には」の下に「、当分の間」を加える。

第九十条の七第一項中「行為により」の下に「第九十条の三の四第一項、」を加え、同条第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第九十条の三の三第四項の規定に違反して同項の特定用途石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第九十条の八の二第一項中「沖縄島と」を「沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と」に改め、「（以下この項において「沖縄」という。）」を削り、「この項において同じ」を「この項及び次条第一項において「沖縄以外の本邦の地域」という」に改め、「（沖縄島」の下に「、宮古島、石垣島若しくは久米島」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「本邦の地域との間の路線」の下に「（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）」を加える。

第九十条の十一第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年五月一日」に改め、「第九十条の十二第一項各号」の下に「、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号イ中「四千八百円」を「四千五百円」に改め、同号ロ中「五千四百円」を「五千二百円」に、「三千二百円」を「三千円」に改め、同号ハ中「二千七百円」を「二千六百円」に、「千六百円」を「千五百円」に改め、同号ニ中「八千百円」を「七千八百円」に、「四千三百円」を「四千百円」に改め、同項第二号イ中「一万五千円」を「一万二千三百円」に、「一万千四百円」を「九千九百円」に、「六千

六百円」を「五千七百円」に改め、同号ロ中「一万円」を「八千二百円」に、「七千六百円」を「六千六百円」に、「四千四百円」を「三千八百円」に改め、同号ハ中「五千円」を「四千百円」に、「三千八百円」を「三千三百円」に、「二千二百円」を「千九百円」に改め、同号ニ中「一万千三百円」を「九千九百円」に、「五千五百円」を「四千九百円」に改める。

第九十条の十一の二第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年五月一日」に、「次条第一項各号」を「第九十条の十二第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十条の十一の三　平成二十四年五月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一　道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　一万円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　一万円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに一万円

(3)　軽自動車　七千六百円

(4)　二輪の小型自動車　四千四百円

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　五千円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千円

(2)　(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千円

(3)　車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　三千八百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに三千八百円

(4)　軽自動車　三千八百円

(5)　二輪の小型自動車　二千二百円

二　前号に掲げる自動車以外の自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　一万円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　二千七百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円

(3)　軽自動車　二千七百円

(4)　二輪の小型自動車　千六百円

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　五千四百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円

(2)　(1)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千四百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円

(3)　軽自動車　五千四百円

(4)　二輪の小型自動車　三千二百円

ハ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　二千七百円

2　前項の車両重量及び車両総重量の計算に関し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

第九十条の十二第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十一年四月一日以後最初に受けるものに限る。以下この条において同じ。）」を「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付」に、「当該自動車検査証の交付等」を「当該自動車検査証の交付」に改め、同項第一号中「財務省令で定めるもの」を「内燃機関を有しないもの」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で財務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので財務省令で定めるもの

第九十条の十二第一項第三号中「もので財務省令で定めるものをいう。次号において同じ」を「ものをいう」に改め、同項第四号中「電力併用自動車（揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同号イ中「車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車」を「乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車（専ら人の運送の用に供する自動車で、乗用自動車以外のものをいう。以下この条において同じ。）若しくは貨物自動車」に改め、「この号」の下に「、次項第一号及び第三項第一号」を加え、「平成十七年電力併用軽量車基準」を「平成十七年揮発油軽中量車基準」に、「（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」に改め、同号ロ中「三・五トンを超える電力併用自動車」を「二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車」に、「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）」を「平成十七年揮発油軽中量車基準」に改め、「又は粒子状物質」を削り、「平成十七年電力併用重量車基準に」を「平成十七年揮発油軽中量車基準に」に、「十分の九」を「四分の一」に、「基準エネルギー消費効率」を「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ　乗用自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号、次項第二号イ及びロ並びに第三項第二号イ及びロにおいて「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号、次項第二号ハ及びニにおいて「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第二項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等」を「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付等」を「当該自動車検査証の交付」に改め、「、第九十条の十一第一項及び前条第一項」を削り、「前二条」を「同項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる揮発油自動車

イ　乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年

度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等」を「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付」に、「当該自動車検査証の交付等」を「当該自動車検査証の交付」に改め、「、第九十条の十一第一項及び前条第一項」を削り、「前二条」を「同項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる揮発油自動車

イ　乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた検査自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して十五日を経過する日までに自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受けた日後最初に受けるものに限る。以下この項において同じ。）を受ける場合（当該自動車検査証の交付等を受ける際に、初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の記載事項について財務省令で定める変更がない場合に限る。）には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

5　第一項各号（次項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車（第一項及び前項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十四年五月一日以後最初に受けるものに限る。以下この項において同じ。）を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

6　第一項（第四号イに係る部分に限る。）、第二項（第一号イに係る部分に限る。）及び第三項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない検査自動車であつて、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第一項第四号イ(3)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十」と、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、第三項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

第六章第三節の四中第九十条の十三を第九十条の十五とし、第九十条の十二の次に次の二条を加える。

（乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例）

第九十条の十三　次に掲げる検査自動車について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一　道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車のうち、次のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（次号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるものとして財務省令で定めるもの

イ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次号イにおいて「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車（同法第二条第七号に規定する自動車に限る。次号イにおいて同じ。）に該当するものであること。

ロ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次号ロにおいて「公共交通移動等円滑化基準」という。）で財務省令で定めるものに適合するものであること。

二　道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるものとして財務省令で定めるもの

イ　基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

ロ　公共交通移動等円滑化基準で財務省令で定めるものに適合するものであること。

ハ　高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

（貨物自動車に係る自動車重量税率の特例）

第九十条の十四　次に掲げる検査自動車（第九十条の十二第一項から第三項までの規定の適用があるものを除く。）のうち、衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日（第一号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十六年十月三十一日）までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一　車両総重量が八トンを超える貨物自動車（財務省令で定める牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で財務省令で定めるものに適合するもの

二　車両総重量が十三トンを超える貨物自動車（財務省令で定める牽引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で財務省令で定めるものに適合するもの

2　国税通則法第百十九条第一項の規定は、前項の規定により計算した金額に百円未満の端数があるときについて準用する。

第九十三条第一項第三号中「第五十一条の二第一項第二号ロ及びハ」を「第五十一条の二第一項第二号」に改め、同条第四項中「並びに」を「、第七十条の六の四第十七項並びに」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「含む。）」の下に「及び第七十条の六の四第十八項」を加え、同表の市町村の項中「含む。）及び」を「含む。）、」に、「含む。）の」を「含む。）及び第七十条の六の四第十八項の」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項第五号中「超える」を「超え千五百万円以下である」に改め、同項に次の一号を加える。

六　前項に規定する収入金額が千五百万円を超える場合　二百四十五万円

第三十条第二項中「相当する金額」の下に「（当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額）」を加え、同条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第四項中「、前項」を「、第三項」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項各号中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての政令で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「役員等勤続年数」という。）が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

一　法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員

二　国会議員及び地方公共団体の議会の議員

三　国家公務員及び地方公務員

第三十条に次の一項を加える。

6　その年中に第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等があり、当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数と特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る勤続年数の重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。

第五十七条の二第一項を次のように改める。

居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

一　その年中の第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合　同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二　その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合　百二十五万円

第五十七条の二第二項中「第二十八条第一項に規定する」を削り、「補てんされる」を「補塡される」に改め、同項第四号中「（弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

六　次に掲げる支出（当該支出の額の合計額が六十五万円を超える場合には、六十五万

円までの支出に限る。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

イ　書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものとして政令で定めるもの及び制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服で政令で定めるものを購入するための支出

ロ　交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

第二百一条第一項各号を次のように改める。

一　退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ　その支払う退職手当等が特定役員退職手当等（第三十条第四項（退職所得）に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項及び第二百三条第一項第二号（退職所得の受給に関する申告書）において同じ。）以外の退職手当等（次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。）に該当する場合　その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号イにおいて同じ。）

ロ　その支払う退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合　その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号ロにおいて同じ。）

二　退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第百九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

イ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも一般退職手当等に該当する場合　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額

ロ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも特定役員退職手当等に該当する場合　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額

ハ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合　政令で定めるところにより計算した金額

第二百一条第二項中「（退職所得控除額）」を削り、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改める。

第二百三条第一項第二号中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「あるときは」の下に「当該退職手当等が特定役員退職手当等又は一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号（障害退職者の割増退職所得控除額）」を「第三十条第五項第三号（退職所得）」に改める。

第二百十六条中「までの期間」の下に「とする。以下この条において同じ。」を、「含む」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、「当該各期間に属する最終月の翌月十日」を「一月から六月までの期間に係る給与等及び退職手当等について徴収した所得税の額にあつては当該期間の属する年の七月十日までに、七月から十二月までの期間に係る給与等及び退職手当等について徴収した所得税の額にあつては当該期間の属する年の翌年一月二十日」に改める。

第二百二十八条の三の次に次の一条を加える。

（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書）

第二百二十八条の三の二　外国法人がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める関係にある内国法人の役員（法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）若しくは使用人である居住者又は外国法人の国内にある営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）において勤務する当該外国法人の役員若しくは使用人である居住者（以下この条において「役員等」と総称する。）が、当該役員等と当該役員等に係るこれらの外国法人（以下この条において「外国親会社等」という。）との間の契約により付与された当該外国親会社等が発行する株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他の政令で定める権利に基づき当該外国親会社等から株式、金銭その他の経済的利益の交付、支払又は供与（以下この条において「供与等」という。）を受けた場合には、当該内国法人又は営業所等の長は、財務省令で定めるところにより、その経済的利益の供与等を受けた役員等の当該外国親会社等の経済的利益の供与等に関する調書を、当該供与等を受けた日の属する年の翌年三月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百四十二条第五号中「第二百二十八条の三」を「第二百二十八条の三の二」に改める。

別表第二㈠から㈢までを除く。）を次のように改める。

(四)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	102,800
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	104,400
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	105,900
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	107,400
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	109,000
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	110,500
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	112,100
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	113,600
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	115,100
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	116,700
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	118,200
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	119,800
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	121,300
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	122,800
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	124,400
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	125,900
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	127,500
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	129,000
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	130,600
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	132,100
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	133,600
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	135,300
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	137,000
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	138,600
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	140,300
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	142,000
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	143,600
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	145,300
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	147,000
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	148,600
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	150,100
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	151,700
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	153,200
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	154,800
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	156,300
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	157,900
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	159,400
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	160,900
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	162,500
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	164,000
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	165,500
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	167,000
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	168,500
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	170,000
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	171,500
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	173,000
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	174,500
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	175,900
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	177,400
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	178,900

（五）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	180,400
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	181,900
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	183,400
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	184,900
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	186,400
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	187,900
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	189,400
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	190,900
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	192,400
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	193,800
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	195,300
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	196,800
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	198,300
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,860	16,450	13,290	199,800
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	201,300
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	202,800
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	204,300
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	205,800
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	207,300
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	208,800
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	210,000
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	211,000
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	212,100
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	213,200
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	214,200
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	215,300
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	216,300
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	217,400
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	218,500
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	219,500
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	220,600
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	221,700
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	222,700
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	223,800
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	224,900
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	226,000
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	227,600
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	229,200
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	230,800
707,000	710,000	65,570	59,240	52,900	46,570	40,240	33,900	27,570	21,240	232,400
710,000	713,000	66,110	59,780	53,440	47,110	40,780	34,440	28,110	21,780	234,000
713,000	716,000	66,650	60,320	53,980	47,650	41,320	34,980	28,650	22,320	235,600
716,000	719,000	67,190	60,860	54,520	48,190	41,860	35,520	29,190	22,860	237,200
719,000	722,000	67,730	61,400	55,060	48,730	42,400	36,060	29,730	23,400	238,800
722,000	725,000	68,270	61,940	55,600	49,270	42,940	36,600	30,270	23,940	240,300
725,000	728,000	68,810	62,480	56,140	49,810	43,480	37,140	30,810	24,480	241,900
728,000	731,000	69,350	63,020	56,680	50,350	44,020	37,680	31,350	25,020	243,500
731,000	734,000	69,890	63,560	57,220	50,890	44,560	38,220	31,890	25,560	245,100
734,000	737,000	70,430	64,100	57,760	51,430	45,100	38,760	32,430	26,100	246,700
737,000	740,000	70,970	64,640	58,300	51,970	45,640	39,300	32,970	26,640	248,300

(六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	249,900
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	251,500
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	253,100
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	254,600
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	256,200
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	257,800
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	259,400
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	261,000
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	262,600
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	264,200
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	265,800
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	267,400
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	269,000
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	270,500
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	272,100
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	273,700
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	275,300
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	276,900
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	278,500
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	280,100
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	281,700
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	283,300
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	284,800
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	286,400
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	288,000
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	289,600
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	291,200
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	292,800
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	294,400
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	296,000
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	297,600
833,000	836,000	89,470	82,190	75,600	69,260	62,930	56,600	50,260	43,930	299,100
836,000	839,000	90,130	82,840	76,170	69,830	63,500	57,170	50,830	44,500	300,700
839,000	842,000	90,780	83,500	76,740	70,400	64,070	57,740	51,400	45,070	302,200
842,000	845,000	91,440	84,150	77,310	70,970	64,640	58,310	51,970	45,640	303,700
845,000	848,000	92,090	84,810	77,880	71,540	65,210	58,880	52,540	46,210	305,200
848,000	851,000	92,750	85,470	78,450	72,110	65,780	59,450	53,110	46,780	306,700
851,000	854,000	93,400	86,120	79,020	72,680	66,350	60,020	53,680	47,350	308,200
854,000	857,000	94,060	86,780	79,590	73,250	66,920	60,590	54,250	47,920	309,800
857,000	860,000	94,720	87,430	80,160	73,820	67,490	61,160	54,820	48,490	311,300
860,000	863,000	95,370	88,090	80,800	74,390	68,060	61,730	55,390	49,060	312,800
863,000	866,000	96,030	88,740	81,460	74,960	68,630	62,300	55,960	49,630	314,300
866,000	869,000	96,680	89,400	82,120	75,530	69,200	62,870	56,530	50,200	315,800
869,000	872,000	97,340	90,050	82,770	76,100	69,770	63,440	57,100	50,770	317,300
872,000	875,000	97,990	90,710	83,430	76,670	70,340	64,010	57,670	51,340	318,900
875,000	878,000	98,650	91,370	84,080	77,240	70,910	64,580	58,240	51,910	320,400
878,000	881,000	99,300	92,020	84,740	77,810	71,480	65,150	58,810	52,480	321,900
881,000	884,000	99,960	92,680	85,390	78,380	72,050	65,720	59,380	53,050	323,400
884,000	887,000	100,610	93,330	86,050	78,950	72,620	66,290	59,950	53,620	324,900
887,000	890,000	101,270	93,990	86,700	79,520	73,190	66,860	60,520	54,190	326,400

（七）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
890,000	893,000	101,930	94,640	87,360	80,090	73,760	67,430	61,090	54,760	327,900
893,000	896,000	102,580	95,300	88,010	80,730	74,330	68,000	61,660	55,330	329,500
896,000	899,000	103,240	95,950	88,670	81,390	74,900	68,570	62,230	55,900	331,000
899,000	902,000	103,890	96,610	89,330	82,040	75,470	69,140	62,800	56,470	332,500
902,000	905,000	104,550	97,260	89,980	82,700	76,040	69,710	63,370	57,040	334,000
905,000	908,000	105,200	97,920	90,640	83,350	76,610	70,280	63,940	57,610	335,500
908,000	911,000	105,860	98,580	91,290	84,010	77,180	70,850	64,510	58,180	337,000
911,000	914,000	106,510	99,230	91,950	84,660	77,750	71,420	65,080	58,750	338,500
914,000	917,000	107,170	99,890	92,600	85,320	78,320	71,990	65,650	59,320	340,100
917,000	920,000	107,830	100,540	93,260	85,980	78,890	72,560	66,220	59,890	341,600
920,000	923,000	108,480	101,200	93,910	86,630	79,460	73,130	66,790	60,460	343,100
923,000	926,000	109,140	101,850	94,570	87,290	80,030	73,700	67,360	61,030	344,600
926,000	929,000	109,790	102,510	95,230	87,940	80,660	74,270	67,930	61,600	346,100
929,000	932,000	110,450	103,160	95,880	88,600	81,310	74,840	68,500	62,170	347,600
932,000	935,000	111,100	103,820	96,540	89,250	81,970	75,410	69,070	62,740	349,200
935,000	938,000	111,760	104,480	97,190	89,910	82,620	75,980	69,640	63,310	350,700
938,000	941,000	112,410	105,130	97,850	90,560	83,280	76,550	70,210	63,880	352,200
941,000	944,000	113,070	105,790	98,500	91,220	83,940	77,120	70,780	64,450	353,700
944,000	947,000	113,720	106,440	99,160	91,870	84,590	77,690	71,350	65,020	355,200
947,000	950,000	114,380	107,100	99,810	92,530	85,250	78,260	71,920	65,590	356,700
950,000	953,000	115,040	107,750	100,470	93,190	85,900	78,830	72,490	66,160	358,200
953,000	956,000	115,690	108,410	101,120	93,840	86,560	79,400	73,060	66,730	359,800
956,000	959,000	116,350	109,060	101,780	94,500	87,210	79,970	73,630	67,300	361,300
959,000	962,000	117,000	109,720	102,440	95,150	87,870	80,590	74,200	67,870	362,800
962,000	965,000	117,660	110,370	103,090	95,810	88,520	81,240	74,770	68,440	364,300
965,000	968,000	118,310	111,030	103,750	96,460	89,180	81,900	75,340	69,010	365,800
968,000	971,000	118,970	111,690	104,400	97,120	89,840	82,550	75,910	69,580	367,300
971,000	974,000	119,680	112,340	105,060	97,770	90,490	83,210	76,480	70,150	368,800
974,000	977,000	120,620	113,000	105,710	98,430	91,150	83,860	77,050	70,720	370,400
977,000	980,000	121,560	113,650	106,370	99,090	91,800	84,520	77,620	71,290	371,900
980,000	983,000	122,500	114,310	107,020	99,740	92,460	85,170	78,190	71,860	373,400
983,000	986,000	123,440	114,960	107,680	100,400	93,110	85,830	78,760	72,430	374,900
986,000	989,000	124,380	115,620	108,340	101,050	93,770	86,480	79,330	73,000	376,400
989,000	992,000	125,320	116,270	108,990	101,710	94,420	87,140	79,900	73,570	377,900
992,000	995,000	126,260	116,930	109,650	102,360	95,080	87,800	80,510	74,140	379,500
995,000	998,000	127,200	117,590	110,300	103,020	95,730	88,450	81,170	74,710	381,000
998,000	1,001,000	128,140	118,240	110,960	103,670	96,390	89,110	81,820	75,280	382,500
1,001,000	1,004,000	129,080	118,900	111,610	104,330	97,050	89,760	82,480	75,850	384,000
1,004,000	1,007,000	130,020	119,570	112,270	104,980	97,700	90,420	83,130	76,420	385,500
1,007,000	1,010,000	130,960	120,510	112,920	105,640	98,360	91,070	83,790	76,990	387,000
1,010,000円		131,430	120,980	113,250	105,970	98,680	91,400	84,120	77,270	388,500
1,010,000円を超え1,250,000円に満たない金額		1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の31.5％に相当する金額を加算した金額								388,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

（八）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
1,250,000円		円 207,030	円 196,580	円 188,850	円 181,570	円 174,280	円 167,000	円 159,720	円 152,870	
1,250,000円を超え1,740,000円に満たない金額		1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								
1,740,000円		円 368,730	円 358,280	円 350,550	円 343,270	円 335,980	円 328,700	円 321,420	円 314,570	
1,740,000円を超える金額		1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を、甲欄により求めた税額から控除した金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三㈠及び㈡を除く。）を次のように改める。

（三）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,280	97
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,310	101
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,340	104
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,370	108
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,400	111
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,420	115
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,450	118
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,480	122
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,510	125
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,530	129
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,570	132
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,620	136
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,670	139
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,720	143
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	2,780	146
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	2,830	150
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	2,880	153
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	2,930	157
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	2,980	161
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,030	165
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,080	169
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,140	173
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,190	177
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,240	181
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,290	185
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,340	189
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,390	193
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,440	197
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,500	201
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,550	205
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,600	209
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,650	213
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	3,700	217
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	3,750	221
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	3,800	225
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	3,850	229
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	3,910	233
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	3,960	237
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,010	241
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,060	245
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,110	249
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,160	253
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,210	257
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,270	261
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,320	265
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,370	269
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,420	273
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,470	277
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,530	281
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,580	285

(四)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,640	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	4,690	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	4,750	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	4,810	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	4,860	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	4,920	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	4,970	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	5,020	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,070	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,120	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,180	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,230	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,280	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,330	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,380	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,430	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,480	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,530	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,580	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,630	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,680	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,730	377
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	5,780	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	5,830	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	5,880	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	5,930	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	5,980	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	6,030	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	6,080	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,130	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,180	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,230	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,280	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,330	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,380	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,430	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,480	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,530	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,580	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,630	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,680	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,730	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	6,780	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	6,830	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	6,880	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	6,930	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	6,980	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	7,010	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	7,050	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	7,080	601

（五）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	535	7,120	609
22,100	22,200	1,920	1,710	1,500	1,285	1,075	865	655	545	7,150	617
22,200	22,300	1,940	1,725	1,515	1,305	1,095	885	670	555	7,190	625
22,300	22,400	1,955	1,745	1,535	1,325	1,110	900	690	560	7,220	633
22,400	22,500	1,975	1,765	1,550	1,340	1,130	920	705	570	7,260	641
22,500	22,600	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	935	725	580	7,290	649
22,600	22,700	2,010	1,800	1,590	1,375	1,165	955	745	590	7,330	657
22,700	22,800	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185	975	760	600	7,370	665
22,800	22,900	2,045	1,835	1,625	1,415	1,200	990	780	605	7,400	673
22,900	23,000	2,065	1,855	1,640	1,430	1,220	1,010	795	615	7,440	681
23,000	23,100	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,025	815	625	7,470	689
23,100	23,200	2,100	1,890	1,680	1,465	1,255	1,045	835	635	7,510	697
23,200	23,300	2,120	1,905	1,695	1,485	1,275	1,065	850	645	7,550	705
23,300	23,400	2,135	1,925	1,715	1,505	1,290	1,080	870	660	7,610	713
23,400	23,500	2,155	1,945	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	7,660	721
23,500	23,600	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,115	905	695	7,710	729
23,600	23,700	2,190	1,980	1,770	1,555	1,345	1,135	925	710	7,760	737
23,700	23,800	2,210	1,995	1,785	1,575	1,365	1,155	940	730	7,820	745
23,800	23,900	2,225	2,015	1,805	1,595	1,380	1,170	960	750	7,870	753
23,900	24,000	2,245	2,035	1,820	1,610	1,400	1,190	975	765	7,920	761
24,000	24,100	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,205	995	785	7,980	769
24,100	24,200	2,280	2,070	1,860	1,645	1,435	1,225	1,015	800	8,030	777
24,200	24,300	2,300	2,085	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	820	8,080	785
24,300	24,400	2,315	2,105	1,895	1,685	1,470	1,260	1,050	840	8,140	793
24,400	24,500	2,335	2,125	1,910	1,700	1,490	1,280	1,065	855	8,190	801
24,500	24,600	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,295	1,085	875	8,240	809
24,600	24,700	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	1,315	1,105	890	8,290	817
24,700	24,800	2,390	2,175	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	910	8,350	825
24,800	24,900	2,405	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	8,400	833
24,900	25,000	2,425	2,215	2,000	1,790	1,580	1,370	1,155	945	8,450	841
25,000	25,100	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,385	1,175	965	8,510	849
25,100	25,200	2,460	2,250	2,040	1,825	1,615	1,405	1,195	980	8,560	858
25,200	25,300	2,480	2,265	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	8,610	867
25,300	25,400	2,495	2,285	2,075	1,865	1,650	1,440	1,230	1,020	8,660	876
25,400	25,500	2,515	2,305	2,090	1,880	1,670	1,460	1,245	1,035	8,720	890
25,500	25,600	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,475	1,265	1,055	8,770	908
25,600	25,700	2,550	2,340	2,130	1,915	1,705	1,495	1,285	1,070	8,820	926
25,700	25,800	2,570	2,355	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	8,880	944
25,800	25,900	2,585	2,375	2,165	1,955	1,740	1,530	1,320	1,110	8,930	962
25,900	26,000	2,605	2,395	2,180	1,970	1,760	1,550	1,335	1,125	8,980	980
26,000	26,100	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,565	1,355	1,145	9,040	998
26,100	26,200	2,640	2,430	2,220	2,005	1,795	1,585	1,375	1,160	9,090	1,016
26,200	26,300	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	9,140	1,034
26,300	26,400	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	1,410	1,200	9,190	1,052
26,400	26,500	2,700	2,485	2,270	2,060	1,850	1,640	1,425	1,215	9,250	1,070
26,500	26,600	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	1,655	1,445	1,235	9,300	1,088
26,600	26,700	2,740	2,520	2,310	2,095	1,885	1,675	1,465	1,250	9,350	1,106
26,700	26,800	2,760	2,535	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	9,410	1,124
26,800	26,900	2,780	2,555	2,345	2,135	1,920	1,710	1,500	1,290	9,460	1,142
26,900	27,000	2,800	2,575	2,360	2,150	1,940	1,730	1,515	1,305	9,510	1,160

（六）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,820	2,590	2,380	2,170	1,960	1,745	1,535	1,325	9,570	1,178
27,100	27,200	2,845	2,610	2,400	2,185	1,975	1,765	1,555	1,340	9,620	1,196
27,200	27,300	2,865	2,625	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	9,670	1,214
27,300	27,400	2,885	2,645	2,435	2,225	2,010	1,800	1,590	1,380	9,720	1,232
27,400	27,500	2,905	2,665	2,450	2,240	2,030	1,820	1,605	1,395	9,780	1,250
27,500	27,600	2,925	2,685	2,470	2,260	2,050	1,835	1,625	1,415	9,830	1,268
27,600	27,700	2,945	2,705	2,490	2,275	2,065	1,855	1,645	1,430	9,880	1,286
27,700	27,800	2,965	2,725	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	9,940	1,304
27,800	27,900	2,990	2,745	2,525	2,315	2,100	1,890	1,680	1,470	9,990	1,322
27,900	28,000	3,010	2,765	2,545	2,335	2,120	1,910	1,700	1,490	10,040	1,340
28,000	28,100	3,030	2,790	2,565	2,350	2,140	1,930	1,720	1,505	10,090	1,358
28,100	28,200	3,055	2,810	2,580	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	10,140	1,376
28,200	28,300	3,075	2,835	2,600	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	10,190	1,394
28,300	28,400	3,100	2,855	2,620	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	10,240	1,412
28,400	28,500	3,120	2,875	2,640	2,430	2,215	2,005	1,795	1,585	10,290	1,430
28,500	28,600	3,140	2,900	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,600	10,340	1,448
28,600	28,700	3,165	2,920	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	10,390	1,466
28,700	28,800	3,185	2,940	2,700	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	10,440	1,484
28,800	28,900	3,205	2,965	2,720	2,505	2,290	2,080	1,870	1,660	10,490	1,502
28,900	29,000	3,230	2,985	2,745	2,525	2,310	2,100	1,890	1,680	10,540	1,520
29,000	29,100	3,250	3,010	2,765	2,540	2,330	2,120	1,910	1,695	10,590	1,538
29,100	29,200	3,270	3,030	2,785	2,560	2,350	2,140	1,925	1,715	10,650	1,556
29,200	29,300	3,295	3,050	2,810	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	10,700	1,574
29,300	29,400	3,315	3,075	2,830	2,600	2,385	2,175	1,965	1,755	10,750	1,592
29,400	29,500	3,340	3,095	2,850	2,620	2,405	2,195	1,985	1,775	10,800	1,610
29,500	29,600	3,360	3,115	2,875	2,635	2,425	2,215	2,005	1,790	10,850	1,628
29,600	29,700	3,380	3,140	2,895	2,655	2,445	2,235	2,020	1,810	10,900	1,646
29,700	29,800	3,405	3,160	2,920	2,675	2,465	2,250	2,040	1,830	10,950	1,664
29,800	29,900	3,425	3,185	2,940	2,695	2,480	2,270	2,060	1,850	11,000	1,682
29,900	30,000	3,445	3,205	2,960	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	11,050	1,700
30,000	30,100	3,470	3,225	2,985	2,740	2,520	2,310	2,100	1,885	11,100	1,718
30,100	30,200	3,490	3,250	3,005	2,760	2,540	2,330	2,115	1,905	11,150	1,736
30,200	30,300	3,515	3,270	3,025	2,785	2,560	2,345	2,135	1,925	11,200	1,754
30,300	30,400	3,535	3,290	3,050	2,805	2,575	2,365	2,155	1,945	11,250	1,772
30,400	30,500	3,555	3,315	3,070	2,830	2,595	2,385	2,175	1,965	11,300	1,790
30,500	30,600	3,580	3,335	3,095	2,850	2,615	2,405	2,195	1,980	11,350	1,808
30,600	30,700	3,600	3,355	3,115	2,870	2,635	2,425	2,210	2,000	11,400	1,826
30,700	30,800	3,620	3,380	3,135	2,895	2,655	2,440	2,230	2,020	11,450	1,844
30,800	30,900	3,645	3,400	3,160	2,915	2,670	2,460	2,250	2,040	11,500	1,862
30,900	31,000	3,665	3,425	3,180	2,935	2,695	2,480	2,270	2,060	11,550	1,880
31,000	31,100	3,690	3,445	3,200	2,960	2,715	2,500	2,290	2,075	11,600	1,898
31,100	31,200	3,710	3,465	3,225	2,980	2,740	2,520	2,305	2,095	11,660	1,916
31,200	31,300	3,730	3,490	3,245	3,005	2,760	2,535	2,325	2,115	11,710	1,934
31,300	31,400	3,755	3,510	3,265	3,025	2,780	2,555	2,345	2,135	11,760	1,952
31,400	31,500	3,775	3,530	3,290	3,045	2,805	2,575	2,365	2,155	11,810	1,970
31,500	31,600	3,795	3,555	3,310	3,070	2,825	2,595	2,385	2,170	11,860	1,988
31,600	31,700	3,820	3,575	3,335	3,090	2,845	2,615	2,400	2,190	11,910	2,006
31,700	31,800	3,840	3,600	3,355	3,110	2,870	2,630	2,420	2,210	11,960	2,024
31,800	31,900	3,860	3,620	3,375	3,135	2,890	2,650	2,440	2,230	12,010	2,042
31,900	32,000	3,885	3,640	3,400	3,155	2,915	2,670	2,460	2,250	12,060	2,060

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258
33,000円を超え41,500円に満たない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5％に相当する金額を加算した金額								12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24％に相当する金額を加算した金額
41,500円		円 6,850	円 6,550	円 6,310	円 6,065	円 5,820	円 5,580	円 5,340	円 5,125		
41,500円を超え58,000円に満たない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額									
58,000円		円 12,295	円 11,995	円 11,755	円 11,510	円 11,265	円 11,025	円 10,785	円 10,570		円 8,258
58,000円を超える金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額										給与の支払いを受ける者が提出した控除等申告書に扶養親族等の数として申告された人数が7人を超える場合には、当該申告書に記載された扶養親族等1人ごとに50円を、各欄に求めた金額から控除して税額を求めること。	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1)　(2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2)　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	241千円未満	
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	604	588	632		
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	751	622	771	652	792	683	812		
751	810	771	834	792	859	812	884	241	305
810	852	834	879	859	902	884	925		
852	898	879	922	902	947	925	971		
898	949	922	973	947	997	971	1,021		
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089		
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305	555
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508		
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749		
1,664	1,862	1,692	1,894	1,720	1,925	1,749	1,957		
1,862千円以上		1,894千円以上		1,925千円以上		1,957千円以上		555千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	668	550	689	550	710	557	730
20	668	714	689	738	710	762	730	786
22	714	750	738	775	762	801	786	826
24	750	791	775	817	801	844	826	872
26	791	847	817	876	844	901	872	925
28	847	910	876	936	901	962	925	987
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636
38	1,551	1,735	1,579	1,767	1,607	1,799	1,636	1,830
40	1,735千円以上		1,767千円以上		1,799千円以上		1,830千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五㈨を次のように改める。

（九）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に90％を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に95％を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	15,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,450,000円を控除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000円		17,550,000円
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第六の注(二)中「第三十条第四項第三号(退職の控除額)」を「第三十条第五項第三号(退職所得)」に改め、同表の備考(二)中「第三十条第四項第一号」を「第三十条第五項第一号」に改める。

（法人税法の一部改正）

第三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該契約について同日において第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる事実が生じている場合は、この限りでない。

一　当該契約に係る退職年金の給付を受けている者又は給付を受ける権利を有している者のみが当該契約に係る信託の受益者（第二項第一号ロの信託の受益者をいう。）、保険金受取人（同項第二号ロの保険金受取人をいう。次号において同じ。）又は共済金受取人（同項第三号ロの共済金受取人をいう。次号において同じ。）となつていること。

二　当該契約を締結していた事業主のその営む事業の廃止その他これに類する事由によつて当該契約に係る保険金受取人又は共済金受取人が当該事業主が有していた当該契約に係る契約者の地位を承継していること。

三　確定給付企業年金法第二条第二項（定義）に規定する厚生年金適用事業所以外の事業所（当該事業所に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の事業主が締結していること。

（相続税法の一部改正）

第四条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第五号中「第四十二条第二十七項」を「第四十二条第三十項」に改める。

第三十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める相続税については、この限りでない。

一　納税義務者の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項若しくは第三項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額に係る相続税について、第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（当該相続税が期限後申告書若しくは修正申告書を提出したことにより納付すべき相続税額、更正若しくは決定に係る相続税額又は同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定に係る相続税額に係るものである場合には、当該期限後申告書若しくは修正申告書の提出があつた日、当該更正若しくは決定に係る同法第二十八条第一項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書若しくは決定通知書を発した日又は当該賦課決定に係る同法第三十二条第三項に規定する賦課決定通知書を発した日とする。）から五年を経過する日までに税務署長（同法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。）がこの項本文の規定により当該相続税について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。）に対し第六項の規定による通知を発していない場合における当該連帯納付義務者　当該納付すべき相続税額に係る相続税

二　納税義務者が第三十八条第一項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十七条第一項の規定による延納の許可を受けた場合における当該納税義務者に係る連帯納付義務者　当該延納の許可を受けた相続税額に係る相続税

三　納税義務者の相続税について納税の猶予がされた場合として政令で定める場合における当該納税義務者に係る連帯納付義務者　その納税の猶予がされた相続税額に係る相続税

第三十四条第五項を削り、同条第六項中「（国税通則法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。）」を削り、「同法」を「国税通則法」に、「第一項の規定により当該相続税について連帯納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。）」を「当該相続税に係る連帯納付義務者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第三十九条第六項及び第十八項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十六項から第二十九項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「又は第二十二項」を「、第二十三項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「前項」を「第二十三項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「ときは、」を「ときにおける」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24　第二項の規定により税務署長が同項の調査を行う場合において、国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じたとき、又は第二十二項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由が生じたときにおける第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第二十三項の規定の適用がある場合には、六月）に第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は第二十二項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

25　第二十二項の規定の適用がある場合において、第九項、第十七項又は第二十一項の規定により読み替えられた第二項の規定を適用するときは、前項の規定は、適用しない。

第三十九条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　次の各号に掲げる場合における延納の許可

の申請に係る手続をその期限までに行うことができない者に係るこの条の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定の適用がある場合　この条の規定の適用については、第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から同条の規定により延長された期限までの期間（以下この条において「災害等延長期間」という。）を加算した期間」と、第十五項ただし書及び第二十七項中「六月」とあるのは「六月に災害等延長期間（国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に当該通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

二　前号に掲げる場合のほか、政令で定めるやむを得ない事由が生じた場合　第五項に定める担保提供関係書類の提出期限その他の政令で定める手続に関する期限については、当該やむを得ない事由により当該手続を行うことができない期間として政令で定める期間延長する。

第四十条第一項中「同条第二十六項」を「同条第二十九項」に、「税金」を「相続税又は贈与税」に改め、同条第二項中「当該税額」を「当該延納税額」に改める。

第四十二条第十六項及び第十七項中「とき」を「ときにおける」に改め、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「又は第二十五項」を「、第十八項又は第二十六項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

28　次の各号に掲げる場合における物納の許可の申請に係る手続をその期限までに行うことができない者に係るこの条の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　国税通則法第十一条の規定の適用がある場合　この条の規定の適用については、第六項ただし書中「一年」とあるのは「一年に国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から同条の規定により延長された期限までの期間（以下この条において「災害等延長期間」という。）を加算した期間」と、第十三項ただし書、第十五項及び第二十五項ただし書中「一年」とあるのは「一年に災害等延長期間（国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

二　前号に掲げる場合のほか、政令で定めるやむを得ない事由が生じた場合　第四項に定める物納手続関係書類の提出期限その他の政令で定める手続に関する期限については、当該やむを得ない事由により当該手続を行うことができない期間として政令で定める期間延長する。

29　前項の規定の適用がある場合において、第七項の規定により読み替えられた第二項の規定を適用するときは、第十八項の規定は、適用しない。

第四十二条第二十五項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十項」を「第二十一項」に、「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　第二項の規定により税務署長が同項の調査を行う場合において、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じたとき、又は第二十八項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由が生じたときにおける第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第十六項の規定の適用がある場合には六月とし、第十七項の規定の適用がある場合には九月とする。）に第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は第二十八項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

第四十四条第二項中「第三十九条第一項から第二十五項まで及び第二十七項から第三十項まで」を「第三十九条（第二十九項を除く。）」に改める。

第四十七条第十一項中「第二十五項まで及び第二十七項から第三十項まで」を「第二十八項まで及び第三十項から第三十三項まで」に改める。

第四十八条第一項から第三項までの規定中「第四十二条第二十七項」を「第四十二条第三十項」に改める。

第四十八条の二第一項中「第三十九条第二十七項」を「第三十九条第三十項」に改め、同条第六項中「第二十八項」を「第三十一項」に改める。

第五十一条第二項中「掲げる相続税」を「掲げる相続税額」に改め、同項に次の二号を加える。

三　第三十九条第二十二項の規定の適用を受けた同条第一項の延納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る相続税額　同条第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する同条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間

四　第四十二条第二十八項の規定の適用を受けた同条第一項の物納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る相続税額　同条第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間

第五十一条第三項中「掲げる贈与税」を「掲げる贈与税額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三十九条第二十九項において準用する同条第二十二項の規定の適用を受けた同条第一項の延納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る贈与税額　同条第二十九項において準用する同条第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する同条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間

第五十一条の二第一項中「連帯納付義務者が第三十四条第一項」を「連帯納付義務者が第三十四条第一項本文」に改め、同項第一号中「第三十四条第七項」を「第三十四条第六項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める期間」を「当該相続税の第三十三条の規定による納期限の翌日から納付基準日又は当該相続税を完納する日のいずれか早い日までの期間」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号を次のように改める。

二　前号の規定により納付すべき利子税の額は、納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、同号の期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額とする。

第五十一条の二第一項第三号中「第三十四条第一項」を「第三十四条第一項本文」に改める。

第五十二条第二項中「受けた者が」の下に「第三十九条第三十二項又は第四十条第二項（第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による」を加え、同条第四項中「同条第二十六項」を「同条第二十九項」に改め、「までの期間」の下に「（同条第二十二項第一号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する第三十九条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間を除く。）」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三十九条第二十二項又は第二十四項の規定の適用がある場合において延納の許可が同条第一項の申請書に記載された第一回に納付すべき分納税額の納期限後にされたときは、当該延納の許可を受けた者が当該延納の許可を受けた日までに当該申請書に記載された納期限が到来した分納税額に係る第一項の規定の適用については、当該申請書に記載された第一回に納付すべき分納税額の納期限前に延納の許可があつたものとして計算したところによる。

第五十三条第一項中「までの期間」の下に「（第四十二条第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間（以下この条において「災害等延長期間等」という。）を除く。）」を加え、同条第三項中「定める期間」の下に「（災害等延長期間等を除く。）」を加え、同条第四項中「各号に掲げる期間」の下に「（災害等延長期間等を除く。）」を加え、同項第二号ロ中「前条第二項第一号」を「第五十一条第二項第一号」に改め、同条第六項中「までの期間」の下に「（災害等延長期間等を除く。）」を加え、同条第七項中「期間につき」を「期間（災害等延長期間等を除く。以下この項において同じ。）につき」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「一に該当する」を「いずれかに該当する」に改め、同条第六項中「差し押えた財産」を「差し押さえた財産（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。以下この項及び第六十三条第五項において同じ。）の規定に基づき当該租税条約等の相手国等（同法第二条第三号に規定する相手国等をいう。以下同じ。）に共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。以下この項及び第六十三条第五項において同じ。）の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づき差押えに相当する処分をした財産及び担保の提供を受けた財産を含む。）」に改め、同条第七項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

第六十三条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五項中「につき差押え」の下に「（租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等の法令に基づいて行う差押えに相当する処分を含む。以下この項において同じ。）」を、「相当する担保の提供」の下に「（租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等の法令に基づいて行う担保の提供を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第七十四条の二第一項第一号ロ中「第二百二十八条の三」を「第二百二十八条の三の二」に改める。

第百二十六条中「（昭和四十四年法律第四十六号）」を削り、「国税の徴収」の下に「若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収」を加える。

（国税徴収法の一部改正）

第六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「を執行すること」を「の執行及び租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第三号に規定する相手国等をいう。）に対する共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。）の徴収の共助の要請による徴収（以下この項において「滞納処分の執行等」という。）をすること」に改め、同項第二号及び第三号中「を執行すること」を「の執行等をすること」に改め、同条第三項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差押」を「差押え」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第七条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「租税情報交換協定」を「租税相互行政支援協定」に、「又は」を「若しくは」に改め、「提供すること」の下に「、租税の徴収の共助若しくは徴収のための財産の保全の共助をすること又は租税に関する文書の送達の共助をすること」を加える。

第二条の二第一項中「第十一条」を「第十一条の三」に改める。

第八条の二第五号中「通常用いる」を「通常用いるべき」に改める。

第九条第一項中「第十三条第一項第二号」を「第十三条第四項」に改める。

第十一条を次のように改める。

（相手国等の租税の徴収の共助）

第十一条　租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。）の徴収の共助又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請において特定された者（以下この条において「共助対象者」という。）の住所、居所、本店、支店、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長（国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長が必要と認めた場合にはその国税局長が指定する税務署長とする。以下この条において「所轄国税局長等」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該要請に係る共助の実施の決定（以下この条において「共助実施決定」という。）をする。

一　当該共助対象者が、当該共助対象外国租税の存否又は額について、当該相手国等において争う機会を与えられていないと認められるとき。

二　当該共助を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

三　当該共助対象外国租税に関する法令を執行する当局が当該共助対象外国租税を徴収するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。

四　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十八条第一項若しくは第二百三十五条第六項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百四条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百二十五条第一項若しくは第二百九十五条第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額についてその責任を免れているとき。

五　当該要請が当該共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請である場合には、共助対象外国租税につき次に掲げる事由のいずれにも該当しないとき。

イ　当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定した後になされたものであるときは、当該要請の時において当該共助対象外国租税につき国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第四十七条の規定により差押えをすることができる場合に該当すること。

ロ　当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定する前になされたものであるときは、当該要請の時において当該共助対象外国租税につき国税通則法第三十八条第三項又は国税徴収法第百五十九条第一項の規定により差押えをすることができる場合に相当する場合に該当すること。

2　前項の規定による共助実施決定は、所轄国税局長等が、次に掲げる事項を記載した共助実施決定通知書を共助対象者に対し送達して行う。

一　租税条約等及び当該租税条約等の相手国等の名称

二　共助対象外国租税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の別

三　共助対象外国租税の名称

四　共助対象外国租税の額（民事再生法第百七十九条第一項、第二百十五条第一項（同法第二百十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）、会社更生法第二百五条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百二十六条又は第二百九十六条において準用する場合を含む。）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十一条第三項（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百六十四条第四項又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百八十条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用

督促状	共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）		
完納されない場合、第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合	同条第十一項各号に規定する事由に該当しない場合		
国税徴収法	同条第四項において準用する国税徴収法		
これを納付すべき者	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）	第四十一条第一項	
納付する	同条第六項の規定による金銭又は証券の提供（以下「任意提供」という。）をする		
納付に	任意提供に	第四十一条第二項	
国税を納付すべき者	共助対象者		
納付した	任意提供をした		
に納付	に任意提供		
納付した	任意提供をした	第四十一条第三項	

がある場合には、これらの規定により権利の変更がされた後の額）

五　その他財務省令で定める事項

3　所轄国税局長等は、共助対象外国租税の徴収の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「徴収共助実施決定」という。）をしたときは、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税を徴収するものとし、共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「保全共助実施決定」という。）をしたときは、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をするものとする。

4　前項の規定により共助対象外国租税を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、第一項に規定する共助対象外国租税、共助対象者及び共助実施決定並びに第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第四十条から第四十二条まで、第四章（第四十六条第一項、第二項後段、第三項及び第四項、第四十九条第一項第二号、第五十三条並びに第五十五条第一項第二号を除く。）、第百五条、第百十七条及び第百二十五条並びに国税徴収法第九条、第十条、第二十一条、第五章（第四十七条第一項第二号、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十七条第三項（同法第七十三条第五項及び第七十三条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十五条（これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第三項前段、第百十六条第二項、第百十七条、第百二十九条第六項並びに第百三十九条を除く。）、第百五十一条、第百五十二条、第百五十九条（第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第百七十一条から第百七十三条まで、第百八十二条第一項及び第百八十六条の規定を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
国税通則法	第四十条	第三十七条（督促）の規定による督促	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による決定

第四十六条第二項前段	一時に	租税条約等実施特例法第二条第三号（定義）に規定する相手国等（以下「相手国等」という。）に一時に	
	納税を	徴収を	
第四十六条第五項	納税	徴収	
第四十六条第七項	納税の	徴収の	
	金額を	金額を相手国等に	
第四十七条	納税の猶予	徴収の猶予	
第四十八条第一項	納税の猶予	徴収の猶予	
	督促及び滞納処分	滞納処分	
第四十八条第二項及び第三項	納税の猶予	徴収の猶予	
第四十九条第一項	納税の猶予	徴収の猶予	
第四十九条第一項第一号	完納する	相手国等において完納する	
第四十九条第二項及び第三項	納税の猶予	徴収の猶予	
第五十一条第一項	納付	徴収	
第五十一条第三項	納付	任意提供	
第五十二条第一項	完納されない	相手国等において完納されない	
	納付させる	提供させる	

第五十二条第二項	納付させる	提供させる	
	納付の	提供の	
	納付場所	提供場所	
	納付通知書	提供通知書	
第五十二条第三項	納付の	提供の	
	完納しない	全額を提供しない	
	納付させる	提供させる	
	納付催告書	提供催告書	
	納付を	提供を	
第五十二条第四項	納付すべき	提供すべき	
	を完納せず	の全額を提供せず	
第五十二条第六項	納付させる	提供させる	
第五十五条第一項	を納付する	の任意提供をする	
	納付に使用	任意提供に使用	
	納付を	任意提供を	
第五十五条第一項第一号	納税の猶予	徴収の猶予	
第五十五条第一項第三号	納付	任意提供	
第五十五条第二項	納付受託証書	任意提供受託証書	
第五十五条第三項	取立て及び納付	取立て	

国税徴収法	第四十七条第一項第一号	が督促	が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）
		督促に	徴収共助実施決定に
		をその督促状	につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）
		完納しない	同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない
	第四十七条第二項	国税の納期限	徴収共助実施決定
		督促	徴収共助実施決定
	第四十七条第三項	第二次納税義務者又は保証人	保証人
		督促状」とあるのは、「納付催告書	が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）」とあるのは「が督促」と、「徴収共助実施決定に」とあるのは「督促に」と、「につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）」とあるのは「をその提供催告書」と、「同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない」とあるのは「全額の提供をしない
	第五十九条第一項	売却代金の残余のうちから	売却代金のうちから租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）に先立つて
	第七十九条第一項第一号	納付、充当、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅した	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた
	第七十九条第二項第一号	一部の納付、充当、更正の一部の取消	一部の任意提供（租税条約等実施特例法第十一条第六項の規定による金銭又は証券の提供をいう。以下同じ。）
	第八十四条第一項	納付、充当、更正の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅した	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた
	第九十条第三項後段	ときにおいても、また同様とする	ときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない

第百三十八条	が完納された	の全額の任意提供がされた
第百五十一条第一項	が納税	が租税条約等実施特例法第二条第三号（定義）に規定する相手国等における納税
第百五十一条第一項第二号	及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上	の徴収上
第百五十二条	第四十六条第四項	第四十六条第五項
第百五十九条第一項	納税義務があると認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する所轄国税局長等が同条第三項の規定による保全共助実施決定（以下「保全共助実施決定」という。）をした場合には、徴収職員は、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の額を限度として、当該保全共助実施決定に係る同条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）

は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者

第百五十九条第四項	前項の通知	保全共助実施決定
	納税義務があると認められる者	共助対象者
	通知に係る保全差押金額	保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の額
第百五十九条第七項、第八項及び第十項	納付すべき額の確定	徴収共助実施決定（共助対象外国租税につき租税条約等実施特例法第十一条第八項の規定による徴収の共助の中断の決定をした場合にあつては、同条第九項の規定による当該決定の取消し）
第百七十一条第一項第一号	督促	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定又は督促

5　共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされている財産につき強制執行等（強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売をいう。以下この項において同じ。）がされた場合、国税の滞納処分（その例による処分を含む。以下この項において同じ。）による差押えがされている財産につき共助対象外国租税の交付要求及び強制執行等がされた場合又は仮差押えの執行がされている財産につき共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされた場合若しくは国税の滞納処分による差押え及び共助対象外国租税の交付要求がされた場合において、国税徴収法第百二十九条（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項に規定する換価代金等を配当するときにおける同条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号。以下この項及び第十四項において「調整法」という。）第六条（調整法第十一条第一項、第十一条の二、第十七条（調整法第十九条及び第二十条において準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項（調整法第二十条の十において準用する場合を含む。）及び第二十八条（調整法第十九条、第二十条の九第一項、第三十四条第一項（調整法第三十五条において準用する場合を含む。）及び第三十六条の十二第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、国税徴収法第百二十九条第一項中「その他の債権」とあるのは「その他の債権（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税を除く。）」と、調整法第六条第一項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十九条第一項の規定により当該滞納者又は租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）に交付すべき」と、同条第二項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）に係る交付要求があつたものとみなす」と、調整法第十八条第二項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十九条第一項の規定により配当して滞納者又は共助対象者に交付すべき」と、同条第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」とする。

6　徴収共助実施決定においては、所轄国税局長等は、共助対象外国租税に係る相手国等のために、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税の額に相当する金銭の提供又は証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の規定による納付に準じた証券の提供を受領することができる。

7　所轄国税局長等は、第三項の規定により徴収した共助対象外国租税の額に相当する金銭、前項の規定により受領した金銭又は同項の規定により受領した証券を取り立てた金銭を、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の相手国等に譲与する。

8　第一項の規定による共助の要請があつた相手国等から当該要請に係る共助対象外国租税につき租税条約等の規定により当該共助を中断すべき又は中断することができる場合に該当する事実が発生した旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、当該共助対象外国租税に係る共助の中断の決定をするものとする。この場合において、所轄国税局長等は当該中断の決定後において当該共助対象外国租税につき保全共助実施決定をしたときを除き新たに滞納処分（交付要求を含む。）をすることができないものとし、徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税について既に行われた差押え又は交付要求は第四項において準用する国税徴収法第百五十九条の規定に基づき行われたものとみなす。

9　前項の規定による決定がされた後に、同項の相手国等から同項に規定する事実が消滅した旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、同項の決定を取り消すものとする。

10　所轄国税局長等は、第八項の規定による決

定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する国税徴収法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。

11　次のいずれかに該当する場合には、所轄国税局長等は、第一項の規定による共助の終了の決定をするものとする。

一　共助実施決定に係る共助対象外国租税の全額を徴収したとき。

二　租税条約等の相手国等から共助の解除の要請があつたとき。

三　共助対象者につき、国税徴収法第百五十三条第一項各号のいずれかに該当する事実があると認められるとき。

四　第一項各号のいずれかに該当する事実が生じた又は生じていたと認められるとき。

五　租税条約等の規定により我が国が共助の実施を継続する必要がないと認められるとき（第八項の場合に該当するときを除く。）。

六　共助対象者が死亡したとき。

12　所轄国税局長等は、前項（第六号を除く。）の規定による決定をしたときは、その旨を共助対象者に通知しなければならない。

13　共助対象者は、不服申立て及び訴えにおいて、当該共助対象者に係る共助対象外国租税の存否又は額が当該共助対象外国租税に関する法令に従つているかどうかを主張することができない。

14　第五項に規定する場合における調整法第六条及び第十八条の規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条の次に次の二条を加える。

（国税の徴収の共助）

第十一条の二　我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる我が国の租税債権に限る。以下この条において「共助対象国税」という。）の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合において、当該相手国等の行つた行為（当該相手国等の法令により当該相手国等の租税の徴収を目的とする当該相手国等の権利の時効が中断し、若しくは進行しないこととなるもの又は国税通則法第七十二条第三項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定若しくは国税通則法第七十三条の規定により国税の徴収を目的とする我が国の権利（以下この項において「国税の徴収権」という。）の時効が中断し、若しくは進行しないこととなるものに相当するものに限る。）により当該租税条約等の規定に基づき国税の徴収権の時効が中断し、又は進行しないこととなるときは、当該共助対象国税に係る国税の徴収権の時効は、同条の規定により中断し、又は進行しないものとみなす。

2　我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した場合には、当該徴収の時に、当該徴収した金額（当該相手国等が当該共助対象国税を外国通貨で徴収した場合には、当該徴収の時における当該相手国等の為替相場で本邦通貨に換算した金額）に相当する共助対象国税を、当該共助対象国税の滞納者から徴収したものとみなす。

3　前項の場合において、共助対象国税のうちに国税（附帯税を除く。以下この項において同じ。）及び利子税又は延滞税が含まれているときは、前項の規定により徴収したものとみなされた金額が当該国税の額に達するまでは、そのみなされた金額は、まず当該国税として徴収されたものとみなす。

4　我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税（消費税に係るものに限る。以下この項において同じ。）の徴収の共助を要請した場合において、当該相手国等が当該共助対象国税の全部又は一部を徴収したときにおける当該共助対象国税に係る消費税額を課税標準として課する地方消費税に対する地方税法第二章第三節第三款及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の百三第二項	貨物割及び消費税の額	貨物割の額及び消費税の額（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条第二号に掲げる租税条約等をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）の相手国等（同法第二条第三号に掲げる相手国等をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）が共助対象国税（同法第十一条の二第一項に規定する共助対象国税をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）として徴収した額を控除した金額）
第七十二条の百四第一項	相当する額	相当する額（租税条約等の相手国等が共助対象国税として徴収した消費税に係る還付金に相当する額を控除した金額）

第七十二条の百六第三項	前二項	前項	
附則第九条の六第二項	譲渡割及び消費税の額	譲渡割の額及び消費税の額（租税条約等の相手国等が共助対象国税として徴収した額を控除した金額）	
附則第九条の九第三項	前二項	前項	
	延滞税等及び還付加算金	還付加算金	

（送達の共助）

第十一条の三　税務署長は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から租税に関する文書の送達の共助の要請があつた場合には、国税通則法第十二条及び第十四条の規定に準じて送達する。

2　税務署長その他の行政機関の長は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類の送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）が租税条約等の相手国等にある場合には、国税通則法に定めるほか、当該租税条約等の規定に従つて、当該租税条約等の相手国等の権限ある当局に嘱託して送達を行うことができる。

第十三条第一項に次の二号を加える。

三　第十一条第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四　第十一条第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第十三条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。）が同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　共助対象者の財産を占有する第三者が当該共助対象者に第十一条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第八条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条）

第三章　国外財産に係る調書の提出等（第五条・第六条）

第四章　雑則（第七条・第八条）

第五章　罰則（第九条―第十一条）

附則

第一章　総則

第二条に次の五号を加える。

七　国外財産　国外にある財産をいう。

八　修正申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

九　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十一　決定　国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等

第八条第一項中「前条」を「前二条」に、「同条」を「当該各条」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第三号中「第五条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第四号中「第五条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十条　国外財産調書に偽りの記載をして税務署長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　正当な理由がなくて国外財産調書をその提出期限までに税務署長に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六条を第八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　罰則

第五条第一項中「第七条第四号」を「次項及び第九条第四号」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から

第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国外送金等調書」の下に「又は国外財産調書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外財産調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外財産調書を提出する義務がある者（当該国外財産調書を提出する義務があると認められる者を含む。）に質問し、その者の国外財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第五条を第七条とする。

第四条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章　国外財産に係る調書の提出等

（国外財産調書の提出）

第五条　居住者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、同項第四号に規定する非永住者を除く。）は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その氏名及び住所又は居所並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」という。）を、その年の翌年の三月十五日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間に当該国外財産調書を提出しないで死亡し、又は同項第四十二号に規定する出国をしたときは、この限りでない。

一　その年分の所得税の納税義務がある者　その者の所得税の納税地

二　前号に掲げる者以外の者　その者の住所地（国内に住所がないときは、居所地）

2　前項の規定の適用がある場合における国外財産に係る所得税法第二百三十二条第一項に規定する明細書に記載すべき事項については、同項の規定にかかわらず、当該明細書への記載を要しないものとする。

3　前項に定めるもののほか、国外財産の所在及び価額に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）

第六条　国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税（以下この条において「国外財産に係る所得税」という。）又は国外財産に対する相続税に関し修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この条において「修正申告等」という。）があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、提出期限（前条第一項の提出期限をいう。以下この条において同じ。）内に税務署長に提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産についての同項の規定による記載があるときは、同法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、若しくは仮装されたもの（以下この項において「国外財産に係るもの以外の事実等」という。）があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。次項において同じ。）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

2　国外財産に係る所得税に関し修正申告等（死亡した者に係るものを除く。）があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、前条第一項の規定により税務署長に提出すべき国外財産調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないとき（国外財産調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）は、同法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3　前二項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める国外財産調書とする。

一　前二項の修正申告等が所得税に関するものである場合　その修正申告書、期限後申告書、更正又は決定に係る年分に係る国外財産調書（当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなった場合における当該国外財産にあっては、その年に提出すべき国外財産調書）

二　第一項の修正申告等が相続税に関するものである場合　次に掲げる国外財産調書のいずれか

イ　当該相続税に係る相続の開始の日の属する年（以下この号において「相続開始年」という。）に被相続人（遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。ロにおいて同じ。）をした者を含む。イにおいて同じ。）が提出すべきであった国外財産調書（相続開始年において提出期限までの間に被相続人が提出すべきであった国外財産調書を提出しないで死亡した場合にあっては、被相続人が相続開始年の前年に提出すべきであった国外財産調書）

ロ　相続開始年の翌年に相続人（遺贈により財産を取得した者を含む。）が提出すべき国外財産調書

4　前条第一項の規定により提出すべき国外財産調書が提出期限後に提出され、かつ、修正申告等があった場合において、当該国外財産調書の提出が、当該国外財産調書に係る国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続

税についての調査があったことにより当該国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、第一項又は第二項の規定を適用する。

5　前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定及び国税通則法第六十八条の規定の適用がある場合の過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額の計算の基礎となるべき税額の計算その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録免許税法」を「登録免許税法等」に、「第四十一条の三」を「第四十一条の四」に改める。

第十条を第九条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替社債等に関する特例）

第十条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項に規定する特定地方公共団体との間に当該特定地方公共団体による法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係がある所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人が発行する租税特別措置法第五条の三第四項第一号に規定する振替社債等のうち、その同条第一項に規定する利子等の額が同号に規定する政令で定める指標を基礎として算定されるもの（当該振替社債等に係る債務について地方公共団体が保証契約を締結していないものに限る。）に係る同条、同法第四十一条の十三第二項、第四項及び第五項並びに同法第六十七条の十七第二項、第九項及び第十項の規定の適用については、当該振替社債等は、同号、同法第四十一条の十三第二項及び同法第六十七条の十七第二項に規定する特定振替社債等に該当するものとする。

第十条の二第一項の表の第一号の第一欄中「（平成二十三年法律第百二十二号）」を削り、「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号の第二欄中「同法」を「東日本大震災復興特別区域法」に改め、同号の第三欄中「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同号の第四欄中「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項第二号ロ」を「東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表の第二号の第一欄中「同項に規定する」を削り、同条第四項中「その年においてその事業の用に供した減価償却資産につき」を削り、同条第六項中「平成二十六年三月三十一日」の下に「（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた個人にあっては、平成二十八年三月三十一日）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二　福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、同条に規定する避難解除区域に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示（第三項において「避難等指示」という。）が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該個人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項から第三項までにおいて「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を特定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が

必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、同条に規定する避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該個人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7　第一項から第四項までの規定は、前条の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

8　前条第九項の規定は第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、同条第十一項の規定は第四項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

9　その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項及び第四項（避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法」を「当該認定を受けた復興推進計画に定められた東日本大震災復興特別区域法」に改め、「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「地域」を「地域内」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、前二条又は租税特別措置法第十条の五の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

第十条の三の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十条の三の二　福島復興再生特別措置法第十七条の規定により同条に規定する避難解除区域（以下この項において「避難解除区域」という。）に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示が解除された日から同日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた個人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第十七条に規定する指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合

には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、前三条又は租税特別措置法第十条の五の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「並びに前条」を「、第十条の二の二第三項及び第四項並びに前二条」に、「及び震災特例法第十条の三第一項」を「、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定及び震災特例法第十条の三の二第一項」に改め、「金額とし」の下に「、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし」を加え、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第十条の四第四項」を「第十条の二第四項若しくは第十条の二の二第四項」に、「の規定を適用したならば同項」を「若しくは第十条の二の二第五項の規定を適用したならばこれらの規定」に改める。

第十条の五第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法の」を「東日本大震災復興特別区域法の」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に、「及び次項」を「及び第三項」に改める。

第十一条の三中「第十条の二」の下に「、第十条の二の二」を加える。

第十一条の五第一項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十三条の六まで」の下に「、第七十条の四、第七十条の六及び第七十条の八」を加える。

第十二条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第十三条第一項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第五項第一号中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第十三条の二第一項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同条第五項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第六項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第十七条を第十六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）

第十七条　東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次の各号に規定する法人について当該各号に掲げる事実が生じた場合における法人税法第五十九条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）に掲げる事実」と、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」とする。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

2　前項の規定により法人税法第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同法第五十七条、第五十八条及び第六十七条の規定の適用については、同法第五十七条第五項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「第五十九条第二項」と、「除く」とあるのは「除き、震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」と、同法第五十八条第三項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務

免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「次条第二項」と、「場合を除く」とあるのは「場合を除き、震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同条第三項」とあるのは「次条第三項」と、同法第六十七条第三項第六号中「損金算入」とあるのは「損金算入）（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の二第一項の表の第一号の第一欄中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号の第二欄中「同法」を「東日本大震災復興特別区域法」に改め、同号の第三欄中「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同号の第四欄中「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項第二号ロ」を「東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表の第二号の第一欄中「同項に規定する」を削り、同条第二項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第三項中「当該事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき」を削り、同条第五項中「平成二十六年三月三十一日」の下に「（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人にあっては、平成二十八年三月三十一日）」を加え、同条第十三項中「及び第四十二条の九から第四十二条の十二まで」を「、第四十二条の九、第四十二条の十一及び第四十二条の十二」に、「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二　福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示（次項において「避難等指示」という。）が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）から当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百

分の二十に相当する金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6　第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　前条の規定

二　前条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　前条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7　前条第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項若しくは第三項（避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一及び第四十二条の十二の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の六第二項及び第四十二条の九第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体

をいう。以下この項において同じ。」に改め、「、前条若しくは同条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項若しくは第四項又は前条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定の適用を受ける事業年度並びに同法第四十二条の十二の規定の適用を受ける事業年度」を削り、「東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法」を「当該認定を受けた復興推進計画に定められた東日本大震災復興特別区域法」に改め、「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「地域」を「地域内」に、「次項」を「第三項」に改め、「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第四十二条の九から第四十二条の十一まで」を「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　前二条の規定

二　前二条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　前二条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　租税特別措置法第四十二条の十二の規定

第十七条の三の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二　福島復興再生特別措置法第十七条の規定により同条に規定する避難解除区域（以下この項において「避難解除区域」という。）に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示が解除された日から同日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた法人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第十七条に規定する指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定

二　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　前条の規定

五　租税特別措置法第四十二条の十二の規定

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは

「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の九第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の三の二」と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の三の二」とする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の四第一項中「並びに前条の」を「、第十七条の二の二第二項及び第三項並びに前二条の」に、「及び震災特例法第十七条の三第一項」を「、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の二第一項」に改め、「金額とし」の下に「、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし」を加え、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「並びに第十七条の三」を「、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の三並びに第十七条の三の二」に改め、「第十七条の二第三項」の下に「若しくは第十七条の二の二第三項」を加え、「の規定を適用したならば同項」を「若しくは第十七条の二の二第四項の規定を適用したならばこれらの規定」に改める。

第十七条の五第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改める。

第十八条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。第一号を除き、以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に、「同法第四十条第一項」を「東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項」に改め、「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する」を削り、「同条第十項」を「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる規定の適用を受ける事業年度

イ　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定

ロ　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

ニ　第十七条の三又は第十七条の三の二の規定

第十八条の五第一項中「法人が各事業年度終了の時において」を「法人の」に改め、「第十七条の二第一項若しくは第五項」の下に「、第十七条の二の二第一項」を、「第二十五条の二第一項若しくは第五項」の下に「、第二十五条の二の二第一項」を加える。

第十八条の六第一項中「第五項」の下に「、第十七条の二の二第一項」を加える。

第十八条の七第一項中「第十七条の二」の下に「、第十七条の二の二」を加える。

第十九条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第六項中「から第四十六条の三まで及び」を「及び第四十六条の二並びに」に改める。

第二十五条を第二十四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）

第二十五条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次の各号に規定する連結法人に該当するものについて当該各号に掲げる事実が生じた場合には、法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を

計算する場合における同法第五十九条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第二十五条第一項各号（被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）に掲げる事実」と、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（震災特例法第二十五条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」とする。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である連結法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である連結法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

2　法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定を前項の規定により読み替えて適用する場合には、同法第八十一条の九及び第八十一条の十三の規定の適用については、同法第八十一条の九第五項第四号中「第五十九条の」とあるのは「第五十九条又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する第五十九条第二項の」と、「除く。）又は同条第三項」とあるのは「除き、震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十九条第三項」と、同法第八十一条の十三第二項第五号中「損金算入）」とあるのは「損金算入）（同項の規定を震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二第一項の表の第一号の第一欄中「同項に規定する認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号の第二欄中「同法」を「東日本大震災復興特別区域法」に改め、同号の第三欄中「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同号の第四欄中「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項第二号ロ」を「東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表の第二号の第一欄中「同項に規定する」を削り、同条第二項中「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加え、「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第三項中「当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき」を削り、同条第五項中「平成二十六年三月三十一日」の下に「（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた連結法人にあつては、平成二十八年三月三十一日）」を加え、同条第十四項中「及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の二まで」を「、第六十八条の十三、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二に、「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十五条の二の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示（次項において「避難等指示」という。）が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居

住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び次項並びに前条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあっては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度にあっては、第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6　第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

四　次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

イ　前条の規定

ロ　前条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

ハ　前条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7　前条第八項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十一項及び第十二項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第九項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」

と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」と、同条第十二項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二の規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項及び第六十八条の十三第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の二第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」とする。

10　第五項から第七項まで及び前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「、前条若しくは同条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は前条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度及び同法第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける連結事業年度」を削り、「東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法」を「当該認定を受けた復興推進計画に定められた東日本大震災復興特別区域法」に改め、「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「地域」を「地域内」に、「次項」を「第三項」に改め、「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第六項中「第二項、第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第六十八条の十三から第六十八条の十五まで」を「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五」に、「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一　前二条の規定

二　前二条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三　前二条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定

第二十五条の三の次に次の一条を加える。

（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十五条の三の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第十七条の規定により同条に規定する避難解除区域（以下この項において「避難解除区域」という。）に

係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示が解除された日から同日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けたものが、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第十七条に規定する指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一　第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定

二　第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三　第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　前条の規定

五　租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三及び第六十八条の十五の規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

6　第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の四第一項中「並びに前条の」を「、第二十五条の二の二第二項及び第三項並びに前二条の」に、「及び震災特例法第二十五条の三第一項」を「、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項」に改め、「合計額とし」の下に「、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に

規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし」を加え、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「並びに第二十五条の三」を「、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の三の二」に改め、「第二十五条の二第三項」の下に「若しくは第二十五条の二の二第三項」を加え、「の規定を適用したならば同項」を「若しくは第二十五条の二の二第四項の規定を適用したならばこれらの規定」に改める。

第二十五条の五第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法の」を「東日本大震災復興特別区域法の」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同条第四項中「試験研究費の額（同法」を「同法」に改め、「をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「試験研究費の額のうち、」を「同条第一項に規定する試験研究費の額（当該連結親法人の同条第三項又は第七項に規定する前連結事業年度がない場合には、当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額）のうち、」に、「同条第三項又は」を「同法第六十八条の九第三項又は」に改める。

第二十六条第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「である同項」を「である同項第七号」に改める。

第二十六条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。第一号を除き、以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に、「同法第四十条第一項」を「東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項」に改め、「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する」を削り、「同条第十項」を「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」に改め、同条第二項中「第二十五条の三」の下に「又は第二十五条の三の二」を加え、同条第六項第五号を次のように改める。

五　次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

イ　第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定

ロ　第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

ハ　第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第二十六条の五第一項中「連結子法人が各連結事業年度終了の時において」を「連結子法人の」に改め、「第二十五条の二第一項若しくは第五項」の下に「、第二十五条の二の二第一項若しくは第五項」を、「第十七条の二第一項若しくは第五項」の下に「、第十七条の二の二第一項」を加える。

第二十六条の六第一項中「第五項」の下に「、第二十五条の二の二第一項」を加える。

第二十六条の七第一項中「第二十五条の二」の下に「、第二十五条の二の二」を加える。

第二十七条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第六項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第三十七条第二項第一号中「第二十条第三項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第三十八条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「千万円」を「住宅資金非課税限度額」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

六　住宅資金非課税限度額　被災受贈者が住宅取得等資金を充てて新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は住宅取得等資金を充てて増改築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合　千五百万円

ロ　当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　千万円

第三十八条の二第四項中「以下第一号まで」を「第一号」に、「同条第一項」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項」に、「受け、若しくは受けようとする」を「受けた」に改め、「平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、」を削り、同項第一号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」を「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」に、「取得をした租税特別措置法」を「取得をし

た平成二十四年旧租税特別措置法」に改め、同項第二号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」を「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」に改め、同項第三号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」を「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」に改め、同条第八項第四号中「千万円」を「同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額」に改める。

第三十八条の三第一項第三号中「。以下この号において同じ」及び「（贈与特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの」を「次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合　租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ　経営贈与報告基準日が贈与特定期間内に存する場合　経営贈与承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

第三十八条の三第三項第三号中「。以下この号において同じ」及び「（特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの」を「次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該基準日が最初の経営報告基準日である場合　租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ　経営報告基準日が特定期間内に存する場合　経営承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

第三十八条の三第五項第三号中「。以下この号において同じ」及び「（相続特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「当該基準日が最初の経営相続報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの」を「次のイ又はロに掲げる場合にあっては、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該基準日が最初の経営相続報告基準日である場合　租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ　経営相続報告基準日が相続特定期間内に存する場合　経営相続承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営相続承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

第三十八条の六第一項及び第三項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同条第六項中「までの期間」を「（同条第二十二項第一号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する第三十九条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間を除く。）」に、「までの期間（被災延納申請者」を「（被災延納申請者」に改める。

第三十八条の七第一項中「第二十四項ただし書」を「第二十五項ただし書」に改め、同条第二項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同条第三項中「第二十四項ただし書」を「第二十五項ただし書」に改め、同条第五項中「までの期間」を「（第四十二条第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間（以下この条において「災害等延長期間等」という。）を除く。）」に、「までの期間（被災物納申請者」を「（災害等延長期間等を除く。）」に、「までの期間（被災物納申請者」を「（被災物納申請者」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　登録免許税法等の特例

第四十条の四の次に次の一条を加える。

（信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税）

第四十条の五　信託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九

十八号）第三条に規定する信託会社等をいう。以下この条において同じ。）が、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、特定地方公共団体（東日本大震災により相当な損害を受けた地域の地方公共団体として財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）との信託契約（次に掲げる事項を内容とするものに限る。）に基づき建築物（公共施設その他の公益的施設と一体となった施設として政令で定めるものであって、当該信託契約においてその用途別の床面積及びその整備に要する費用の額その他の財務省令で定める事項が定められているものに限る。以下この条において「特定施設」という。）の建築をする場合には、当該特定施設及び当該特定施設の敷地の用に供される土地の所有権の信託の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、当該登記に係る登録免許税の額のうち、当該特定施設中に公用又は公共の用に供される部分以外の部分がある場合における当該部分に対応する登録免許税の額として政令で定めるところにより計算した金額については、この限りでない。

一　当該特定地方公共団体を委託者とし、当該信託会社等を受託者とすること。

二　当該信託契約の締結後速やかに、当該特定地方公共団体の所有する土地の所有権が当該信託会社等に移転し、当該土地の所有権の信託の登記を行うこと。

三　当該特定地方公共団体が所有する土地が、当該信託契約に基づく信託財産となること。

四　前号の土地の上に当該特定施設の建築をすることを信託の目的の全部又は一部とすること。

五　当該土地について所有権の信託がなされた後速やかに当該特定施設の建築に係る工事に着手すること。

六　前号の特定施設の建築に係る工事の完了後速やかに、当該特定施設の当該特定地方公共団体への引渡し又は所有権の信託の登記を行うこと。

第五章中第四十一条の三の次に次の一条を加える。

（株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例）

第四十一条の四　所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百三十二条第六項前段の業務が東日本大震災の被災者を対象として行われるものとして政令で定めるものである場合における同項及び同条第七項の規定の適用については、同条第六項中「同法の施行の日から七年を経過する日」とあるのは「平成三十年九月三十日」と、同条第七項中「平成二十五年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九十条の十三」を「第九十条の十五」に改める部分に限る。）、同法第九十条の十一第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九十条の十二の改正規定及び同法第六章第三節の四中第九十条の十三を第九十条の十五とし、同法第九十条の十二の次に二条を加える改正規定　平成二十四年五月一日

二　次に掲げる規定　平成二十四年七月一日

イ　第一条中租税特別措置法第四十一条の六の改正規定、同法第五十七条の七（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第五十七条の七の二とし、同法第五十七条の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の五十七（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第六十八条の五十七の二とし、同法第六十八条の五十六の次に一条を加える改正規定及び同法第八十二条の改正規定並びに附則第五条第三項、第十六条、第十九条第三項、第二十五条第一項、第三十条第三項及び第三十六条第一項の規定

ロ　第二条中所得税法第二百十六条の改正規定及び附則第五十五条の規定

三　第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二　石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

「第三節の二　石油石炭税法の特例
　第一款　地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の四―第九十条の七）
　第二款　その他の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）」

に改める部分に限る。）、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定（「、平成二十四年三月三十一日までに」を削る部分及び「製造した場合には」の下に「、当分の間」を加える部分を除く。）、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同法第九十条の七の改正規定（同条第三項第三号中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改める部分を除く。）並びに附則第四十三条から第四十五条まで、第四十七条及び第四十八条の規定　平成二十四年十月一日

四　次に掲げる規定　平成二十五年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法第二十九条の三第六項の改正規定、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の三第三項の改正規定（「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改める部分を除く。）、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）及び同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第四十九条の規定

ロ　第二条の規定（所得税法第二百十六条の改正規定を除く。）並びに附則第五十一条から第五十四条まで及び第五十六条の規定

ハ　第五条中国税通則法第七十四条の二第一項第一号ロの改正規定

五　第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七節の三　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）」を

「第七節の三　関連者等に係る利子等の課税の特例
第一款　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五の二・第六十六条の五の三）
第二款　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十六条の五の二・第六十六条の五の三）」に、「第二十三節　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）」を「第二十三節　連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例
第一款　連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）
第二款　連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三）」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第三章第七節の三の節名の改正規定、同法第六十六条の五（見出しを含む。）の改正規定、同節中第六十六条の五の前に款名を付する改正規定、同節に一款を加える改正規定、同章第二十三節の節名の改正規定、同法第六十六条の八十九（見出しを含む。）の改正規定、同節中第六十八条の八十九の前に款名を付する改正規定及び同節に一款を加える改正規定並びに附則第二十八条、第二十九条、第三十九条及び第四十条の規定　平成二十五年四月一日

六　次に掲げる規定　平成二十五年七月一日

イ　第五条の規定（国税通則法第七十四条の二第一項第一号ロの改正規定を除く。）

ロ　第六条の規定

ハ　第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

七　第八条の規定（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第五十九条、第六十条及び第六十七条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項の表の改正規定に限る。）の規定　平成二十六年一月一日

八　附則第七十一条の規定　平成二十六年十月一日までの間において政令で定める日

九　第八条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第九条の次に一条を加える改正規定　平成二十七年一月一日

十　第一条中租税特別措置法第十条の二の二第一項の改正規定、同法第四十二条の五第一項の改正規定及び同法第六十八条の十第一項の改正規定並びに附則第五条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十一　第一条中租税特別措置法第三十七条の十三第一項に一号を加える改正規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日

十二　次に掲げる規定　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日

イ　第一条中租税特別措置法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定、同法第四十一条の三の二第十二項の改正規定、同法第七十三条の改正規定及び同法第七十四条の次に一条を加える改正規定

ロ　第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の改正規定及び同法第十三条の二の改正規定

十三　第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定　日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第　　号）の施行の日

十四　第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の改正規定（同条第一項の表の第一号の第一欄中「（平成二十三年法律第百二十二号）」を削る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の三の改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「第十条の四第四項」を「第十条の三第四項」に改める部分を除く。）、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第十七条の二第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第十七条の三の改正規定（同条第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第五項中「及び第四十二条の九から第四十二条の十一まで」を「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の四第一項の改正規定、同法第十七条の五第一項の改正規定、同法第十八条の三の改正規定、同法第十八条の五第一項の改正規定、同法第十八条の六第一項の改正規定、同法第十八条の七第一項の改正規定、同法第二十五条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の三の改正規定（同条第一項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第二項中「第六十八条の十三から第六十八条の十五まで」を「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五」に、「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の四第一項の改正規定、同法第二十五条の五の改正規定、同法第二十六条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の六第一項の改正規定及び同法第二十六条の七第一項の改正規定並びに附則第六十一条、第六十三条、第六十五条及び第六十七条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（「並びに第二十五条の三第一項」を「、第二十五条の二の二第

二項及び第三項、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第三条　新租税特別措置法第五条の二第二十五項（新租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定は、非居住者又は外国法人が新租税特別措置法第五条の二第二十五項に規定する信託の信託財産に属する同条第一項に規定する振替国債若しくは同項に規定する振替地方債又は新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等につき支払を受ける利子又は同項に規定する利子等で、その計算期間の初日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用する。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第四条　新租税特別措置法第六条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第六条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条　新租税特別措置法第十条の二の二（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けた個人の附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間における新租税特別措置法第十条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

3　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備は、新租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定する指定期間内に取得した同項第一号イに規定する認定発電設備に該当するものとみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　新租税特別措置法第十条の三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七条　旧租税特別措置法第十条の四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた個人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第十項中「並びに」とあるのは「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第七条（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第八条　前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定
	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）

	当該各号に定める金額を
第二項	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を
第三項	若しくは第十条の三第四項又は旧効力措置法第十条の四第四項
	、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第五項

2　前条の規定の適用がある場合で、かつ、第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十条の二から第十条の三の二までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び新震災特例法第十条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定
	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定及び震災特例法第十条の三の二第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）

		当該各号に定める金額を
第二項	又は第十条の三第四項	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を
第三項	青色申告書	若しくは第十条の三第四項、旧効力措置法第十条の四第四項又は震災特例法第十条の二第四項若しくは第十条の二の二第四項
	確定申告書	

若しくは第十条の三第五項又は第十条の二第四項各号に限り	、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第五項 若しくは第十条の二第四項各号 又は震災特例法第十条の二第五項若しくは第十条の二の二第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り	

（個人の減価償却に関する経過措置）

第九条　新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十二条第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号。以下「沖縄振興特別措置法一部改正法」という。）附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（沖縄振興特別措置法一部改正法による改正後の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「新沖縄振興特別措置法」という。）第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4　旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する経営基盤強化計画につき同項の承認を施行日前に受けた同項に規定する指定中小企業者である個人の有する同項に規定する機械設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「沖縄振興特別措置法」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）による改正前の沖縄振興特別措置法」と、同条第三項中「第十三条の三第一項の」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第十三条の三第一項本文」とあるのは「同項本文」と、「、次条第一項」とあるのは「又は次条第一項若しくは第二項」と、「第十三条第一項、第十三条の二第一項」とあるのは「前項、次条第一項若しくは第二項又は旧効力措置法第十三条の三第一項」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

5　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十三条第二項（新租税特別措置法第十三条の二第三項及び第十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第十三条第二項中「又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは「、次条第一項若しくは第二項の規定又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の三第一項」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

6　第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する機械設備等については、新租税特別措置法第二十四条の三第四項、第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項、第三十七条の三第二項（新租税特別措置法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第三十七条の九の二第六項並びに新震災特例法第十二条第七項の規定は、適用しない。

7　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第十条　新租税特別措置法第二十六条（第二項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置）

第十一条　新租税特別措置法第三十条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する伐採又は譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

2　個人が施行日以後に行う旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する森林施業計画に基づく同項に規定する伐採又は譲渡については、新租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する森林経営計画に基づく同項に規定する伐採又は譲渡とみなして、同条の規定を適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第十二条　新租税特別措置法第三十一条の二第二項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について

適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十四条の二第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十四年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十六条の二の規定は、個人が平成二十四年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十七条（第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十四年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日前に同号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第十三条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第八項の規定は、平成二十四年以後の各年において同条第七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書について適用し、平成二十三年以前の各年において旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

第十四条　新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項（第九号及び第十号に係る部分に限る。）の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日以後に行う同項に規定する上場株式等の譲渡について適用する。

（国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第十五条　新租税特別措置法第四十条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する重要有形民俗文化財の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第四十条の二第二項に規定する対象資産の譲渡については、なお従前の例による。

（給与、退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例に関する経過措置）

第十六条　平成二十四年七月一日前に支払うべき旧租税特別措置法第四十一条の六第一項に規定する給与等及び退職手当等については、なお従前の例による。

（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条　新租税特別措置法第四十一条の十九の四の規定は、居住者が平成二十四年一月一日以後に同条第一項に規定する認定長期優良住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定長期優良住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十八条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十九条　新租税特別措置法第四十二条の五（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けた法人の附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間における新租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

3　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備は、新租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定する指定期間内に取得した同項第一号イに規定する認定発電設備に該当するものとみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十条　新租税特別措置法第四十二条の六（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定

する特定機械装置等について適用する。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十一条　新租税特別措置法第四十二条の九第一項（同項の表の第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十二条　旧租税特別措置法第四十二条の十第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第四項中「第六十八条の十四第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、同条第五項中「第六十八条の十四第二項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第二項」と、「同法第六十六条第一項」とあるのは「法人税法第六十六条第一項」と、同条第九項中「第六十八条の十四第二項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第二項」と、「同法第二条第三十二号」とあるのは「法人税法第二条第三十二号」と、「第六十八条の十四第三項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第三項」と、同条第十項中「又は租税特別措置法第四十二条の十第二項」とあるのは「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、「並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項」とあるのは「並びに旧効力単体措置法第四十二条の十第二項」と、同条第十一項中「租税特別措置法第四十二条の十第五項（」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第三項において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第五項（と、「租税特別措置法第四十二条の十第五項」とあるのは「旧効力単体措置法第四十二条の十第五項」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の四（新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一、第四十二条の十二、第六十二条及び第六十二条の三（新租税特別措置法第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二第一項中「並びに法人税法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

3　第一項の規定の適用がある場合における新震災特例法第十七条の二から第十七条の三の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第二項	第六十三条	第六十三条、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
第十七条の二第十三項	及び第四十二条の十二	及び第四十二条の十二並びに旧効力措置法第四十二条の十
	同法第四十二条の四第一項	租税特別措置法第四十二条の四第一項
	とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の二第二項及び第三項」とする
第十七条の二の二第二項	第六十三条	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
第十七条の二の二第九項	及び第四十二条の十二	及び第四十二条の十二並びに旧効力措置法第四十二条の十
	同法第四十二条の四第一項	租税特別措置法第四十二条の四第一項
	とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び第三項」とする
第十七条の三第一項	第六十三条	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項

第十七条の三第六項	及び第四十二条の十一	及び第四十二条の十一並びに旧効力措置法第四十二条の十
	同法第四十二条の四第一項	租税特別措置法第四十二条の四第一項
	とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三」とする
第十七条の三の二第一項	第六十三条	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
第十七条の三の二第五項	及び第四十二条の十一	及び第四十二条の十一並びに旧効力措置法第四十二条の十
	同法第四十二条の四第一項	租税特別措置法第四十二条の四第一項
	とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二」とする

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第二十三条　前条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）

		当該各号に定める金額を
第二項	又は第四十二条の十一第三項	若しくは第四十二条の十一第三項又は旧効力措置法第四十二条の十第三項
第三項	若しくは第四十二条の十一第四項	、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十第四項
第四項	第六十八条の十五の三第一項各号	改正法附則第三十四条第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号

2　前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、新震災特例法第十七条の二から第十七条の三の二までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、前項及び新震災特例法第十七条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第四十二条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定
	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）

	第十七条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の二第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）
当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を
並びに前条	並びに前条並びに旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項

並びに前条	並びに前条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の三並びに第十七条の三の二
第二項	
又は第四十二条の十一第三項	若しくは第四十二条の十一第三項、旧効力措置法第四十二条の十第三項又は震災特例法第十七条の二第三項若しくは第十七条の二の二第三項
第三項	
青色申告書	法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書
法人税法第二条第三十二号	同条第三十二号
若しくは第四十二条の十一第四項	、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十第四項
又は第四十二条の四の二第八項各号	若しくは第四十二条の四の二第八項各号
含む。）に	含む。）又は震災特例法第十七条の二第四項若しくは第十七条の二の二第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに
第四項	
青色申告書	法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書
法人税法第二条第三十二号	同条第三十二号
第六十八条の十五の三第一項各号	改正法附則第三十四条第二項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号

（法人の減価償却に関する経過措置）

第二十四条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4　旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する経営基盤強化計画につき同項の承認を施行日前に受けた同項に規定する指定中小企業者である法人の有する同項に規定する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「沖縄振興特別措置法」とあるのは、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）による改正前の沖縄振興特別措置法」とする。

5　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、新租税特別措置法第六十一条の三第四項、第六十四条第六項（同条第九項並びに新租税特別措置法第六十四条の二第十四項及び第六十五条第十項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七第七項（同条第十項並びに新租税特別措置法第六十五条の八第十六項、第六十五条の十三第三項及び第五項並びに第六十五条の十四第十五項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四第十二項並びに新震災特例法第十九条第六項（同条第九項及び新震災特例法第二十条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

（法人の準備金に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第五十七条の七の規定は、同条第一項に規定する指定会社の平成二十四年七月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　旧租税特別措置法第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日前に開始した事業年度の所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3　日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日において有する旧租税特別措置法第五十七条の九第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第六十条の規定

は、同条第一項の表（以下この条において「新表」という。）の各号の上欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十条第一項の表（以下この条において「旧表」という。）の各号の上欄に掲げる法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　施行日前に設立された法人の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条（次項、第五項及び第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「当該各号の上欄に規定する指定の日」とあるのは、「指定等（同表の第一号の上欄に掲げる法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）による改正前の沖縄振興特別措置法第二十八条第七項の規定による同意をいい、同表の第二号の上欄に掲げる法人にあつては同法第四十二条第一項の規定による指定をいい、同表の第三号の上欄に掲げる法人にあつては同欄に規定する指定をいう。）の日」とする。

3　施行日前に旧表の第一号又は第二号の上欄に規定する認定を受けた法人（施行日以後に新表の第一号又は第二号の上欄に規定する認定を受けた法人を除くものとし、旧表の第二号の上欄に掲げる法人にあつては、沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第三項の規定により新沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）は、これらの法人の施行日以後に終了する事業年度（旧表の第一号の上欄に掲げる法人にあつては、沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第一項の規定により新沖縄振興特別措置法第三十条第一項の認定を受けたものとみなされる場合を含む。）の施行日以後に終了する事業年度（旧表の第二号の上欄に掲げる法人にあつては、同号の上欄に規定する認定を受けた日以後に終了する事業年度に限る。）において、それぞれ新表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人とみなす。この場合において、新租税特別措置法第六十条第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」とする。

4　施行日前に旧表の第三号の上欄に規定する認定を受けた法人（施行日以後に新表の第三号の上欄に規定する認定を受けた法人を除く。）の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」とする。

5　旧表の第一号の中欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間は、新表の第一号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を適用する。

6　旧表の第二号の中欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、施行日において新表の第二号の上欄に規定する指定を受けた同号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を適用する。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第六十五条の四第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十四年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十四年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が同日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

第二十八条　新租税特別措置法第六十六条の五第四項の規定は、法人の平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

（関連者等に係る純支払利子等の課税の特例に関する経過措置）

第二十九条　新租税特別措置法第六十六条の五の三第三項の規定は、同項に規定する適格合併又は残余財産の確定の日が平成二十五年四月一日以後の日である場合の同項に規定する合併等事業年度以後の各事業年度（同年四月一日以後に開始する各事業年度に限る。）において同条第一項又は第二項の規定を適用する場合について適用する。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第六十八条の十（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完

全支配関係にある連結子法人で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けたものの附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用については、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

3　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備は、新租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定する指定期間内に取得した同項第一号イに規定する認定発電設備に該当するものとみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第六十八条の十一（新租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

（連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第六十八条の十三第一項（新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十三条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第四項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、同条第十項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第二項」と、「同法第二条第三十一号」とあるのは「法人税法第二条第三十一号」と、「第四十二条の十第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第三項」と、同条第十一項中「又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第六十八条の十四第五項（」とあるのは「「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第五項（」と、「租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」と、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは「及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九（新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五、第六十八条の二、第六十八条の十七及び第六十八条の六十八（新租税特別措置法第六十八条の六十九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措

置法第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の二第一項中「並びに法人税法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、新租税特別措置法第六十八条の六十七第五項第二号中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは「、第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十八条の六十八第十一項第二号中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは「、第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」とする」とする。

3　第一項の規定の適用がある場合における新震災特例法第二十五条の二から第二十五条の三の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条の二第二項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
第二十五条の二第十四項	及び第六十八条の十五の二	及び第六十八条の十五の二並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項

	とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の二第二項及び第三項」とする
第二十五条の二の二第二項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
第二十五条の二の二第九項	及び第六十八条の十五の二	及び第六十八条の十五の二並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項
	とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項及び第三項」とする
第二十五条の三第一項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
第二十五条の三第六項	及び第六十八条の十五	及び第六十八条の十五並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項
	とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項及び第三項」とする
第二十五条の三の二第一項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項

第二十五条の三の二第五項	及び第六十八条の十五	及び第六十八条の十五並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項
	とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二」とする

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第三十四条　前条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）
	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を

	並びに前条	並びに前条並びに旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
第二項	又は第六十八条の十五第三項	若しくは第六十八条の十五第三項又は旧効力措置法第六十八条の十四第三項
第三項	若しくは第六十八条の十五第四項	、第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項
第四項	第四十二条の十三第一項各号	改正法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた第四十二条の十三第一項各号

2　前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、新震災特例法第二十五条の二から第二十五条の三の二までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、前項及び新震災特例法第二十五条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）
	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を

当該各号に定める金額を	
当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第二十五条の二の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を	並びに前条
並びに前条、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の三の二	

第二項	又は第六十八条の十五第三項		若しくは第六十八条の十五第三項、旧効力措置法第六十八条の十四第三項又は震災特例法第二十五条の二第三項若しくは第二十五条の二の二第三項
第三項	若しくは第六十八条の十五第四項		、第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項
	又は第六十八条の九の二第八項第一号		若しくは第六十八条の九の二第八項第一号
	含む。）に		含む。）又は震災特例法第二十五条の二第四項若しくは第二十五条の二の二第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに
第四項	第四十二条の十三第一項各号		改正法附則第二十三条第二項の規定により読み替えられた第四十二条の十三第一項各号

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第四十五条

第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の二十七（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の三十第一項に規定する経営基盤強化計画につき同項の承認を施行日前に受けた同項に規定する指定中小企業者であるものの有する同項に規定する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「沖縄振興特別措置法」とあるのは、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）による改正前の沖縄振興特別措置法」とする。

5　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の三十第一項に規定する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、新租税特別措置法第六十八条の六十五第四項、第六十八条の七十第五項（同条第八項並びに新租税特別措置法第六十八条の七十一第十五項及び第六十八条の七十二第十項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第七項（同条第十項並びに新租税特別措置法第六十八条の七十九第十七項、第六十八条の八十四第三項及び第五項並びに第六十八条の八十五第十六項において準用する場合を含む。）及び第六十八条の百二第十三項並びに新震災特例法第二十七条第六項（同条第九項及び新震災特例法第二十八条第十六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第三十六条　新租税特別措置法第六十八条の五十七の規定は、同条第一項に規定する指定会社の平成二十四年七月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

2　旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている連結親法人である日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3　連結親法人である日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、同日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第六十八条の六十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第一項の表（以下この条において「新表」という。）の各号の上欄に掲げる連結法人に該当するものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人で、旧租税特別措置法第六十八条の六十三第一項の表（以下この条において「旧表」という。）の各号の上欄に掲げる連結法人に該当するものの施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に設立されたものの施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十三（次項、第五項及び第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「当該各号の上欄に規定する指定の日」とあるのは、「指定等（同表の第一号の上欄に掲げる連結法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）による改正前の沖縄振興特別措置法第二十八条第七項の規定による同意をいい、同表の第二号の上欄に掲げる連結法人にあつては同法第四十二条第一項の規定による指定をいい、同表の第三号の上欄に掲げる連結法人にあつては同欄に規定する指定をいう。）の日」とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第一号又は第二号の上欄に規定する認定を受けたもの（施行日以後に新表の第一号又は第二号の上欄に規定する認定を受けたものを除くものとし、旧表の第二号の上欄に掲げる連結法人にあつては、沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第三項の規定により新沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）は、これらの連結親法人又はその連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度（旧表の第一号の上欄に掲げる連結法人にあつては、沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第一項の規定により新沖縄振興特別措置法第三十条第一項の認定を受けたものとみなされる間に終了する連結事業年度に限る。）において、それぞれ新表の第一号又は第二号の上欄に掲げる連結法人とみなす。この場合において、新租税特別措置法第六十八条の六十三第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第三号の上欄に規定する認定を受けたもの（施行日以後に新表の第三号の上欄に規定する認定を受けたものを除く。）の施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十三の規定の適用については、同条第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」とする。

5　旧表の第一号の中欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間は、新表の第一号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措

置法第六十八条の六十三(同号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を適用する。

6　旧表の第二号の中欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域(新沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。)とみなされる地域は、施行日において新表の第二号の上欄に規定する指定を受けた同号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の六十三(同号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を適用する。

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第三十八条　新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年一月一日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで(新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

(連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置)

第三十九条　新租税特別措置法第六十八条の八十九第四項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次条において同じ。)が平成二十五年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例に関する経過措置)

第四十条　新租税特別措置法第六十八条の八十九の二第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

2　新租税特別措置法第六十八条の八十九の三第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、同項第二号に規定する適格合併若しくは同項第三号に規定する合併の日が平成二十五年四月一日以後の日である場合の当該適格合併若しくは当該合併の日を含む同項の連結法人の連結事業年度以後の各連結事業年度(連結親法人事業年度が同年四月一日以後に開始する各連結事業年度に限る。)又は同項第二号若しくは第三号に規定する残余財産の確定の日が同年四月一日以後の日である場合の当該残余財産の確定の日の翌日を含む同項の連結法人の連結事業年度以後の各連結事業年度(連結親法人事業年度が同年四月一日以後に開始する各連結事業年度に限る。)において同条第一項又は第二項の規定を適用する場合について適用する。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第四十一条　新租税特別措置法第六十九条の五、第七十条の六の四又は第七十条の八の二の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得をする山林(立木又は土地若しくは土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。)に係る相続税について適用する。

2　この法律の施行前に森林法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号)による改正前の森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この項及び次項において「旧森林法」という。)第十一条第四項(旧森林法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の認定を受けた旧森林法第十一条第四項の森林施業計画が定められている区域内に存する山林に係る相続税については、旧租税特別措置法第六十九条の五又は第七十条の八の二の規定は、当該森林施業計画の期間(当該認定に係る旧森林法第十一条第一項に規定する五年を一期とする期間をいう。次項において同じ。)中は、なおその効力を有する。

3　前項(旧租税特別措置法第六十九条の五に係る部分に限る。)の場合(同項の森林施業計画に係る旧森林法第十二条第一項に規定する認定森林所有者等が死亡した場合において、当該死亡により開始した相続に係る相続税法第二十七条第一項に規定する相続税の申告書の提出期限(以下この項及び次項において「申告期限」という。)までに当該森林施業計画の期間が満了するときに限る。)において、当該認定森林所有者等から相続又は遺贈により前項の山林の取得をした個人が、当該申告期限までに当該山林に係る新租税特別措置法第六十九条の五第二項第一号に規定する森林経営計画(当該森林施業計画と期間が連続するものに限る。)について同号に規定する市町村長等の認定を受けたときは、当該取得をした山林に係る相続税については、旧租税特別措置法第六十九条の五の規定は、なおその効力を有する。

4　新租税特別措置法第六十九条の五の規定は、特定計画山林相続人等(被相続人である旧租税特別措置法第六十九条の五第二項第二号に規定する特定贈与者からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により同条第八項の特定受贈森林施業計画対象山林の取得をした同項の特定計画山林相続人等であって、同項の期間内に、同項の書類を納税地の所轄税務署長に提出した者をいう。)が、当該特定受贈森林施業計画対象山林について、第二項の森林施業計画の期間満了後当該特定贈与

者の死亡により開始する相続に係る申告期限まで引き続いて新租税特別措置法第六十九条の五第二項第一号に規定する市町村長等の認定を受けた同号の森林経営計画に基づき施業を行っている場合について準用する。

5　新租税特別措置法第七十条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者（次項において「特定受贈者」という。）が同日前に贈与により取得をした同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

6　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項又は旧租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が平成二十四年一月一日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第四十二条　新租税特別措置法第七十四条第二項の規定は、施行日以後に取得をする同項に規定する特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得をした旧租税特別措置法第七十四条第二項に規定する特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定がされた場合における同項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第八十条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する決定がされる場合における同項第一号に定める資本金の額の増加又は同項第二号に定める株式会社の設立の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する決定がされた場合における同項に規定する資本金の額の増加の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第八十条の二第一項又は第二項の規定は、同条第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日以後に提出される場合における同条第一項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日前に提出された場合における同条第一項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第八十一条第一項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得する場合における同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得した場合における旧租税特別措置法第八十一条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第八十一条第二項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第二項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第八十一条第三項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第三項各号に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8　株式会社が施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第八十一条第六項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定であって施行日前になされたもの又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画若しくは同条第二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画であって施行日前に提出されたものに係る旧租税特別措置法第八十条第一項第五号又は第八十条の二第一項第四号若しくは第六号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第八十三条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（石油石炭税の税率の特例に関する経過措置）

第四十三条　この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2　平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、原油（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第

九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一　原油及び石油製品　一キロリットルにつき二千二百九十円

二　ガス状炭化水素　一トンにつき千三百四十円

三　石炭　一トンにつき九百二十円

3　平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一　原油及び石油製品　一キロリットルにつき二千五百四十円

二　ガス状炭化水素　一トンにつき千六百円

三　石炭　一トンにつき千四十円

4　平成二十四年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項（同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

5　平成二十六年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

6　平成二十八年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

7　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十四年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法第九十条の四第一項	同法第九十条の四第七項
租税特別措置法第九十条の四の二第一項	同法第九十条の四の二第五項
租税特別措置法第九十条の四の三第一項	同法第九十条の四の三第五項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

8　前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十六年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

9　第七項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十八年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

（特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置）

第四十四条　平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第四十三条第二項第三号に定める税率」とする。

2　平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法」とあるのは「同法」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。）を同項」とあるのは「という。）を同法第九十条の三の三第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ」とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「第二十四条（第五号に係る部分に限る」とあるのは「第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第四十五条　平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第四十三条第二項第一号に定める税率」とする。

2　平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十一条中」とあるのは「同法第二十一条中」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。）を同項」とあるのは「という。）を同法第九十条の三の四第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第四項及び第五項」と、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ」とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「第二十四条（第五号に係る部分に限る」とあるのは「第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ」とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「第二十四条（第五号に係る部分に限る」とあるのは「第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

（引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税に関する経過措置）

第四十六条　施行日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2　平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の四の三第二項の規定の適用については、同項中「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と」とあるのは「この場合において」と、「において「沖縄発電用特定石炭等」とあるのは「並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭等」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」と、「沖縄発電用特定石炭等（租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた天然ガス又は石炭」と、同号ハ中「原油等又はロ」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と、同項第三号中「原油等又は前号」と、「沖縄発電用特定石炭等」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」と、「読み替える」とあるのは「、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と読み替える」とする。

（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定は、同項に規定する石油化学製品の製造者が平成二十四年十月一日以後に同項に規定する特定揮発油等を原料に用いて同項に規定する石油化学製品を製造した場合について適用し、当該石油化学製品の製造者が同日前に当該特定揮発油等を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合については、なお従前の例による。

2　平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第四十三条第三項第一号」とする。

3　平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第四十三条第二項第一号」とする。

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定は、農林漁業を営む者が平成二十四年十月一日以後に同項に規定する重油をその用途に供するため同項に規定する方法により購入した場合について適用し、農林漁業を営む者が同日前に当該重油をその用途に供するため当該方法により購入した場合については、なお従前の例による。

2　平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第四十三条第二項若しくは第四項」と、「第九十条の三の二第一号」とあるのは「第九十条の三の二第一号若しくは附則第四十三条第二項若しくは第四項」と、「第九十条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十五年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する国税通則法第七十四条の五第四号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項若しくは第九十条の六第二項若しくは第四項又は附則第四十四条第二項、第四十五条第二項若しくは第四十六条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項若しくは第九十条の四の三第二項の規定（以下この項において「旧法等の規定」という。）において準用する経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十二条の規定による改正前の

石油石炭税法（以下この項において「旧石油石炭税法」という。）第二十三条の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧法等の規定に規定する者に対して行った旧法等の規定において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項又は第九十条の六第二項若しくは第四項（これらの規定中国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（同法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第五十条　施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第九十条の八の二第二項若しくは第三項又は第九十条の九第二項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、次の表の上欄に掲げる航空機が施行日以後最初に航行する時において、当該航空機に同表の中欄に掲げる規定に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、同表の下欄に掲げる規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機	旧租税特別措置法第九十条の八又は第九十条の九第一項	新租税特別措置法第九十条の八の二第一項
新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機	旧租税特別措置法第九十条の九第一項	新租税特別措置法第九十条の八
新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機	旧租税特別措置法第九十条の八	新租税特別措置法第九十条の九第一項

（給与所得及び退職所得に関する経過措置）

第五十一条　第二条の規定による改正後の所得税法（以下附則第五十六条までにおいて「新所得税法」という。）第二十八条及び第三十条の規定は、平成二十五年分以後の所得税について適用し、平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置）

第五十二条　新所得税法第五十七条の二の規定は、平成二十五年分以後の所得税について適用し、平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第五十三条　新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき第二条の規定による改正前の所得税法（以下附則第五十五条までにおいて「旧所得税法」という。）第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第五十四条　新所得税法第二百一条の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百九十九条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百九十九条に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百三条第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

（源泉徴収に係る所得税の納期の特例に関する経過措置）

第五十五条　新所得税法第二百十六条の規定は、平成二十四年七月一日以後に支払うべき同条に規定する給与等及び退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百十六条に規定する給与等及び退職手当等については、なお従前の例による。

（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書に関する経過措置）

第五十六条　新所得税法第二百二十八条の三の二の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出すべき同条に規定する調書について適用する。

（相続税の連帯納付義務等に関する経過措置）

第五十七条　第四条の規定による改正後の相続税法（以下この条及び次条において「新相続税法」という。）第三十四条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する申告書の提出期限（延納若しくは物納の許可の申請の却下若しくは取下げ又は延納若しくは物納の許可の取消しがあった場合には、その却下に係る書面が発せられた日若しくは取下げがあった日又は取消しに係る書面が発せられた日）又は分納税額の納期限（次項において「申告期限等」と総称する。）が到来する相続税について適用する。

2　新相続税法第三十四条第一項の規定は、施行日前に申告期限等が到来した相続税で施行日に

おいて未納となっているものについて準用する。この場合において、同項第一号中「規定による通知」とあるのは、「規定による通知（平成二十三年六月三十日前にあつては、同法第三十七条（督促）の規定による督促に係る督促状）」と読み替えるものとする。

（延納又は物納の手続に関する経過措置）

第五十八条　新相続税法第三十九条、第四十二条、第五十一条、第五十二条及び第五十三条の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（国外財産調書の提出に関する経過措置）

第五十九条　第八条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（次条において「新国外送金等調書法」という。）第五条の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する国外財産調書について適用する。

（過少申告加算税又は無申告加算税の特例に関する経過措置）

第六十条　新国外送金等調書法第六条の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき新国外送金等調書法第五条第一項に規定する国外財産調書に係る新国外送金等調書法第六条第一項に規定する国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し同項に規定する修正申告等があった場合における当該所得税又は相続税について適用する。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十一条　新震災特例法第十条の二の二の規定は、個人が同条第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

2　新震災特例法第十条の二の二第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の日前である場合における当該避難解除区域に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第三項中「同日以後五年を経過する日」とあるのは、「同法の施行の日以後五年を経過する日」とする。

（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第六十二条　新震災特例法第十七条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十三条　新震災特例法第十七条の二の二の規定は、法人が同条第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

2　新震災特例法第十七条の二の二第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の日前である場合における当該避難解除区域に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「同日以後五年を経過する日」とあるのは、「同法の施行の日以後五年を経過する日」とする。

（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第六十四条　新震災特例法第二十五条の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五条　新震災特例法第二十五条の二の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同条第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

2　新震災特例法第二十五条の二の二第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の日前である場合における当該避難解除区域に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「同日以後五年を経過する日」とあるのは、「同法の施行の日以後五年を経過する日」とする。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第六十六条　新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

2　平成二十四年一月一日前に贈与により取得をした第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「旧震災特例法」という。）第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金について同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者が、同日以後に贈与により取得をする新震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、旧震災特例法第三十八条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「同条第一項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項」と、「受け、若しくは受けようとする」とあるのは「受けた」と、「平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の

二第一項第一号又は」と、「取得をした租税特別措置法」とあるのは「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」と、同項第二号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」と、同項第三号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」と読み替えるものとする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第六十七条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表国税通則法の項の次に次のように加える。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）	第六条第一項	所得税（所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（所得税）	所得税等）
	第六条第二項	所得税	所得税等
	第六条第三項第一号	所得税	所得税及び復興特別所得税
	第六条第四項	所得税	所得税等

第四十四条第一号中「第三章第五節の二」を「第三章第五節及び第五節の二」に改め、同条第二号中「及び」を「並びに」に、「第三章第十七節及び第十八節」を「第三章第十七節及び第十八節」に改める。

第五十二条第二項第二号中「、第六十八条の十四第五項」を削り、同項第四号中「並びに第二十五条の三第一項」を「、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」に、「及び第七項（」を「、第七項及び第九項（」に、「第六十八条の十一第三項、第六十八条の十三第二項、第六十八条の十四第三項」を「第六十八条の十一第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条のうち租税特別措置法第四十二条の三第四項第五号及び第六号の改正規定中「第三十七条の十一の三第十一項」を「第三十七条の十一の三第十二項」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十九条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定を次のように改める。

第三十七条の十一の三第十二項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十四項中「第十二項」の下に「及び第十三項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「前項」を「第十二項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七条の十一の三に次の一項を加える。

16　前項に定めるもののほか、第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条のうち租税特別措置法第四十二条の二の二第三項の改正規定中「第三十七条の十一の三第十一項から第十三項まで」を「第三十七条の十一の三第十二項から第十四項まで」に、「第三十七条の十一の三第十一項から第十五項まで」を「第三十七条の十一の三第十二項から第十六項まで」に改める。

附則第四十八条の表第二項の項中「第十条の四第四項」を「第十条の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の四第五項」を「第十条の三第五項」に改める。

附則第五十五条の表第二項の項中「新租税特別措置法第四十二条の十第二項」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を「平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項」に改める。

附則第七十二条の表第二項の項中「新租税特別措置法第六十八条の十四第二項」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第六十八条の十四第五項」を「平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第五項」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第七十条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「含む。）」を「含む。）及び第七十条の六の四第十八項」に改め、同項第二号中「含む。）及び」を「含む。）」に、「含む。）の」を「含む。）及び第七十条の六の四第十八項の」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第七十一条　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「第一項第一号」の下に「及び第四号」を加え、「同号」を「それぞれ当該各号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第七十二条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条第四項中「第五百十八条」を「第五百十八条の二」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第七十三条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「強制執行等若しくは」を「強制執行等」に改め、「「強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続並びに」とあるのは「強制執行等の手続及び」と」及び「同号中」を削り、「強制執行等の手続又は」を「強制執行等の手続」に、「第百二十五条第二項」を「第百二十五条第三項」に改める。

第五十八条第三項中「租税等の請求権」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）の請求権を除く。）」を加える。

第八十条に次の一項を加える。

3　第一項において準用する会社更生法第百三十五条第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第二百四十七条第三項において同じ。）を得なければならない。

第八十四条中「内容」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第百二十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「請求権の」を「請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）の」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第百五十八条の五第一項中「第九十七条」を「第九十七条第一号」に改める。

第二百一条中「第二百九十五条第二項」を「第二百九十五条第三項」に改める。

第二百二十四条第三項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第二百四十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項において準用する会社更生法第百三十五条第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定を得なければならない。

第二百五十一条中「内容」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第二百九十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「請求権の」を「請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）の」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百九十六条中「及び第二項」を「、第二項及び第五項」に改める。

第三百三十一条の五第一項中「第九十七条」を「第九十七条第一号」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第七十四条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百八十条第四項中「第五百十八条」を「第五百十八条の二」に、「他の手続の中止命令」を「他の手続の中止命令等」に改め、「相殺の禁止」の下に「、共助対象外国租税債権者の手続参加」を加える。

（民事再生法の一部改正）

第七十五条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第五号に掲げる処分」を、「再生債権者」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

五　再生債権である共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（以下「再生債権に基づく外国租税滞納処分」という。）で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

第二十六条第三項中「手続」の下に「又は同項第五号の規定により中止した処分」を加える。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「強制執行等」の下に「及び再生債権に基づ

く外国租税滞納処分」を加え、同条第二項中「の手続」の下に「及び再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加え、同条第四項中「手続」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加える。

第二十九条第一項中「ある再生債権者」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分を行う者（以下この項において「再生債権者等」という。）」を加え、「当該再生債権者」を「当該再生債権者等」に改め、「対する再生債権に基づく強制執行等」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分」を、「手続」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加える。

第三十九条第一項中「対する再生債権に基づく強制執行等」の下に「若しくは再生債権に基づく外国租税滞納処分」を、「及び」の下に「再生債権に基づく外国租税滞納処分並びに」を加え、同条第二項中「の続行」を「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の続行」に、「の取消し」を「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の取消し」に改める。

第八十六条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって再生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第百十三条第二項において同じ。）を得なければならない。

第八十七条第二項中「及び第九十七条」を「、第九十七条第一号」に改め、「罰金等」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加える。

第九十七条を次のように改める。

（罰金、科料等の届出）

第九十七条　次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨を裁判所に届け出なければならない。

一　再生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。以下「再生手続開始前の罰金等」という。）

二　共助対象外国租税の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。）

第百十三条第一項中「罰金等」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加え、同条第二項中「追徴金又は過料の原因」を「請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因（共助対象外国租税の請求権にあっては、共助実施決定）」に、「追徴金又は過料に」を「届出があった請求権に」に改め、同条第三項及び第四項中「追徴金又は過料の」を削り、同条第五項中「再生手続開始前の罰金等」を「請求権」に改める。

第百二十一条第三項に後段として次のように加える。

共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分の例によってする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

第百二十三条第三項に後段として次のように加える。

開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納処分の例によってする処分についても、同様とする。

第百五十五条に次の一項を加える。

5　再生手続開始前の共助対象外国租税の請求権について、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

第百七十八条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第百七十九条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第百八十四条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条中「手続」の下に「又は処分」を加える。

第二百十五条に次の一項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百三十二条に次の一項を加える。

8　第一項及び第二項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についてのこれらの規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百三十五条に次の一項を加える。

9　第六項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百五十三条第一項中「罰金等」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第七十六条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「請求権」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）の請求権を除く。）」を加える。

第二十四条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第六号に掲げる処分」を、「更生債権者等」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

六　外国租税滞納処分（共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によって

する処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）をいう。）で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

第二十四条第二項中「よる処分（共益債権」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加え、同条第五項中「手続」の下に「、同項第六号の規定により中止した同号に規定する外国租税滞納処分」を加える。

第二十五条第一項中「前条第一項第二号」の下に「若しくは第六号」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「強制執行等」の下に「、同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加え、同条第二項中「強制執行等」の下に「、同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加え、同条第三項第一号中「の手続」の下に「及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加える。

第二十七条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項第六号に規定する外国租税滞納処分又は同条第二項」に改める。

第四十七条第七項中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第五十条第一項中「若しくは企業担保権の実行」を「、企業担保権の実行若しくは同項第六号に規定する外国租税滞納処分」に、「同号」を「同項第二号」に、「及び企業担保権の実行手続」を「、企業担保権の実行手続及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分」に改め、同条第五項中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加え、同項第一号中「又は企業担保権の実行手続」を「、企業担保権の実行手続又は同項第六号に規定する外国租税滞納処分」に改める。

第八十七条第三項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第百三十二条第三項に後段として次のように加える。

共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき更生会社の財産に対し国税滞納処分の例によってする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

第百三十三条第三項に後段として次のように加える。

共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき更生会社の財産に対してされている国税滞納処分の例によってする処分の取消しについても、同様とする。

第百三十四条第三項に後段として次のように加える。

開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく更生会社の財産に対する国税滞納処分の例によってする処分についても、同様とする。

第百三十五条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって更生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第百六十四条第二項において同じ。）を得なければならない。

第百四十二条中「内容」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第百六十四条第二項中「原因」の下に「（共助対象外国租税の請求権にあっては、共助実施決定」を加える。

第百六十八条第四項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第百六十九条に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権については、その権利に影響を及ぼす定めをする場合においても、徴収の権限を有する者の意見を聴けば足りる。

第二百四条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「請求権の」を「請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）の」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百五条に次の一項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百七条中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第二百八条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条中「及び同法」を「並びに同法」に改め、「基づく強制執行等の手続」の下に「及び同項第五号に規定する再生債権に基づく外国租税滞納処分」を、「実行手続」の下に「、同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加え、同条ただし書中「手続」の下に「又は処分」を加える。

第二百四十九条第一項中「第九十七条」を「第九十七条第一号」に改める。

（破産法の一部改正）

第七十七条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第六号に掲げる処分」を、「債権者」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

六　債務者の財産に対して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第百三条第五項及び第二百五十三条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分（以下「外国租税滞納処分」という。）で、破産債権等に基づくもの

第二十四条第三項中「手続」の下に「又は外国租税滞納処分」を加える。

第二十五条第一項中「前条第一項第一号」の下に「又は第六号」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「の手続」の下に「及び外国租税滞納処分」を加え、同条第五項中「手続」の下に「又は外国租税滞納処分」を加える。

第四十二条第一項中「又は企業担保権の実行」

を「、企業担保権の実行又は外国租税滞納処分」に改め、同条第二項中「実行の手続」の下に「並びに外国租税滞納処分」を加える。

第四十三条第一項中「国税滞納処分」の下に「（外国租税滞納処分を除く。次項において同じ。）」を加える。

第九十七条第三号及び第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「請求権」の下に「又はこれらに類する共助対象外国租税の請求権」を加える。

第百条第二項中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第百三条に次の一項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって破産手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第百三十四条第二項において同じ。）を得なければならない。

第百十四条中「原因」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第百三十四条第二項中「原因」の下に「（共助対象外国租税の請求権にあっては、共助実施決定）」を加える。

第百四十八条第一項第三号中「請求権（」の下に「共助対象外国租税の請求権及び」を加える。

第百六十三条第三項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第二百四十九条第一項中「若しくは仮処分」を「、仮処分若しくは外国租税滞納処分」に改め、「国税滞納処分」の下に「（外国租税滞納処分を除く。）」を、「の手続」の下に「又は処分」を加え、同条第二項中「の手続」の下に「又は処分」を加える。

第二百五十三条第一項第一号中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（会社法の一部改正）

第七十八条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五百十八条」を「第五百十八条の二」に改める。

第五百十二条の見出し中「中止命令」を「中止命令等」に改め、同条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第三号に掲げる処分」を、「債権者」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

三　清算株式会社の財産に対して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第五百十八条の二及び第五百七十一条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分（第五百十五条第一項において「外国租税滞納処分」という。）

第五百十五条第一項中「若しくは仮処分」を「、仮処分若しくは外国租税滞納処分」に改め、「の手続」の下に「並びに外国租税滞納処分」を加え、同条第二項中「中止した手続」の下に「又は処分」を加える。

第二編第九章第二節第一款中第五百十八条の次に次の一条を加える。

（共助対象外国租税債権者の手続参加）

第五百十八条の二　協定債権者は、共助対象外国租税の請求権をもって特別清算の手続に参加するには、租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定を得なければならない。

第五百四十八条に次の一項を加える。

5　協定債権者は、共助対象外国租税の請求権については、議決権を有しない。

第五百七十一条に次の二項を加える。

3　協定の認可の決定が確定したときは、協定債権者の権利は、協定の定めに従い、変更される。

4　前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての協定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第九百一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　共助対象外国租税の請求権について、協定において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

国税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の創設、環境関連投資促進税制の太陽光発電設備及び風力発電設備に係る即時償却制度の創設、中小企業投資促進税制の拡充、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充・延長、自動車重量税に係る税率の見直し及び環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充・延長並びに地球温暖化対策のための課税の特例の創設を行うとともに、給与所得控除の上限設定及び勤続年数五年以内の法人役員等の退職所得課税の見直し等の個

人所得課税の改正、国税に係る徴収及び送達の共助に係る国内法の整備並びに国外財産調書制度の創設を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて試験研究費に係る税額控除制度における試験研究費が増加した場合の特例等、期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案
（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、国税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、国際課税等について所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　個人所得課税について、認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の創設、給与所得控除の上限設定、勤続年数五年以内の法人役員等の退職所得課税の見直し等を行うこと。

2　法人課税について、環境関連投資促進税制の太陽光発電設備及び風力発電設備に係る即時償却制度の創設、中小企業投資促進税制の拡充等を行うこと。

3　資産課税について、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充・延長等を行うこと。

4　消費課税について、自動車重量税に係る税率の見直し及び環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充・延長、地球温暖化対策のための課税の特例の創設等を行うこと。

5　国際課税について、国税に係る徴収及び送達の共助に係る国内法の整備、国外財産調書制度の創設等を行うこと。

6　試験研究費に係る税額控除制度における試験研究費が増加した場合の特例の適用期限を延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の措置を講ずること。

7　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十四年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、国税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、国際課税等について所要の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行による増収見込額

本案施行による増収見込額は、初年度において約百七十七億円、平年度において約三千三十億円である。

右報告する。

平成二十四年三月八日

財務金融委員長　海江田万里

衆議院議長　横路　孝弘殿

〔別紙〕

租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

地球温暖化対策のための税の導入に当たっては、現下の厳しい電力需給の状況や長引く円高・デフレによる企業収益の悪化等を踏まえ、産業面に過度な負担とならないよう、その影響を十分見極めるとともに、森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策のための諸施策の推進に配慮すること。

福島復興再生特別措置法案

右

国会に提出する。

平成二十四年二月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

福島復興再生特別措置法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　福島復興再生基本方針（第五条・第六条）
第三章　避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
第一節　避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置（第七条―第十五条）
第二節　課税の特例（第十六条・第十七条）
第三節　公営住宅法の特例等（第十八条―第二十三条）
第四章　放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第二十四条―第三十五条）
第五章　原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置
第一節　産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第三十六条―第四十八条）
第二節　東日本大震災復興特別区域法の特例（第四十九条・第五十条）
第三節　農林水産業の復興及び再生のための施策等（第五十一条―第五十五条）
第六章　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第五十六条―第六十一条）
第七章　原子力災害からの福島復興再生協議会（第六十二条）
第八章　雑則（第六十三条―第六十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれに起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆（きずな）の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条に規定する基本理念にのっとり、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有する。

（定義）

第四条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　福島　福島県の区域をいう。

二　原子力発電所の事故　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。

三　原子力災害　原子力発電所の事故による災害をいう。

四　避難解除区域　原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。

イ　原子力災害対策特別措置法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ　住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ　住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

五　避難解除等区域　避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。

第二章　福島復興再生基本方針

（福島復興再生基本方針の策定等）

第五条　政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2　福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

二　避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

三　放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

四　原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

五　第三十六条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

六　新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

七　第五十六条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八　関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

九　前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　福島県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

6　政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならない。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による福島復興再生基本方針の変更について準用する。

（福島県知事の提案）

第六条　福島県知事は、福島の復興及び再生に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、福島復興再生基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。

2　福島県知事は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　内閣総理大臣は、変更提案がされた場合にお

いて、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要があると認めるときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

5　内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を福島県知事に通知しなければならない。

第三章　避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

第一節　避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

（避難解除等区域復興再生計画）

第七条　内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画（以下「避難解除等区域復興再生計画」という。）を定めるものとする。

2　避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項にあっては、過去に避難指示の対象となったことがない区域にわたるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めるものとする。

一　避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標

二　避難解除等区域復興再生計画の期間

三　産業の復興及び再生に関する事項

四　道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

五　生活環境の整備に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

3　内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、福島県知事の意見を聴かなければならない。

4　福島県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、避難解除等区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めたときは、遅滞なく、これを福島県知事に通知しなければならない。

6　内閣総理大臣は、避難解除等区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域復興再生計画を変更するものとする。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による避難解除等区域復興再生計画の変更について準用する。

（土地改良法等の特例）

第八条　国は、避難解除等区域復興再生計画（前条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に基づいて行う土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。第六項において「土地改良法特例法」という。）第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。）であって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを行うことができる。

2　前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項並びに同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更（当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項中「第五条第六項及び第七項、第七条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十七条の三第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

3　国は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業（福島県知事が平成二十三年三月十一日以前に同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたものに限る。）であって、福島県における当該土地改良事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、自ら行うことができる。この場合においては、当該指定のあった日に、農林水産大臣が同法第八十七条第一項の規定により当該土地改良事業計画を定めたものとみなす。

4　前項の規定による指定は、福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

5　第三項の規定により国が土地改良事業を行う場合において、当該土地改良事業に関し福島県が有する権利及び義務の国への承継については、農林水産大臣と福島県知事とが協議して定めるものとする。

6　避難解除等区域復興再生計画に基づいて国が行う次の各号に掲げる土地改良事業についての土地改良法第九十条第一項の規定による負担金

の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業（土地改良法特例法第二条第二項に規定する特定災害復旧事業を除く。）　土地改良法特例法第五条第二号又は第三号の規定の例により算定した額

二　前号に掲げる土地改良事業と併せて行う土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良事業（同号に規定する土地改良施設の変更に係るものに限る。）　土地改良法特例法第五条第四号の規定の例により算定した額

7　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十二条第一項の規定により福島県が行う土地改良事業であって、避難解除等区域において行うものについての同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同条第十項及び」とあるのは「同条第四項及び第十項並びに」と、「同法第八十七条の二第十項」とあるのは「同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項」と、同条第三項中「第八十七条の二第三項から第五項まで」とあるのは「第八十七条の二第三項及び第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する同条第四項」とする。

（砂防法の特例）

第九条　国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十四条までにおいて同じ。）に基づいて行う砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」という。）第四条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興砂防工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により復興砂防工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4　第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興砂防工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該復興砂防工事を施行するとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

（港湾法の特例）

第十条　国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第七項に規定する港湾工事のうち同条第五項に規定する港湾施設（港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理者をいう。次項において同じ。）である福島県が管理するものに限る。）の建設又は改良に係るもの（震災復旧代行法第五条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、福島県における港湾工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項において「復興港湾工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、港湾管理者である福島県の要請に基づいて行うものとする。

3　第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興港湾工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該復興港湾工事を施行するとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

（道路法の特例）

第十一条　国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同条第四号に掲げる市町村道をいう。）の新設又は改築に関する工事（震災復旧代行法第六条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第五項において同じ。）である地方公共団体（福島県及び避難解除等区域をその区域に含む市町村に限る。以下この節において同じ。）における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興道路工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、同項の地方公共団体の要請に基づいて行うものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により復興道路工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。

4　第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興道路工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該復興道路工事を施行することと

した場合に国が当該地方公共団体に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5　第三項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（海岸法の特例）

第十二条　主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。以下この項において同じ。）の新設又は改良に関する工事（震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興海岸工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条及び第四十三条第二項第二号において同じ。）である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3　主務大臣は、第一項の規定により復興海岸工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者である福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4　第一項の規定により主務大臣が施行する復興海岸工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、海岸管理者である福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5　第三項の規定により海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣は、海岸法第五章の規定の適用については、海岸管理者とみなす。

（河川法の特例）

第十三条　国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う指定区間（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間をいう。）内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）、二級河川（同法第五条第一項に規定する二級河川をいう。第五項において同じ。）又は準用河川（同法第百条第一項に規定する準用河川をいう。第五項において同じ。）の改良工事（震災復旧代行法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興河川工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、同項の地方公共団体の長の要請に基づいて行うものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により復興河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の地方公共団体の長に代わってその権限を行うものとする。

4　第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興河川工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に国が当該地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5　第三項の規定により二級河川又は準用河川の河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下この項において同じ。）に代わってその権限を行う国土交通大臣は、同法第七章（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、河川管理者とみなす。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例）

第十四条　国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事（震災復旧代行法第十一条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、福島県における当該急傾斜地崩壊防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項から第五項までにおいて「復興急傾斜地崩壊防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、福島県の要請に基づいて行うものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により復興急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十三条第二項の規定は、国土交通大臣が第一項の規定により復興急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合については、適用しない。

5　第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該復興急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

6　第三項の規定により福島県知事に代わってその権限を行う国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第五章の規定の適用については、福島県知事とみなす。

（生活環境整備事業）

第十五条　内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づいて行う生活環境整備事業（避難解除等区域において住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業であって、復興庁令で定めるものをいう。）を、復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

2　前項の規定により内閣総理大臣が行う生活環境整備事業に要する費用は、国の負担とする。

第二節　課税の特例

第十六条　避難解除区域内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人（避難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。次条において「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十七条　個人事業者又は法人（避難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）が、原子力災害の被災者である労働者を、避難解除区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該個人事業者又は法人に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三節　公営住宅法の特例等

（公営住宅に係る国の補助の特例）

第十八条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体（次項及び第二十条第二項において「事業主体」という。）が、避難指示区域（現に避難指示であって第四条第四号イ又はロに掲げる指示であるものの対象となっている区域をいう。第二十二条及び第二十三条第一項において同じ。）に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者（以下「居住制限者」という。）に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書及び第十七条第三項ただし書並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下この条及び第二十条において「激甚災害法」という。）第二十二条第一項ただし書の規定は、適用しない。

公営住宅法第八条第一項	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた	事業主体が第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第十八条第一項に規定する居住制限者をいう。第十七条第三項において同じ。）である
公営住宅法第十七条第三項	同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	居住制限者である
激甚災害法第二十二条第一項	激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	公営住宅法第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第十八条第一項に規定する居住制限者をいう。）である

2　前項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅（公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）又は事業主体が居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅の入居者は、平成二十六年三月十日までの間は、居住制限者でなければならない。

（公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例）

第十九条　居住制限者については、公営住宅法第二十三条第二号（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

（居住制限者向け公営住宅等の処分の特例）

第二十条　第十八条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、又は東日本大震災復興特別区域法第七十八条第三項に規定する復興交付金（次項において「復興交付金」という。）を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅

（当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設（次項において「共同施設」という。）を含む。）に対する公営住宅法第四十四条第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2　事業主体は、第十八条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四条第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第二十一条　独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、福島において、福島の地方公共団体からの委託に基づき、同条第三項各号の業務（居住制限者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。）を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資）

第二十二条　独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、原子力災害代替建築物（住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。）又は主として住宅部分（同法第二条第一項に規定する住宅部分をいう。）から成る建築物が避難指示区域内に存する場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分をいう。）の建設又は購入に必要な資金（当該原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）を貸し付けることができる。

（居住安定協議会）

第二十三条　福島県及び避難指示区域をその区域に含む市町村（以下この項において「福島県等」という。）は、原子力災害の影響により避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた者（以下この項において「避難者」という。）に賃貸するための公営住宅の供給その他の避難者の居住の安定の確保に関し必要となるべき措置について協議するため、居住安定協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、福島県等は、必要と認めるときは、協議会に福島県等以外の者で避難者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずる者を加えることができる。

2　協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章　放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

（健康管理調査の実施）

第二十四条　福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者に対し、健康管理調査（被ばく放射線量の推計その他の健康管理を適切に実施するための調査をいう。次条及び第二十六条において同じ。）を行うことができる。

（特定健康診査等に関する記録の提供）

第二十五条　健康管理調査の対象者が加入している保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者をいう。）又は後期高齢者医療広域連合（同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、環境省令で定めるところにより、当該調査対象者の同意を得ている場合において、福島県から求めがあったときは、当該保険者又は後期高齢者医療広域連合が保存している当該調査対象者に係る特定健康診査（同法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）又は健康診査（同法第百二十五条第一項に規定する健康診査をいう。）に関する記録の写しを提供しなければならない。

（健康管理調査の実施に関し必要な措置）

第二十六条　国は、福島県に対し、健康管理調査の実施に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（健康増進等を図るための施策の支援）

第二十七条　国は、福島の地方公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価その他の取組を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

（農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援）

第二十八条　国は、福島の地方公共団体及び事業者が実施する福島で生産された農林水産物及びその加工品並びに鉱工業品の放射能濃度及び放射線量の測定及び評価を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

（除染等の措置等の迅速な実施等）

第二十九条　国は、福島の健全な復興を図るため、福島の地方公共団体と連携して、福島における除染等の措置等（平成二十三年三月十一日

に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第三十一条において同じ。）を迅速に実施するものとする。

2　国は、前項の除染等の措置等の実施に当たり、福島の住民が雇用されるよう配慮するものとする。

3　国は、福島の地方公共団体と連携して、除染等の措置等の実施に伴い生じた廃棄物について、熱回収その他の循環的な利用及び処分が適正に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

（児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置）

第三十条　国は、福島の地方公共団体と連携して、福島の学校及び児童福祉施設に在籍する児童、生徒等について、放射線による健康上の不安を解消するため、当該学校及び児童福祉施設の土地及び建物並びに通学路及びその周辺の地域について必要な措置を講ずるとともに、学校給食に係る検査についての支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等）

第三十一条　国は、福島の地方公共団体と連携して、放射線の人体への影響及び除染等の措置等について、国内外の知見を踏まえ、調査研究及び技術開発の推進をするとともに、福島において、調査研究及び技術開発を行うための施設及び設備の整備、国内外の研究者の連携の推進、国際会議の誘致の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第三十二条　国は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染のおそれに起因する健康上の不安を解消するため、低線量被ばくによる放射線の人体への影響その他放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（教育を受ける機会の確保のための施策）

第三十三条　国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島の地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の適正な配置、就学の援助、自然体験活動の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（医療及び福祉サービスの確保のための施策）

第三十四条　国は、原子力災害による被害により福島における医療及び保育、介護その他の福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、福島の地方公共団体が行うこれらの提供体制の整備その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置）

第三十五条　国は、第二十六条から前条までに定めるもののほか、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章　原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節　産業復興再生計画及びこれに基づく措置

（産業復興再生計画の認定）

第三十六条　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画（以下「産業復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　産業復興再生計画の目標

二　前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

三　第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第三十八条から第四十八条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ　福島特例通訳案内士育成等事業（福島において福島特例通訳案内士（第三十八条第二項に規定する福島特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。）

ロ　商品等需要開拓事業（福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ハ　新品種育成事業（新品種（当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島において生産されることが見込まれるものに限る。）の育成をする事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ニ　地熱資源開発事業（福島において地熱資源が相当程度存在し、又は存在する可能性がある地域であって、地熱資源の開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、地熱資源の開発を実施する事業をいう。）

ホ　流通機能向上事業（流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第四十六条第二項において同じ。）を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であって、福島における流通機能の向上に資するものをいう。）

ヘ　政令等規制事業（原子力災害による被害

を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であって、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをいう。）

ト　地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であって、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをいう。）

四　前号に規定する産業復興再生事業ごとの第三十八条から第四十八条までの規定による特別の措置の内容

五　前各号に掲げるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進に関し必要な事項

3　前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第三十八条から第四十六条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第四十七条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第六十四条ただし書に規定する規制にあっては、主務省令。第四十七条及び第四十八条において「復興庁令・主務省令」という。）又は第四十八条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4　福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第四十二条及び第四十五条を除き、以下「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5　次に掲げる者は、福島県知事に対して、第一項の規定による申請（以下この節において「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。

一　産業復興再生事業を実施しようとする者

二　前号に掲げる者のほか、当該提案に係る産業復興再生事業の実施に関し密接な関係を有する者

6　前項の提案を受けた福島県知事は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

7　申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一　第四項の規定により聴いた関係市町村長及び実施主体の意見の概要

二　第五項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要

8　福島県知事は、申請に当たっては、当該申請に係る産業復興再生事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。

9　内閣総理大臣は、申請があった産業復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二　当該産業復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、産業復興再生計画に定められた産業復興再生事業に関する事項について、当該産業復興再生事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

11　内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第三十七条　東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで（同条第七項を除く。）の規定は、産業復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第十項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「、認定を受けた」とあるのは「、福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第四項から第十一項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業（以下「産業復興再生事業」という。）」と、同法第八条第二項、第十条第二項並びに第十一条第一項及び第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第十一項」と、同法第十一条の見出し及び同条第八項中「復興特別

意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画の区域」とあり、並びに同条第二項中「復興推進計画の区域」とあるのは「福島県の区域」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

2　福島県知事は、前項の規定により読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第一項の提案及び同条第八項の意見書の提出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（通訳案内士法の特例）

第三十八条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（同条第九項の認定をいい、前条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2　福島特例通訳案内士は、福島において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。第四項及び第六項において同じ。）を行うことを業とする。

3　福島特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4　福島県知事が第一項の認定を受けた産業復興再生計画に基づいて行う通訳案内に関する研修を修了した者は、福島において、福島特例通訳案内士となる資格を有する。

5　次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三　通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六　総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6　福島特例通訳案内士は、福島以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

7　通訳案内士法第三章の規定は、福島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8　通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9　通訳案内士法第三十五条の規定は、福島特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「福島県知事」と読み替えるものとする。

10　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六項の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により福島特例通訳案内士の登録を受けた者

三　第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分

に違反した者

11　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

二　第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

12　第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

13　第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（商標法の特例）

第三十九条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号ロに規定する商品等需要開拓事業（以下この条において「商品等需要開拓事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業については、次項から第六項までの規定を適用する。

2　特許庁長官は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（前項の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3　特許庁長官は、第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（第一項の実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

4　商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5　商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

6　前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

7　第一項の産業復興再生計画には、第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、商品等需要開拓事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

（種苗法の特例）

第四十条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。

2　農林水産大臣は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた第四項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一　その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次号及び次項において同じ。）をした者

二　その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成をした同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この号及び次項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

3　農林水産大臣は、第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成

果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた次項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一　その登録品種の育成をした者

二　その登録品種が従業者等が育成をした職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

4　第一項の産業復興再生計画には、第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5　第一項の規定による認定の申請には、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を記載した書面を添付しなければならない。

（地熱資源開発事業）

第四十一条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号二に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第四十五条までの規定を適用する。

（地熱資源開発計画）

第四十二条　福島県知事は、復興庁令で定めるところにより、前条の認定を受けた産業復興再生計画に定められた地熱資源開発事業に係る地熱資源の開発に関する計画（以下「地熱資源開発計画」という。）を作成することができる。

2　地熱資源開発計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　地熱資源開発事業の実施区域

二　地熱資源開発事業の目標

三　地熱資源開発事業の内容、実施主体その他の復興庁令で定める事項

四　地熱資源開発事業の実施期間

五　その他地熱資源開発事業の実施に関し必要な事項

3　福島県知事は、地熱資源開発計画を作成しようとするときは、あらかじめ、前項第三号に規定する実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

4　福島県知事は、地熱資源開発計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5　福島県知事は、地熱資源開発計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、地熱資源開発計画の変更（復興庁令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（地域森林計画の変更等に関する特例）

第四十三条　前条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定又は解除（第六項において「地域森林計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。

一　地域森林計画区域（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林（同法第二条第一項に規定する森林をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の区域をいう。）の変更　当該変更に係る森林の区域

二　保安林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下この号及び次項において同じ。）の指定又は解除　その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件（同法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

2　福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一　前項第一号に定める事項　福島県に置かれる都道府県森林審議会及び福島県を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

二　前項第二号に定める事項（海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林についての保安林の指定に係るものに限る。）　当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

三　前項第二号に定める事項（森林法第二十五条の規定による保安林の指定、同法第二十六条の規定による保安林の指定の解除又は同法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の指定の解除に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

3　福島県知事は、地熱資源開発計画に第一項各号のいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を地熱資源開発計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4　前項の規定による公告があったときは、福島の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、福島県知事に、意見書を提出することができる。

5　福島県知事は、第二項第一号に定める手続を経るときは、前項の規定により提出された意見書（第一項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を福島県に置かれる都道府県森林審議会に提出しなければならない。

6　第一項各号に定める事項が記載された地熱資源開発計画が前条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地域森林計画の変更等がされたものとみなす。

（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）

第四十四条　第四十二条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を要する行為に関する事項

二　森林法第十条の二第一項の許可を要する行為に関する事項

三　森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を要する行為に関する事項

四　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第六項の規定による協議若しくは認可、同法第二十条第三項の許可（同項第一号又は第四号に係るものに限る。次条第一項において同じ。）又は同法第三十三条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

五　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九条第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

六　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第八条第一項の認定を要する行為に関する事項

2　福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一　前項第一号に定める事項　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この号において「審議会等」という。）の意見を聴くこと（隣接県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある許可を要する行為に関する事項にあっては、審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。）。

二　前項第二号に定める事項　福島県に置かれる都道府県森林審議会の意見を聴くこと。

三　前項第四号に定める事項（国立公園（自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。次号において同じ。）に係る協議を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。

四　前項第四号に定める事項（国立公園に係る認可、許可又は届出を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をし、その同意を得ること。

五　前項第五号に定める事項（電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知すること。

六　前項第五号に定める事項（電気事業法第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。

七　前項第六号に定める事項　内閣総理大臣を経由して主務大臣（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第十五条に規定する主務大臣をいう。）に協議をし、その同意を得ること。

第四十五条　次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十二条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があったものとみなす。

前条第一項第一号に掲げる事項	温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第十条の二第一項の許可
前条第一項第三号に掲げる事項	森林法第三十四条第一項又は第二項の許可
前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	同法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可
前条第一項第六号に掲げる事項	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第八条第一項の認定

2　次の各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十二条第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十条第六項の規定による協議に係るものに限る。）　同法第十条第六項

二　前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第三十三条第一項の規定による届出に係るものに限る。）　同法第三十三条第一項及び第二項

三　前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第四十八条第一項の規定による届出に係るものに限る。）　同法第四十八条第一項

3　前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法

第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。）が記載された地熱資源開発計画が第四十二条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出があったものとみなす。

（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）

第四十六条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業（以下この条において「流通機能向上事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であって、国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

一　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三条の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出
二　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三条第一項の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出
三　貨物利用運送事業法第二十条の許可、同法第二十五条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第二十条の許可、同法第二十五条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出
四　貨物利用運送事業法第三十五条第一項の登録、同法第三十九条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三十五条第一項の登録、同法第三十九条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出
五　貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可、同法第四十六条第二項の認可又は同条第四項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第四十五条第一項の許可、同法第四十六条第二項の認可又は同条第四項の規定による届出
六　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可、同法第九条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三条の許可、同法第九条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出

2　前項の産業復興再生計画には、第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、流通機能向上事業ごとに、当該事業の目標、流通業務施設の概要及び実施時期を定めるものとする。

3　福島県知事は、第一項の認定を申請しようとするときは、第三十六条第四項の規定にかかわらず、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならない。

4　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十六条第十項（第三十七条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十六条第十項の同意をしてはならない。

一　第一項の表第一号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が、倉庫業法第六条第一項各号のいずれかに該当するとき。

二　第一項の表第二号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が、貨物利用運送事業法第六条第一項各号のいずれかに該当するとき。

三　第一項の表第三号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が貨物利用運送事業法第二十二条各号のいずれかに該当し、又は当該流通機能向上事業の内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

四　第一項の表第四号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が、貨物利用運送事業法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するとき。

五　第一項の表第六号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が貨物自動車

運送事業法第五条各号のいずれかに該当し、又は当該流通機能向上事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

5　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十六条第十項の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業のうち、貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けなければならないものについて、その同意において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6　国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対して、第三十六条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第四十七条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、同条第三項の規定による規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第四十八条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号トに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同条第三項の規定による規制の特例措置を適用する。

第二節　東日本大震災復興特別区域法の特例

第四十九条　福島において産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人に対する東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イ、第四条第九項第一号及び第四十条第一項の規定の適用については、同法第二条第三項第二号イ中「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業」とあるのは「雇用機会の確保に寄与する事業」と、同法第四条第九項第一号中「復興特別区域基本方針」とあるのは「復興特別区域基本方針（第二条第三項第二号イに係る部分を除く。）」と、同法第四十条第一項中「復興産業集積区域（その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が同号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。）」とあるのは「復興産業集積区域」とする。

第五十条　福島において建築物の建築及び賃貸をする事業であって産業集積の形成及び活性化に寄与するものを行う個人事業者又は法人に対する東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ及び第四条第九項第一号の規定の適用については、同法第二条第三項第二号ロ中「イに規定する地域において建築物の建築及び賃貸をする事業」とあるのは「建築物の建築及び賃貸をする事業」と、同法第四条第九項第一号中「復興特別区域基本方針」とあるのは「復興特別区域基本方針（第二条第三項第二号ロに係る部分を除く。）」とする。

第三節　農林水産業の復興及び再生のための施策等

（農林水産業の復興及び再生のための施策）

第五十一条　国は、原子力災害による被害を受けた福島の農林水産業の復興及び再生を推進するため、福島の地方公共団体が行う農林水産物の消費の拡大、農林水産業に係る生産基盤の整備、農林水産物の加工及び流通の合理化、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（中小企業の復興及び再生のための施策）

第五十二条　国は、原子力災害による被害を受けた福島の中小企業の復興及び再生を推進するため、中小企業の振興のために福島の地方公共団体が行う資金の確保、人材の育成、生産若しくは販売又は役務の提供に係る技術の研究開発の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（職業指導等の措置）

第五十三条　国は、福島の労働者の職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

（観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策）

第五十四条　国は、観光の振興を通じて原子力災害による被害を受けた福島の復興及び再生を推進するため、福島の地方公共団体が行う国内外からの観光旅客の来訪の促進、福島の観光地の魅力の増進、国内外における福島の宣伝、国際会議の誘致を含めた国際交流の推進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2　独立行政法人国際交流基金は、福島の特性に配慮し、国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい、国際文化交流を目的とする催しの実施若しくはあっせん又は当該催しへの援助若しくは参加その他の必要な措置を講ずることにより、福島の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

（その他の産業の復興及び再生のための措置）

第五十五条　国は、第五十一条から前条までに定

めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第六章　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

（重点推進計画の認定）

第五十六条　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第五十九条において同じ。）の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　重点推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　重点推進計画の区域

二　重点推進計画の目標

三　前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

四　計画期間

3　福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による申請には、前項の規定により聴いた関係市町村長の意見の概要を記載した書面を添付しなければならない。

5　内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があった重点推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二　当該重点推進計画の実施が新たな産業の創出等に寄与するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されるものと見込まれるものであること。

6　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第五十八条に規定する事業又は第五十九条若しくは第六十条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7　内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第五十七条　東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「、認定を受けた」とあるのは「、福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第五十八条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第五十六条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第六十条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

（研究開発の推進等のための施策）

第五十九条　国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（企業の立地の促進等のための施策）

第六十条　国は、認定重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保するため、福島県が行う新たな産業の創出等に必要となる企業の立地の促進、高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（その他の新たな産業の創出等のための措置）

第六十一条　国は、前三条に定めるもののほか、福島において新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るために必要な財政上の措置、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令の規定による手続の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第七章　原子力災害からの福島復興再生協議会

第六十二条　原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、原子力災害からの福島復興再生協議会（以下この条に

おいて「協議会」という。）を組織する。

2　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　復興大臣及び福島県知事

二　内閣総理大臣及び福島県知事が協議して指名する関係行政機関の長、関係市町村長その他の者

3　協議会に議長を置き、復興大臣をもって充てる。

4　内閣総理大臣は、いつでも協議会に出席し発言することができる。

5　協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7　第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第八章　雑則

（この法律に基づく措置の費用負担）

第六十三条　この法律の規定は、この法律に基づき講ぜられる国の措置であって、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により原子力事業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、国が当該原子力事業者に対して、当該措置に要する費用の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

（主務省令）

第六十四条　この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

（権限の委任）

第六十五条　この法律に規定する内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、復興局又は地方支分部局の長に委任することができる。

（命令への委任）

第六十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

（経過措置）

第六十七条　この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十条、第二十四条、第二十五条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第四条、第六条から第十一条まで、第十五条、第十九条及び第二十一条の規定　公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十四条まで並びに附則第五条及び第十四条の規定　公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第十八条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

四　附則第十六条及び第十七条の規定　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（訓令又は通達に関する措置）

第三条　関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち福島に関するものについては、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

（通訳案内士法の一部改正）

第四条　通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第三十八条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（土地収用法の一部改正）

第五条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号の三中「都道府県」を「国又は都道府県」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第六条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「同条第一項第五号ロ及びハ」を「同条第一項第五号ロからニまで」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第三十六条第一項（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第四十六条第三項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第三十六条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一　別表第一第百二十五号　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二　別表第一第百三十九号　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五条第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

三　別表第一第百四十号　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

附則第八条中「（昭和三十一年法律第百二十一号）」を削る。

別表第一中「、第三十四条」を「、第三十四条、第三十四条の二」に改め、同表第百二十五号中「（貨物自動車運送事業法の特例）又は」を「（貨物自動車運送事業法の特例）、」に改め、「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「は当該許可と」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項（産業復興再生計画の認定）」を「総合効率化計画の認定又は」に、「総合効率化計画の認定、」に、「は当該許可と」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定は当該許可と」に改め、同号㈠中「（平成元年法律第八十二号）」を削り、同表第百四十号中「（倉庫業法（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可と」に改め、「第二十二条の二第一項若しくは同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該登録」に改め、同表第百四十号中「（倉庫業法（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可と」に改め、同号㈣中「（平成元年法律第八十二号）」を削り、同表第百四十号中「（倉庫業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「又は流通業務総合効率化促進法」を「若しくは流通業務総合効率化促進法」に、「は、当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録」に改める。

（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）

第八条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、登録免許税法第三十四条の次に一条を加える改正規定中「第三十四条の次」とあるのは「第三十四条の二の次」と、「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の三」と、同法別表第一の改正規定中「、第三十四条の二」とあるのは「―第三十四条の三」とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の二の項の次に次のように加える。

二十一の三　福島県知事	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　　号）による同法第三十八条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十九　福島県知事	福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三に次のように加える。

別表第五第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三　福島復興再生特別措置法による同法第三十八条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五に次の一号を加える。

三十四　福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　　号）第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号に次のように加える。

ニ　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　　号）第五十八条に規定する業務

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

四　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　　号）第二十一条に規定する業務を行うこと。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十八条」を「、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　　号）第二十二条」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十四条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第一項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」を「、沖縄振興特別措置法第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　　号）第九条第四項若しくは第十三条第四項」に改め、同条第二項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第百六条第五項」を「、沖縄振興特別措置法第百六条第五項又は福島復興再生特別措置法第十一条第四項」に改め、同条第三項第一号ハ中「又は公害防止事業費事業者負担法」を「、公害防止事業費事業者負担法又は福島復興再生特別措置法第十条第三項」に改める。

第二百二十四条第一号ホ中「又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第八項」を「、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第八項又は福島復興再生特別措置法第十二条第四項若しくは第十四条第五項」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第十五条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　　号）第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五　福島復興再生特別措置法第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条のうち、登録免許税法第三十四条の次に一条を加える改正規定中「第三十四条の次」を「第三十四条の二を第三十四条の三とし、第三十四条の次」に改め、同法別表第一第八十一号の改正規定中「別表第一第八十一号」を「別表第一中「、第三十四条の二」を「―第三十四

条の三」に改め、同表第八十一号」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十七条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十八条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第六十四条

（国土交通省設置法の一部改正）

第十九条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「、地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第二十条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること。

第二十一条　復興庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「並びに同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業」を「、同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第三十六条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第五十六条第五項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整」に改める。

（政令への委任）

第二十二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

福島復興再生特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　基本理念

福島の復興及び再生は、安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、直面する課題について、多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化、地域社会の絆（きずな）の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならないこと。

2　福島復興再生基本方針

政府は、基本理念にのっとり、福島復興再生基本方針を定めなければならないものとし、福島県知事は、内閣総理大臣に対し、基本方針の変更についての提案をすることができること。

3　避難解除等区域の復興及び再生のための特別措置

㈠　避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う一定の工事等については国土交通大臣等が、生活環境整備事業については内閣総理大臣が、福島県等の要請に基づいて、行うことができること。

㈡　避難解除区域内における機械等の取得、被災者の雇用について、課税の特例を適用すること。

㈢　震災時に避難指示区域に居住していた者の公営住宅入居者資格の緩和等を行うこと。

4　放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境実現のための措置

㈠　国は、福島県の行う健康管理調査に関し技術的な助言等の措置を講ずるとともに、福島の地方公共団体等が実施する農林水産物等の放射能濃度の測定等の取組を支援するため、必要な措置を講ずること。

㈡　国は、除染等を迅速に実施するとともに、実施に当たり、福島の住民が雇用されるよう配慮すること。

㈢　国は、放射線研究等の推進、教育機会及び医療・福祉サービスの確保の措置等を講ずること。

5　原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別措置

産業復興再生計画の認定により、通訳案内士法等の特例、地熱資源開発事業その他の事業に係る許認可及び規制の特例等が適用されること。国は、福島の諸産業の復興及び再生のための施策を講ずること。

6　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点

的な推進

内閣総理大臣は、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器の研究開発拠点の整備を通じた新たな産業の創出等に寄与する重点推進計画を認定し、国は、計画による取組を支援する措置を講ずること。

7　復興大臣、福島県知事等で構成する「原子力災害からの福島復興再生協議会」を組織すること。

8　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別措置等について定める本案は、おおむね妥当なものと認めるが、法の目的に、福島の復興及び再生が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきものであることを追加すること、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置として、国が自ら施行することができる工事の対象に、漁港漁場整備事業に関する工事及び地すべり防止工事を追加すること、健康増進等を図るための施策を支援するための必要な措置として、財政上の措置を明示すること、福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置として、国は、住民の健康を守るために福島県が設置する基金について、必要な財政上の措置を講ずる等の措置を新設すること等の修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十四年度東日本大震災復興特別会計予算に、福島避難解除等区域の生活環境の整備に必要な経費として、四十二億円が計上されている。

右報告する。

平成二十四年三月八日

東日本大震災復興特別委員長　古賀　一成

衆議院議長　横路　孝弘殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　福島復興再生基本方針（第五条・第六条）
第三章　避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
第一節　避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置（第七条―第十五条）
第二節　課税の特例（第十六条・第十七条）
第三節　公営住宅法の特例等（第十八条―第二十三条）
第四章　放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第二十四条―第三十五条）
第五章　原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置
第一節　産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第三十六条―第四十八条）
第二節　東日本大震災復興特別区域法の特例（第四十九条・第五十条）
第三節　農林水産業の復興及び再生のための施策等（第五十一条―第五十五条）
第六章　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第五十六条―第六十一条）
第七章　福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（第六十二条―第六十九条）
第七章　原子力災害からの福島復興再生協議会（第七十条）
第八章　雑則（第七十一条―第七十五条）
附則

（目的）

第一条　この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情○とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれに起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

2　原子力災害からの福島の復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

3　原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策は、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、講ぜられなければならない。

4　原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策は、福島の地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならない。

5　原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策が講ぜられるに当たっては、放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条に規定する基本理念にのっとり、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を

尊重しつつ、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有する。

（福島復興再生基本方針の策定等）

第五条　政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2　福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

二　避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

三　放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

四　原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

五　第三十六条（八）第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

六　新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

七　第五十六条（八）第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八　関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

九　前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　福島県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

6　政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならない。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による福島復興再生基本方針の変更について準用する。

（避難解除等区域復興再生計画）

第七条　内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画（以下「避難解除等区域復興再生計画」という。）を定めるものとする。

2　避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項にあっては、過去に避難指示の対象となったことがない区域にわたるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めるものとする。

一　避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標

二　避難解除等区域復興再生計画の期間

三　産業の復興及び再生に関する事項

四　道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

五　生活環境の整備に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、○将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組その他○避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

3　内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、福島県知事の意見を聴かなければならない。

4　福島県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、避難解除等区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めたときは、遅滞なく、これを福島県知事に通知しなければならない。

6　内閣総理大臣は、避難解除等区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域復興再生計画を変更するものとする。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による避難解除等区域復興再生計画の変更について準用する。

（漁港漁場整備法の特例）

第九条　農林水産大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十六条までにおいて同じ。）に基づいて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（漁港管理者（同法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）である福島県が管理する同法第二条に規定する漁港に係る同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）に関する工事（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十二年法律第二十三号。以下「震災復旧代行法」という。）第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したもの（第二項及び第四項において「復興漁港工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、漁港管理者である福島県の要請に基づいて行うものとする。

3　農林水産大臣は、第一項の規定により復興漁港工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、漁港管理者である福島県に代わってその権限を行うものとする。

4　第一項の規定により農林水産大臣が施行する復興漁港工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、当該費用の額から、自ら当該復興漁港工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5　第三項の規定により漁港管理者に代わってその権限を行う農林水産大臣は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、漁港管理者とみなす。

（砂防法の特例）

第十九条（十）　国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十四条までにおいて同じ。）に基づいて行う砂防法（明治三十年法律

第二十九号）第一条に規定する砂防工事（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」という。）第四条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興砂防工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により復興砂防工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4　第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興砂防工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、福島県知事が自ら当該復興砂防工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

（港湾法の特例）

第十〇一条　（略）

（道路法の特例）

第十一条　（略）

（海岸法の特例）

第十二条　主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。以下この項において同じ。）の新設又は改良に関する工事（震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興海岸工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条及び第四十三条第二項第二号において同じ。）である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3　主務大臣は、第一項の規定により復興海岸工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者である福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4　第一項の規定により主務大臣が施行する復興海岸工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、海岸管理者である福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5　第三項の規定により海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣は、海岸法第五章の規定の適用については、海岸管理者とみなす。

（地すべり等防止法の特例）

第十四条　主務大臣（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事（震災復旧代行法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であって、福島県における地すべり防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興地すべり防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2　前項の規定による指定は、福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3　主務大臣は、第一項の規定により復興地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4　第一項の規定により主務大臣が施行する復興地すべり防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、福島県知事が自ら当該復興地すべり防止工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5　第三項の規定により福島県知事に代わってその権限を行う主務大臣は、地すべり等防止法第六章の規定の適用については、福島県知事とみなす。

（河川法の特例）

第十三五条　（略）

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例）

第十四六条　（略）

（生活環境整備事業）

第十五七条　（略）

第十六八条　（略）

第十七九条　（略）

（公営住宅に係る国の補助の特例）

第十八二十条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体（次項及び第二十〇二条第二項において「事業主体」という。）が、避難指示区域（現に避難指示であって第四条第四号イ又はロに掲げる指示であるものの対象となっている区域をいう。以下第二十二条及び第二十三条第一項において同じ。）に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者（以下「居住制限者」という。）に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書及び第十七条第三項ただし書並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下この条及び第二十〇二条において「激甚災害法」という。）第二十二条第一項ただし書の規定は、適用しない。

公営住宅法第八条第一項	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた	事業主体が第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第十八条第一項に規定する居住制限者をいう。第十七条第三項において同じ。）である
公営住宅法第十七条第三項	同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	居住制限者である
激甚災害法第二十二条第一項	激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	公営住宅法第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第十八条第一項に規定する居住制限者をいう。）である

2　前項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅（公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）又は事業主体が居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅の入居者は、平成二十六年三月十日までの間は、居住制限者でなければならない。

（公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例）

第二十九条　（略）

（居住制限者向け公営住宅等の処分の特例）

第二十一条　第十八条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、又は東日本大震災復興特別区域法第七十八条第三項に規定する復興交付金（次項及び第六十七条第一項において「復興交付金」という。）を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅（当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設（次項において「共同施設」という。）を含む。）に対する公営住宅法第四十四条第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2　事業主体は、第十八条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四条第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第二十二条　（略）

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資）

第二十三条　（略）

（居住安定協議会）

第二十四条　（略）

（健康管理調査の実施）

第二十五条　福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者に対し、健康管理調査（被ばく放射線量の推計○、子どもに対する甲状腺がんに関する検診○その他の健康管理を適切に実施するための調査をいう。以下次条及び第二十六条において同じ。）を行うことができる。

（特定健康診査等に関する記録の提供）

第二十六条　（略）

（健康管理調査の実施に関し必要な措置）

第二十七条　（略）

（健康増進等を図るための施策の支援）

第二十八条　国は、福島の地方公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価その他の取組を支援するため、必要な財政上の措置その他の○措置を講ずるものとする。

（農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援）

第二十九条　（略）

（除染等の措置等の迅速な実施等）

第三十条　国は、福島の健全な復興を図るた

め、福島の地方公共団体と連携して、福島における除染等の措置等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第三十一条において同じ。）を迅速に実施するものとする。

2　国は、前項の除染等の措置等の実施に当たり、福島の住民が雇用されるよう配慮するものとする。

3　国は、福島の地方公共団体と連携して、除染等の措置等の実施に伴い生じた廃棄物について、熱回収その他の循環的な利用及び処分が適正に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

（児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置）

第三十〇条　（略）

（放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等）

第三十一条　（略）

（国民の理解の増進）

第三十二条　（略）

（教育を受ける機会の確保のための施策）

第三十三条　国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島の地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の適正な配置、就学の援助、自然体験活動の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（医療及び福祉サービスの確保のための施策）

第三十四条　（略）

（その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置）

第三十五条　国は、第二十六条から前条までに定めるもののほか、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（産業復興再生計画の認定）

第三十六条　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画（以下「産業復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　産業復興再生計画の目標

二　前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

三　第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第三十八条から第四十八条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ　福島特例通訳案内士育成等事業（福島において福島特例通訳案内士（第三十八条第二項に規定する福島特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。）

ロ　商品等需要開拓事業（福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ハ　新品種育成事業（新品種（当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島において生産されることが見込まれるものに限る。）の育成をする事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ニ　地熱資源開発事業（福島において地熱資源が相当程度存在し、又は存在する可能性がある地域であって、地熱資源の開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、地熱資源の開発を実施する事業をいう。）

ホ　流通機能向上事業（流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第四十六条第二項において同じ。）を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であって、福島における流通機能の向上に資するものをいう。）

ヘ　政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であって、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをいう。）

ト　地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であって、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをいう。）

四　前号に規定する産業復興再生事業ごとの第三十八条から第四十八条までの規定による特別の措置の内容

五　前各号に掲げるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進に関し必要な事項

3　前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第三十八条から第四十六条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第四十七条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第六十四条ただし書に規定する規制にあっては、主務省令。第四十七条及び第四十八条において「復興庁令・主務省令」という。）又は第四十八条の規定による条

例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4　福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第四十二条及び第四十五条を除き、以下「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5　次に掲げる者は、福島県知事に対して、第一項の規定による申請（以下この節において「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。

一　産業復興再生事業を実施しようとする者

二　前号に掲げる者のほか、当該提案に係る産業復興再生事業の実施に関し密接な関係を有する者

6　前項の提案を受けた福島県知事は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

7　申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一　第四項の規定により聴いた関係市町村長及び実施主体の意見の概要

二　第五項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要

8　福島県知事は、申請に当たっては、当該申請に係る産業復興再生事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。

9　内閣総理大臣は、申請があった産業復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二　当該産業復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、産業復興再生計画に定められた産業復興再生事業に関する事項について、当該産業復興再生事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

11　内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第三十七条　東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで（同条第七項を除く。）の規定は、産業復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第十項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「、認定を受けた」とあるのは「、福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第四項から第十一項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業（以下「産業復興再生事業」という。）」と、同法第八条第二項、第十条第二項並びに第十一条第一項及び第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第十一項」と、同法第十一条の見出し及び同条第八項中「復興特別意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画の区域」とあり、並びに同条第二項中「復興推進計画の区域」とあるのは「福島県の区域」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

2　福島県知事は、前項の規定により読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第一項の提案及び同条第八項の意見書の提出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（通訳案内士法の特例）

第四十三十八条　福島県知事が、第三十六八条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（同条第九項の認定をいい、前条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2　福島特例通訳案内士は、福島において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。第四項及び第六項において同じ。）を行うことを業とする。

3　福島特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4　福島県知事が第一項の認定を受けた産業復興再生計画に基づいて行う通訳案内に関する研修を修了した者は、福島において、福島特例通訳案内士となる資格を有する。

5　次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三　通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六　総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6　福島特例通訳案内士は、福島以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

7　通訳案内士法第三章の規定は、福島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十三十八条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十三十八条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十三十八条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8　通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十三十八条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9　通訳案内士法第三十五条の規定は、福島特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「福島県知事」と読み替えるものとする。

10　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六項の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により福島特例通訳案内士の登録を受けた者

三　第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

11　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

二　第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

12　第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

13　第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（商標法の特例）

第四十一三十九条　福島県知事が、第三十六八条第二項第三号ロに規定する商品等需要開拓事業（以下この条において「商品等需要開拓事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業につ

いては、次項から第六項までの規定を適用する。

2　特許庁長官は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（前項の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3　特許庁長官は、第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（第一項の実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

4　商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5　商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

6　前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

7　第一項の産業復興再生計画には、第三十六条[八]第二項第三号に掲げる事項として、商品等需要開拓事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

（種苗法の特例）

第四十〇条[〇二]　福島県知事が、第三十六条[八]第二項第三号ハに規定する新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。

2　農林水産大臣は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた第四項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一　その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次号及び次項において同じ。）をした者

二　その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成をした同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この号及び次項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

3　農林水産大臣は、第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた次項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一　その登録品種の育成をした者

二　その登録品種が従業者等が育成をした職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

4　第一項の産業復興再生計画には、第三十六条[八]第二項第三号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5　第一項の規定による認定の申請には、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする新

品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を記載した書面を添付しなければならない。

（地熱資源開発事業）

第四十一条三　福島県知事が、第三十六条八第二項第三号ニに規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第四十五条七までの規定を適用する。

（地熱資源開発計画）

第四十二条四　（略）

（地域森林計画の変更等に関する特例）

第四十三条五　（略）

（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）

第四十四条六　第四十二条四第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を要する行為に関する事項

二　森林法第十条の二第一項の許可を要する行為に関する事項

三　森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を要する行為に関する事項

四　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第六項の規定による協議若しくは認可、同法第二十条第三項の許可（同項第一号又は第四号に係るものに限る。次条第一項において同じ。）又は同法第三十三条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

五　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九条第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

六　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第八条第一項の認定を要する行為に関する事項

2　福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一　前項第一号に定める事項　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この号において「審議会等」という。）の意見を聴くこと（隣接県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある許可を要する行為に関する事項にあっては、審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。）。

二　前項第二号に定める事項　福島県に置かれる都道府県森林審議会の意見を聴くこと。

三　前項第四号に定める事項（国立公園（自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。次号において同じ。）に係る協議を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。

四　前項第四号に定める事項（国立公園に係る行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をし、その同意を得ること。

五　前項第五号に定める事項（電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知すること。

六　前項第五号に定める事項（電気事業法第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。

七　前項第六号に定める事項　内閣総理大臣を経由して主務大臣（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第十五条に規定する主務大臣をいう。）に協議をし、その同意を得ること。

第四十五条七　次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十二条四第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があったものとみなす。

前条第一項第一号に掲げる事項	温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第十条の二第一項の許可
前条第一項第三号に掲げる事項	森林法第三十四条第一項又は第二項の許可
前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	同法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可
前条第一項第六号に掲げる事項	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第八条第一項の認定

2　次の各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十二条四第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十条第六項の規定による協議に係るものに限る。）　同法第十条第六項

二　前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第三十三条第一項の規定による届出に係るものに限る。）　同法第三十三条第一項及び第二項

三　前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第四十八条第一項の規定による届出に係るものに限る。）　同法第四十八条第一項

3　前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。）が記載された地熱資源開発計画が第四十二条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出があったものとみなす。

（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）

第四十六条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業（以下この条において「流通機能向上事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であって、国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

一　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三条の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出
二　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三条第一項の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出
三　貨物利用運送事業法第二十条の許可、同法第二十五条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第二十条の許可、同法第二十五条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出
四　貨物利用運送事業法第三十五条第一項の登録、同法第三十九条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三十五条第一項の登録、同法第三十九条第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出
五　貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可、同法第四十六条第二項の認可又は同条第四項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第四十五条第一項の許可、同法第四十六条第二項の認可又は同条第四項の規定による届出
六　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可、同法第九条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三条の許可、同法第九条第一項の認可又は同条第三項の規定による届出

2　前項の産業復興再生計画には、第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、流通機能向上事業ごとに、当該事業の目標、流通業務施設の概要及び実施時期を定めるものとする。

3　福島県知事は、第一項の認定を申請しようとするときは、第三十六条第四項の規定にかかわらず、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならない。

4　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十六条第十項（第三十七条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十六条第十項の同意をしてはならない。

一　第一項の表第一号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が、倉庫業法第六条第一項各号のいずれかに該当するとき。

二　第一項の表第二号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が、貨物利用運送事業法第六条第一項各号のいずれかに該当するとき。

三　第一項の表第三号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が貨物利用運送事業法第二十二条各号のいずれかに該当し、又は当該流通機能向上事業の内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

四　第一項の表第四号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が、貨物利用運送事業法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するとき。

五　第一項の表第六号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれかに該当し、

又は当該流通機能向上事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

5　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十六条第十項の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業のうち、貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けなければならないものについて、その同意において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6　国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対して、第三十六条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第四十七条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第四十八条　福島県知事が、第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号トに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

第四十九条　（略）

第五十条　（略）

（農林水産業の復興及び再生のための施策）

第五十一条　国は、原子力災害による被害を受けた福島の農林水産業の復興及び再生を推進するため、福島の地方公共団体が行う農林水産物の消費の拡大、農林水産業に係る生産基盤の整備、農林水産物の加工及び流通の合理化、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（中小企業の復興及び再生のための施策）

第五十二条　（略）

（職業指導等の措置）

第五十三条　（略）

（観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策）

第五十四条　（略）

（その他の産業の復興及び再生のための措置）

第五十五条　国は、第五十一条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（重点推進計画の認定）

第五十六条　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第五十九条において同じ。）の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　重点推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　重点推進計画の区域

二　重点推進計画の目標

三　前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

四　計画期間

3　福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による申請には、前項の規定により聴いた関係市町村長の意見の概要を記載した書面を添付しなければならない。

5　内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があった重点推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二　当該重点推進計画の実施が新たな産業の創出等に寄与するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されるものと見込まれるものであること。

6　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第五十八条に規定する事業又は第五十九条若しくは第六十〇条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7　内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第五十九条　東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「、認定を受けた」とあるのは「、福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第五十八条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第五十六条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第六十条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

（研究開発の推進等のための施策）

第五十九条　（略）

（企業の立地の促進等のための施策）

第六十条　（略）

（その他の新たな産業の創出等のための措置）

第六十一条　（略）

第七章　福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

（生活の安定を図るための措置）

第六十四条　国は、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者（その避難している地域に住所を移転した者を含む。）及び避難指示区域に係る避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、雇用の安定を図るための措置その他の生活の安定を図るため必要な措置を講ずるものとする。

2　国は、前項の措置を講ずるに当たっては、避難指示区域をその区域に含む市町村の地域の個性及び特色の維持が図られるよう配慮するものとする。

（保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置）

第六十五条　国は、原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずるため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置）

第六十六条　国は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する国の施策として、再生可能エネルギーの開発及び導入のため必要な財政上の措置、エネルギーの供給源の多様化のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（復興交付金その他財政上の措置の活用）

第六十七条　国は、原子力災害からの福島の復興及び再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興交付金その他東日本大震災からの復興のための財政上の措置を、府省横断的かつ効果的に活用するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の復興交付金その他東日本大震災からの復興のための財政上の措置の府省横断的かつ効果的な活用に資するため、福島の地方公共団体の要望を踏まえつつ、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項第三号イの規定に基づき、必要な予算を一括して要求し、確保するとともに、原子力災害からの福島の復興及び再生に活用することができる財政上の措置について、政府全体の見地から、情報の提供、相談の実施その他の措置を講ずるものとする。

（住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等）

第六十八条　国は、健康管理調査その他原子力災害から子どもをはじめとする住民の健康を守るために必要な事業を実施することを目的として地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として福島県が設置する基金について、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2　福島県は、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための事業を行うときは、前項の福島県が設置する基金を活用することができる。

3　国は、第一項に定める措置のほか、福島の地方公共団体が原子力災害からの復興及び再生に関する施策を実施するための財源を確保するため、原子力被害応急対策基金（平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第十四条第一項の原子力被害応急対策基金をいう。）その他地方自治法第二百四十一条の基金として福島の地方公共団体が設置する原子力災害からの復興及び再生のための基金の更なる活用のため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることができる。

（復興大臣による適切かつ迅速な勧告）

第六十九条　復興大臣は、福島の置かれた特殊な諸事情に鑑み、この法律に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を円滑かつ迅速に実施するため、復興庁設置法第八条第五項の規定により、適切かつ迅速に勧告するものとする。

第七章　原子力災害からの福島復興再生協議会

第七十二条　（略）

第八章　雑則

（この法律に基づく措置の費用負担）

第七十三条　（略）

（主務省令）

第七十四条　（略）

（権限の委任）

第七十五条　（略）

（命令への委任）

第七十六条　（略）

（経過措置）

第七十七条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十〇条、第二十四条、第二十五条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第四条、第六条から第十一条まで、第十五条、第十九条及び第二十一条の規定　公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十四条まで並びに附則第五条及び第十四条の規定　公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第十八条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

四　附則第二十一条の規定　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五　附則第二十二条の規定　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

六　附則第二十三条の規定　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

七　附則第十六条及び第十七条の規定　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、○課税の特例を含め、○この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第四条　原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第四条第四号及び第五号並びに第二十七条の規定の適用については、第四条第四号中「第二十条第三項若しくは第五項」とあるのは「第二十条第三項」と、同号イ中「第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項」と、同条第五号中「第二十条第三項又は第五項」とあるのは「第二十条第三項」と、第二十七条中「環境省令」とあるのは「経済産業省令」とする。

第五条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二十一条の規定の適用については、同条中「第二十三条第二号」とあるのは、「第二十三条第三号」とする。

（通訳案内士法の一部改正）

第四条　通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第三十八条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（土地収用法の一部改正）

第五条　（略）

（印紙税法の一部改正）

第六条　（略）

（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第三十六条第一項（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第四十六条第三項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第三十六条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一　別表第一第百二十五号　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二　別表第一第百三十九号　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

三　別表第一第百四十号　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

別表第一中「、第三十四条」を「、第三十四条、第三十四条の二」に改め、同表第百二十五

号中「（貨物自動車運送事業法の特例）又は」を「（貨物自動車運送事業法の特例）、」に改め、「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「総合効率化計画の認定、」に、「は当該許可と」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可と」に改め、同号㈣中「（平成元年法律第八十三号）」を削り、同表第百三十九号中「（貨物利用運送事業法の特例）又は」を「（貨物利用運送事業法の特例）、」に改め、「第二十二条の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「認定又は」を「認定、」に、「は当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該登録」に改め、「第二十二条の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項」を加え、「は当該許可」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可」に改め、同号㈠中「（平成元年法律第八十二号）」を削り、同表第百四十号中「（倉庫業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「又は流通業務総合効率化促進法」を「若しくは流通業務総合効率化促進法」に、「は、当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録」に改める。

（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）

第八条　（略）

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の二の項の次に次のように加える。

二十一の三　福島県知事	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）による同法第三十八条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三に次のように加える。

二十九　福島県知事	福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三　福島復興再生特別措置法による同法第三十八条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五に次の一号を加える。

三十四　福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十〇二条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号に次のように加える。

ニ　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第五十八条に規定する業務

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

四　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第二十一条に規定する業務を行うこと。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十八条」を「、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第二十二条」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十四条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第一項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」を「、沖縄振興特別措置法第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第九条第四項若しくは第十三条第四項」に改め、同条第二項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第百六条第五項又は福島復興再生特別措置法第十一条第四項」に改め、同条第三項第一号ハ中「又は公害防止事業費事業者負担法」を「、公害防止事業費事業者負担法又は福島復興再生特別措置法第十〇条第三項」に改める。

第二百二十四条第一号ホ中「又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第八項又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第九条第四項若しくは第十三条第四項」を「、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第八項又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第九条第四項若しくは第十三条第四項」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第十五条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五　福島復興再生特別措置法第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第十六条　（略）

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十七条　（略）

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十八条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第六十四条

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の五第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第十七条の二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の次に一条を加える改正規定のうち第十七条の三の二第一項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の九第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十一第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十二の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十三第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十四の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十四の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十四の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十五第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十六の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十六の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十六の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十七第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十八の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十八の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の十八の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の十九第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十一第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十二の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十三第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十四の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十四の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十四の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十五第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十六の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十六の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十六の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十七第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十八の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十八の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二十八の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二十九第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十一第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十二の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十三第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十四の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十四の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十四の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十五第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十六の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十六の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十六の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十七第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十八の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十八の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三十八の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三十九第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十一第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十二の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十三第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十四の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十四の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十四の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十五第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十六の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十六の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十六の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十七第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十八の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十八の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の四十八の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四十九第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十一第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十二の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十三第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十四の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十四の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十四の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十五第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十六の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十六の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十六の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十七第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十八の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十八の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の五十八の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五十九第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十一第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十二の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十三第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十四の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十四の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十四の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十五第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十六の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十六の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十六の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十七第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十八の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十八の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の六十八の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の六十九第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十一第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十二の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十三第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十四の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十四の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十四の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十五第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十六の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十六の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十六の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十七第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十八の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十八の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の七十八の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の七十九第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十一第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十二の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十三第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十四の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十四の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十四の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十五第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十六の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十六の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十六の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十七第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十八の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十八の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の八十八の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の八十九第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の九十の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の九十の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の九十の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の九十一第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の九十二の二第一項及び第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の九十二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の九十二の二第一項中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の九十三第一項の表の第一号の第一欄の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改め、同号の第四欄の改正規定中「第四十九条」を「第五十一条」に、「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の九十四

規定のうち第二十五条の三の二第二項中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項の改正規定中「第四十九条又は第五十条」を「第五十一条又は第五十二条」に、「第四十九条の」を「第五十一条の」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「福島復興再生特別措置法」を「この法律の公布の日又は福島復興再生特別措置法」に、「施行の日」を「公布の日のいずれか遅い日」に改める。

附則第十九条のうち福島復興再生特別措置法第三十八条第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える改正規定中「第三十八条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

附則第十九条のうち福島復興再生特別措置法附則第十条の次に一条を加える改正規定のうち「附則第十条」を「附則第十一条」に改め、附則第十条の二のうち沖縄振興特別措置法第十四条第五項に一号を加える改正規定のうち第七号中「第三十八条第八項」を「第四十条第八項」に改め、附則第十条の二を附則第十一条の二とする。

附則第十九条のうち福島復興再生特別措置法附則第十五条の改正規定のうち「附則第十五条」を「附則第十七条」に改め、附則第十五条のうち総合特別区域法第二十条第五項に一号を加える改正規定のうち第六号及び同法第四十三条第五項に二号を加える改正規定のうち第六号中「第三十八条第八項」を「第四十条第八項」に改め、附則第十五条を附則第十七条とする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条　都市の低炭素化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条のうち登録免許税法別表第一第百三十九号の改正規定中「第四十六条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第二項中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十四条　（略）

（復興庁設置法の一部改正）

第二十五条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第　号）第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること。

第二十六条　復興庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「並びに同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業」を「、同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第三十六条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第五十六条第五項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整」に改める。

（政令への委任）

第二十七条　（略）

〔別紙〕

福島復興再生特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一　福島の復興及び再生に関する各種計画の策定に際しては、福島県が中心となって策定するとされているが、地域の実情に応じた細やかな施策を進める観点から、市町村等の意見も十分に反映すること。

二　原子力発電所事故による災害という特殊な事情に鑑み、福島県とともに、県内外への避難者が将来の展望を描けるよう復興及び再生の具体的な道筋を明確にするとともに、その進捗状況を随時公開し、政策の立案に活用すること。

三　復興及び再生を、迅速かつ着実に進めるため、十分な財源を確保すること。

四　人命救助や産業再生の観点から、必要な交通インフラの早期復旧に向け、国による代行等を含めた必要な措置を積極的に講じること。

五　農林漁業者が、今後も福島県において生産活動できるよう、各種計画の策定において、格別な配慮をすること。

六　産業活性化のため工場等の産業集積を行う際、円滑に事業展開が行えるよう、区域指定等について、特段の配慮をすること。

七　健康被害に対する不安を払拭するため、万全な措置を講じること。

八　除染等の措置等の実施に当たり、必要な資機材を福島で調達するよう配慮すること。

九　他の地域との教育格差を防止する観点から、教育環境の改善に配慮すること。

十　平成二十三年十二月に、福島県がいわゆる電源立地地域対策交付金を辞退したことに鑑み、電源開発促進税の課税目的を含めた電源開発促進税制の見直しやエネルギー対策特別会計の見直し等により、当該交付金に代わる財政上の措置を講じること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五四
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、六一〇円
（本体一、五四〇円）